

令和 4 年 9 月定例会

(2 0 2 2 年)

市 議 会 議 案

吹 田 市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第 1 2 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	5	—
報告第 1 3 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	7	—
報告第 1 4 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	9	—
報告第 1 5 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	1 1	—
報告第 1 6 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	1 3	—
報告第 1 7 号	令和 3 年度吹田市一般会計繰越明許費繰越計算書について	1 5	—
報告第 1 8 号	令和 3 年度吹田市公共用地先行取得特別会計繰越明許費繰越計算書について	2 1	—
報告第 1 9 号	令和 3 年度吹田市水道事業会計予算繰越計算書について	2 5	—
報告第 2 0 号	令和 3 年度吹田市下水道事業会計予算繰越計算書について	2 9	—
報告第 2 1 号	地方独立行政法人市立吹田市民病院の経営状況について	3 3	—
報告第 2 2 号	地方独立行政法人市立吹田市民病院令和 3 年度の業務実績に関する評価結果の報告について	1 1 3	—
報告第 2 3 号	地方独立行政法人市立吹田市民病院第 2 期中期目標期間の業務実績に関する評価結果の報告について	1 9 7	—
報告第 2 4 号	債権の放棄について	2 6 9	—
議案第 8 0 号	吹田市高年齢職員の部分休業に関する条例の制定について	3 1 1	5
議案第 8 1 号	吹田市学校給食費条例の制定について	3 1 5	1 3
議案第 8 2 号	吹田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 1 7	1 5
議案第 8 3 号	吹田市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 2 5	2 7
議案第 8 4 号	吹田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 2 7	2 9
議案第 8 5 号	吹田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 2 9	3 1
議案第 8 6 号	吹田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 3 5	4 1
議案第 8 7 号	吹田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 4 5	5 1
議案第 8 8 号	吹田市職員の公益的法人等への派遣に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	3 5 1	6 1
議案第 8 9 号	吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について	3 5 5	6 5
議案第 9 0 号	吹田市立教育・保育施設条例の一部を改正する条例の制定について	3 5 9	8 1
議案第 9 1 号	吹田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 6 1	8 3
議案第 9 2 号	吹田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	3 6 3	8 7

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
議案第 9 3 号	吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について	3 6 5	9 1
議案第 9 4 号	吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	3 6 7	9 3
議案第 9 5 号	千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 6 9	1 0 3
議案第 9 6 号	円山町 1 号橋拡幅改良工事請負契約の締結について	3 7 1	1 1 3
議案第 9 7 号	吹田市南消防署南正雀出張所建設工事（建築工事）請負契約の締結について	3 7 3	1 2 1
議案第 9 8 号	広域消防指令情報システム構築業務委託契約の締結について	3 7 5	1 3 7
議案第 9 9 号	吹田市資源循環エネルギーセンター 2 号灰溶融炉整備用耐火物部品購入契約の締結について	3 7 7	1 4 3
議案第 1 0 0 号	教育用 Windows タブレット（G I G A スクール構想対応用）追加購入契約の締結について	3 7 9	1 4 9
議案第 1 0 1 号	吹田市北部消防庁舎等複合施設建設工事請負契約の一部変更について	3 8 1	1 5 5
議案第 1 0 2 号	令和 4 年度吹田市一般会計補正予算（第 6 号）	3 8 3	1 5 7
議案第 1 0 3 号	令和 4 年度吹田市一般会計補正予算（第 7 号）	3 9 1	1 5 9
議案第 1 0 4 号	令和 4 年度吹田市一般会計補正予算（第 8 号）	3 9 9	1 6 1
議案第 1 0 5 号	令和 4 年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第 1 号）	4 1 7	1 8 9

報告第 1 2 号

損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告します。

令和 4 年 9 月 1 日

吹田市長 後 藤 圭 二

専決処分 年月日	損害賠償額	事 故 の 概 要
令 和 4 年 8 月 8 日	41,844円	令和 4 年 3 月 2 0 日午後 1 時頃、桃山台市民ホールの敷地内の樹木の枝が折れて落下し、同敷地内広場を通行中の相手方個人に当たり、同人が負傷されたものです。

報告第13号

損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和4年9月1日

吹田市長 後 藤 圭 二

専決処分 年月日	損害賠償額	事 故 の 概 要
令和4年 7月25日	250,000円	令和4年4月16日午後0時30分頃、千里第4緑地東側付近の吹田市山田西1丁目33番地先の市道において、街路樹の枝が折れて落下し、走行中の相手方個人所有の普通乗用車に当たり、同車が損傷したものです。

報告第 1 4 号

損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告します。

令和 4 年 9 月 1 日

吹田市長 後 藤 圭 二

専決処分 年月日	損害賠償額	事 故 の 概 要
令 和 4 年 7 月 1 日	442,706円	令和 4 年 3 月 2 7 日午後 3 時頃、山田東中学校の運動場において、野球部の部活動中に生徒が打ったボールが運動場の防球ネットを越え、同中学校南側のマンションの駐車場に駐車していた相手方個人所有の普通乗用車に当たり、同車が損傷したものです。

損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和4年9月1日

吹田市長 後 藤 圭 二

専決処分 年月日	損害賠償額	事 故 の 概 要
令和4年 7月25日	20,900円	令和4年4月28日午前11時頃、西山田中学校において、教室に設置している天井扇のカバーが外れて落下し、相手方生徒に当たり、同生徒の眼鏡が損傷したものです。

報告第16号

損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和4年9月1日

吹田市長 後 藤 圭 二

専決処分 年月日	損害賠償額 及び相手方	事 故 の 概 要
令和4年 8月17日	66,396円 大阪市淀川区十三元 今里2丁目19番 13号 三星建工株式会社 代表取締役 猪子 文男	令和4年6月22日午後0時20分頃、青山台小学校において、同小学校職員が刈払機を使用して除草作業を行っていたところ、飛散した小石が駐車中の相手方法人所有の小型貨物車に当たり、同車が損傷したものです。

報告第 17 号

令和 3 年度吹田市一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和 3 年度吹田市一般会計中一部翌年度繰越しに伴う繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告します。

令和 4 年 9 月 1 日

吹田市長 後 藤 圭 二

(1)

令和３年度吹田市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
2 総務費	3 戸籍住民登録費	戸籍住民登録事業	16,000,000	10,609,500
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業	5,695,484,000	2,791,301,849
		高齢者福祉施設補助事業	294,075,000	266,161,000
		障害者福祉施設整備補助事業	68,750,000	68,750,000
	2 児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付金事業	991,313,000	228,674,000
		北千里小学校跡地複合施設整備事業（児童会館）	83,230,000	83,229,300
8 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	78,294,000	78,294,000
		橋梁新設改良事業	84,000,000	84,000,000
	5 都市計画費	都市計画道路千里丘朝日が丘線道路新設事業	25,219,000	25,219,000
		佐井寺西土地区画整理事業	272,919,000	272,919,000
		上の川周辺整備事業	290,560,000	290,560,000
10 教育費	2 小学校費	小学校管理事業	54,450,000	54,450,000
		小学校改修事業	2,342,048,000	2,341,708,000
	3 中学校費	中学校管理事業	26,550,000	26,550,000
		中学校改修事業	1,454,885,000	1,454,885,000
	5 社会教育費	北千里小学校跡地複合施設整備事業（公民館）	121,028,000	121,027,800

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国 庫 支 出 金	府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
	8,228,000				2,381,500
	2,791,301,849				
	5,750,000	257,536,000			2,875,000
	45,833,000				22,917,000
	228,674,000				
	47,146,000		30,900,000		5,183,300
	9,000,000		20,700,000		48,594,000
					84,000,000
20,000,000					5,219,000
80,000,000	114,762,000		71,300,000		6,857,000
	241,900,000		43,800,000		4,860,000
	27,225,000				27,225,000
	499,859,000		1,817,400,000		24,449,000
	13,275,000				13,275,000
	292,475,000		1,161,600,000		810,000
	68,576,000		44,900,000		7,551,800

令和3年度吹田市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
10 教育費	5 社会教育費	北千里小学校跡地複合施設整備事業（図書館）	173,973,000	173,972,900
	6 保健体育費	小学校給食事業	11,148,000	11,148,000
計			12,083,926,000	8,383,459,349

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国 庫 支 出 金	府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
	98,578,000		64,800,000		10,594,900
	3,752,000		7,300,000		96,000
100,000,000	4,496,334,849	257,536,000	3,262,700,000		266,888,500

報告第 18 号

令和 3 年度吹田市公共用地先行取得特別会計繰越明許費繰越計算書について

令和 3 年度吹田市公共用地先行取得特別会計中一部翌年度繰越しに伴う繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告します。

令和 4 年 9 月 1 日

吹田市長 後 藤 圭 二

令和３年度吹田市公共用地先行取得特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
1 用地取得費	1 用地取得費	千里丘朝日が丘線用地取得事業	2,250,000	2,164,300
計			2,250,000	2,164,300

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国 庫 支 出 金	府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円 2,164,300	円
				2,164,300	

報告第19号

令和3年度吹田市水道事業会計予算繰越計算書について

令和3年度吹田市水道事業会計中一部翌年度繰越しに伴う予算繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告します。

令和4年9月1日

吹田市長 後 藤 圭 二

令和3年度吹田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	上水道施設等 整備事業	3,399,424,000	2,424,925,846	797,840,000

(参考) 翌年度繰越額の内訳

工 事 名
金田・広芝配水管整備実施設計業務 さく井掘削工事 津雲配水場場内管耐震化等整備工事（追加工事） 泉浄水所ろ過池操作盤更新工事 佐井寺配水場受変電設備更新工事 蓮間高区・低区流量計等設置工事 佐井寺配水場受水弁・緊急遮断弁更新工事（機械工事） 蓮間高区・低区配水幹線布設等工事 山田丘配水管布設工事 都市計画道路十三高槻線配水管布設工事（正雀工区）その3 日の出町配水管φ50mm～φ150mm布設替工事

左 の 財 源 内 訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説 明
企業債	円 214,000,000	円 176,658,154	円 0	工事等が翌年 度に亘るため
損益勘定 留保資金等	583,840,000			

繰 越 額
円 43,408,000
91,770,000
72,105,000
55,095,000
49,360,000
23,243,000
20,443,000
293,175,000
81,875,000
42,874,000
24,492,000

報告第 20 号

令和 3 年度吹田市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和 3 年度吹田市下水道事業会計中一部翌年度繰越しに伴う予算繰越計算書について、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告します。

令和 4 年 9 月 1 日

吹田市長 後 藤 圭 二

令和3年度吹田市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠建設事業	1,930,366,000	1,505,048,477	377,680,000
		処理場 建設事業	743,453,000	552,747,723	185,365,000
計			2,673,819,000	2,057,796,200	563,045,000

(参 考) 翌年度繰越額の内訳

工 事 (業 務) 名
雨水レベルアップ整備工事 中の島・片山第2工区 雨水レベルアップ整備工事 中の島・片山第3工区 雨水レベルアップ整備工事 中の島・片山第3工区附帯工事(その5) 雨水レベルアップ整備工事 中の島・片山第3工区附帯工事(その4) 八丁排水区雨水管路改築工事実施設計業務 岸部排水区管渠修正設計ほか業務 千里丘排水区雨水管路整備工事第101工区 山田川排水区雨水管路耐震工事第1工区 高川排水区雨水・污水管路耐震工事第2工区 南吹田下水処理場汚泥前処理機械設備工事 南吹田下水処理場汚泥前処理電気設備工事

左 の 財 源 内 訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
企業債	国庫補助金	損益勘定留保 資金等			
円 255,900,000	円 121,000,000	円 780,000	円 47,637,523	円 0	工事(業務) が翌年度にわ たるため
89,100,000	96,140,000	125,000	5,340,277	0	工事が翌年度 にわたるため
345,000,000	217,140,000	905,000	52,977,800	0	

繰 越 額
円
75,000,000
75,000,000
10,500,000
3,500,000
12,460,000
5,667,000
57,500,000
94,505,000
43,548,000
134,296,000
51,069,000

報告第 2 1 号

地方独立行政法人市立吹田市民病院の経営状況について

地方独立行政法人市立吹田市民病院の経営状況について、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告します。

令和 4 年 9 月 1 日

吹田市長 後 藤 圭 二

財 務 諸 表 等

令和3年度
(第8期事業年度)

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月31日

地方独立行政法人市立吹田市民病院

目 次

貸借対照表	1
損益計算書	3
キャッシュ・フロー計算書	4
損失の処理に関する書類	5
行政サービス実施コスト計算書	6
注記事項	7
附属明細書	
(1)固定資産の取得、処分、減価償却費及び減損損失累計額の明細	15
(2)たな卸資産の明細	16
(3)長期貸付金の明細	17
(4)長期借入金の明細	18
(5)移行前地方債償還債務の明細	19
(6)引当金の明細	20
(7)資本金及び資本剰余金の明細	21
(8)資産除去債務の明細	22
(9)運営費負担金債務及び運営費負担金収益の明細	23
(10)地方公共団体等からの財源措置の明細	24
(11)役員及び職員の給与の明細	26
(12)開示すべきセグメント情報	27
(13)上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	28
添付資料	
令和3年度決算報告書	33

財 務 諸 表

貸借対照表

(令和4年3月31日)

【地方独立行政法人市立吹田市民病院】

(単位:円)

科 目	金 額			
資 産 の 部				
I 固定資産				
1 有形固定資産				
土地	6,918,831,887			
土地減損損失累計額	▲1,560,309,887	5,358,522,000		
建物	14,852,097,997			
建物減価償却累計額	▲2,661,450,991			
建物減損損失累計額	▲569,947,793	11,620,699,213		
構築物	433,799,187			
構築物減価償却累計額	▲120,630,766			
構築物減損損失累計額	▲130,611,454	182,556,967		
器械備品	5,056,993,889			
器械備品減価償却累計額	▲3,163,573,761	1,893,420,128		
車両	2,860,624			
車両減価償却累計額	▲2,213,117	647,507		
有形固定資産合計		19,055,845,815		
2 無形固定資産				
電話加入権		2,044,100		
ソフトウェア		10,114,276		
施設利用権		6,710,000		
無形固定資産合計		18,868,376		
3 投資その他の資産				
長期貸付金		1,400,000		
投資その他の資産合計		1,400,000		
固定資産合計			19,076,114,191	
II 流動資産				
現金及び預金		2,121,538,327		
医業未収入金	2,135,770,320			
貸倒引当金(医業未収入金)	▲11,993,225	2,123,777,095		
未収入金		681,192,517		
たな卸資産		113,092,743		
前払費用		14,539,986		
流動資産合計			5,054,140,668	
資産合計				24,130,254,859

貸借対照表

(令和4年3月31日)

【地方独立行政法人市立吹田市民病院】

(単位:円)

科 目	金 額			
負 債 の 部				
I 固定負債				
資産見返負債				
資産見返運営費負担金	300,298,374			
資産見返補助金等	1,462,059,552			
資産見返寄付金	780,431			
資産見返物品受贈額	651,607	1,763,789,964		
長期借入金		16,237,373,583		
移行前地方債償還債務		347,282,303		
引当金				
退職給付引当金	3,046,737,394	3,046,737,394		
資産除去債務		6,000,000		
固定負債合計			21,401,183,244	
II 流動負債				
一年以内返済予定移行前地方債償還債務		102,620,129		
一年以内返済予定長期借入金		1,288,210,707		
未払金		1,436,366,451		
未払消費税等		5,198,800		
預り金		51,321,087		
引当金				
賞与引当金	399,032,000	399,032,000		
その他流動負債		34,678,853		
流動負債合計			3,317,428,027	
負債合計				24,718,611,271
純 資 産 の 部				
I 資本金				
設立団体出資金		3,300,843,643		
資本金合計			3,300,843,643	
II 資本剰余金				
運営費負担金		118,494,689		
資本剰余金合計			118,494,689	
III 繰越欠損金				
当期末処理損失		▲4,007,694,744		
(うち当期総利益)		(1,565,549,060)		
繰越欠損金合計			▲4,007,694,744	
純資産合計				▲588,356,412
負債純資産合計				24,130,254,859

損益計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

【地方独立行政法人市立吹田市民病院】

(単位:円)

科 目	金 額			
営業収益				
医業収益				
入院収益	7,927,651,346			
外来収益	4,237,022,669			
その他医業収益	303,528,244	12,468,202,259		
運営費負担金収益		1,185,271,330		
補助金等収益		2,478,103,045		
資産見返運営費負担金戻入		75,765,297		
資産見返補助金等戻入		60,054,075		
資産見返寄付金等戻入		167,231		
資産見返物品受贈額戻入		1,276,281		
営業収益合計			16,268,839,518	
営業費用				
医業費用				
給与費	6,708,654,184			
材料費	3,658,735,292			
経費	1,547,381,035			
減価償却費	1,203,370,246			
研究研修費	22,822,056	13,140,962,813		
一般管理費				
給与費	478,798,817			
経費	395,051,803			
減価償却費	195,871,872	1,069,722,492		
営業費用合計			14,210,685,305	
営業利益				2,058,154,213
営業外収益				
運営費負担金収益		91,220,037		
補助金等収益		57,496,470		
患者外給食収益		832,030		
寄附金収益		1,131,103		
その他営業外収益		58,589,048		
営業外収益合計			209,268,688	
営業外費用				
財務費用				
長期借入金利息	110,252,823			
移行前地方債利息	16,745,999	126,998,822		
患者外給食材料費		395,815		
控除対象外消費税		580,100,068		
雑損失		23,639		
その他営業外費用		1,151,000		
営業外費用合計			708,669,344	
経常利益				1,558,753,557
臨時利益				
固定資産売却益		12,694,991		
資産見返物品受贈額戻入		388,471		
資産見返運営費負担金戻入		5		
その他臨時利益		36,963,035		
臨時利益合計			50,046,502	
臨時損失				
固定資産除却損		703,467		
長期貸付金免除額		5,650,000		
過年度損益修正損		3,862		
その他臨時損失		36,893,670		
臨時損失合計			43,250,999	
当期純利益				1,565,549,060
当期総利益				1,565,549,060

キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

【地方独立行政法人市立吹田市民病院】

(単位:円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
材料の購入による支出	▲3,526,836,332
人件費支出	▲7,018,642,624
その他の業務支出	▲1,987,973,085
医業収入	12,447,797,615
運営費負担金収入	1,352,780,279
運営費負担金の精算による返還金の支出	▲59,952,956
補助金等収入	2,319,762,498
寄付金収入	1,131,103
その他	▲513,817,930
小計	3,014,248,568
利息の支払額	▲126,998,822
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,887,249,746
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	▲252,425,989
有形固定資産の売却による収入	12,695,000
無形固定資産の取得による支出	▲1,376,000
運営費負担金収入	77,637,721
補助金等収入	163,696,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	226,732
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	▲1,265,262,403
移行前地方債償還債務の償還による支出	▲102,487,593
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲1,367,749,996
IV 資金増加額(▲は減少額)	1,519,726,482
V 資金期首残高	601,811,845
VI 資金期末残高	2,121,538,327

損失の処理に関する書類

【地方独立行政法人市立吹田市民病院】

(単位:円)

科 目	金 額
I 当期末処理損失	4,007,694,744
当期総利益	1,565,549,060
前期繰越欠損金	5,573,243,804
II 次期繰越欠損金	<u>4,007,694,744</u>

行政サービス実施コスト計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

【地方独立行政法人市立吹田市民病院】

(単位:円)

科 目	金 額		
I 業務費用			
(1) 損益計算書上の費用			
医業費用	13,140,962,813		
一般管理費	1,069,722,492		
営業外費用	708,669,344		
臨時損失	43,250,999	14,962,605,648	
(2) (控除) 自己収入等			
医業収益	▲12,468,202,259		
寄附金収益	▲1,298,334		
営業外収益	▲59,421,078		
臨時利益	▲49,658,026	▲12,578,579,697	
業務費用合計			2,384,025,951
(うち減価償却充当補助金相当額)			(137,095,653)
II 機会費用			
地方公共団体出資の機会費用	7,138,557		7,138,557
III 行政サービス実施コスト			2,391,164,508

注記事項

I 重要な会計方針

1 運営費負担金収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。ただし、移行前地方債元金利息償還金、長期借入金元金利息償還金に要する経費については費用進行基準を採用しております。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建 物	2～50 年
構 築 物	8～50 年
器械備品	2～20 年
車 両	6 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

3 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、即時費用処理しております。

なお、吹田市からの派遣職員の退職給付債務については、吹田市派遣職員の退職手当に係る拠出金として、期末の自己都合要支給額から期首の自己都合要支給額を控除した額を計上しております。

4 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5 賞与引当金の計上基準

役職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

6 たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法に基づく低価法によっております。

7 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

吹田市出資等の機会費用の計算に使用した利率については、10 年利付国債の令和 4 年 3 月末における利回りを参考に 0.21% で計算しております。

8 リース取引の処理方法

リース料総額が 300 万円を超えるファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

9 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II キャッシュ・フロー計算書関係

1 資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	2,121,538,327 円
資金期末残高	2,121,538,327 円

2 重要な非資金取引

該当ありません。

III 固定資産の減損関係

1 固定資産のグルーピング方法

当法人は単独の病院のみを運営しているため、全体で 1 つの資産グループとしております。

2 共用資産の概要及び減損の兆候の把握等における取扱い方法

当法人は単独の病院のみを運営しているため、共用資産はありません。

IV 退職給付関係

1 採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しており

ます。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、吹田市からの派遣職員については、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計上しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 ((2) に掲げられたものを除く)

期首における退職給付債務	2,869,548,610 円
勤務費用	250,764,630 円
利息費用	17,217,292 円
数理計算上の差異の当期発生額	10,082,170 円
退職給付の支払額	▲206,363,080 円
期末における退職給付債務	2,941,249,622 円

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	105,748,467 円
退職給付費用	6,461,657 円
退職給付の支払額	▲6,722,352 円
期末における退職給付債務	105,487,772 円

(3) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の未積立退職給付債務	3,046,737,394 円
退職給付引当金	3,046,737,394 円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	250,764,630 円
利息費用	17,217,292 円
数理計算上の差異の当期発生額	10,082,170 円
吹田市派遣職員の退職手当に係る拠出金	6,461,657 円
合計	284,525,749 円

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）

割引率 0.6%

V 金融商品関係

1 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、設立団体からの

長期借入により資金を調達しております。資金の使途については、事業投資資金及び運営資金（長期）です。

医業未収入金等、未収債権等については、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、重要性の乏しいものについては、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (※1)	時価 (※1)	差額 (※1)
(1) 現金及び預金	2, 121, 538, 327 円	2, 121, 538, 327 円	—
(2) 医業未収入金(※2)	2, 123, 777, 095 円	2, 123, 777, 095 円	—
(3) 未収入金	681, 192, 517 円	681, 192, 517 円	—
(4) 長期借入金(※3)	(17, 525, 584, 290 円)	(17, 518, 371, 022 円)	(7, 213, 268 円)
(5) 未払金	(1, 436, 366, 451 円)	(1, 436, 366, 451 円)	—
(6) 移行前地方債償還 債務(※3)	(449, 902, 432 円)	(476, 681, 740 円)	(26, 779, 308 円)

(※1) 負債計上されるものは（ ）で示しております。

(※2) 医業未収入金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 1年以内返済予定を含みます。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 医業未収入金、(3) 未収入金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金、(6) 移行前地方債償還債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

VI 賃貸等不動産関係

当法人は遊休資産として吹田市片山町に土地を有しております。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりです。

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
1,810,000,000 円	—	1,810,000,000 円	1,810,000,000 円

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減損損失累計額を控除した金額です。

(注2) 当期末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて、当法人で算定した金額となっております。

また、賃貸等不動産に関する令和4年3月期における収益及び費用等はありません。

VII 資産除去債務関係

1 資産除去債務の概要

当法人は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づく放射性同位元素の除去費用について、資産除去債務を計上しております。

2 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、取得時からの使用見込期間を有形固定資産の耐用年数を参考に6年と見積もっております。割引率は当該期間を勘案し、使用見込期間に見合う国債の利回りを参考にしており、0%となっております。

3 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	6,000,000円
有形固定資産の取得による増加額	0円
時の経過による調整額	0円
資産除去債務の戻入による減少額	0円
期末残高	6,000,000円

VIII 重要な債務負担行為

当事業年度末までに契約を締結し、翌事業年度以降に支払が発生する重要なものは以下のとおりです。

契約内容	契約金額	契約期間	翌事業年度以降の支払金額
医事業務委託事業	345,528,000 円	R4. 4. 1～R7. 3. 31	345,528,000 円

IX 重要な偶発債務

当法人は、医療行為中の過失を理由に、令和2年11月19日付で大阪地方裁判所において、患者より348,737,081円の損害賠償金を請求する訴訟を提起されております。

訴訟により発生する債務及び裁判のための費用の一部は、200,000,000 円を上限に保険金で賄える見込みですが、現時点では損害賠償金及び保険金について未確定であり、当法人の財政状態及び経営成績への影響を予測することは困難です。

X 重要な後発事象

該当ありません。

XI その他重要事項

該当ありません。

財 務 諸 表

(附 属 明 細 書)

(1)固定資産の取得、処分、減価償却費及び減損損失累計額の明細

(単位:円)

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額	差引期末残高	摘要
						減価償却額	当期償却額			
有形固定資産 (償却費損益内)	建物	14,849,802,197	2,295,800	-	14,852,097,997	2,661,450,991	633,645,945	569,947,793	11,620,699,213	
	構築物	433,799,187	-	-	433,799,187	120,630,766	16,129,617	130,611,454	182,556,967	
	器械備品	4,821,216,980	316,025,645	80,248,736	5,056,993,889	3,163,573,761	744,366,237	-	1,893,420,128	
	車両	2,860,624	-	-	2,860,624	2,213,117	449,416	-	647,507	
	計	20,107,678,988	318,321,445	80,248,736	20,345,751,697	5,947,868,635	1,394,591,215	700,559,247	13,697,323,815	
非償却資産	土地	6,918,831,887	-	-	6,918,831,887	-	-	1,560,309,887	5,358,522,000	
	計	6,918,831,887	-	-	6,918,831,887	-	-	1,560,309,887	5,358,522,000	
有形固定資産合計	土地	6,918,831,887	-	-	6,918,831,887	-	-	-	5,358,522,000	
	建物	14,849,802,197	2,295,800	-	14,852,097,997	2,661,450,991	633,645,945	569,947,793	11,620,699,213	
	構築物	433,799,187	-	-	433,799,187	120,630,766	16,129,617	130,611,454	182,556,967	
	器械備品	4,821,216,980	316,025,645	80,248,736	5,056,993,889	3,163,573,761	744,366,237	-	1,893,420,128	
	車両	2,860,624	-	-	2,860,624	2,213,117	449,416	-	647,507	
無形固定資産	計	27,026,510,875	318,321,445	80,248,736	27,264,583,584	5,947,868,635	1,394,591,215	2,260,869,134	19,055,845,815	
	電話加入権	2,044,100	-	-	2,044,100	-	-	-	2,044,100	
	ソフトウェア	19,312,000	650,000	550,000	19,412,000	9,297,724	4,248,303	-	10,114,276	
	施設利用権	19,956,469	-	-	19,956,469	13,246,469	402,600	-	6,710,000	
	計	41,312,569	650,000	550,000	41,412,569	22,544,193	4,650,903	-	18,868,376	
投資その他の資産	長期貸付金	7,050,000	-	5,650,000	1,400,000	-	-	-	1,400,000	
	計	7,050,000	-	5,650,000	1,400,000	-	-	-	1,400,000	

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

心臓用血管造影装置 (63,964,000円)、全身用X線CT診断装置 (59,900,000円)、全自動化学発光酵素免疫測定装置 (17,490,000円)

(注) 当期減少額のうち主なものは次のとおりです。

全身用X線CT診断装置 (48,450,000円)

(2)たな卸資産の明細

(単位:円)

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入・振替	その他	払出・振替	その他		
薬品	88,716,235	2,586,807,006	-	2,562,537,626	2,284,778	110,700,837	(注)
その他貯蔵品	2,513,381	86,016,396	-	86,137,871	-	2,391,906	
計	91,229,616	2,672,823,402	-	2,648,675,497	2,284,778	113,092,743	

(注) 当期減少額のうち、その他には、期限切れによる廃棄もしくは滅失した資産を記載しております。

(3)長期貸付金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			回収額	償却額		
長期貸付金	7,050,000	-	-	5,650,000	1,400,000	(注)
計	7,050,000	-	-	5,650,000	1,400,000	

(注)医療の充実に必要な看護師の養成及び確保に資するため、修学に要する資金を貸付けます。よって、当法人が定めた期間、職務に従事した場合には貸付金の全額を免除するものとし、利率も0%としております。

(4)長期借入金の明細

(単位:円)

区分	借入先	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
建設改良資金借入金	吹田市	2,157,111,706	-	80,101,084	2,077,010,622	1.400%	令和26年3月20日	新病院建設用地購入費
建設改良資金借入金	吹田市	77,527,900	-	2,805,465	74,722,435	1.200%	令和27年3月20日	新病院建設予定地の埋蔵文化財調査費
建設改良資金借入金	吹田市	60,600,000	-	2,281,528	58,318,472	0.500%	令和28年3月20日	新病院建設予定地の埋蔵文化財調査費
建設改良資金借入金	吹田市	582,400,000	-	-	582,400,000	0.600%	令和29年3月20日	新病院建設工事費等
建設改良資金借入金	吹田市	3,348,700,000	-	-	3,348,700,000	0.600%	令和30年3月20日	新病院建設工事費等
建設改良資金借入金	吹田市	9,012,100,000	-	-	9,012,100,000	0.600%	令和30年9月20日	新病院建設工事費等
建設改良資金借入金	吹田市	83,900,000	-	-	83,900,000	0.700%	令和30年9月20日	新病院建設工事費等
建設改良資金借入金	吹田市	642,016,049	-	256,787,160	385,228,889	0.010%	令和5年9月20日	新病院建設工事費等(医療機器購入)
建設改良資金借入金	吹田市	118,100,000	-	-	118,100,000	0.500%	令和30年9月20日	新病院建設工事費等
建設改良資金借入金	吹田市	2,308,391,038	-	923,287,166	1,385,103,872	0.010%	令和5年9月20日	新病院建設工事費等(医療機器購入)
運営資金借入金	吹田市	400,000,000	-	-	400,000,000	0.002%	令和7年9月30日	運営資金
計		18,790,846,693	-	1,265,262,403	17,525,584,290			

(5)移行前地方債償還債務の明細

(単位:円)

銘柄	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	利率(%)	償還期限	摘要
資金運用部資金6003	114,330,257	-	26,642,965	87,687,292	4.65%	令和7年3月1日	
資金運用部資金7003	87,116,301	-	16,351,514	70,764,787	3.15%	令和8年3月1日	
資金運用部資金8002	334,496,900	-	51,947,124	282,549,776	2.80%	令和9年3月1日	
資金運用部資金8003	3,122,306	-	3,122,306	0	2.80%	令和4年3月1日	
地方公共団体金融機構250176	13,324,261	-	4,423,684	8,900,577	0.40%	令和6年3月20日	
計	552,390,025	-	102,487,593	449,902,432			

(6)引当金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
退職給付引当金	2,975,297,077	284,525,749	213,085,432	-	3,046,737,394	
賞与引当金	395,335,000	399,032,000	395,335,000	-	399,032,000	
貸倒引当金	14,685,817	1,112,305	3,804,897	-	11,993,225	
計	3,385,317,894	684,670,054	612,225,329	-	3,457,762,619	

(7)資本金及び資本剰余金の明細

(単位:円)

	区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	吹田市出資金	3,300,843,643	-	-	3,300,843,643	
	計	3,300,843,643	-	-	3,300,843,643	
資本剰余金	資本剰余金					
	運営費負担金	78,444,147	40,050,542	-	118,494,689	(注)
	計	78,444,147	40,050,542	-	118,494,689	
	損益外減価償却累計額	-	-	-	-	
	差引計	78,444,147	40,050,542	-	118,494,689	

(注)資本剰余金の増加については、土地の取得にかかる企業債元金償還のための運営費負担金によるものです。

(8)資産除去債務の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づく債務	6,000,000	-	-	6,000,000	
計	6,000,000	-	-	6,000,000	

(9)運営費負担金債務及び運営費負担金収益の明細

(単位:円)

①運営費負担金債務						
負担年度	期首残高	負担金 当期負担額	当期振替額			
			運営費負担金 収益	資産見返 運営費負担金	建設仮勘定見返 運営費負担金	資本剰余金 小計
令和3年度	-	1,394,179,630	1,276,491,367	77,637,721	-	1,394,179,630
合計	-	1,394,179,630	1,276,491,367	77,637,721	-	1,394,179,630

(単位:円)

②運営費負担金収益

業務等区分	令和3年度負担 分	合計
期間進行基準	552,144,663	552,144,663
費用進行基準	724,346,704	724,346,704
合計	1,276,491,367	1,276,491,367

(10)地方公共団体等からの財源措置の明細

補助金等の明細

(単位:円)

区分	当期交付額	左の会計処理内訳					摘要
		建設仮勘定 補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益計上	
医師臨床研修費補助金	6,007,320	-	-	-	-	6,007,320	
豊能地域救急医療対策事業運営費補助金	9,385,000	-	-	-	-	9,385,000	
大阪府新人看護職員研修事業補助金	530,000	-	-	-	-	530,000	
大阪府救急搬送患者受入促進支援事業費補助金	1,907,000	-	-	-	-	1,907,000	
大阪府女性医師等就労環境改善事業補助金	4,819,000	-	-	-	-	4,819,000	
地域型保育給付費	40,536,250	-	-	-	-	40,536,250	
患者送迎用バス運行補助金	5,082,000	-	-	-	-	5,082,000	
新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金	105,000,000	-	-	-	-	105,000,000	
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	1,520,325	-	-	-	-	1,520,325	
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金	100,000	-	-	-	-	100,000	
大阪府新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保緊急支援事業費補助金	2,252,432,000	-	-	-	-	2,252,432,000	
大阪府新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業補助金	120,153,000	-	109,230,000	-	-	10,923,000	
大阪府新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業補助金	50,387,000	-	33,720,000	-	-	16,667,000	
大阪府新型コロナウイルス感染症中等症・重症一休型病院協力金	30,000,000	-	-	-	-	30,000,000	
大阪府新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当支給事業補助金	24,039,000	-	-	-	-	24,039,000	
大阪府新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金	20,339,000	-	18,490,000	-	-	1,849,000	

区分	当期交付額	左の会計処理内訳					摘要
		建設仮勘定 補助金等	資産戻返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益計上	
大阪府入院待機ステーション運営協力医療機関支援事業協力金	10,000,000	-	-	-	-	10,000,000	
大阪府新型コロナウイルス感染症類似症患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金	3,978,000	-	526,000	-	-	3,452,000	
大阪府新型コロナウイルス感染症患者ゴールデンウィーク入院受入協力金	2,800,000	-	-	-	-	2,800,000	
大阪府感染まん延期における発熱患者等診療・検査臨時協力金	1,440,000	-	-	-	-	1,440,000	
大阪府ゴールデンウィーク発熱患者等診療・検査協力金	1,170,000	-	-	-	-	1,170,000	
大阪府年末年始発熱患者等診療・検査協力金	1,160,000	-	-	-	-	1,160,000	
大阪府コロナ重症センター等における医療従事者派遣事業補助金	1,170,000	-	-	-	-	1,170,000	
大阪府お盆期間における発熱患者等診療・検査協力金	1,030,000	-	-	-	-	1,030,000	
大阪府新型コロナウイルス感染症退院基準到達患者の受入協力金	600,000	-	-	-	-	600,000	
大阪府オリンピック・パラリンピック休暇発熱患者等診療・検査協力金	480,000	-	-	-	-	480,000	
大阪府新型コロナウイルス感染症入院患者の宿泊療養施設等への早期転送協力金	200,000	-	-	-	-	200,000	
吹田市新型コロナウイルス感染症検査体制促進補助金	537,000	-	-	-	-	537,000	
吹田市私立保育所等新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る助成金	399,000	-	-	-	-	399,000	
吹田市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金	191,620	-	-	-	-	191,620	
オンライン資格確認関係補助金	1,903,000	-	1,730,000	-	-	173,000	
合計	2,699,295,515	-	163,696,000	-	-	2,535,599,515	

(11)役員及び職員の給与の明細

(単位:千円、人)

区分	報酬又は給与		退職給与	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	16,113 (788)	1 (3)	-	-
職員	4,879,264 (245,262)	634 (31)	213,085 -	55 -
合計	4,895,377 (246,050)	635 (34)	213,085 -	55 -

(注1)支給額及び支給人員
非常勤職員については、外数として()内に記載しております。
また、支給人員については平均支給人員で記載しております。

(注2)役員については、期末現在の人数と上記の支給人数は異なります。

(注3)役員報酬基準及び職員給与基準の概要
役員報酬については、「地方独立行政法人市立吹田市民病院役員報酬規程」に基づき支給しております。
職員については、「地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程」及び「地方独立行政法人市立吹田市民病院非正規職員給与規程」に基づき支給しております。

(注4)法定福利費
上記明細には法定福利費は含めておりません。

(12)開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を実施しているため、記載を省略しております。

(13)上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

①医業費用及び一般管理費の明細

(単位:円)

科 目	金 額	
医業費用		
給与費		
給料及び手当	3,575,051,962	
賞与	648,832,036	
賞与引当金繰入額	365,465,000	
賃金	835,695,780	
報酬	238,497,998	
法定福利費	769,621,940	
退職給付費用	260,917,488	
役員報酬	14,571,980	6,708,654,184
材料費		
薬品費	2,562,537,626	
医療材料費	427,234,193	
給食材料費	86,137,871	
医療消耗備品費	580,540,824	
たな卸資産減耗費	2,284,778	3,658,735,292
減価償却費		
建物減価償却費	443,552,495	
構築物減価償却費	11,203,211	
器械備品減価償却費	744,366,237	
無形固定資産減価償却費	4,248,303	1,203,370,246
経費		
厚生福利費	14,822,798	
報償費	288,575	
旅費交通費	23,941	
職員被服費	842,480	
消耗品費	53,151,101	
光熱水費	127,889,480	
印刷製本費	5,097,828	
修繕費	43,815,199	
保険料	20,473,746	
賃借料	110,304,402	
委託料	1,152,926,127	
諸会費	9,878,180	
雑費	6,754,873	
医業貸倒引当金繰入額	1,112,305	1,547,381,035
研究研修費		
謝金	631,368	
図書費	6,717,974	
旅費	1,287,454	
研究雑費	14,185,260	22,822,056
医業費用合計		13,140,962,813

科 目	金 額	
一般管理費		
給与費		
給料及び手当	262,321,602	
賞与	50,215,070	
賞与引当金繰入額	33,567,000	
賃金	43,123,789	
法定福利費	58,410,912	
報酬	6,763,797	
退職給付費用	23,608,261	
役員報酬	788,386	478,798,817
減価償却費		
建物減価償却費	190,093,450	
構築物減価償却費	4,926,406	
車両減価償却費	449,416	
無形固定資産減価償却費	402,600	195,871,872
経費		
厚生福利費	929,947	
旅費交通費	31,920	
光熱水費	54,809,773	
燃料費	1,124,669	
食糧費	10,640	
修繕費	6,861,521	
保険料	1,092,349	
賃借料	1,009,780	
通信運搬費	12,876,071	
委託料	306,379,783	
諸会費	32,000	
雑費	9,310,550	
租税公課	582,800	395,051,803
一般管理費合計		1,069,722,492

②現金及び預金の内訳 (単位:円)		
区分	期末残高	摘要
現金	7,100,000	
普通預金	2,114,438,327	
合計	2,121,538,327	

③医業未収入金の内訳		
区分	期末残高	摘要
個人未収入金	47,001,433	
団体未収入金	2,047,600,994	
その他	41,167,893	
合計	2,135,770,320	

④未払金の内訳		
区分	期末残高	摘要
建設改良費	118,783,896	
給与費	359,766,401	
材料費	673,095,883	
経費その他	284,720,271	
合計	1,436,366,451	

決算報告書

令和3年度決算報告書

【地方独立行政法人市立吹田市民病院】

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算額－予算額)	備考
収入				
営業収益	13,505,000,000	15,500,629,878	1,995,629,878	
医業収益	12,914,000,000	12,497,423,943	▲416,576,057	患者数の減による。
運営費負担金収益	562,000,000	525,102,890	▲36,897,110	高度特殊医療の運営費負担金収益の減による。
補助金等収益	30,000,000	2,478,103,045	2,448,103,045	新型コロナウイルス感染症に係る補助金収益の増による。
その他営業収益	0	0	0	
営業外収益	214,000,000	190,113,396	▲23,886,604	
運営費負担金収益	83,000,000	83,456,264	456,264	
その他営業外収益	131,000,000	106,657,132	▲24,342,868	施設利用料(売店、駐車場等)の減による。
臨時利益	0	36,963,035	36,963,035	その他臨時利益の増による。
資本収入	3,117,000,000	979,650,576	▲2,137,349,424	
運営費負担金収益	785,000,000	785,620,476	620,476	
長期借入金	0	0	0	
その他資本収入	2,332,000,000	194,030,100	▲2,137,969,900	旧病院跡地の売却ができなかったため
その他収入	0	0	0	
計	16,836,000,000	16,707,356,885	▲128,643,115	
支出				
営業費用	13,010,000,000	13,290,237,835	280,237,835	
医業費用	12,107,000,000	12,393,057,358	286,057,358	
給与費	6,578,000,000	6,657,223,016	79,223,016	賃金等の増による。
材料費	3,885,000,000	4,013,919,689	128,919,689	薬品費等の増による。
経費	1,603,000,000	1,697,101,109	94,101,109	医療用検査業務委託料等の増による。
研究研修費	41,000,000	24,813,544	▲16,186,456	旅費等の減による。
一般管理費	903,000,000	897,180,477	▲5,819,523	
営業外費用	152,000,000	149,732,797	▲2,267,203	
臨時損失	0	36,897,532	36,897,532	その他臨時損失の増による。
資本支出	1,938,000,000	1,718,618,585	▲219,381,415	
建設改良費	170,000,000	350,868,589	180,868,589	新型コロナウイルス感染症に係る器械備品購入費等の増による。
償還金	1,768,000,000	1,367,749,996	▲400,250,004	借入金を繰上償還しなかったため
その他資本支出	0	0	0	
その他支出	0	0	0	
計	15,100,000,000	15,195,486,749	95,486,749	
単年度資金収支(収入－支出)	1,736,000,000	1,511,870,136	▲224,129,864	

予算額は各区分において百万円単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがあります。

(注)損益計算書の計上額と決算額の集計区分等の相違の概要は、以下のとおりです。

- (1) 損益計算書において計上されている現金収入を伴わない収益及び現金支出を伴わない費用は含んでおりません。
- (2) 医業費用の給与費及び一般管理費に、退職金及び賞与支払額を決算額に含めております。
- (3) 損益計算書の営業収益および営業外収益の運営費負担金のうち資本支出に充てたものは、決算額に含んでおりません。資本収入の運営費負担金に含めております。
- (4) 上記数値は消費税等込みの金額を記載しております。

事業報告書

令和 3 年度
(第 8 期事業年度)

自 令和 3 年 4 月 1 日

至 令和 4 年 3 月 31 日

地方独立行政法人市立吹田市民病院

目 次

1	地方独立行政法人市立吹田市民病院の概要	
(1)	現況	1
(2)	基本的な目標等	1
2	全体的な状況	
(1)	総括	2
(2)	大項目ごとの特記事項	2
第1	年度計画の期間	
第2	市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための取組	
第3	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組	
第4	財務内容の改善に関する目標を達成するための取組	
第5	その他業務運営に関する重要事項を達成するための取組	
3	項目別の状況	
第1	年度計画の期間	5
第2	市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1	大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割	5
2	市立病院として担うべき医療	5
(1)	総論	
(2)	救急医療	
(3)	小児医療、周産期医療	
(4)	災害医療	
(5)	がん医療	
(6)	リハビリテーション医療	
3	安心安全で患者満足度の高い医療の提供	13
(1)	安心安全な医療の提供	
(2)	チーム医療の充実	
(3)	コンプライアンスの徹底	
(4)	患者サービスの向上	
4	本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり	17
(1)	地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携	
(2)	在宅医療の充実に向けた支援	
5	健都における総合病院としての役割	20
(1)	国立循環器病研究センターとの機能分担・連携	

(2) 他の健都内事業者等との連携	
(3) 予防医療に関する取組	
6 地域医療への貢献	22
(1) 地域の医療従事者への支援	
(2) 福祉保健施策への協力・連携	
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	
1 PDCAサイクルによる目標管理の徹底	24
2 働きやすい職場環境の整備	25
(1) 医療職の人材の確保・養成	
(2) 人事給与制度	
第4 財務内容の改善に関する事項	
1 経営基盤の確立	26
2 収益の確保と費用の節減	27
(1) 収益の確保	
(2) 費用の節減	
第5 その他業務運営に関する重要事項	
1 情報の提供	30
2 環境に配慮した病院運営	31
第6 予算、収支計画及び資金計画	
1 予算（令和3年度）	33
2 収支計画（令和3年度）	34
3 資金計画（令和3年度）	35
第7 短期借入金の限度額	36
第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画	36
第9 重要な財産を譲渡し、または担保に供する計画	36
第10 剰余金の使途	36
第11 吹田市地方独立行政法人法施行細則で定める業務運営に関する事項	
1 施設及び設備に関する計画（令和3年度）	36

《添付資料》

地方独立行政法人市立吹田市民病院 令和3年度業務実績の法人自己評価一覧

1 地方独立行政法人市立吹田市民病院の概要

(1) 現況（令和4年3月31日現在）

①法人名 地方独立行政法人市立吹田市民病院

②所在地 吹田市岸部新町5番7号

③設立年月日 平成26年4月1日

④役員の状況

役職	氏名	備考
理事長	矢野 雅彦	
副理事長	内藤 雅文	病院長
理事	戎井 力	副院長
理事	四宮 眞男	吹田市医師会裁定委員
理事	鈴木 省三	副院長
理事	前田 哲生	副院長
理事	中筋 知美	副院長
理事	木田 利明	事務局長
監事	足立 光三	公認会計士
監事	児玉 憲夫	弁護士

⑤設置・運営する病院 市立吹田市民病院

⑥職員数（正規職員） 633名

（内訳）医師 100名、看護師 358名、医療技術員 119名、その他 56名（うち派遣職員 12名）

(2) 基本的な目標等

吹田市内には当院のほか、国立循環器病研究センター、大阪大学医学部附属病院といった特定機能病院や、済生会吹田病院、済生会千里病院などの急性期病院が整備されており、多くの医療機関が集積している。

その中でも当院は、「市民とともに心ある医療を」の基本理念に基づき、急性期医療、高度医療及び救急医療の提供を中心に、地域の中核病院としての機能を発揮することがこれからも期待される。

今後更に公立病院としての役割を果たしていくためには、患者ニーズの変化を的確に捉え、それに応じた良質な医療を提供するとともに、経営の効率化や経営基盤の安定化を図る必要がある。

市民の生命と健康を守るという目的を達成するため、当院は地方独立行政法人としての強みを発揮しながら、引き続き公立病院としての役割を果たすこと、医師をはじめ全職員の経営に対する意識改革を図り、目標達成に向け一丸となった協力体制の構築に取り組むこと、そしてサービスの向上と効率的な運営を行うことに取り組むものとする。

2 全体的な状況

(1) 総括

第2期中期計画期間の最終年度となる令和3年度は、依然、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、同感染症の対応など公立病院としての役割と急性期病院としての役割の両立を図る必要があるため、経営状況の改善、病診連携の推進、職員の意識改革を最優先課題とし効率的な運営に取り組んだ。

経営改善については、新型コロナウイルス感染症患者の受入を行う病棟を設けたことで病床数が制限され、新入院患者数は減少し目標達成には至らなかったものの、手術件数の確保や平均在院日数の短縮などの取組を行うことにより、入院診療単価は対前年度より増となり、また、外来診療単価についても、化学療法件数の増加等が要因となり、対前年度より増加し、いずれも目標を達成することができた。このような収益確保のための取組による診療単価の上昇と新型コロナウイルス感染症に係る補助金等が主な要因となり経常収支比率は目標を達成することができた。

病診連携の推進では、当日の受入依頼について、返答までの時間を短縮するよう直接医師に受入の可否を確認する体制の構築や、かかりつけ医の選定を目的として、患者向けの登録医マップを院内 7 か所に掲示するなど整備を図ったことにより、登録医の数は前年度末から 89 件増え、また、紹介件数、逆紹介件数はいずれも目標を達成し、紹介率は 72.1%、逆紹介率は 70.0%と昨年度より上昇した。

職員の意識改革については、毎月の業務状況や年度計画の進捗状況、収支状況などを全職員が容易に閲覧できるようにしているほか、当院の財務状況が把握できるよう他病院の経営管理指標を用いた財務分析研修を実施し、引き続き職員の経営参画意識の向上に努めた。また、病院長のビデオメッセージにより病院経営に対する認識の共有化を図るとともに病院への帰属意識の向上に努めた。

令和4年度は新たな計画期間となるが、患者確保はもとより、診療単価の一層の上昇を図り、人件費、材料費、経費等の費用と均衡のとれた収益を確保し、経営状況を改善することで、引き続き公立病院としての役割や地域医療構想を踏まえた役割を果たすことができるよう、今後も必要な取組を行うものである。

なお、年度評価実施要領第 3 条第 1 号に基づき、小項目ごとに 5 段階の自己評価を行ったことから、その内容を以下のとおり示す。

(2) 大項目ごとの特記事項

第1 年度計画の期間

特になし

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための取組

市立病院として担うべき医療については、急性期医療、高度医療及び救急医療の提供を中心に、地域の中核病院として必要な医療を提供した。救急医療については、新型コロナウイ

ルス感染症が収束しない中、感染症患者やその疑いがある患者の診療対応と並行して 24 時間 365 日の医療体制を引き続き確保に努めたものの、感染症の拡大により入院制限を実施する等、患者受入を断らざるを得ない状況が続いたことにより時間外救急車搬送受入率、救急車搬送受入件数ともに目標値には至らなかった。がん医療については、集学的治療の推進を図り、化学療法は肺がんの患者数に増加が見られ、放射線治療件数は 5,665 件、手術件数は 890 件となり、目標達成に至った。

安心安全で患者満足度の高い医療の提供については、インシデント・アクシデントの発生要因、再発防止策を検討し、職員へ周知を図るとともに意識向上に努めた。提供した医療に起因する有害事象の報告をオカレンスレポートと定義し、令和 3 年 11 月から運用を開始した。コロナ禍における標準的対応方針として、職員の健康観察、黙食の徹底など予防対策に取り組むとともに、大阪府のフェーズに合わせた院内対応方針に基づき、面会の許可制、会議や研修の制限などの取組を徹底し、院内での感染拡大防止に努めた。

本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくりについては、当日の受入依頼について、返答までの時間を短縮するよう直接医師に受入の可否を確認する体制を構築した。逆紹介先及びかかりつけ医の選定を目的として患者向けの登録医マップを院内 7 か所に掲示した。登録医の数は 427 件となり、前年度末から 89 件増えた。紹介件数は 17,181 件、逆紹介件数は 12,005 件となっており、目標値をクリアした。紹介率は 72.1%、逆紹介率は 70.0%と昨年度より上昇した。

健都における総合病院としての役割については、診療科ごとに役割分担を整理し、国立循環器病研究センターからの消化管出血をはじめ当院で対応可能な患者の受入を行ったほか、救急対応協力のみならず同センターへの医師派遣を行った。また、同センターの PET-CT や当院の内視鏡機器など医療機器の相互利用を進めた。同センターから当院への紹介件数は 832 件、当院からの紹介件数は 697 件であり、前年度と比較して増加した。電子カルテの相互閲覧について、継続して連携が円滑に進むよう取り組み、連携患者数は 149 件となった。

地域医療への貢献としては、吹田呼吸ケアを考える会において、新型コロナウイルス感染症に関するセミナーをオンデマンド配信で実施した。特別な配慮を必要とし、一般歯科医院では対応が困難な患者の歯科診療について、新型コロナウイルス感染症対策を講じる等、安全な体制のもと実施した。小児科医師（小児神経専門医）が、毎週 1 回市の施設（わかたけ園）に出向き診察を行った。

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組

P D C A サイクルによる目標管理の徹底について、中期計画や年度計画、当年度の重点方針を全職員に通知するとともに、診療単価向上のための診療科別ヒアリングを実施し、各課題に責任者を設定し進捗管理を行った。重点方針に掲げたもののうち、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下においても紹介率 70%、逆紹介率 65%以上を達成することができた。また、診療単価の目標を達成した。毎月の業務状況や年度計画の進捗状況、収支状況、院長通知を電子カルテ端末上で全職員が容易に閲覧できるようにしているほか、入院患者数などの状況を電子カルテトップページ上で毎日更新し、引き続き職員の経営参画意識の向上

に努めた。部長会において定期的な経営状況の報告を行ったほか、病院長のビデオメッセージにより経営改善の必要性について全職員に周知した。

働きやすい職場環境の整備について、専用タブレットを地域医療連携システムと接続し、令和3年7月から電子カルテが自宅でも閲覧可能となり、脳神経外科で運用を開始した。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための取組

経営基盤の確立について、経営感覚に富む人材育成のため、新規採用職員に対し会計制度等についての研修及び全職員に対しては経営状況についての研修を開催し、経営に関する知識の向上を図った。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、医業収支比率については目標達成ができなかったが、経営改善に努めたこと及び新型コロナウイルス感染症に係る補助金等により経常収支比率の目標を達成することができた。

収益の確保について、手術件数の確保や平均在院日数の短縮などを適切に行うことにより、入院診療単価は対前年度 5,466 円 (8.5%) 増となり、年度目標を達成することができた。新入院患者数については新型コロナウイルス感染症患者の受入を行う病棟を設けたことで病床数が制限され対前年度で 253 人減少し目標達成には至らなかった。外来診療単価については、化学療法件数の増加等が要因となり、対前年度で 936 円 (5.0%) 増加し、目標を達成することができた。

費用の節減について、給与費比率、経費比率については、削減に努めたものの新型コロナウイルス感染症拡大の影響による医業収益の減少が主な要因となり目標達成には至らなかった。医薬品について、12 品目の後発医薬品を新たに採用したことによって、数量シェアベースにおける採用率を 90.3%まで引き上げることができた。医薬品・医療材料について、ベンチマークシステムを活用しながら価格交渉を行い、購入単価は削減したが、高額薬剤の使用数増加に伴い、購入総額が増加したことにより、材料費比率の目標値を達成することはできなかった。

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するための取組

情報の提供について、当院の特色ある診療内容を広く周知するために、病院だより、広報誌「ともに」での情報発信に加え、「内視鏡検査」、「産婦人科における産褥指導」の動画をホームページ上に掲載するとともに「吹田呼吸ケアを考える会 (SRCT)」の動画を希望者へ配信した。「脳神経内科」、「脳神経外科」、「小児外科」のパンフレットを作成し、医療連携を行う診療所等に引き続き設置し周知を図った。市民や患者が受診する際に安心して利用できるよう周知を図った。

環境に配慮した病院運営について、毎月ビルエネルギー管理システム (BEMS)によって蓄積されたデータを基に消費量を分析し、消費量が大幅に増加した部署へ消費抑制の注意喚起を行った。また、クールヒートピットの熱効率を利用し、環境負荷を抑えている。光熱水費の前年同月の比較表を院内ポータルサイトに掲載するとともに、節電・節水等の啓発ポスターを引き続き院内に掲示し、職員意識の啓発に努めた。

3 項目別の状況

第1 年度計画の期間

特になし

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割

地域の医療機関との機能分担・連携を図りつつ、地域の診療所等では対応できない入院・手術を中心とした医療を提供するとともに、総合病院として急性期医療の提供を行うことにより、より多様な医療需要に対応した。また、大阪府地域医療構想において不足している回復期病床については、現病院への移転に伴い、一般病床の一部を回復期リハビリテーション病床（45床）に転換しており、引き続き急性期から回復期までの患者の状態像に応じた手厚いリハビリテーションを行った。

在宅医療の充実に向けた支援として、在宅医療に係る関係機関との円滑な連携による退院支援を行った。また、在宅療養者の病状が急変した際の受入を行うなどの在宅医療の後方支援を積極的に行うとともに、医療・介護・福祉のサービスが切れ目なく提供されるよう、地域医療ネットワークの連携の強化を図った。

2 市立病院として担うべき医療

(1) 総論

がん疾患については、外来化学療法及び放射線治療の実施など、集学的治療を推進し効果的な治療に努めた。また、コロナ禍においても可能な範囲で内視鏡センターを活用し、がん疾患のほか呼吸器疾患についても質の高い治療を行うことができた。整形外科系疾患においては、リハビリテーション科で効果的なリハビリテーションを行った。

大阪府医療計画で推進が求められている5疾病（がん、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）、4事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）については、公立病院として必要とされる医療サービスを他の医療機関との機能分担・連携の下に適切に実施するとともに、質の高い医療の提供に努めた。

在宅医療については、在宅療養者の病状が急変した際には、地域のかかりつけ医と患者支援センターの病床管理担当の看護師が連携して円滑な受入を行った。

新型コロナウイルス感染症への対応として、市及び関係機関と連携・協力し、発熱外来及び地域外来検査センターを設置し、外来患者に対応したほか、専用病棟を設け、入院患者の受入を行うなど、市立病院として役割を果たした。

地域医療支援病院として、コロナ禍にあっても可能な範囲で開業医を訪問することで連携を密にとり、紹介率の向上に努めた。また、地域連携パスを活用し、逆紹介を推進することにより、地域で切れ目ない医療の提供に努めた。

(2) 救急医療

ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の確保

(ア) 新型コロナウイルス感染症が収束しない中、感染症患者やその疑いがある患者の診療対応と並行して 24 時間 365 日の医療体制を引き続き確保し、地域の医療機関及び三次救急医療機関との連携・役割分担の下、地域における救急医療提供の中心的役割を果たせるよう努めた。

受け入れできなかった症例は救急部運営委員会において原因の検討を行ない、救急患者を断らないよう努めた。令和 3 年 7 月から救急科医師を増員して受入体制を強化するとともに、頭部外傷の受入率向上のため、脳神経外科において専用タブレットを地域医療連携システムと接続することで、電子カルテが自宅でも閲覧可能となる環境を整備した。しかし、感染症の拡大により入院制限を実施する等、患者受入を断らざるを得ない状況が続いたことにより時間外救急車搬送受入率、救急車搬送受入件数ともに目標値には至らなかった。

(救急車搬送受入件数：2,544 件（前年度 2,917 件）、時間外救急車搬送受入率：54.8%（前年度 68.8%）)

(イ) 救急病床を活用する等、救急患者を円滑に受け入れるための救急応需体制を確保したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、救急患者の受入率が減少した。(救急専用病床稼働率 22.3%（前年度 29.0%）)

(ウ) 時間内の救急搬送患者対応について、救急科部長を中心に救急隊からの受入要請に対し、迅速に受入可否の判断をするとともに適切な診療科で対応するなどのスムーズな受入体制で運用した。

イ 初期救急医療における機能分担・連携

地域の医療機関との連携推進やかかりつけ医定着の促進について、ホームページや広報誌、患者への啓発用チラシの配布等、初期救急医療において地域の医療機関との機能分担を図った。

【目標指標】

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
時間外救急車搬送受入率	年度計画 目標	88.3%	89.2%	90.0%
【中期計画目標※】 90.0%	実績	77.5%	68.8%	54.8%

※平成 30 年度から令和 3 年度までの第 2 期中期計画期間の目標値。(以下同様)

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
救急車搬送受入件数 【中期計画目標】 4,320 件	年度計画 目標	4,230 件	4,270 件	4,320 件
	実績	3,854 件	2,917 件	2,544 件
うち時間内 【中期計画目標】 1,440 件	年度計画 目標	1,400 件	1,420 件	1,440 件
	実績	1,376 件	1,138 件	950 件
うち時間外 【中期計画目標】 2,880 件	年度計画 目標	2,830 件	2,850 件	2,880 件
	実績	2,478 件	1,779 件	1,594 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
救急専用病床稼働率 【中期計画目標】 90.0%	年度計画 目標	88.0%	89.0%	90.0%
	実績	43.0%	29.0%	22.3%

（３）小児医療、周産期医療

ア 小児医療

二次医療圏内の小児救急診療について、豊能広域こども急病センターの後送病院として週４回の二次救急輪番を努め、地域に必要とされる役割を果たした。

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
小児時間外救急搬送応需率	実績	95.7%	97.3%	92.2%

イ 周産期医療

陣痛から分娩後まで、部屋移動による負担が少なく安全なＬＤＲ（特別室）の活用に加え、多職種から専門的なサポートを受けることが出来る助産師外来や、ははとこ健診、産後のアロマセラピーを導入し、妊娠から産後まで幅広い支援を行い、安心してお産できる環境を継続して提供した。結果、前年度より分娩件数の増加に繋がった。

糖尿病等の合併症をもった妊婦、中程度のリスクのある分娩や開業医では対応の難しい妊娠管理や分娩管理が必要な妊婦の受入体制を維持した。

分娩においてハイリスクを有する妊婦については、検診の段階で高次医療対応が可能な周産期母子医療センターへ紹介するなどし、安心安全な周産期医療体制を確保した。

【関連指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
小児科患者数 (入院)	実績	7,767 人	4,345 人	4,140 人
項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
小児科患者数 (外来)	実績	11,606 人	9,164 人	9,265 人

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
小児救急搬送患者数	実績	625 人	273 人	442 人
うち 小児救急入院患者数	実績	548 人	188 人	198 人

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
分娩件数	実績	309 件	293 件	312 件

(４) 災害医療

ア 市の災害医療センターとしての役割

(ア) 災害対策訓練として、10月に地震を想定した大規模災害訓練（医師 10 人、看護師 55 人、コメディカル 7 人、事務 13 人、計 85 人参加）を実施し、2月に防火訓練を実施する予定であったが、院内における新型コロナウイルス感染症対応から、防火訓練は中止し、火災時の通報、消火、避難、また消防設備の解説を収録した動画を作成し、全職員に周知した。併せて災害対策委員による模擬消火器消火訓練を実施した。また、院外での訓練、研修参加については、10月と12月にオンラインで行われた豊能二次医療圏大規模災害時医療連携強化プロジェクト研修（延べ看護師 4 人、事務 6 人、計 10 人）に参加した。

DMAT 参加経験のある医師が赴任し、災害対策委員会のメンバーとなり、自身の体験からの発言により、委員会が活性化された。災害対策委員会を 10 回開催し、訓練内容の検討及び訓練結果の反省、防火動画の作成に取り組み、防災マニュアル及び事業継続計画（BCP）の改訂を行った。

(イ) 院内新型コロナウイルス感染症対応により、全部署が取り組むトリアージを含めた災害体制の訓練実施は難しく、初動対応と災害対策本部機能の再確認を中心に大規模災害を想定した実地訓練を 10 月に実施し、訓練を基に災害対策委員会にて初動対応の見直し、新たに導入した安否確認システム、備蓄品等を追記し、防災マニュアルを改訂した。

防災マニュアルの改訂に併せて、事業継続計画（BCP）を改訂した。

イ 市及び地域の医療機関との連携体制

(ア) 新型コロナウイルス感染症の影響により、10月にオンラインで行われた豊能二次医療圏大規模災害時医療連携強化プロジェクト研修で EMIS（大阪府救急・災害医療情報システム）の情報伝達、トリアージ机上訓練、同研修の一環で12月に災害時新型コロナウイルス感染患者の受入要請訓練を済生会千里病院と行った。また、大阪大学医学部附属病院での災害時新型コロナウイルス感染患者の受入訓練に見学参加した。

(イ) 新型コロナウイルス感染症への対応として、市及び関係機関と連携・協力し、発熱外来及び地域外来検査センターを設置し、外来患者に対応したほか、専用病棟を設け、入院患者の受入を行うなど、市立病院として役割を果たした。また、吹田市からの要請により入院待機ステーションの設置に協力した。ワクチン接種についても、地域の医療従事者、高齢者や妊産婦等を対象に行った。

感染管理認定看護師が高齢者施設等に対して感染防止対策等の研修を計3回行うとともに、クラスターの発生した医療機関や高齢者施設に対してラウンドや研修を行い、再発防止に向けた支援を計6回行った。

【関連指標】

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
災害訓練回数	実績	2回	2回	1回

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
災害訓練参加人数	実績	173人	122人	85人

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
災害医療院外研修参加回数	実績	2回	1回	2回

(5) がん医療

ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備

(ア) 医師、看護師、コメディカル等がチームとして症例検討会を行い、他科と連携協力し、患者にとって最良な治療方法となるよう集学的治療の推進を図った。また、緩和ケアチームによる介入を行い、精神面等のフォローも積極的に行った。

化学療法は肺がんの患者数に増加が見られ、放射線治療は5,665件の実施を行った。手術においても890件行い、目標達成に至った。

がん診療地域連携パスについては、開業医訪問の際に活用を促し、また、院内での各種委員会等において活用を推進するなど、積極的な運用を行うように努めた。しかし、コロナ禍における受診控えの影響で対象となる患者が減少していたこともあり、年度目標の40件に

対して 23 件に留まった。

(イ) 常勤放射線治療専門医や放射線治療における機器の精度管理を専従とする診療放射線技師の配置を引き続き行い、質の高い放射線治療を提供できる体制を確保し、5,665 件の放射線治療を実施した。

(ウ) がんのリハビリテーションの推進を図るため、がんの専門的知識を有する技師を育成し、療養生活の質の維持向上を目的とする質の高いリハビリテーションの提供に努めた。

がん情報コーナーの整備を行うとともに、院内にがん相談支援センターのポスター掲示、リーフレットの設置など、がん相談支援センターの周知を図り情報提供及び相談支援に繋げた。

緩和ケアについては、入院時に疼痛のスクリーニングを実施し、週 1 回ラウンドを行うなど積極的に介入するとともに日本緩和医療学会 PEACE プログラムに基づき、緩和ケア研修会を実施した。(17 名参加)

イ がん予防医療の取組

(ア) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、肺がん検診及び大腸がん検診は実施できなかったが、子宮がん検診、胃がん内視鏡検診及び乳がん検診は継続して実施した。

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
肺がん検診	実績	720 件	27 件	0 件

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
大腸がん検診	実績	597 件	23 件	0 件

(イ) 市民公開講座をオンラインにて実施し、内視鏡検査における当院のがん治療及びがん検査の啓発について取り上げ、同内容の動画をホームページ上に掲載し、閲覧できるようにした。

【目標指標】

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
がん入院患者件数 【中期計画目標】 2,120 件	年度計画 目標	2,040 件	2,080 件	2,120 件
	実績	2,236 件	2,487 件	2,772 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
外来化学療法件数	年度計画 目標	2,550 件	2,600 件	2,650 件
【中期計画目標】 2,650 件	実績	3,135 件	3,322 件	3,771 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
放射線治療件数	年度計画 目標	3,270 件	3,540 件	3,800 件
【中期計画目標】 3,800 件	実績	5,578 件	4,978 件	5,665 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
がん手術件数	年度計画 目標	680 件	690 件	700 件
【中期計画目標】 700 件	実績	851 件	813 件	890 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
がん診療地域連携パス実施件数	年度計画 目標	25 件	30 件	40 件
【中期計画目標】 40 件	実績	25 件	18 件	23 件

【関連指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
がん患者リハビリテーション単位数（※）	実績	1,066	2,294	2,709

（※）単位数とは、20 分を 1 単位とするリハビリテーションの実施数（以下同様）

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
がん相談件数	実績	584 件	772 件	759 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
緩和ケアチーム介入件数	実績	175 件	147 件	158 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
がん検診受診者数	実績	3,273 人	1,403 人	1,473 人

(6) リハビリテーション医療

ア 回復期リハビリテーション病棟を活用した在宅復帰への支援

急性期患者については、365 日のリハビリテーション実施体制の下、引き続き廃用症候群の予防や早期離床を目的としたリハビリテーションを実施した。

他病院からの脳血管疾患の患者の受入が減少したため、脳血管疾患等リハビリテーションは減少したが、整形外科等の術後に回復期リハビリテーション病棟へ転棟する症例が増加し、運動器リハビリテーション実施単位数の増加となった。

病床利用率は目標値には届かなかったものの前年度実績より大きく改善し、リハビリテーション実施単位数は前年度実績と同等であった。

イ 高齢化の増加に伴う疾患の増加への対応

がん患者や呼吸器疾患患者について、早期にリハビリテーションの介入を実施し、患者の状態等を勘案して、最も適切なリハビリテーションを提供することで、患者の自立度向上に取り組んだ。

【目標指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
回復期リハビリテーション病棟病床利用率 【中期計画目標】 95.0%	年度計画 目標	95.0%	95.0%	95.0%
	実績	73.3%	75.1%	84.0%

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
回復期リハビリテーション病棟在宅復帰率 【中期計画目標】 80.0%	年度計画 目標	70.0%	80.0%	80.0%
	実績	86.9%	86.7%	94.7%

【関連指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
早期リハビリテーション単位数	実績	41,938	54,646	55,029

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
がん患者リハビリテーション単位数（再掲）	実績	1,066	2,294	2,759

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
呼吸器リハビリテーション単位数	実績	2,515	2,515	2,710

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
脳血管疾患等リハビリテーション単位数	実績	57,011	75,509	63,786

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
運動器リハビリテーション単位数	実績	43,077	50,056	59,558

３ 安心安全で患者満足度の高い医療の提供

（１）安心安全な医療の提供

ア 医療の安全管理体制の確保

（ア） 医療安全管理委員会等を毎月開催し、インシデント・アクシデントの発生要因、再発防止策を検討し、検討結果を毎月の部長会を通じ、職員へ周知を図るとともに全職員を対象に医療安全研修を２回行った。医療安全研修では、理事長自らがインシデント・アクシデントの報告状況や他病院での医療事故の事例をもとにした当院の改善点についての講演を行い、職員の医療安全管理体制に対する意識向上に努めた。さらに、医師の意識向上のため、インシデント・アクシデント報告のうち、提供した医療に起因する有害事象の報告をオカレンスレポートと定義し、令和３年１１月から運用を開始した。

高難度新規医療技術を用いた医療等に際し、新たに院内委員会を設置し、提供の適否を評価するなど診療を適正に提供するための体制を整備した。

手術中のルールの見直しとして、緊急事態に国立循環器病研究センターに応援依頼を早急に行うためのホットラインを設置、緊急輸血マニュアルの策定等を行い、医療事故発生防止に努めた。

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
インシデント件数	実績	1,780 件	1,644 件	1,194 件
アクシデント件数	実績	23 件	13 件	48 件

(イ) コロナ禍における標準的対応方針として、職員の健康観察、黙食の徹底など予防対策に取り組むとともに、大阪府のフェーズに合わせた院内対応方針に基づき、面会の許可制、会議や研修の制限などの取組を徹底し、院内での感染拡大防止に努めた。

イ 医療安全対策の徹底

(ア) 病院機能評価の評価項目に基づき、患者の安全確保に関するマニュアルである「医療事故防止マニュアル」を適宜改訂し、医療事故防止に努めた。また、院内でのインシデント・アクシデントを収集し、医療事故防止対策委員会で再発防止のための検討を行い、改善のため周知を行った。

(イ) 医療の安全管理研修として、全職員を対象に2回、職種別に11回実施した。院外においても医療安全室の職員を中心に19回の研修に参加した。院内感染防止対策として、全職員を対象に3回、職種別に10回の研修を実施した。ウェブ配信による院外研修を積極的に受講し、医療安全意識の向上に努めた。

【関連指標】

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
医療安全管理委員会 開催回数	実績	12回	12回	12回

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
医療安全関係院外研修 参加件数	実績	20件	9件	19件

(2) チーム医療の充実

ア チーム医療の仕組みを活用した質の高い診療・ケアの提供

多職種がそれぞれの専門スキルを活用し、チームで患者の療養生活のサポートを行うことで質の高い診療・ケアを提供した。

認知症ケアチームにおいては、認知症を有する患者の担当看護師と共にカンファレンスを実施し、認知症状の悪化の予防やケア、症状への改善に向けた介入を行った。

栄養サポートチームにおいては、コロナ禍における長期入院患者数の減、感染リスクを考慮し、チームによる介入を制限したものの、低栄養の患者の把握や栄養管理の提案を行い、病状の早期回復に努めた。

胃ろうの適応を考えるチーム（通称 JIP）では、退院後の生活状況や将来の療養場所の見直しなど総合的に検討し、患者や家族に胃ろうの選択を考える際の支援を行った。

イ チーム医療の質の向上

多職種によるミーティングやラウンド等を通じて、課題の把握及び解決に努め、チーム医療の質の向上を図った。

認知症ケアチームにおいては、研修会や委員会等を通じて、認知症に関する知識やケアの目的の共有やスキルアップを図った。

栄養サポートチームにおいては、個々の症例に関して治療効果の促進や合併症の回避を目的として、病棟スタッフに対して、栄養療法や、栄養管理について助言を行い、チーム医療の質の向上を図った。

【関連指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
認知症ケアチーム介入件数	実績	295 件	425 件	408 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
栄養サポートチーム介入件数	実績	1,266 件	1,127 件	656 件

（３）コンプライアンスの徹底

ア 内部統制体制の整備

リスクへの適切な対応を行うため、令和２年度に実施したリスク評価をもとに業務におけるリスクを再確認し、適宜見直しを行った。また、市が選任した会計監査人による監査業務（会計実務指導や内部統制等）に係る指摘についても適切に対応を行った。

イ 職員の意識向上

個人情報保護の研修を実施するとともに、当日に参加できなかった職員向けに 院内ポータルサイトに研修動画をアップし、個人情報保護に対する意識向上に努めたうえで、院内ポータルサイトによる個人情報に関する自己点検を行った。

個人情報保護推進委員会を開催し、今年度の研修結果を振り返り、来年度の個人情報保護研修内容について協議した。

（４）患者サービスの向上

ア 患者の視点に立ったサービスの提供

（ア） 声の箱に寄せられた様々な要望・意見を医療改善委員会で検討し、患者サービスの向上・改善を図った。

入院患者の患者満足度を把握するために退院患者アンケートや外来患者満足度調査を実施した。令和３年度の退院患者アンケートでは、職員の接遇について「よい」の評価が 91.2%、

「ふつう」が8.7%、「わるい」が0.1%との結果であった。

外来患者満足度調査について、全国の傾向（ベンチマーク）と比較して、診療の内容や診察時間、医師・看護師の対応などについては満足度が高く、「親しい方にすすめられる病院」と回答のあった結果が全国平均より高かった。

（イ） 4月に新規採用者を対象に接遇研修を実施し、21名が参加した。患者対応において常に親切・丁寧な説明を心掛け、患者サービスの向上に努めた。

（ウ） 患者利便施設（売店、レストラン、カフェ、自動販売機）の事業者に対して、商品やメニューの要望、従業員の接遇改善など声の箱に寄せられた患者の意見を伝えて対策を講じるよう要請している。主な改善例として感染対策の意見があり、レストランのテーブルにアクリルによる遮へい板を設置した。また、利用者の要望でレストランでの営業開始時間を早めモーニングサービスを開始した。

（エ） 院内ポータルサイトで月毎の患者の待ち時間を周知し、待ち時間短縮の意識付けを行った。また、令和4年1月より新たに皮膚科について、紹介患者・予約患者のみの紹介制外来を導入した。

イ 患者に寄り添ったサービスの提供

インフォームド・コンセントについては、当院のマニュアルに従い、分かりやすく丁寧な説明を実施した。

他院へのセカンド・オピニオンについては、22件であり、患者の希望の際には速やかに対応した。当院へのセカンド・オピニオンについてはホームページ等で周知を図っており、4件であった。

ウ 院内ボランティア活動への支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、院内のボランティア活動は自粛していたが、屋上庭園の花の手入れについては新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら実施した。

【関連指標】

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
声の箱投書件数	実績	332件	84件	116件

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
患者満足度調査結果	実績	—	—	1回 337/1,490

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
セカンド・オピニオン 対応件数	実績	９件	３件	４件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
ボランティア登録人数	実績	５９人	６０人	６１人

４ 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり

（１）地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携

ア 紹介・逆紹介の徹底

（ア）当日の受入依頼については、返答までの時間を短縮するよう直接医師に受入の可否を確認する体制を構築した。また、開業医が当院ホームページから書類をダウンロードして活用できるようにするなど紹介時の負担軽減を図った。

登録医数は 427 件で、前年度末から 89 件増加した。

逆紹介先及びかかりつけ医の選定を目的として患者向けの登録医マップを院内 7 か所に掲示した。

紹介件数は 17,181 件、逆紹介件数は 12,005 件となっており、目標値をクリアした。紹介率は 72.1%、逆紹介率は 70.0%と昨年度より上昇した。

（イ） 逆紹介については、大腿骨頸部骨折等の地域連携パスを活用し、引き続き推進することにより地域で切れ目なく医療の提供に努めるとともに逆紹介患者が急変した際にはコロナ禍においても可能な限り受け入れに努めた。

地域連携パスの実施件数は 120 件となり目標を達成した。

（ウ） 当院のカルテを閲覧するシステムについては、国立循環器病研究センターとの運用を踏まえ、今年度から診療所との連携を試行開始した。

イ かかりつけ医定着に関する啓発

逆紹介先及びかかりつけ医の選定を目的として登録医マップを作成し、院内 7 か所に掲示するとともに、2 階に設置しているデジタルサイネージ（電光掲示板）において、かかりつけ医定着の啓発ポスターを表示した。また、病院だよりにおいて、地域医療支援病院の取得に関する記事を掲載し、当院とかかりつけ医の役割分担の必要性について啓発を行った。

登録医の数は 427 件となり、前年度末から 89 件増えた。

【目標指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
紹介件数 【中期計画目標】 17,000 件	年度計画 目標	16,000 件	16,500 件	17,000 件
	実績	19,827 件	17,286 件	17,181 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
逆紹介件数 【中期計画目標】 11,500 件	年度計画 目標	10,700 件	11,100 件	11,500 件
	実績	13,863 件	12,287 件	12,005 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
紹介率 【中期計画目標】 64.0%	年度計画 目標	58.0%	61.0%	64.0%
	実績	70.1%	70.7%	72.1%

紹介率=初診紹介件数/初診患者数

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
逆紹介率 【中期計画目標】 84.0%	年度計画 目標	78.0%	81.0%	84.0%
	実績	57.7%	65.0%	70.0%

逆紹介率=逆紹介件数/初診患者数

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
地域連携パス実施件数 【中期計画目標】 100 件	年度計画 目標	60 件	80 件	100 件
	実績	120 件	126 件	120 件

【関連指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
登録医数	実績	284 件	338 件	427 件

(2) 在宅医療の充実に向けた支援

ア 退院支援

(ア) 訪問看護ステーションが主催した「多職種交流研修会」等、在宅医療の研修会に参加し、医師、訪問看護師、介護支援専門員（ケアマネジャー）等と情報交換し連携を図った。

また、入院前から退院困難な患者を把握し、入院早期から入退院支援部門と医療福祉相談部門が連携を図り、退院支援を行った。

(イ) 入院患者の退院支援が円滑に進むよう入院診療計画に基づき、医師・看護師・リハビリスタッフ等の多職種で療養の方針を検討するとともに、患者、家族の意向を面談等で確認し、退院支援を行った。また、在宅医療の関係機関である、診療所の医師、介護支援専門員、訪問看護ステーションと入院早期から十分に情報共有し調整を図った。

(ウ) 入院前から介護支援専門員等と連携を図り、入院後は週1回院内の医師、看護師、リハビリスタッフ等の多職種カンファレンスで方針の確認を行いながら退院支援を進めるとともに、在宅医療への移行が円滑に進むよう、退院前には、介護支援専門員、訪問看護師等と、カンファレンスを行い、在宅医療体制のサポートを行った。また、退院後の患者に関する相談窓口として、介護支援専門員や訪問看護師等からの問い合わせに対応するなどサポートを行った。

イ 在宅療養者の急変時の受入れ

在宅療養者が急変した場合、通常時間内では、患者支援センターの病床管理担当と地域医療連携担当が連携し、円滑に受入を実施している。時間外では救急病棟を活用するなど、救急科による受入を実施した。

ウ 地域医療ネットワークの連携強化

吹田呼吸ケアを考える会において、地域の関係機関にアンケートを実施し、要望のあった新型コロナウイルス感染症に関するセミナーをウェブで開催した。

また、地域で開催される吹田市在宅医療・介護連携協議会、吹田市ケアネット実務者懇話会等の会議に参加し、情報交換を行うことでネットワークの強化を図った。

【関連指標】

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
退院支援件数	実績	2,561 件	2,964 件	2,995 件

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
医療相談件数	実績	11,346 件	11,112 件	11,256 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
介護支援連携件数	実績	148 件	86 件	59 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
当日入院件数 (紹介)	実績	1,651 件	1,287 件	1,062 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
吹田在宅ケアネット 開催数	実績	２回	０回	０回

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
吹田呼吸ケアを考 える会開催数	実績	１回	０回	１回

５ 健都における総合病院としての役割

(１) 国立循環器病研究センターとの機能分担・連携

ア 診療における連携

診療科ごとに役割分担を整理し、国立循環器病研究センターからの消化管出血をはじめ当院で対応可能な患者の受入を行ったほか、救急対応協力のみならず同センターへの医師派遣を行った。

また、同センターの PET-CT や当院の内視鏡機器など医療機器の相互利用を進めた。

同センターから当院への紹介件数は 832 件、当院からの紹介件数は 697 件であり、前年度と比較して増加した。

イ その他の連携

コロナ禍の状況下においてセミナーや勉強会での相互交流は進まなかった。

電子カルテの相互閲覧について、継続して連携が円滑に進むよう取り組み、連携患者数は 149 件となった。

ウ 連携体制の周知

特定機能病院としての国立循環器病研究センターと総合病院としての市民病院がそれぞれのポテンシャルを発揮し、より良い医療提供ができるよう連携状況をホームページ等で周知を行った。

【関連指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
国立循環器病研究センターからの紹介件数	実績	571 件	760 件	832 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
国立循環器病研究センターへの紹介件数	実績	385 件	534 件	697 件

（２）他の健都内事業者等との連携

健都まちづくり連携会議に参加し、健都を構成する産学官民がそれぞれの特色を活かし、共同で事業を行える基盤（共創プラットフォーム）について意見交換を行った。

また、吹田市の施策である「たばこの煙のないまち（スモークフリーシティ）」の取組について、院内のデジタルサイネージにおいて、啓発動画を掲載した。

（３）予防医療に関する取組

ア 各種検（健）診の実施

令和２年度に引続き、新型コロナウイルス感染症拡大に対応するため特定健診を中止した。そうした中であっても、マンモグラフィーなどの高度検査機器を用いた検診、また二次検診としての精密検査を地域の医療機関との役割分担の下、積極的に実施し疾病の早期発見に貢献した。

イ 人間ドックの実施

人間ドックについて、新型コロナウイルス感染症対応のため、令和２年度に休止した影響の回復に努めたものの目標の件数には至らなかった。（人間ドック実施件数 529 件（前年度 156 件）、脳ドック実施件数 158 件（前年度 45 件））

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
脳ドック	実績	188 件	45 件	158 件

ウ 予防接種の実施

子宮頸がんワクチン 3 回実施。

高齢者や妊婦を対象に新型コロナワクチン接種を実施した。（1,501 回）

エ 疾病予防に関する講演会等の開催

ウェブ会議システムにて、市民公開講座は「内視鏡検査」をテーマとし、出張講座は「糖尿病」をテーマとして開催した。また、広報誌「病院だより」にてかかりつけ医についての記事を掲載し、かかりつけ医を持つことの意義や検診の大切さなどを周知した。

【目標指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
人間ドック件数	年度計画 目標	520 件	540 件	550 件
【中期計画目標】 550 件	実績	616 件	156 件	529 件

【関連指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
国保特定健診件数	実績	601 件	24 件	0 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
後期高齢者特定健診件数	実績	240 件	0 件	0 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
市民公開講座実施回数	実績	1 回	0 回	1 回

6 地域医療への貢献

(1) 地域の医療従事者への支援

ア 地域の診療所等への支援

新型コロナウイルス感染症拡大の状況下において、令和３年 10 月よりウェブ配信で臨床セミナーを 5 回行った。(内容「免疫アレルギーが関連する病気」、「Advance Care Planning について」、「認知症の症候学」等)

令和４年 2 月には登録医総会をウェブ配信で開催し、講演「当院の大腸がん治療について」や各診療科紹介、意見交換等を実施した。また、令和４年 3 月には吹田呼吸ケアを考える会の研修会をオンデマンド配信にて実施した。

地域の医療従事者を対象とした研修を計 7 回実施し、参加者数は 239 人であった。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、CT 等の高度検査機器の共同利用件数は 2,945 件で目標を下回った。(検査 2,944 件、共同診療 1 件)

イ 地域の医療水準の向上

地域の医療水準の質の向上を図るため、吹田呼吸ケアを考える会において、新型コロナウイルス感染症に関するセミナーをオンデマンド配信で実施した。

【目標指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
地域の医療従事者へ向けた研修会開催回数 【中期計画目標】 36回	年度計画 目標	36回	36回	36回
	実績	31回	6回	7回

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
地域の医療従事者へ向けた研修会外部参加人数 【中期計画目標】 900人	年度計画 目標	900人	900人	900人
	実績	543人	86人	239人

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
共同利用を行った件数 【中期計画目標】 3,700件	年度計画 目標	3,500件	3,600件	3,700件
	実績	3,718件	3,105件	2,945件

【関連指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
吹田臨床カンファレンス 開催回数	実績	1回	0回	0回

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
吹田在宅ケアネット開催 回数（再掲）	実績	2回	0回	0回

項目		令和元年度	令和元年度	令和３年度
吹田呼吸ケアを考える会 開催回数（再掲）	実績	1回	0回	1回

（２）福祉保健施策への協力・連携

ア 障がい者（児）歯科診療の実施

特別な配慮を必要とし、一般歯科医院では対応が困難な患者の歯科診療について、新型コロナウイルス感染症対策を講じる等、安全な体制のもと実施した。

イ 小児科診療における協力・連携

小児科医師（小児神経専門医）が、毎週 1 回市の施設（わかたけ園）に出向き診察を行った。また、療養相談や関係者会議などに出席するなど、市の実施する療育事業への協力を行った。

【関連指標】

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
障がい者歯科患者数	実績	1,599 人	1,486 人	1,669 人

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 PDCAサイクルによる目標管理の徹底

ア 重点方針の共有及び目標達成に向けた取組

中期計画や年度計画、当年度の重点方針を全職員に通知するとともに、診療単価向上のための診療科別ヒアリングを実施した。経営戦略会議において抽出された課題に対する解決策を協議し、各課題に責任者を設定し進捗管理を行った。重点方針に掲げたもののうち、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下においても紹介率 70%、逆紹介率 65%以上を達成することができた。また、診療単価の目標を達成した。

イ 目標管理の徹底

新型コロナウイルス感染症拡大の影響がある状況においても、診療科別ヒアリングにて平均在院日数の短縮等、収益改善のための方策を確認し、経営戦略会議等で進捗管理を行った。また、診療科別ヒアリング時に確認された複数診療科または多職種にまたがるような案件については、担当責任者として副院長を設定し、各種院内委員会等において検討し課題の解決を図った。

ウ 経営改善に向けた取組

毎月の業務状況や年度計画の進捗状況、収支状況、院長通知を電子カルテ端末上で全職員が容易に閲覧できるようにしているほか、入院患者数などの状況を電子カルテトップページ上で毎日更新し、引き続き職員の経営参画意識の向上に努めた。

部長会において定期的な経営状況の報告を行ったほか、病院長のビデオメッセージにより経営改善の必要性について全職員に周知した。

経営改善に向けた取組として、全職員を対象に当院の財務状況が把握できるように他病院の経営管理指標を用いた財務分析研修を実施した。

2 働きやすい職場環境の整備

(1) 医療職の人材の確保・養成

ア 働きやすい職場環境づくり

(ア) 専用タブレットを地域医療連携システムと接続し、令和 3 年 7 月から電子カルテが自宅でも閲覧可能となり、脳神経外科で運用を開始した。

(イ) 看護師を対象に誕生月は、休暇等を取得しやすくする取組を実施した。コロナ禍のため旅行等の制限があったことから来年度も引き続き取組を継続し、評価する。

イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実

(ア) 医療従事者等に対して、認定医等の資格取得や研修参加に係る費用への支援を行うことで医療の質の向上を図った。

(イ) 研修内容だけでなく、研修医全般に関することについて、課題毎にワーキングチームを編成することとした。優秀な医学生を募るために、研修医採用に係る情報発信力の強化を目的としたホームページの改善をワーキングチームで検討を進めた。

【目標指標】

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
助産師看護師離職率	年度計画 目標	11.5%	10.6%	全国平均 以下
【中期計画目標】 全国平均以下	実績	3.7%	3.0%	8.6%

【関連指標】

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
認定看護師数	実績	12 人	12 人	12 人

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
専門看護師数	実績	2 人	1 人	1 人

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
認定等資格更新支援件数	実績	99 件	91 件	110 件

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
看護学生実習受入数	実績	371 人	68 人	163 人

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
医学生実習受入数	実績	27 人	12 人	30 人

（２）人事給与制度

ア 職員給与の設定・運用

令和３年度の人事院勧告は期末手当の支給月数を引き下げる事となったが、国家公務員はコロナ禍での経済の影響を考慮し、令和３年冬の期末手当では引き下げは行われなかった。当院の給与の水準は国家公務員及び吹田市を下回っていることから、現状の水準を維持した。

イ 人事評価制度の運用

コロナ禍により各科病床数が変動し目標設定することが困難であるため試行実施を延期したが、令和４年度からの試行、令和５年度からの本格実施に向けて、職員が制度を正しく理解し、公平な人事評価を行うことができるよう評価方法を示したガイドブックを各職種の意見を取り入れて作成し準備を整えた。

第４ 財務内容の改善に関する事項

１ 経営基盤の確立

経営感覚に富む人材育成のため、新規採用職員に対し会計制度等についての研修及び全職員に対しては経営状況についての研修を開催し、経営に関する知識の向上を図った。

病院業務に精通した職員の養成のため、職員体制計画のもと派遣職員をプロパー職員に置き換え、ジョブローテーションを実施した。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、医業収支比率については目標達成ができなかったが、手術件数の確保や平均在院日数の短縮等で経営改善に努めたこと及び新型コロナウイルス感染症に係る補助金等により経常収支比率の目標を達成することができた。

市からの運営費負担金を受け、救急医療や障がい歯科診療等の市立病院として必要とされる医療サービスを適切に実施した。

【目標指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
経常収支比率	年度計画 目標	92.0%	96.5%	98.6%
【中期計画目標】 98.3%	実績	92.5%	102.5%	110.4%

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
医業収支比率	年度計画 目標	88.7%	92.0%	92.0%
【中期計画目標】 90.6%	実績	89.3%	88.1%	87.7%

２ 収益の確保と費用の節減

（１）収益の確保

ア 収益の確保

コロナ禍において受入病床が制限される中、可能な限り救急患者、紹介患者の受入に努めたが、実績は前年度を下回った。

手術件数の確保や平均在院日数の短縮などを適切に行うことにより、入院診療単価は対前年度 5,466 円（8.5%）増となり、年度目標を達成することができた。新入院患者数については新型コロナウイルス感染症患者の受入を行う病棟を設けたことで病床数が制限され、対前年度で 253 人減少し目標達成には至らなかった。

外来診療単価については、化学療法件数の増加等が要因となり、対前年度で 936 円（5.0%）増加し、目標を達成することができた。

イ 未収金の発生予防・早期回収

患者負担額が大きい入院患者に対し、限度額適用認定証の利用を奨めることにより、未収金の発生予防及び金額の抑制に努めた。

救急等で現金がない場合にも対応できるように、すべての自動精算機でクレジットカードを使用できるようにしている。

『医業未収金回収管理マニュアル』に基づき督促等を実施するなど早期回収に努めた。

【目標指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
病床利用率	年度計画 目標	90.0%	90.0%	90.0%
【中期計画目標】 90.0%	実績	88.3%	78.3%	72.1%

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
入院患者数 （１日当たり）	年度計画 目標	387.7 人	387.7 人	387.7 人
【中期計画目標】 387.7 人	実績	380.5 人	337.5 人	310.9 人

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
外来患者数 (１日当たり) 【中期計画目標】 1000人	年度計画 目標	1,000人	1,000人	1,000人
	実績	902.7人	833.9人	883.9人

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
入院診療単価 【中期計画目標】 54,170円	年度計画 目標	53,792円	59,992円	61,000円
	実績	57,733円	64,389円	69,855円
項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
外来診療単価 【中期計画目標】 16,061円	年度計画 目標	14,988円	15,982円	16,061円
	実績	17,448円	18,873円	19,809円

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
新入院患者数 【中期計画目標】 9,435人	年度計画 目標	9,435人	9,435人	9,435人
	実績	10,460人	9,393人	9,140人

(２) 費用の節減

ア 人件費・経費の適正化

(ア) 引き続き、収益を考慮した適切な人員配置について検討するとともに、新たな業務に対応できるように採用計画の見直しを行った。

特定の職員に業務が集中していないか所属長に確認し、配慮するよう周知するなどの取組を実施したことにより時間外労働時間数の目標を達成することができた。

給与費比率については、人件費削減に努めたものの新型コロナウイルス感染症拡大の影響による医業収益の減少が主な要因となり目標達成には至らなかった。

(イ) 消耗品の経費削減のため、中古品の在庫状況をまとめた「総務室在庫物品一覧表」を用いて、物品を新規購入するのではなく中古品を使用すること等の取組を引き続き行った。また、消耗品請求時には詳細な購入理由、用途、同等品変更への可否を記載するよう引き続き徹底を図った。

光熱水費は前年同月と比較し、消費の分析に努めた。光熱水費の前年同月の比較表を院内ポータルサイトに掲載し職員意識の普及啓発を行なった。

経費比率については、経費削減に努めたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、医業収益が減少したことが主な要因となり目標達成に至らなかった。

イ 材料費の適正化

医薬品について、12 品目の後発医薬品を新たに採用したことによって、数量シェアベースにおける採用率を 90.3%まで引き上げることができた。

医療材料について、採用品の価格交渉及び安価な商品への切替を実施し、費用の削減に努めた。

医薬品・医療材料について、ベンチマークシステムを活用しながら価格交渉を行い、購入単価は削減したが、高額薬剤の使用数増加に伴い、購入総額が増加したことにより、材料費比率の目標値を達成することはできなかった。

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
医薬品値引率	実績	13.04%	16.64%	13.60%
全国平均	実績	12.07%	14.97%	14.70%

【目標指標】

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
給与費比率 【中期計画目標】 54.2%	年度計画 目標	56.3%	55.4%	55.7%
	実績	56.9%	58.9%	57.6%

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
経費比率 【中期計画目標】 14.0%	年度計画 目標	15.7%	14.6%	14.4%
	実績	14.4%	15.8%	15.6%

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
時間外労働時間数 【中期計画目標】 14 時間/月	年度計画 目標	16 時間/月	15 時間/月	14 時間/月
	実績	16 時間/月	13 時間/月	13 時間/月

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
材料費比率	年度計画 目標	27.9%	27.3%	27.5%
【中期計画目標】 28.0%	実績	28.8%	27.2%	29.3%

【関連指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
後発医薬品数量シェア	実績	88.7%	89.8%	90.3%

第５ その他業務運営に関する重要事項

１ 情報の提供

ア 特色ある診療内容の周知

当院の特色ある診療内容を広く周知するために、病院だより、広報誌「ともに」での情報発信に加え、動画による情報発信を行い、「内視鏡検査」、「産婦人科における産褥指導」の動画をホームページ上に掲載するとともに「吹田呼吸ケアを考える会（SRCT）」の動画を希望者へ配信した。

「脳神経内科」、「脳神経外科」、「小児外科」のパンフレットを作成し、医療連携を行う診療所等に引き続き設置し周知を図った。

イ 市民や患者に対する啓発・情報発信

内視鏡検査における検査や治療の流れを確認できる内容について、市民公開講座をオンラインで実施するとともに、動画をホームページ上に掲載し、市民や患者が受診する際に安心して利用できるよう周知を図った。

当院のホームページの解析結果について、院内ポータルサイトで、職員へフィードバックを行うとともに閲覧者が興味をもった内容が検索しやすいページ作成に努め、コンテンツの充実を図った。

ウ 市民公開講座等の積極的な開催

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、対面での開催が制限される中、ウェブ会議システムを活用して、「内視鏡検査」をテーマとした市民公開講座、「糖尿病」をテーマとした出張講座を開催した。

エ 法人の経営状況の公表

法人の経営状況について市民の理解を得られるよう、財務諸表に加え、その用語説明や経営状況概要についてまとめた資料、過去の経営指標の推移などをホームページで公表している。

【関連指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
病院だより発行回数	実績	４回	４回	３回

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
広報誌「ともに」発行回数	実績	２回	１回	１回

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
市民公開講座開催回数（再掲）	実績	１回	０回	１回

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
ホームページへのアクセス数	実績	1,680,798 件	1,488,283 件	1,563,660 件

２ 環境に配慮した病院運営

ア 環境負荷の軽減・エネルギー消費量の抑制

毎月ビルエネルギー管理システム（BEMS）によって蓄積されたデータを基にエネルギーレポートを作成して消費量を分析し、消費量が大幅に増加した部署へ消費抑制の注意喚起を行った。また、クールヒートピットの熱効率を利用し、環境負荷を抑えている。

イ 環境配慮に対する職員意識の普及啓発

光熱水費の前年同月の比較表を院内ポータルサイトに掲載するとともに、節電・節水等の啓発ポスターを引き続き院内に掲示し、職員意識の啓発に努めた。

警備防災の夜間院内巡回時に電灯・エアコン等の消し忘れが確認された場合には、当該部署に対して注意喚起を行った。

【関連指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
電気使用量	実績	5,657,852 Kwh	5,708,012 Kwh	5,690,335 Kwh

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
ガス使用量	実績	600,107 m ³	721,722 m ³	779,022 m ³

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
水道使用量	実績	107,292 m ³	105,664 m ³	107,233 m ³

第6 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（令和3年度）

（単位：百万円）

区分	予算額	決算額	差額 (決算－予算)
収入			
営業収益	13,505	15,501	1,996
医業収益	12,914	12,497	▲417
運営費負担金収益	562	525	▲37
補助金等収益	30	2,478	2,448
その他営業収益	0	0	0
営業外収益	214	190	▲24
運営費負担金収益	83	83	0
その他営業外収益	131	107	▲24
臨時利益	0	37	37
資本収入	3,117	980	▲2,137
運営費負担金収益	785	786	1
長期借入金	0	0	0
その他資本収入	2,332	194	▲2,138
その他収入	0	0	0
計	16,836	16,707	▲129
支出			
営業費用	13,010	13,290	280
医業費用	12,107	12,393	286
給与費	6,578	6,657	79
材料費	3,885	4,014	129
経費	1,603	1,697	94
研究研修費	41	25	▲16
一般管理費	903	897	▲6
営業外費用	152	150	▲2
臨時損失	0	37	37
資本支出	1,938	1,719	▲219
建設改良費	170	351	181
償還金	1,768	1,368	▲400
その他資本支出	0	0	0
その他支出	0	0	0
計	15,100	15,195	95

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

【人件費】

期間中総額 7,019 百万円を支出した。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

2 収支計画 (令和 3 年度)

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額 (決算－予算)
収入の部	14,456	16,528	2,072
営業収益	14,250	16,269	2,019
医業収益	12,878	12,468	▲410
運営費負担金収益	1,222	1,185	▲37
補助金等収益	29	2,478	2,449
資産見返運営費負担金戻入	82	76	▲6
資産見返補助金等戻入	37	60	23
資産見返物品受贈額戻入	2	1	▲1
その他営業収益	0	0	0
営業外収益	206	209	3
運営費負担金収益	83	91	8
その他営業外収益	123	118	▲5
臨時利益	0	50	50
支出の部	14,671	14,963	292
営業費用	13,996	14,211	215
医業費用	12,897	13,141	244
給与費	6,673	6,709	36
材料費	3,539	3,659	120
経費	1,461	1,547	86
減価償却費	1,187	1,203	16
研究研修費	37	23	▲14
一般管理費	1,099	1,070	▲29
営業外費用	668	709	41
臨時損失	7	43	36
純損益	▲215	1,566	1,781

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

3 資金計画（令和3年度）

（単位：百万円）

区分	予算額	決算額	差額 (決算－予算)
資金収入	17,119	17,042	▲77
業務活動による収入	13,719	16,186	2,467
診療業務による収入	12,914	12,448	▲466
運営費負担金による収入	645	1,353	708
補助金等収益	67	2,320	2,253
寄付金収益	0	1	1
その他の業務活動による収入	93	65	▲28
投資活動による収入	3,117	254	▲2,863
運営費負担金による収入	785	78	▲707
有形固定資産の売却による収入	0	13	13
補助金等収益	0	164	164
その他の投資活動による収入	2,332	0	▲2,332
財務活動による収入	0	0	0
長期借入金による収入	0	0	0
その他の財務活動による収入	0	0	0
前年度からの繰越金	283	602	319
資金支出	17,119	17,042	▲77
業務活動による支出	13,169	13,299	130
給与費支出	7,049	7,019	▲30
材料費支出	3,885	3,527	▲358
その他の業務活動による支出	2,235	2,754	519
投資活動による支出	170	254	84
有形固定資産の取得による支出	170	252	82
無形固定資産の取得による支出	0	1	1
その他の投資活動による支出	0	0	0
財務活動による支出	1,768	1,368	▲400
長期借入金の返済による支出	1,665	1,265	▲400
移行前地方債償還債務の償還による支出	103	102	▲1
その他の財務活動による支出	0	0	0
次年度への繰越金	2,012	2,122	110

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

第7 短期借入金の限度額

令和3年度決算において限度額1,200百万円のうち年度末短期借入金残高はなかった。

第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画

なし

第9 重要な財産を譲渡し、または担保に供する計画

事業者公募を実施したが、第一次審査を通過したすべての事業者から応募辞退の届出が提出され、公募が不成立となった。

第10 剰余金の使途

令和3年度決算において剰余金は発生しなかった。

第11 吹田市地方独立行政法人法施行細則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画（令和3年度）

（単位：百万円）

施設及び設備の内容	決算額	財源
医療機器等整備	253	自己資金等

令和3年度業務実績の法人自己評価一覧

別紙

整理 番号	頁	大項目	中項目	小項目	重点項目 ※	法人 自己評価
				第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
				1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割	—	—
				2 市立病院として担うべき医療	—	—
				(1) 総論		3
				(2) 救急医療	—	—
				ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の確保	○	2
				イ 初期救急医療における機能分担・連携		3
				(3) 小児医療・周産期医療	—	—
				ア 小児医療		3
				イ 周産期医療		3
				(4) 災害医療	—	—
				ア 市の災害医療センターとしての役割		3
				イ 市及び地域の医療機関との連携体制		4
				(5) がん医療	—	—
				ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備		3
				イ がん予防医療の取組		3
				(6) リハビリテーション医療	—	—
				ア 回復期リハビリテーション病棟を活用した在宅復帰への支援		3
				イ 高齢化の増加に伴う疾患の増加への対応		3
				3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供	—	—
				(1) 安心安全な医療の提供	—	—
				ア 医療の安全管理体制の確保		3
				イ 医療安全対策の徹底	○	3
				(2) チーム医療の充実	—	—
				ア チーム医療の仕組みを活用した質の高い診療・ケアの提供		3
				イ チーム医療の質の向上		3
				(3) コンプライアンスの徹底	—	—
				ア 内部統制体制の整備		3
				イ 職員の意識向上		3
				(4) 患者サービスの向上		
				ア 患者の視点に立ったサービスの提供		3
				イ 患者に寄り添ったサービスの提供		3
				ウ 院内ボランティア活動への支援		3
				4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり	—	—
				(1) 地域の医療機関(かかりつけ医等)との機能分担・連携	—	—
				ア 紹介・逆紹介の徹底	○	3
				イ かかりつけ医定着に関する啓発		3
				(2) 在宅医療の充実に向けた支援	—	—
				ア 退院支援		3
				イ 在宅療養者の急変時の受入れ		3
				ウ 地域医療ネットワークの連携強化		3
				5 健都における総合病院としての役割	—	—
				(1) 国立循環器病研究センターとの機能分担・連携	—	—
				ア 診療における連携	○	4
				イ その他の連携	○	3
				ウ 連携体制の周知		3
				(2) 他の健都内事業者等との連携		3
				(3) 予防医療に関する取組	—	—
				ア 各種検(健)診の実施		3
				イ 人間ドックの実施		3
				ウ 予防接種の実施		3
				エ 疾病予防に関する講演会等の開催		3
				6 地域医療への貢献	—	—
				(1) 地域の医療従事者への支援	—	—
				ア 地域の診療所等への支援		3
				イ 地域の医療水準の向上		3
				(2) 福祉保健施策への協力・連携	—	—
				ア 障がい者(児)歯科診療の実施		3
				イ 小児科診療における協力・連携		3

		第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項						
		1 PDCAサイクルによる目標管理の徹底	ア 重点方針の共有及び目標達成に向けた取組		3			
			イ 目標管理の徹底		3			
			ウ 経営改善に向けた取組	○	3			
			2 働きやすい職場環境の整備	—	—			
		(1)医療職の人材の確保・養成	ア 働きやすい職場環境づくり	○	3			
			イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実		3			
			(2)人事給与制度	ア 職員給与の設定・運用	—	—		
				イ 人事評価制度の運用		3		
						第4 財務内容の改善に関する事項		
			1 経営基盤の確立			○	3	
		2 収益の確保と費用の節減	—			—		
(1)収益の確保	ア 収益の確保	○	4					
	イ 未収金の発生予防・早期回収		3					
	(2)費用の節減	ア 人件費・経費の適正化	○			3		
イ 材料費の適正化			3					
			第5 その他業務運営に関する重要事項					
	1 情報の提供		ア 特色ある診療内容の周知				3	
			イ 市民や患者に対する啓発・情報発信				3	
			ウ 市民公開講座等の積極的な開催				3	
			エ 法人の経営状況の公表				3	
			2 環境に配慮した病院運営	—	—			
	ア 環境負荷の軽減・エネルギー消費量の抑制			3				
			イ 環境配慮に対する職員意識の普及啓発		3			

※重点項目は項目数2とする。

(参考)小項目評価基準(5段階評価)

評価	評価基準
5	年度計画を大幅に上回って実施している。
4	年度計画を上回って実施している。
3	年度計画を順調に実施している。
2	年度計画を十分に実施できていない。
1	年度計画を大幅に下回っている。

令和 3 年度決算の状況

- (1) 収支・・・当期純損益は 15 億 6,600 万円の黒字 (a 列 20 行目)

令和 3 年度予算においては、病院移転後の減価償却費の影響で、2 億 1,500 万円の赤字 (b 列 20 行目) を見込んでおり、その予算に対して 17 億 8,100 万円の良化 (c 列 20 行目) となった。

令和3(2021)年度 損益計算書

(単位: 百万円、%)

科 目	a 決算額	b 予算額	c 対予算比較 (a-b)	
			差引増減	増減率
1 営業収益	16,269	14,251	2,018	14.2%
2 医業収益	12,468	12,878	▲410	▲3.2%
3 入院収益	7,928	8,633	▲705	▲8.2%
4 外来収益	4,237	3,887	350	9.0%
5 その他医業収益	304	359	▲55	▲15.4%
6 補助金等収益	2,478	30	2,448	8,241.3%
7 その他営業収益	1,323	1,343	▲20	▲1.5%
8 営業費用	14,211	13,996	214	1.5%
9 給与費	7,187	7,177	10	0.1%
10 材料費	3,659	3,539	120	3.4%
11 経費	1,942	1,860	82	4.4%
12 減価償却費	1,399	1,383	17	1.2%
13 研究研修費	23	37	▲14	▲38.4%
14 営業損益	2,058	254	1,804	—
15 営業外収益	209	206	4	1.8%
16 営業外費用	709	668	41	6.1%
17 経常損益	1,559	▲208	1,767	—
18 臨時利益	50	0	50	2,502,225.1%
19 臨時損失	43	7	36	500.3%
20 当期純損益	1,566	▲215	1,781	—

※予算においては新型コロナウイルス感染症の影響はないものとして計画している。

- (2) 資金・・・期末残高は 21 億 2,200 万円 (期首残高 6 億 200 万円)

ただし、令和 2 年度末に運営資金として吹田市から 4 億円借入れしているため、実質残高は 17 億 2,200 万円

報告第 2 2 号

地方独立行政法人市立吹田市民病院令和 3 年度の業務実績に関する評価結果の報告について

地方独立行政法人市立吹田市民病院令和 3 年度の業務実績に関する評価結果の報告について、地方独立行政法人法第 2 8 条第 5 項の規定により報告します。

令和 4 年 9 月 1 日

吹田市長 後 藤 圭 二

地方独立行政法人市立吹田市民病院
令和３年度の業務実績に関する評価結果報告書
【全体評価・大項目評価】

令和４年９月

吹田市

目 次

	ページ数
はじめに	・・・ 1
1 評価の基本方針	・・・ 1
2 評価の方法	・・・ 2
3 評価の基準	・・・ 2
第1項 全体評価	
1 評価結果及び判断理由	・・・ 3
2 全体評価に当たって考慮した内容	・・・ 4
3 評価に当たっての意見、指摘等	・・・ 4
第2項 項目別評価	
1 「第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」	
（1）評価結果	・・・ 6
（2）判断理由及び考慮した事項、内容	・・・ 6
（3）小項目評価の集計結果	・・・ 6
（4）評価に当たっての意見等	・・・ 9
2 「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」	
（1）評価結果	・・・ 13
（2）判断理由及び考慮した事項、内容	・・・ 13
（3）小項目評価の集計結果	・・・ 13
（4）評価に当たっての意見等	・・・ 14
3 「第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置」	
（1）評価結果	・・・ 14
（2）判断理由及び考慮した事項、内容	・・・ 14
（3）小項目評価の集計結果	・・・ 14
（4）評価に当たっての意見等	・・・ 15
4 「第5 その他業務運営に関する重要項目を達成するためにとるべき措置」	
（1）評価結果	・・・ 16
（2）判断理由及び考慮した事項、内容	・・・ 16
（3）小項目評価の集計結果	・・・ 16
（4）評価に当たっての意見等	・・・ 17

はじめに

本報告書は、地方独立行政法人法第28条第1項第3号の規定に基づき、地方独立行政法人市立吹田市民病院の令和3年度の業務実績の全体について、吹田市が総合的に評価を実施したものである。

評価にあたっては、「地方独立行政法人市立吹田市民病院 業務実績評価の基本方針」及び「地方独立行政法人市立吹田市民病院 年度評価実施要領」に基づき、地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会の意見を聴いた上で、評価を行った。

なお、「新公立病院改革ガイドライン（平成27年3月31日付け自治財政局長通知）」に基づき、市が新改革プランの実施状況の点検・評価を行うこととされているが、新改革プランにおける具体的な取組内容については令和3年度年度計画に包含されていることから、本評価をもって新改革プランの評価を行ったものとする。

地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会 委員名簿（令和4年8月2日現在）

	氏 名	団体及び役職等
委員長	高 杉 豊	大阪府保健医療財団 理事長
	御 前 治	吹田市医師会 会長
	飯 原 弘 二	国立循環器病研究センター 病院長
	竹 原 徹 郎	大阪大学医学部附属病院 病院長
	村 尾 孝 之	吹田商工会議所 常議員
職務代理	足 立 泰 美	甲南大学 経済学部 教授
	清 水 和 也	日本公認会計士協会近畿会

（敬称略）

1 評価の基本方針

- （1） 評価は、法人が中期目標を達成するために、業務運営の改善及び効率化が進められること及び法人の質的向上に資することを目的として行うものとする。
- （2） 評価は、中期計画及び年度計画の実施状況を確認及び分析し、法人の業務運営等について総合的に判断して行うものとする。
- （3） 評価を通じて、中期目標及び中期計画の達成に向けた取組状況等を市民にわかりやすく示すものとする。
- （4） 中期計画及び年度計画を達成するための業務運営改善や効率化等をめざした特色のある取組や様々な工夫については、中期計画及び年度計画に記載していない事項であっても、積極的に評価する。
- （5） 評価方法については、法人を取り巻く環境変化等を踏まえ、柔軟に対応するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 評価の方法

評価は、「項目別評価」（小項目評価及び大項目評価）と「全体評価」により行う。

項目別評価では、法人の小項目ごとの自己評価をもとに、法人からのヒアリング等を通じて、業務の実施状況の確認及び分析をしたうえで、特記事項の記載内容等を考慮し、進捗状況を総合的に勘案し5段階で評価する。

全体評価では、法人の項目別評価の結果を踏まえつつ、また、法人が各項目で実施した取組状況も考慮しながら、中期計画の進捗状況等について、記述式で総合的に評価する。

3 評価の基準

（1）小項目評価

- 5……年度計画を大幅に上回って実施している。
- 4……年度計画を上回って実施している。
- 3……年度計画を順調に実施している。
- 2……年度計画を十分に実施できていない。
- 1……年度計画を大幅に下回っている。

（2）大項目評価

- S……年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて特筆すべき進捗状況にある。
（全ての小項目が 3～5 かつ市長が特に認める場合）
- A……年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。
（全ての小項目が 3～5）
- B……年度計画を実施し、中期計画の実現に向けて概ね計画どおり進んでいる。
（3～5 の小項目の割合が概ね9割以上）
- C……年度計画を実施したが、中期計画の実現のためにはやや遅れている。
（3～5 の小項目の割合が概ね9割未満）
- D……年度計画を実施しているが、中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある。（市長が特に認める場合）

（3）ウエイト項目

小項目の年度計画に占める軽重をより適切に反映するため、評価に当たり、各小項目にウエイトを設定する。小項目評価の集計結果の表中においてウエイト付けした項目は「◎」で表記し、項目数を2とし、その他の項目は「○」で表記し、項目数を1として個数及び割合を計算する。

第1項 全体評価

1 評価結果及び判断理由

地方独立行政法人市立吹田市民病院における令和3年度の全体評価の結果は、

全体として、中期計画の実現に向けて概ね計画どおり進んでいるである。

令和3年度事業報告書の内容を確認し、調査・分析を行った結果、令和3年度の業務実績に関する評価は以下の大項目評価一覧のとおり。

大項目評価について、第2項目は評価Bであるものの、第3～第5の項目は、評価Aと判断した。

以上の各大項目の評価結果をもとに、全体評価としては、「全体として、中期計画の実現に向けて概ね計画どおり進んでいる。」と判断したものである。

大項目評価一覧

大項目	大項目評価	
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<u>B</u>	<u>年度計画を実施し、中期計画の実現に向けて概ね計画どおり進んでいる。</u>
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<u>A</u>	<u>年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。</u>
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	<u>A</u>	<u>年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。</u>
第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置	<u>A</u>	<u>年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。</u>

※なお、年度計画における大項目の第1は、「年度計画の期間」に関する項目であり、評価対象にはなっていないため、上記の大項目評価一覧には記載していません。

2 全体評価に当たって考慮した内容

全体評価に当たっては、項目別評価の結果に加え、以下の点を特に考慮して判断した。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染が令和2年度以上に広がった中で、公立病院として市と連携し、発熱外来の実施や地域外来検査センターの運営を始めとする同感染症への対応に取り組んだ。救急医療では、同感染症拡大の影響等により、救急車搬送受入件数が目標値を大きく下回ったものの、前年度に引き続いて、放射線治療等のがん医療の実施件数を増加させる等の取組により、公立病院としての担うべき役割を果たした。

安心安全で患者満足度の高い医療の提供にあたっては、重大なアクシデントが生じた場合における内部統制、情報共有のあり方に課題があったものの、オカレンスレポートの策定により、インシデント及びアクシデントの発生状況を可視化し、各事案の再発防止に向けた分析及び検討が可能な体制を構築し、新たな医療事故の予防対策に取り組んだ。

経営状況については、手術件数の確保や新規入院患者の平均在院日数を適切に短縮するといった取組により、収支改善に取り組んだほか、新型コロナウイルス感染症に係る補助金等を有効に活用し、財源確保に努めるなどの取組により、大幅な改善が見られた。

結果として、新型コロナウイルス感染症による病床確保等の影響を強く受けた救急医療に関する項目を除く全ての項目において、年度計画の取組が順調に実施されており、また、各小項目における目標指標及び関連指標の実績値について、評価にあたって考慮すべき重大な問題が生じていないことから、各小項目評価の結果に基づく大項目評価の結果に従い、全体評価を実施した。

3 評価に当たっての意見、指摘等

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

① 市立病院として担うべき医療

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症への対応のため、救急医療に必要な病床数や人員が令和2年度以上に不足した。そのような中で、救急科医師の増員や頭部外傷患者受入件数向上に向けた、地域医療連携システムの活用等により、救急応需体制確保に向けた取組を強化したことは評価できる。

公立病院が提供するサービスの中でも、救急医療の提供は、極めて重要なものであることから、引き続き、院内の応需体制の見直し等により、救急患者の受入件数の増加及び受入率の向上に取り組むとともに、各医科の救急車搬送受入率の平準化に努めること。

② 安心安全で満足度の高い医療

医療事故の防止に向け、インシデント及びアクシデントの各事案を適切に分析し、コメディカルを含む各医療スタッフへと迅速かつ確実に共有することで、組織全体で安全対策に取り組むとともに、医療安全研修等により、医療スタッフ一人ひとりの安全意識の向上に引き続き取り組むこと。

また、重大な医療事故等が生じた場合には、市を始めとする関係機関と連携し、迅

速かつ適切に対応すること。

第2項 項目別評価

- 「第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」

(1) 評価結果

B：年度計画を実施し、中期計画の実現に向けて概ね計画どおり進んでいる。

(2) 判断理由及び考慮した事項、内容

小項目評価の集計結果について、評価4「年度計画を上回って実施している」が4項目、評価3「年度計画を順調に実施している」は36項目、評価2「年度計画を十分に実施できていない」は2項目であった。評価3以上の小項目の割合が9割を超えているため、評価B「年度計画を実施し、中期計画の実現に向けて概ね計画どおりに進んでいる」と判断した。

(3) 小項目評価の集計結果

該当ページについて、令和3年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】におけるページ。		該当ページ	小項目評価				
			評価5	評価4	評価3	評価2	評価1
1	(1) 大阪府地域医療構想の概要	P5-7	—	—	—	—	—
大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割	(2) 当院が果たすべき役割		—	—	—	—	—
2	(1) 総論	P7-8			○		
市立病院として担うべき医療	(2) 救急医療 ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の確保	P8-11				◎	
	イ 初期救急医療における機能分担				○		
	(3) 小児医療、周産期医療 ア 小児医療	P11			○		
	イ 周産期医療	-13			○		
	(4) 災害医療 ア 市の災害医療センターとしての役割	P13-15			○		
	イ 市及び地域の医療機関との連携体制			○			
	(5) がん医療 ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備	P15-18		○			
	イ がん予防の取組				○		

	該当ページ	小項目評価				
		評価 5	評価 4	評価 3	評価 2	評価 1
	該当ページについては、令和3年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】におけるページ。					
	(6) リハビリテーション医療 ア 回復期リハビリテーション病棟を活用した在宅復帰への支援	P19 -21		○		
	イ 高齢化の増加に伴う疾患の増加への対応			○		
	小 計		2	8	2	
3 安心安全で 患者満足度 の高い医療 の提供	(1) 安心安全な医療の提供 ア 医療の安全管理体制の確保	P21 -23		○		
	イ 医療安全対策の徹底			◎		
	(2) チーム医療の充実 ア チーム医療の仕組みを活用した質の高い診療・ケアの提供	P23 -25		○		
	イ チーム医療の質の向上			○		
	(3) コンプライアンスの徹底 ア 内部統制体制の整備	P25 -26		○		
	イ 職員の意識向上			○		
	(4) 患者サービスの向上 ア 患者の視点に立ったサービスの提供	P26 -29		○		
	イ 患者に寄り添ったサービスの提供			○		
	ウ 院内ボランティア活動への支援			○		
	小 計			10		
4 本市の地域 包括ケアシ ステムの構 築に貢献す る地域完結 型医療の体 制づくり	(1) 地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携 ア 紹介・逆紹介の徹底	P29 -32		◎		
	イ かかりつけ医定着に関する啓発			○		
	(2) 在宅医療の充実に向けた支援 ア 退院支援	P32 -35		○		
	イ 在宅療養者の急変時の受入れ			○		
	ウ 地域医療ネットワークの連携強化			○		
	小 計			6		

	該当ページ	小項目評価				
		評価 5	評価 4	評価 3	評価 2	評価 1
5 健都における 総合病院とし ての役割	該当ページについては、令和3年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】におけるページ。					
	(1) 国立循環器病研究センターとの機能分担・連携 ア 診療における連携		◎			
	イ その他の連携			◎		
	ウ 連携体制の周知			○		
	(2) 他の健都内事業者等との連携			○		
	(3) 予防医療に関する取組 ア 各種検（健）診の実施			○		
	イ 人間ドックの実施			○		
	ウ 予防接種の実施			○		
	エ 疾病予防に関する講演会等の開催			○		
	小 計		2	8		
6 地域医療へ の貢献	(1) 地域医療従事者への支援 ア 地域の診療所等への支援			○		
	イ 地域の医療水準の向上			○		
	(2) 福祉保健施策への協力・連携 ア 障がい者（児）歯科診療の実施			○		
	イ 小児科診療における協力・連携			○		
	小 計			4		
項目数合計			4	36	2	
評価5～3の構成比率		95.2%				

(4) 評価に当たっての意見等

2 市立病院として担うべき医療

・2-(1) 総論

大阪府医療計画で推進が求められている5疾病（がん、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）、4事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）については、救急受入件数等の課題が残るものの、他の医療機関との機能分担・連携を行いながら、公立病院として担うべき医療の提供に向けた取組が確実に実施されている。

また、在宅医療については、在宅療養者の病状が急変した際に、地域のかかりつけ医と連携して円滑な受入れを行う等の取組が行われており、今後の高齢化進展に備え、一層の推進が求められる。

令和2年度に引き続き、全ての項目について、新型コロナウイルス感染症の影響が見られ、目標値の達成に苦慮する中、公立病院として同感染症への対応に市と連携し、発熱外来及び地域外来センターの運営、ワクチン接種への協力のほか、同感染症患者専用病床を前年度よりも29床増やし、入院患者の受入体制を強化するなど、公立病院としての役割を果たすための取組については、概ね達成されていたといえる。

・2-(2) 救急医療

前年度までの評価を受けて、救急医療体制の一層の強化が求められる中、救急スタッフの増員等の取組を実施したものの、新型コロナウイルス感染症患者専用病床を令和2年度以上に増やしたことにより、救急の病床数や人手が不足したこと等から、いずれの項目についても前年度実績を下回り、目標値に大きく届かなかった。

救急医療の提供は公立病院の果たす役割の中でも、極めて重要なものであることから、院内の応需体制の見直し等により、救急患者の受入件数の増加及び受入率の向上に取り組むとともに、各医科の救急車搬送受入率の平準化に努め、引き続き救急の受入れ体制確保に取り組まれない。

【目標指標】

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
時間外救急車搬送受入率 【中期計画目標】 90.0%	年度計画目標	84.1%	88.3%	89.2%	90.0%
	実績	83.4%	77.5%	68.8%	54.8%
救急車搬送受入件数 【中期計画目標】 4,320件	年度計画目標	4,010件	4,230件	4,270件	4,320件
	実績	3,620件	3,854件	2,917件	2,544件

うち時間内 【中期計画目標】 1,440 件	年度計画目標	1,320 件	1,400 件	1,420 件	1,440 件
	実績	1,216 件	1,376 件	1,138 件	950 件
うち時間外 【中期計画目標】 2,880 件	年度計画目標	2,690 件	2,830 件	2,850 件	2,880 件
	実績	2,404 件	2,478 件	1,779 件	1,594 件
救急専用病床稼働率 【中期計画目標】 90.0%	年度計画目標	—	88.0%	89.0%	90.0%
	実績	—	43.0%	29.0%	22.3%

※令和3年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】P8-11

・2－（５）がん医療

医師、コメディカル等がチームを組み、他科と連携しながら集学的治療の推進を図るとともに、緩和ケアチームによる精神面のフォロー等も積極的に行ったことで、がん診療地域連携パスを除く各目標指標について、目標値及び前年度実績を上回ったことは評価できる。

がん診療地域連携パスについては、他の地域診療機関への情報発信や、開業医訪問等の他の地域医療支援の取組に合わせて啓発を行う等、効果的な推進の方法について引き続き検討を進めること。

【目標指標】

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
がん入院患者件数 【中期計画目標】 2,120 件	年度計画目標	1,860 件	2,040 件	2,080 件	2,120 件
	実績	2,041 件	2,236 件	2,487 件	2,772 件
外来化学療法件数 【中期計画目標】 2,650 件	年度計画目標	2,400 件	2,550 件	2,600 件	2,650 件
	実績	2,635 件	3,135 件	3,322 件	3,771 件
放射線治療件数 【中期計画目標】 3,800 件	年度計画目標	—	3,270 件	3,540 件	3,800 件
	実績	531 件	5,578 件	4,978 件	5,665 件
がん手術件数 【中期計画目標】 700 件	年度計画目標	620 件	680 件	690 件	700 件
	実績	635 件	851 件	813 件	890 件
がん診療地域連携 パス実施件数 【中期計画目標】 40 件	年度計画目標	20 件	25 件	30 件	40 件
	実績	3 件	25 件	18 件	23 件

【関連指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
がん患者リハビリテーション単位数（※）	実績	3,679	1,066	2,294	2,709 件
がん相談件数	実績	155 件	584 件	772 件	759 件
緩和ケアチーム介入件数	実績	158 件	175 件	147 件	158 件
がん検診受診者数	実績	2,942 件	3,273 人	1,403 人	1,473 件

（※）単位数とは、20 分を 1 単位とするリハビリテーションの実施数（以下同様）

3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供

・ 3-（1）安心安全な医療の提供

提供した医療に起因する有害事象について定義付けする、オカレンスレポートを新たに策定することにより、インシデント及びアクシデントの発生状況を可視化し、報告された事案について、毎月開催される医療安全管理委員会で発生要因の分析・再発防止の検討を行うなど、組織として医療事故を未然に防ぐための体制の構築に取り組まれていた。また、医療安全管理委員会の内容を、部長会を通じて周知する等、各医療スタッフの安全意識を向上するための取組が行われていた。

今後も、安心安全な医療の提供への取組を不断のものとして継続するとともに、重大なアクシデントが生起した場合には、内部統制の徹底はもちろんのこと、市を始めとする外部機関と速やかな連携ができるよう、平素における職員の意識向上、安全対策の徹底を進められたい。

4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり

・ 4-（1）地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携

当日の受入依頼について、返答までの時間を短縮できる体制を構築するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下にあっても可能な限り開業医を訪問し、連携を密にとる等、紹介率の向上に取り組まれていた。

また、かかりつけ医定着に関する啓発については、かかりつけ医の選定を目的とした登録医マップの院内 7 か所への掲示や、病院だよりでの市民病院とかかりつけ医の役割分担の必要性に関する啓発等の取組が行われていた。

【目標指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
紹介件数 【中期計画目標】 17,000 件	年度計画目標	14,900 件	16,000 件	16,500 件	17,000 件
	実績	16,849 件	19,827 件	17,286 件	17,181 件
逆紹介件数 【中期計画目標】 11,500 件	年度計画目標	9,800 件	10,700 件	11,100 件	11,500 件
	実績	11,427 件	13,863 件	12,287 件	12,005 件

紹介率 【中期計画目標】 64.0%	年度計画目標	55.0%	58.0%	61.0%	64.0%
	実績	61.0%	70.1%	70.7%	72.1%
逆紹介率 【中期計画目標】 84.0%	年度計画目標	75.0%	78.0%	81.0%	84.0%
	実績	61.2%	57.7%	65.0%	70.0%
地域連携パス実施 件数 【中期計画目標】 100 件	年度計画目標	50 件	60 件	80 件	100 件
	実績	18 件	120 件	126 件	120 件

【関連指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
登録医数	実績	251 件	284 件	338 件	427 件

※令和 3 年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】 P 29-32

5 健都における総合病院としての役割

・ 5-（1）国立循環器病研究センターとの機能分担・連携

診療科ごとに役割分担を整理し、より緊密に連携を取ったことで、国立循環器病研究センターからの紹介件数、同センターへの紹介件数のいずれも前年度より増加した。

電子カルテの相互閲覧についても、継続して連携が円滑に進むよう取り組み、連携患者数は延べ 149 人に増加した。その他、医師派遣や医療機器の相互利用等も実施されており、引き続き緊密な関係性を構築するよう取り組まれない。

【関連指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
国立循環器病研究センターからの紹介件数	実績	243 件	571 件	760 件	832 件
国立循環器病研究センターへの紹介件数	実績	148 件	385 件	534 件	697 件

※令和 3 年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】 P 35-38

2 「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」

(1) 評価結果

A：年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。

(2) 判断理由及び考慮した事項、内容

小項目評価の集計結果が、全て評価3「年度計画を順調に実施している」であったことにより、評価A「年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。」と判断した。

(3) 小項目評価の集計結果

該当ページについて、令和3年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】におけるページ。		該当ページ	小項目評価				
			評価5	評価4	評価3	評価2	評価1
1 P D C A サイクルによる目標管理の徹底	ア 重点方針の共有及び目標達成に向けた取組	P44-46			○		
	イ 目標管理の徹底				○		
	ウ 経営改善に向けた取組				◎		
	小 計				4		
2 働きやすい職場環境の整備	(1) 医療職の人材確保・養成 ア 働きやすい職場環境づくり	P46-48			◎		
	イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実				○		
	(2) 人事給与制度 ア 職員給与の設定・運用	P48-49			○		
	イ 人事評価制度の運用				○		
	小 計				5		
項目数合計					9		
評価5～3の構成比率(%)			100%				

(4) 評価に当たっての意見等

・ 2- (2) 人事給与制度

人事評価制度について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、試行実施を見送ったものの、職員が制度を正しく理解し、公平な人事評価を行うことができるよう、評価方法を示したガイドブックを各職種の意見を取り入れて作成するといった取組が実施されていた。

同制度の運用にあたっては、職員が公平感と働きがいを実感し、来院者へのサービス向上に資するものとなるよう、適正に運営されたい。

3 「第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置」

(1) 評価結果

A：年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。

(2) 判断理由及び考慮した事項、内容

小項目評価の集計結果について、評価4「年度計画を上回って実施している」が2項目、評価3「年度計画を順調に実施している」が6項目であったことにより、評価A「年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。」と判断した。

(3) 小項目評価の集計結果

該当ページについては、令和3年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】におけるページ。		該当ページ	小項目評価				
			評価5	評価4	評価3	評価2	評価1
1	経営基盤の確立	P50 -51			◎		
2 収益の確保と 費用の節減	(1) 収益の確保 ア 収益の確保	P51		◎			
	イ 未収金の発生予防・早期回収	-53			○		
	(2) 費用の節減 ア 人件費・経費の適正化	P54			◎		
	イ 材料費の適正化	-56			○		
項目数合計				2	6		
評価5～3の構成比率(%)			100%				

(4) 評価に当たっての意見等

・ 1 経営基盤の確立

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による受診控え等により、医業収支比率については、年度目標に達しなかったが、手術件数の確保、平均在院日数の短縮等の経営改善への取組が適切に実施されていた。また、経常収支比率については、新型コロナウイルス感染症に係る補助金等による収益が増加し、年度目標を大きく上回った。

引き続き、経営改善の取組等を推進し、安定した経営基盤の確立に努められたい。

【目標指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
経常収支比率 【中期計画目標】 98.3%	年度計画目標	83.1%	92.0%	96.5%	98.6%
	実績	80.5%	92.5%	102.5%	110.4%
医業収支比率 【中期計画目標】 90.6%	年度計画目標	87.8%	88.7%	92.0%	92.0%
	実績	83.7%	89.3%	88.1%	87.7%

※令和 3 年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】 P 50-51

・ 2- (1) 収益の確保

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、入院患者数、外来患者数ともに年度目標を達成することができなかったものの、手術件数の確保や平均在院日数の短縮等の経営改善の取組により、入院診療単価が前年度から 5,466 円増加し、年度目標が達成されている。

また、外来診療単価についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響があったものの、化学療法件数の増加等により前年度から 936 円増加し、年度目標が達成されている。

引き続き、経営改善の取組を行い、収益の確保に努められたい。

【目標指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
病床利用率 【中期計画目標】 90.0%	年度計画目標	81.9%	90.0%	90.0%	90.0%
	実績	77.5%	88.3%	78.3%	72.1%
入院患者数（1 日当たり） 【中期計画目標】 387.7 人	年度計画目標	353.0 人	387.7 人	387.7 人	387.7 人
	実績	334.0 人	380.5 人	337.5 人	310.9 人
外来患者数（1 日当たり） 【中期計画目標】 1000.0 人	年度計画目標	959.0 人	1000.0 人	1000.0 人	1000.0 人
	実績	900.9 人	902.7 人	833.9 人	883.9 人

入院診療単価 【中期計画目標】 54,170 円	年度計画目標	53,383 円	53,792 円	59,992 円	61,000 円
	実績	54,718 円	57,733 円	64,389 円	69,855 円
外来診療単価 【中期計画目標】 16,061 円	年度計画目標	14,386 円	14,988 円	15,982 円	16,061 円
	実績	15,174 円	17,448 円	18,873 円	19,809 円
新入院患者数 【中期計画目標】 9,435 人	年度計画目標	8,454 人	9,435 人	9,435 人	9,435 人
	実績	9,099 人	10,460 人	9,393 人	9,140 人

※令和3年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】P51-53

4 「第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置」

(1) 評価結果

A：年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。

(2) 判断理由及び考慮した事項、内容

小項目評価の集計結果が、全て評価3「年度計画を順調に実施している」であったことにより、評価A「年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。」と判断した。

(3) 小項目評価の集計結果

該当ページについては、令和3年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】におけるページ。		該当 ページ	小項目評価				
			評価 5	評価 4	評価 3	評価 2	評価 1
1 情報の提供	ア 特色ある診療内容の周知	P56 -59			○		
	イ 市民や患者に対する啓発・情報発信				○		
	ウ 市民公開講座等の積極的な開催				○		
	エ 法人の経営状況の公表				○		
2 環境に配慮 した病院運 営	ア 環境負荷の軽減・エネルギー消費量の抑制	P59 -60			○		
	イ 環境配慮に対する職員意識の普及啓発				○		
項目数合計					6		
評価5～3の構成比率（％）			100％				

(4) 評価に当たっての意見等

・ 1 情報の提供

病院広報誌やホームページによる情報発信に加え、内視鏡検査や治療の流れに関するオンラインでの市民公開講座を実施しており、市民への積極的な情報発信に取り組まれていた。また、「脳神経内科」、「脳神経外科」、「小児外科」のパンフレットを作成し、医療連携を行う地域の診療所等に対しても情報提供に努めており、引き続き公立病院としての積極的な情報発信に取り組まれない。

【関連指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
病院だより発行回数	実績	4 回	4 回	4 回	3 回
広報誌「ともに」発行回数	実績	2 回	2 回	1 回	1 回
市民公開講座開催回数（再掲）	実績	2 回	1 回	0 回	1 回
ホームページへのアクセス数	実績	1,694,230 件	1,680,798 件	1,488,283 件	1,563,660 件

※令和3年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】P56-59

地方独立行政法人市立吹田市民病院
令和３年度の業務実績に関する評価結果報告書
【小項目評価】

令和４年９月

吹田市

(21)

目次

1	地方独立行政法人市立吹田市民病院の概要	1
2	全体的な状況	2
3	小項目評価結果	4
第1	年度計画の期間	4
第2	市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための取組	5
1	大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割	5
2	市立病院として担うべき医療	7
3	安心安全で患者満足度の高い医療の提供	21
4	本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり	29
5	健都における総合病院としての役割	35
6	地域医療への貢献	41
第3	業務運営の改善及び効率化に関する事項	44
1	P D C Aサイクルによる目標管理の徹底	44
2	働きやすい職場環境の整備	46
第4	財務内容の改善に関する事項	50
1	経営基盤の確立	50

2	収益の確保と費用の節減.....	51
第5	その他業務運営に関する重要事項.....	56
1	情報の提供.....	56
2	環境に配慮した病院運営.....	59
第6	予算、収支計画及び資金計画.....	60
第7	短期借入金の限度額.....	60
第8	出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画.....	61
第9	前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画.....	61
第10	剰余金の使途.....	61
第11	吹田市地方独立行政法人法施行細則で定める業務運営に関する事項.....	61

1 地方独立行政法人市立吹田市民病院の概要

(1) 現況

①法人名 地方独立行政法人市立吹田市民病院

②所在地 吹田市岸部新町 5 番 7 号

③設立年月日 平成 2 6 年（2014 年）4 月 1 日

④役員の状況

役職	氏名	備考
理事長	矢野 雅彦	—
副理事長	内藤 雅文	病院長
理事	戎井 力	副院長
理事	木田 利明	事務局長
理事	四宮 眞男	吹田市医師会裁定委員
理事	鈴木 省三	副院長
理事	中筋 知美	副院長
理事	前田 哲生	副院長
監事	吉永 徳好	公認会計士
監事	児玉 憲夫	弁護士

⑤設置・運営する病院 市立吹田市民病院

⑥職員数（正規職員）

職種	人数	備考
医師	100 名	—
看護師	358 名	—
医療技術員	119 名	—
事務職	56 名	うち派遣職員 12 名

(2) 基本的な目標等

吹田市内には当院のほか、国立循環器病研究センター、大阪大学医学部附属病院といった特定機能病院や、済生会吹田病院、済生会千里病院などの急性期病院が整備されており、多くの医療機関が集積している。

その中でも当院は、「市民とともに心ある医療を」の基本理念に基づき、急性期医療、高度医療及び救急医療の提供を中心に、地域の中核病院としての機能を発揮することがこれからも期待される。

今後更に公立病院としての役割を果たしていくためには、患者ニーズの変化を的確に捉え、それに応じた良質な医療を提供するとともに、経営の効率化や経営基盤の安定化を図る必要がある。

市民の生命と健康を守るという目的を達成するため、当院は地方独立行政法人としての強みを発揮しながら、引き続き公立病院としての役割を果たすこと、医師をはじめ全職員の経営に対する意識改革を図り、目標達成に向け一丸となった協力体制の構築に取り組むこと、そしてサービスの向上と効率的な運営を行うことに取り組むものとする。

2 全体的な状況

(1) 総括

第2期中期計画期間の最終年度となる令和3年度は、依然、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、同感染症の対応など公立病院としての役割と急性期病院としての役割の両立を図る必要があるため、経営状況の改善、病診連携の推進、職員の意識改革を最優先課題とし、効率的な運営に取り組んだ。

経営改善については、新型コロナウイルス感染症患者の受入を行う病棟を設けたことで病床数が制限され、新入院患者数は減少し目標達成には至らなかったものの、手術件数の確保や平均在院日数の短縮などの取組を行うことにより、入院診療単価は対前年度より増となり、また、外来診療単価についても、化学療法件数の増加等が要因となり、対前年度より増加し、いずれも目標を達成することができた。このような収益確保のための取組による診療単価の上昇と新型コロナウイルス感染症に係る補助金等が主な要因となり経常収支比率は目標を達成することができた。

病診連携の推進では、当日の受入依頼について、返答までの時間を短縮するよう直接医師に受入の可否を確認する体制の構築や、かかりつけ医の選定を目的として、患者向けの登録医マップを院内7か所に掲示するなどの取組を進めたことにより、登録医の数は前年度末から89件増え、また、紹介件数、逆紹介件数はいずれも目標を達成し、紹介率は72.1%、逆紹介率は70.0%と前年度より上昇した。

職員の意識改革については、毎月の業務状況や年度計画の進捗状況、収支状況などを全職員が容易に閲覧できるようにしているほか、財務状況が把握できるよう他病院の経営管理指標を用いた財務分析研修を実施し、引き続き職員の経営参画意識の向上に努めた。また、病院長のビデオメッセージにより病院経営に対する認識の共有化を図るとともに病院への帰属意識の向上に努めた。

令和4年度は新たな計画期間となるが、患者確保はもとより、診療単価の一層の上昇を図り、人件費、材料費、経費等の費用と均衡のとれた収益を確保し、経営状況を改善することで、引き続き公立病院としての役割や地域医療構想を踏まえた役割を果たすことができるよう、今後も必要な取組を行うものである。

なお、年度評価実施要領第3条第1号に基づき、法人が小項目ごとに5段階の自己評価を行ったことから、その内容を3小項目評価結果に示す。
(2) 大項目ごとの特記事項 第1 年度計画の期間 特になし
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための取組 市立病院として担うべき医療については、急性期医療、高度医療及び救急医療の提供を中心に、地域の中核病院として必要な医療を提供した。救急医療については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束しない中、感染症患者やその疑いがある患者の診療対応と並行して24時間365日の医療体制の確保に引き続き努めたものの、感染症の感染拡大により入院制限を実施する等、患者受入れを断らざるを得ない状況が続いたことにより時間外救急車搬送受入率、救急車搬送受入件数ともに目標値には至らなかった。がん医療については、集学的治療の推進を図り、化学療法は肺がんの患者数に増加が見られ、放射線治療件数は5,665件、手術件数は890件となり、目標達成に至った。 安心安全で患者満足度の高い医療の提供については、インシデント・アクシデントの発生要因、再発防止策を検討し、職員へ周知を図るとともに意識向上に努めた。提供した医療に起因する有害事象の報告をオカレンスレポートと定義し、令和3年11月から運用を開始した。コロナ禍における標準的対応方針として、職員の健康観察、黙食の徹底など予防対策に取り組むとともに、大阪府のフェーズに合わせた院内対応方針に基づき、面会の許可制、会議や研修の制限などの取組を徹底し、院内での感染拡大防止に努めた。 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくりについては、当日の受入依頼について、返答までの時間を短縮するよう直接医師に受入の可否を確認する体制を構築した。また、逆紹介先及びかかりつけ医の選定を目的として患者向けの登録医マップを院内7か所に掲示する等の取組により、登録医の数は427件となり、前年度末から89件増えた。紹介件数は17,181件、逆紹介件数は12,005件となっており、目標値をクリアした。紹介率は72.1%、逆紹介率は70.0%と昨年度より上昇した。 健都における総合病院としての役割については、診療科ごとに役割分担を整理し、国立循環器病研究センターからの消化管出血をはじめ当院で対応可能な患者の受入を行ったほか、救急対応協力のみならず同センターへの医師派遣を行った。また、同センターのPET-CTや当院の内視鏡機器など医療機器の相互利用を進めた。同センターからの紹介件数は832件、当院からの紹介件数は697件であり、前年度と比較して増加した。電子カルテの相互閲覧について、継続して連携が円滑に進むよう取り組み、連携患者数は149件となった。 地域医療への貢献としては、吹田呼吸ケアを考える会において、新型コロナウイルス感染症に関するセミナーをオンデマンド配信で実施した。特別な配慮を必要とし、一般歯科医院では対応が困難な患者の歯科診療について、新型コロナウイルス感染症対策を講じる等、安全な体制のもと実施した。小児科医師（小児神経専門医）が、毎週1回市の施設（わかたけ園）に出向き診察を行った。
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組 PDCAサイクルによる目標管理の徹底について、中期計画や年度計画、当年度の重点方針を全職員に通知するとともに、診療単価向上のための診療科別ヒアリングを実施し、各課題に責任者を設定し進捗管理を行った。重点方針に掲げたもののうち、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響下においても紹介率70%、逆紹介率65%以上を達成することができた。また、診療単価の目標を達成した。毎月の業務状況や年度計画の進捗状況、収支状況、院長通知を電

子カルテ端末上で全職員が容易に閲覧できるようにしているほか、入院患者数などの状況を電子カルテトップページ上で毎日更新し、引き続き職員の経営参画意識の向上に努めた。部長会において定期的な経営状況の報告を行ったほか、病院長のビデオメッセージにより経営改善の必要性について全職員に周知した。

働きやすい職場環境の整備について、専用タブレットを地域医療連携システムと接続し、令和3年7月から電子カルテが自宅でも閲覧可能となり、脳神経外科で運用を開始した。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための取組

経営基盤の確立について、経営感覚に富む人材育成のため、新規採用職員に対し会計制度等についての研修及び全職員に対しては経営状況についての研修を開催し、経営に関する知識の向上を図った。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、医業収支比率については目標達成ができなかったが、経営改善に努めたこと及び新型コロナウイルス感染症に係る補助金等により経常収支比率の目標を達成することができた。

収益の確保について、手術件数の確保や平均在院日数の短縮などを適切に行うことにより、入院診療単価は対前年度5,466円(8.5%)増となり、年度目標を達成することができた。新入院患者数については新型コロナウイルス感染症患者の受入を行う病棟を設けたことで病床数が制限され対前年度で253人減少し目標達成には至らなかった。外来診療単価については、化学療法件数の増加等が要因となり、対前年度で936円(5.0%)増加し、目標を達成することができた。

費用の節減について、給与費比率、経費比率については、削減に努めたものの新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による医業収益の減少が主な要因となり目標達成には至らなかった。医薬品について、12品目の後発医薬品を新たに採用したことによって、数量シェアベースにおける採用率を90.3%まで引き上げることができた。医薬品・医療材料について、ベンチマークシステムを活用しながら価格交渉を行い、購入単価は縮減したが、高額薬剤の使用数増加に伴い、購入総額が増加したことにより、材料費比率の目標値を達成することはできなかった。

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するための取組

情報の提供について、特色ある診療内容を広く周知するために、病院だより、広報誌「ともに」での情報発信に加え、「内視鏡検査」、「産婦人科における産褥指導」の動画をホームページ上に掲載するとともに「吹田呼吸ケアを考える会(SRCT)」の動画を希望者へ配信した。「脳神経内科」、「脳神経外科」、「小児外科」のパンフレットを作成し、医療連携を行う診療所等に引き続き設置し周知を図った。また、市民や患者が受診する際に安心して利用できるよう、治療や検査の流れを説明する動画を作成し、ホームページ上で公開した。

環境に配慮した病院運営について、毎月ビルエネルギー管理システム(BEMS)によって蓄積されたデータを基に消費量を分析し、消費量が大幅に増加した部署へ消費抑制の注意喚起を行った。また、クールヒートピットの熱効率を利用し、環境負荷を抑えている。光熱水費の前年同月の比較表を院内ポータルサイトに掲載するとともに、節電・節水等の啓発ポスターを引き続き院内に掲示し、職員意識の啓発に努めた。

3 小項目評価結果

第1 年度目標の期間

特になし

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割

評価対象外

中期目標	高齢化の進展などの多様な医療需要に対応し、患者の状態像に応じて必要な医療が提供できるよう、公・民の適切な役割の下、病院間の機能分担・連携を推進すること。 これにあたっては、大阪府地域医療構想に係る豊能病床機能懇話会などでの協議の内容を踏まえて、将来の豊能医療圏の医療需要に対して不足が見込まれている医療機能のニーズへの対応を検討すること。
中期計画	(1) 大阪府地域医療構想の概要 当院が位置する豊能構想区域は、国立循環器病研究センター、大阪大学医学部附属病院、市立病院4施設など、国公立及び公的な大規模病院が多く存在するという特徴を有する。 本構想区域内の各病院及び有床診療所から報告された病床機能報告制度の報告数と、今回推計された2025年の必要病床数を比較すると、急性期機能は需給が均衡していること、回復期機能は大幅に不足していることから、今後、病床機能の分化及び連携を推進していく必要がある旨が示されている。 また、豊能構想区域における在宅医療等医療需要についても今後増加が見込まれている。その需要に対応するため、吹田市（以下「市」という。）が構築する地域包括ケアシステムの一翼を担うことで、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに寄与することが求められている。 (2) 当院が果たすべき役割 ア 基本的な考え方 当院は、これまで地域の中核病院として、急性期医療の提供を中心に役割を果たしてきた。また新病院移転後は、特に国立循環器病研究センターとの連携を図る中で、複合的疾患及び合併症を持った患者を受け入れる必要があることなど、総合病院として急性期医療への需要がより高まるものと考えられる。 そうした状況のもと、当院は地域の医療機関との機能分担・連携を図りつつ、地域の診療所等では対応できない入院・手術を中心とした医療を提供するとともに、総合病院として急性期医療の提供を行うことにより、より多様な医療需要に対応していく。それに加えて、不足する病床機能への対応、また、今後高齢化の進展に伴い在宅医療へのニーズが増加することを踏まえ在宅医療への支援を積極的に行っていく。 イ 不足する病床機能への対応 大阪府地域医療構想において不足するとされている回復期病床については、新病院において一般病床の一部を回復期リハビリテーション病床（45床）に転換することで、急性期から回復期までの患者の状態像に応じた手厚いリハビリテーションを行う。 また、今後見込まれる医療機能のニーズや大阪府地域医療構想に係る豊能病床機能懇話会等における議論の内容、民間の医療機関における転換の状況、当院の経営状況なども勘案しつつ、必要に応じて病床機能の転換について検討し、医療機能の見直しにあたっては市民の理解が得られるよう

	取組を行う。 ウ 在宅医療への支援 在宅医療の充実に向けた支援として、在宅医療に係る関係機関との円滑な連携による退院支援を行う。また、在宅療養者の病状が急変した際の一時的な受入れを行うなどの在宅医療の後方支援を積極的に行うとともに、在宅療養後方支援病院の施設基準取得などの検討を行う。あわせて、医療・介護・福祉のサービスが切れ目なく提供されるよう、地域医療ネットワークの連携を強化する。
年度計画	(1) 大阪府地域医療構想の概要 当院が位置する豊能構想区域は、国立循環器病研究センター、大阪大学医学部附属病院、市立病院4施設など、国公立及び公的な大規模病院が多く存在するという特徴を有する。 本構想区域内の各病院及び有床診療所から報告された令和元年度（2019年度）の病床機能報告制度の報告数と、2025年の必要病床数を比較すると、急性期機能は需給が均衡していること、回復期機能はなお不足していることから、今後、病床機能の分化及び連携を推進していく必要がある旨が示されている。 また、本構想区域における在宅医療等医療需要についても今後増加が見込まれている。その需要に対応するため、吹田市（以下「市」という。）が構築する地域包括ケアシステムの一翼を担うことで、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに寄与することが求められている。 (2) 当院が果たすべき役割 ア 基本的な考え方 当院は、これまで地域の中核病院として、急性期医療の提供を中心に役割を果たしてきた。また、国立循環器病研究センターとの連携を図る中で、複合的疾患及び合併症を持った患者を受け入れる必要があることなど、総合病院として急性期医療への需要がより高まっている。 そうした状況のもと、当院は地域の医療機関との機能分担・連携を図りつつ、地域の診療所等では対応できない入院・手術を中心とした医療を提供するとともに、総合病院として急性期医療の提供を行うことにより、より多様な医療需要に対応していく。それに加えて、不足する病床機能への対応、また、今後高齢化の進展に伴い在宅医療へのニーズが増加することを踏まえ在宅医療への支援を積極的に行っていく。 イ 不足する病床機能への対応 大阪府地域医療構想において不足するとされている回復期病床については、現病院への移転に伴い、一般病床の一部を回復期リハビリテーション病床（45床）に転換した。回復期リハビリテーション病床の活用により、急性期患者だけではなく、急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する。 また、今後見込まれる医療機能のニーズや大阪府地域医療構想に係る豊能医療・病床懇話会等における議論の内容、民間の医療機関における転換の状況、当院の経営状況なども勘案しつつ、必要に応じて病床機能の転換について検討し、医療機能の見直しにあたっては市民の理解が得られるよう取組を行う。

	ウ 在宅医療への支援 在宅医療の充実に向けた支援として、患者支援センターの活用により、在宅医療に係る関係機関との円滑な連携による入退院支援を行う。また、在宅療養者の病状が急変した際の一時的な受入れを行うなどの在宅医療の後方支援を積極的に行う。あわせて、医療・看護、介護・福祉のサービスが切れ目なく提供されるよう、地域医療ネットワークの連携を強化する。
--	---

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 市立病院として担うべき医療

(1) 総論

中期目標	市立病院として、地域で必要とされる医療を切れ目なく提供できるよう、地域の医療機関との機能分担・連携を推進すること。
中期計画	当院は総合病院として、地域の医療機関だけでは対応が困難な症例に対して、良質かつ高度な医療を提供する。特に、高齢化の進展に伴い今後増加が想定される疾患のうち、がん疾患、整形外科系疾患及び呼吸器系疾患への対応については、内視鏡センターや人工関節センターを充実するなど重点的に取り組む。 また、大阪府医療計画においては5疾病（がん、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）4事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療の推進が求められている。不採算医療をはじめとした政策医療についても、他の医療機関との機能分担・連携の下に質の高い医療を提供し、市立病院の役割を果たす。 加えて、地域の医療機関との連携をさらに推進していく観点から、早期に地域医療支援病院の取得を目指す。
年度計画	当院は総合病院として、地域の医療機関だけでは対応が困難な症例に対して、良質かつ高度な医療を提供する。特に、高齢化の進展に伴い今後増加が想定される疾患のうち、がん疾患、整形外科系疾患及び呼吸器系疾患への対応については、放射線診断科や放射線治療科、内視鏡センター、整形外科、リハビリテーション科などを活用し、重点的に取り組む。 また、大阪府医療計画においては5疾病（がん、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）4事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療の推進が求められている。不採算医療をはじめとした政策医療についても、他の医療機関との機能分担・連携の下に質の高い医療を提供し、市立病院の役割を果たす。 加えて、地域医療支援病院として地域の医療機関との連携をさらに推進していく。

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

がん疾患については、外来化学療法及び放射線治療の実施など、集学的治療を推進し効果的な治療に努めた。また、コロナ禍においても可能な範囲で内視鏡センターを活用し、がん疾患のほか呼吸器疾患についても質の高い治療を行うことができた。整形外科系疾患においては、

リハビリテーション科で効果的なリハビリテーションを行った。

大阪府医療計画で推進が求められている5疾病（がん、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）、4事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）については、公立病院として必要とされる医療サービスを他の医療機関との機能分担・連携の下に適切に実施するとともに、質の高い医療の提供に努めた。

在宅医療については、在宅療養者の病状が急変した際には、地域のかかりつけ医と患者支援センターの病床管理担当の看護師が連携して円滑な受入を行った。

新型コロナウイルス感染症への対応として、市及び関係機関と連携・協力し、発熱外来及び地域外来検査センターを設置し、外来患者に対応したほか、専用病棟を設け、入院患者の受入を行うなど、市立病院として役割を果たした。

地域医療支援病院として、コロナ禍にあっても可能な範囲で開業医を訪問することで連携を密にとり、紹介率の向上に努めた。また、地域連携パスを活用し、逆紹介を推進することにより、地域で切れ目ない医療の提供に努めた。

【評価結果】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 市立病院として担うべき医療

（2）救急医療

中期目標	ア 大阪府が認定する二次救急医療機関として、地域の医療機関との機能分担・連携の下、24時間365日の受入れが行えるよう、円滑な救急応需体制を確保すること。 イ 初期救急医療については、地域の医療環境を踏まえた機能分担・連携を推進すること。また、市民への啓発等によりかかりつけ医定着の促進を図ること。
中期計画	ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の確保 （ア）二次救急医療機関として、地域の医療機関及び三次救急医療機関との連携及び役割分担の下、24時間365日の受入体制を引き続き確保することにより、地域で必要とされる救急医療を提供する。 （イ）救急患者を円滑に受け入れるため、新病院開院時に設置を予定している救急専用病床（8床）などを活用し、救急応需体制を確保する。 （ウ）受け入れた救急患者について迅速に適切な診療科で対応するため、新病院開院時において、時間内の救急搬送などへの初期対応を目的とした総合診療科の開設を目指す。 イ 初期救急医療における機能分担・連携 地域の医療機関との連携推進やかかりつけ医定着の促進について、ホームペ

	ージや広報誌等での情報発信を通じ啓発を行うことで、初期救急医療における機能分担を図る。
年度計画	ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の確保 (ア) 二次救急医療機関として、地域の医療機関及び三次救急医療機関との連携及び役割分担の下、引き続き24時間365日の救急医療を提供するとともに、受け入れできなかった症例等を救急部運営委員会で検討し、可能な限り救急患者を断ることなく受け入れる。 (イ) 救急患者を円滑に受け入れるため、救急病床（8床）などを活用し、救急応需体制を確保する。 (ウ) 受け入れた救急患者について迅速に適切な診療科で対応するため、救急科部長を中心に、円滑な受入れを進める。 イ 初期救急医療における機能分担・連携 地域の医療機関との連携推進やかかりつけ医定着の促進について、ホームページや広報誌等での情報発信を通じ啓発を行うことで、初期救急医療における機能分担を図る。

【目標指標】

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
時間外救急車搬送受入率 【中期計画目標※】 90.0%	年度計画目標	88.3%	89.2%	90.0%
	実績	77.5%	68.8%	54.8%

※平成30年度から令和3年度までの第2期中期計画期間の目標値。(以下同様)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
救急車搬送受入件数 【中期計画目標】 4,320件	年度計画目標	4,230件	4,270件	4,320件
	実績	3,854件	2,917件	2,544件
うち時間内 【中期計画目標】 1,440件	年度計画目標	1,400件	1,420件	1,440件
	実績	1,376件	1,138件	950件
うち時間外 【中期計画目標】 2,880件	年度計画目標	2,830件	2,850件	2,880件
	実績	2,478件	1,779件	1,594件

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
救急専用病床稼働率 【中期計画目標】 90.0%	年度計画目標	88.0%	89.0%	90.0%
	実績	43.0%	29.0%	22.3%

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の確保

（ア）新型コロナウイルス感染症が収束しない中、感染症患者やその疑いがある患者の診療対応と並行して 24 時間 365 日の医療体制を引き続き確保し、地域の医療機関及び三次救急医療機関との連携・役割分担の下、地域における救急医療提供の中心的役割を果たせるよう努めた。

受け入れできなかった症例は救急部運営委員会において原因の検討を行ない、救急患者を断らないよう努めた。令和 3 年 7 月から救急科医師を増員して受入体制を強化するとともに、頭部外傷の受入率向上のため、脳神経外科において専用タブレットを地域医療連携システムと接続することで、電子カルテが自宅でも閲覧可能となり、頭部外傷の断り件数は減少した。しかし、感染症の拡大により入院制限を実施する等、患者受入を断らざるを得ない状況が続いたことにより時間外救急車搬送受入率、救急車搬送受入件数ともに目標値には至らなかった。（救急車搬送受入件数：2,544 件（前年度 2,917 件）、時間外救急車搬送受入率：54.8%（前年度 68.8%））

（イ）救急病床を活用する等、救急患者を円滑に受け入れるための救急応需体制を確保したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、救急患者の受入率が減少した。（救急専用病床稼働率 22.3%（前年度 29.0%））

（ウ）時間内の救急搬送患者対応について、救急科部長を中心に救急隊からの受入要請に対し、迅速に受入可否の判断をするとともに適切な診療科で対応するなどのスムーズな受入体制で運用した。

イ 初期救急医療における機能分担・連携

地域の医療機関との連携推進やかかりつけ医定着の促進について、ホームページや広報誌、患者への啓発用チラシの配布等、初期救急医療において地域の医療機関との機能分担を図った。

【評価結果】

ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の確保

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	2	2	2
最終評価	2	2	2	2

評価の判断理由

・新たに救急医を確保する等、救急受け入れ態勢の確保に努めたことは評価できるものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、救急患者受入に必要な病床確保及び人員の確保が困難であったこと等から、各目標指標について目標値を下回る結果となった。

よって、法人自己評価のとおり、評価「2」（年度計画を十分に実施できていない）が妥当であると判断した。

イ 初期救急医療における機能分担・連携

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 市立病院として担うべき医療

(3) 小児医療・周産期医療

中期目標	ア 小児救急医療について、豊能広域こども急病センターや地域の診療所と連携しながら、二次救急医療機関としての役割を果たすこと。 イ 大阪府周産期緊急医療体制の参加病院として、二次救急搬送の受入体制を確保するとともに、高度機能が必要なハイリスク分娩等は、地域の周産期母子医療センターと連携を図ること。
中期計画	ア 小児医療 小児救急医療については、他の公立病院等とともに、豊能広域こども急病センターの後送病院として、輪番制で豊能医療圏全体の二次救急受入れの役割を担うほか、地域の診療所と連携し、入院機能など地域に必要とされる役割を果たす。 イ 周産期医療 周産期緊急医療体制の参加病院として通常分娩に加え、合併症をもった妊婦など中程度のリスクのある分娩までを対応する。また、高度機能が必要なハイリスク分娩等は、地域の周産期母子医療センターと連携を推進し、安心安全な周産期医療体制を確保する。
年度計画	ア 小児医療 小児救急医療については、他の公立病院等とともに、豊能広域こども急病センターの後送病院として、輪番制で豊能医療圏全体の二次救急受入れの役割を担うほか、地域の診療所と連携し、入院機能など地域に必要とされる役割を果たす。 イ 周産期医療 通常分娩においては、陣痛から分娩・産後まで対応する特別個室（LDR）を活用し、安全・快適な環境での分娩を進めるとともに、産後ケアや育児相談など、出産後のケアも引き続き行っていく。また、周産期緊急医療体制の参加病院として、合併症をもった妊婦など中程度のリスクのある分娩までを対応する。また、高度機能が必要なハイリスク分娩等は、地域の周産期母子医療センターと連携を推進し、安心安全な周産期医療体制を引き続き確保する。

【関連指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
小児科患者数（入院）	実績	7,767 人	4,345 人	4,140 人

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
小児科患者数（外来）	実績	11,606 人	9,164 人	9,265 人

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
小児救急搬送患者数	実績	625 人	273 人	442 人
うち 小児救急入院患者数	実績	548 人	188 人	198 人

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
分娩件数	実績	309 件	293 件	312 件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 小児医療

二次医療圏内の小児救急診療について、豊能広域こども急病センターの後送病院として週４回の二次救急輪番を努め、地域に必要なとされる役割を果たした。

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
小児時間外救急搬送応需率	実績	95.7%	97.3%	92.2%

イ 周産期医療

陣痛から分娩後まで、部屋移動による負担が少なく安全なＬＤＲ（特別室）の活用に加え、多職種から専門的なサポートを受けることが出来る助産師外来や、ははとこ健診、産後のアロマセラピーを導入し、妊娠から産後まで幅広い支援を行い、安心してお産できる環境を継続して提供した。結果、前年度より分娩件数の増加に繋がった。

糖尿病等の合併症をもった妊婦、中程度のリスクのある分娩や開業医では対応の難しい妊娠管理や分娩管理が必要な妊婦の受入体制を維持した。

分娩においてハイリスクを有する妊婦については、検診の段階で高次医療対応が可能な周産期母子医療センターへ紹介するなどし、安心安全な周産期医療体制を確保した。

【評価結果】

ア 小児医療

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

イ 周産期医療

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 市立病院として担うべき医療

(4) 災害医療

中期目標	ア 吹田市地域防災計画に基づき、市の災害医療センターとして大規模な災害や事故の発生に備え、災害時の医療体制や医薬品等の確保体制を整備すること。 イ 災害時においては、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに新たな感染症の発生等、健康危機事象が発生したときは、市の担当部署等と連携し、市域の医療機関の中心的役割を果たすこと。
中期計画	ア 市の災害医療センターとしての役割 (ア) 災害時の医療活動を迅速かつ適切に対応できるよう、災害対策訓練を実施するとともに、定期的開催される災害医療研修へ積極的に参加する。 (イ) 災害発生時に備え、市の防災計画の見直しに合わせるなど、必要に応じて当院のマニュアルの見直しを行う。 イ 市及び地域の医療機関との連携体制 (ア) 災害時には、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに、災害状況により可能である場合は、現地医療救護班の派遣等の医療救護活動を実施する。 (イ) 新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生など、健康危機事象が発生したときは、大阪府新型インフルエンザ等対策医療体制整備ガイドラインに従い、市及び関係機関と連携・協力し、早期収束に向けて対応を図る。
年度計画	ア 市の災害医療センターとしての役割 (ア) 災害時の医療活動を迅速かつ適切に対応できるよう、災害対策訓練を実施するとともに、定期的開催される災害医療研修へ積極的に参加する。 (イ) 災害発生時に備え、訓練等で得た問題点を解消して、改善内容を防災マニュアル及び事業継続計画（BCP）に反映し修正を行う。 イ 市及び地域の医療機関との連携体制 (ア) 災害時には、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに、災害状況により可能である場合は、現地医療救護班の派遣等の医療救護活動を実施する。 (イ) 新たな感染症など、健康危機事象発生時においては、大阪府、吹田市保健所の定めるガイドラインに従い、市及び関係機関と連携・協力し、早期収束に向けて対応を図る。

【関連指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
災害訓練回数	実績	２回	２回	１回

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
災害訓練参加人数	実績	173人	122人	85人

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
災害医療院外研修参加回数	実績	２回	１回	２回

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 市の災害医療センターとしての役割

（ア）災害対策訓練として、10月に地震を想定した大規模災害訓練（医師10人、看護師55人、コメディカル7人、事務13人、計85人参加）を実施し、2月に防火訓練を実施する予定であったが、院内における新型コロナウイルス感染症対応から、防火訓練は中止し、火災時の通報、消火、避難、また消防設備の解説を収録した動画を作成し、全職員に周知した。併せて災害対策委員による模擬消火器消火訓練を実施した。また、院外での訓練、研修参加については、10月と12月にオンラインで行われた豊能二次医療圏大規模災害時医療連携強化プロジェクト研修（延べ看護師4人、事務6人、計10人）に参加した。

DMAT参加経験のある医師が赴任し、災害対策委員会のメンバーとなり、自身の体験からの発言により、委員会が活性化された。災害対策委員会を10回開催し、訓練内容の検討及び訓練結果の反省、防火動画の作成に取り組み、防災マニュアル及び事業継続計画（BCP）の改訂を行った。

（イ）院内新型コロナウイルス感染症対応により、全部署が取り組むトリアージを含めた災害体制の訓練実施は難しく、初動対応と災害対策本部機能の再確認を中心に大規模災害を想定した実地訓練を10月に実施し、訓練を基に災害対策委員会にて初動対応の見直し、新たに導入した安否確認システム、備蓄品等を追記し、防災マニュアルを改訂した。

防災マニュアルの改訂に併せて、事業継続計画（BCP）を改訂した。

イ 市及び地域の医療機関との連携体制

（ア）新型コロナウイルス感染症の影響により、10月にオンラインで行われた豊能二次医療圏大規模災害時医療連携強化プロジェクト研修でEMIS（大阪府救急・災害医療情報システム）の情報伝達、トリアージ机上訓練、同研修の一環で12月に災害時新型コロナウイルス感染症患者の受入要請訓練を済生会千里病院と行った。また、大阪大学医学部附属病院での災害時新型コロナウイルス感染症患者の受入訓練に見学参加した。

（イ）新型コロナウイルス感染症への対応として、市及び関係機関と連携・協力し、発熱外来及び地域外来検査センターを設置し、外来患者に対応したほか、専用病棟を設け、入院患者の受入を行うなど、市立病院として役割を果たした。また、吹田市からの要請により入院待機ステーションの設置に協力した。ワクチン接種についても、地域の医療従事者、高齢者や妊産婦

等を対象に行った。

感染管理認定看護師が高齢者施設等に対して感染防止対策等の研修を計３回行うとともに、クラスターの発生した医療機関や高齢者施設に対してラウンドや研修を行い、再発防止に向けた支援を計６回行った。

【評価結果】

ア 市の災害医療センターとしての役割

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

イ 市及び地域の医療機関との連携体制

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	4	4
最終評価	3	3	4	4
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

第２ 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

２ 市立病院として担うべき医療

（５）がん医療

中期目標	ア 大阪府がん診療拠点病院として、集学的治療や地域連携パスを推進すること。 イ 本市が実施する各種がん検診に積極的に協力するなど、がん予防医療の取組に努めること。
中期計画	ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備 （ア）大阪府がん診療拠点病院として、検査から手術、抗がん剤治療などを組み合わせた集学的治療やがん診療地域連携パスを積極的に推進していく。 （イ）新病院においては、放射線治療科を設置し、放射線治療専門の医師など専門的な人材を配置することにより、治療の質及び精度を高め、より高度な放射線治療を行うことで、がん医療の体制強化を目指す。 （ウ）多職種からなる体制の下、がんのリハビリテーションの推進、がん患者に対する相談支援、症状緩和に向けた緩和ケアの介入及び情報提供などを積極的に実施し、緩和ケアの充実を図る。 イ がん予防医療の取組 （ア）市が実施する各種がん検診に積極的に協力し、がん予防医療に取り組む。 （イ）病院だよりにはがん検診の案内を定期的に掲載する。またホームページ上に当院のがん診療に関する情報を掲載することなどにより、市民向けのがん

	予防の啓発に取り組む。
年度計画	ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備 (ア) 大阪府がん診療拠点病院として、がんの診断検査から手術、化学療法等の薬物療法、放射線治療を組み合わせた集学的治療を推進し、がん診療地域連携パスの使用を進める。また、腹腔鏡や手術支援ロボットを使用した低侵襲の手術を推進する。 (イ) 放射線治療専門の医師を配置している放射線治療科において、放射線治療機器を活用することにより、治療の質及び精度を高め、がん医療の体制強化を目指す。 (ウ) 多職種からなる体制の下、がんのリハビリテーションの推進、がん相談支援センターでのがん患者に対する相談支援、がんに関する情報提供、症状緩和に向けた緩和ケアの介入を積極的に実施し、緩和ケアの充実を図る。 イ がん予防医療の取組 (ア) 市が実施する各種がん検診に積極的に協力し、がん予防医療に取り組む。 (イ) ホームページ上にがん診療に関する情報を掲載し、がん予防の啓発に取り組む。

【目標指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
がん入院患者件数	年度計画 目標	2,040 件	2,080 件	2,120 件
【中期計画目標】 2,120 件	実績	2,236 件	2,487 件	2,772 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
外来化学療法件数	年度計画 目標	2,550 件	2,600 件	2,650 件
【中期計画目標】 2,650 件	実績	3,135 件	3,322 件	3,771 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
放射線治療件数	年度計画 目標	3,270 件	3,540 件	3,800 件
【中期計画目標】 3,800 件	実績	5,578 件	4,978 件	5,665 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
がん手術件数	年度計画 目標	680 件	690 件	700 件
【中期計画目標】 700 件	実績	851 件	813 件	890 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
がん診療地域連携パス 実施件数 【中期計画目標】 40 件	年度計画 目標	25 件	30 件	40 件
	実績	25 件	18 件	23 件

【関連指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
がん患者リハビリテ ーション単位数（※）	実績	1,066	2,294	2,709

（※）単位数とは、20 分を 1 単位とするリハビリテーションの実施数（以下同様）

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
がん相談件数	実績	584 件	772 件	759 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
緩和ケアチーム介入件数	実績	175 件	147 件	158 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
がん検診受診者数	実績	3,273 人	1,403 人	1,473 人

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】 ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備 （ア）医師、看護師、コメディカル等がチームとして症例検討会を行い、他科と連携協力し、患者にとって最良な治療方法となるよう集学的治療の推進を図った。また、緩和ケアチームによる介入を行い、精神面等のフォローも積極的に行った。 化学療法は肺がんの患者数に増加が見られ、放射線治療は 5,665 件の実施を行った。手術においても 890 件行い、目標達成に至った。 がん診療地域連携パスについては、開業医訪問の際に活用を促し、また、院内での各種委員会等において活用を推進するなど、積極的な運用を行うように努めた。しかし、コロナ禍における受診控えの影響で対象となる患者が減少していたこともあり、年度目標の 40 件に対して 23 件に留まった。 （イ）常勤放射線治療専門医や放射線治療における機器の精度管理を専従とする診療放射線技師の配置を引き続き行い、質の高い放射線治療を提供できる体制を確保し、5,665 件の放射線治療を実施した。 （ウ）がんのリハビリテーションの推進を図るため、がんの専門的知識を有する技師を育成し、療養生活の質の維持向上を目的とする質の高いリハビリテーションの提供に努めた。 がん情報コーナーの整備を行うとともに、院内にがん相談支援センターのポスター掲示、リ	

ーフレットの設置など、がん相談支援センターの周知を図り情報提供及び相談支援に繋げた。

緩和ケアについては、入院時に疼痛のスクリーニングを実施し、週 1 回ラウンドを行うなど積極的に介入するとともに日本緩和医療学会 PEACE プログラムに基づき、緩和ケア研修会を実施した。(17 名参加)

イ がん予防医療の取組

(ア) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、肺がん検診及び大腸がん検診は実施できなかったが、子宮がん検診、胃がん内視鏡検診及び乳がん検診は継続して実施した。

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
肺がん検診	実績	720 件	27 件	0 件

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
大腸がん検診	実績	597 件	23 件	0 件

(イ) 市民公開講座をオンラインにて実施し、内視鏡検査における当院のがん治療及びがん検査の啓発について取り上げ、同内容の動画をホームページ上に掲載し、閲覧できるようにした。

【評価結果】

ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	4	3	3
最終評価	3	4	3	4

評価の判断理由

・医師、看護師、コメディカル等がチームを組み、他科と連携しながら、手術・化学療法・放射線治療を併用した質の高いがん治療を提供することで、がん診療地域連携パス実施件数を除く全ての取組において目標指標を大きく上回ったことは評価できる。がん診療地域連携パス実施件数についても、新型コロナウイルス感染症感染拡大等の影響により、目標値の達成には至らないものの、地域の開業医へ直接コンタクトをとりながら、がん診療における地域連携推進に向けた取組が継続されている。

また、がんのリハビリテーションに関する専門知識を持つ技師の育成や、緩和ケア研修会の実施など、質の高い治療の提供のための人材育成にも努めたことも評価できる。

よって、「4」(年度計画を上回って実施している。)が妥当であると判断した。

イ がん予防医療の取組

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3

評価の判断理由

・法人自己評価のとおり

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
2 市立病院として担うべき医療
(6) リハビリテーション医療

中期目標	新病院における回復期リハビリテーション病棟の設置により、急性期から回復期までの患者の状態像に応じたりハビリテーションを手厚く行い、在宅復帰を支援すること。
中期計画	ア 新病院においては、整形外科術後早期や脳出血、脳梗塞発症早期といった急性期のリハビリテーション医療とともに、回復期リハビリテーション病棟（45床）を活用した回復期のリハビリテーション医療を実施することで、ADL（日常生活動作）の向上により、在宅復帰を支援する。 イ 高齢化に伴い増加することが想定される、がん患者へのリハビリテーション医療や呼吸器系疾患のリハビリテーション医療に取り組む。
年度計画	ア 整形外科疾患や脳出血、脳梗塞発症早期といった急性期のリハビリテーション医療を実施するとともに、回復期リハビリテーション病床においては365日のリハビリテーション実施体制の下、ADL向上に効果的なリハビリテーションを提供し、在宅復帰の支援を行う。 イ 今後増加することが想定される、がん患者や呼吸器疾患患者の運動機能低下を予防・改善するリハビリテーションの提供に取り組む。

【目標指標】

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
回復期リハビリテーション病棟病床利用率 【中期計画目標】 95.0%	年度計画目標	95.0%	95.0%	95.0%
	実績	73.3%	75.1%	84.0%

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
回復期リハビリテーション病棟在宅復帰率 【中期計画目標】 80.0%	年度計画目標	70.0%	80.0%	80.0%
	実績	86.9%	86.7%	94.7%

【関連指標】

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
早期リハビリテーション単位数	実績	41,938	54,646	55,029

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
がん患者リハビリテーション単位数（再掲）	実績	1,066	2,294	2,759

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
呼吸器リハビリテーション単位数	実績	2,515	2,515	2,710

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
脳血管疾患等リハビリテーション単位数	実績	57,011	75,509	63,786

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
運動器リハビリテーション単位数	実績	43,077	50,056	59,558

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】 ア 回復期リハビリテーション病棟を活用した在宅復帰への支援 急性期患者については、365日のリハビリテーション実施体制の下、引き続き廃用症候群の予防や早期離床を目的としたリハビリテーションを実施した。 他病院からの脳血管疾患の患者の受入が減少したため、脳血管疾患等リハビリテーションは減少したが、整形外科等の術後に回復期リハビリテーション病棟へ転棟する症例が増加し、運動器リハビリテーション実施単位数の増加となった。 病床利用率は目標値には届かなかったものの前年度実績より大きく改善し、リハビリテーション実施単位数は前年度実績と同等であった。 イ 高齢化の増加に伴う疾患の増加への対応 がん患者や呼吸器疾患患者について、早期にリハビリテーションの介入を実施し、患者の状態等を勘案して、最も適切なりハビリテーションを提供することで、患者の自立度向上に取り組んだ。	

【評価結果】

ア 回復期リハビリテーション病棟を活用した在宅復帰への支援

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

イ 高齢化の増加に伴う疾患の増加への対応

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供

(1) 安心安全な医療の提供

中期目標	ア 安心安全な医療を提供するため、医療の安全管理を確保する体制を整備すること。 イ 医療事故の予防及び再発防止に取り組むなど、医療安全対策を徹底し、院内感染防止の取組を実施すること。
中期計画	ア 医療の安全管理体制の確保 (ア) 医療安全管理委員会において、インシデント発生状況の分析とアクシデント発生予防を検討し、医療安全対策に取り組む。 (イ) 院内感染対策委員会において、院内感染発生状況の分析や感染予防対策に取り組む。 イ 医療安全対策の徹底 (ア) 公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価に基づき、安心安全で質の高い医療を効率的に提供するための業務改善を継続的に取り組む。 (イ) 患者に安心安全な医療を提供できるよう、全職員を対象とした医療安全・院内感染防止対策に関する研修を実施するとともに、院外での研修に積極的に参加する。
年度計画	ア 医療の安全管理体制の確保 (ア) 医療安全管理委員会を毎月開催し、インシデント・アクシデント事例の報告を行い、再発防止策について検討するとともに、医療安全に関する研修を行うことで安全に対する意識の向上を図る。また、手術時における医療安全に係るルールの見直しを行い、医療事故発生防止に努める。 (イ) 新型コロナウイルス等の新たな感染症に対して、効果的な感染対策を行うための環境及び体制整備を継続的に取り組み、院内での感染拡大防止に努める。 イ 医療安全対策の徹底 (ア) 病院機能評価の更新に向けて、引き続き各評価項目の達成状況を確認し、安心安全な医療の提供と業務改善に取り組む。 (イ) 患者に安心安全な医療を提供できるよう、医療安全・院内感染防止対策に関する全体研修やeラーニングを実施する。また、院外での研修に積極的に参加し、医療安全意識の向上に努める。

【関連指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
医療安全管理委員会 開催回数	実績	12 回	12 回	12 回

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
医療安全関係院外研 修参加件数	実績	20 件	9 件	19 件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 医療の安全管理体制の確保

（ア）医療安全管理委員会等を毎月開催し、インシデント・アクシデントの発生要因、再発防止策を検討し、検討結果を毎月の部長会を通じ、職員へ周知を図るとともに全職員を対象に医療安全研修を２回行い、意識向上に努めた。医療安全研修では、理事長自らがインシデント・アクシデントの報告状況や他病院での医療事故の事例をもとにした当院の改善点についての講演を行い、職員の医療安全管理体制に対する意識向上に努めた。さらに、医師の意識向上のため、インシデント・アクシデント報告のうち、提供した医療に起因する有害事象の報告をオカレンスレポートと定義し、令和３年１１月から運用を開始した。

高難度新規医療技術を用いた医療等に際し、新たに院内委員会を設置し、提供の適否を評価するなど診療を適正に提供するための体制を整備した。

手術中のルールの見直しとして、緊急事態に国立循環器病研究センターに応援依頼を早急に行うためのホットラインを設置、緊急輸血マニュアルの策定等を行い、医療事故発生防止に努めた。

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
インシデント件数	実績	1,780 件	1,644 件	1,194 件
アクシデント件数	実績	23 件	13 件	48 件

（イ）コロナ禍における標準的対応方針として、職員の健康観察、黙食の徹底など予防対策に取り組むとともに、大阪府のフェーズに合わせた院内対応方針に基づき、面会の許可制、会議や研修の制限などの取組を徹底し、院内での感染拡大防止に努めた。

イ 医療安全対策の徹底

（ア）病院機能評価の評価項目に基づき、患者の安全確保に関するマニュアルである「医療事故防止マニュアル」を適宜改訂し、医療事故防止に努めた。また、院内でのインシデント・アクシデントを収集し、医療事故防止対策委員会で再発防止のための検討を行い、改善のため周知を行った。

（イ）医療の安全管理研修として、全職員を対象に２回、職種別に１１回実施した。院外においても医療安全室の職員を中心に１９回の研修に参加した。院内感染防止対策として、全職員を対象に３回、職種別に１０回の研修を実施した。ウェブ配信による院外研修を積極的に受講し、医療安全意識の向上に努めた。

【評価結果】

ア 医療の安全管理体制の確保

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・ 重大なアクシデントが生起した場合における内部統制、情報共有のあり方に課題があったものの、提供した医療に起因する有害事象について定義付けする、オカレンスレポートを新たに策定することにより、インシデント及びアクシデントの発生状況を可視化し、報告された事案について、毎月開催される医療安全管理委員会で発生要因の分析・再発防止の検討を行うなど、組織として医療事故を未然に防ぐための体制の構築に取り組まれていたことは、評価できる。 よって、法人評価のとおりの「3」（年度計画を順調に実施している。）が妥当であると判断した。				

イ 医療安全対策の徹底

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・ 法人自己評価のとおりの				

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供

(2) チーム医療の充実

中期目標	医療の質と安全性を高めるため、医師、看護師及びコメディカルスタッフなど多職種・多診療科間で編成したチーム医療の更なる充実を図ること。
中期計画	ア 認知症ケアチームや栄養サポートチームをはじめとした各専門チームの介入など、チーム医療の仕組みを活用した多職種協働による円滑で質の高い診療・ケアを提供する。 イ 関係職員によるミーティングやラウンド等を通じて、課題の把握及び解決に努め、チーム医療の質の向上を図る。
年度計画	ア 認知症ケアチームや栄養サポートチームをはじめとした各専門チームが、多職種で介入し円滑で質の高い診療・ケアを提供する。 イ 医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、社会福祉士などによるミーティングやラウンド等を通じて、課題の把握及び解決に努め、チーム医療の質の向上を図る。

【関連指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
認知症ケアチーム介入件数	実績	295 件	425 件	408 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
栄養サポートチーム介入件数	実績	1,266 件	1,127 件	656 件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】 ア チーム医療の仕組みを活用した質の高い診療・ケアの提供 多職種がそれぞれの専門スキルを活用し、チームで患者の療養生活のサポートを行うことで質の高い診療・ケアを提供した。 認知症ケアチームにおいては、認知症を有する患者の担当看護師と共にカンファレンスを実施し、認知症状の悪化の予防やケア、症状への改善に向けた介入を行った。 栄養サポートチームにおいては、コロナ禍における長期入院患者数の減、感染リスクを考慮し、チームによる介入を制限したものの、低栄養の患者の把握や栄養管理の提案を行い、病状の早期回復に努めた。 胃ろうの適応を考えるチーム（通称 JIP）では、退院後の生活状況や将来の療養場所の見直しなど総合的に検討し、患者や家族に胃ろうの選択を考える際の支援を行った。 イ チーム医療の質の向上 多職種によるミーティングやラウンド等を通じて、課題の把握及び解決に努め、チーム医療の質の向上を図った。 認知症ケアチームにおいては、研修会や委員会等を通じて、認知症に関する知識やケアの目的の共有やスキルアップを図った。 栄養サポートチームにおいては、個々の症例に関して治療効果の促進や合併症の回避を目的として、病棟スタッフに対して、栄養療法や、栄養管理について助言を行い、チーム医療の質の向上を図った。	

【評価結果】

ア チーム医療の仕組みを活用した質の高い診療・ケアの提供

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3

評価の判断理由

・法人自己評価のとおり

イ チーム医療の質の向上

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・ 法人自己評価のとおり				

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供	
(3) コンプライアンスの徹底	
中期目標	ア 医療法をはじめとする関係法令を遵守のうえ、行動規範と倫理に基づく適正な病院運営を行うこと。 イ 全ての職員が個人情報保護することの重要性を認識し、その管理を徹底すること。
中期計画	ア 関係法令遵守について周知し職員の意識向上に努めるとともに、業務の適正を確保するための内部統制体制の整備を図る。 イ 個人情報保護の周知徹底、並びに個人情報の取り扱いや漏洩防止を目的とした研修の実施により職員の意識向上を図る。
年度計画	ア 関係法令遵守について周知し職員の意識向上に努めるとともに、内部統制については、業務実施の障害となる要因を事前に分析及び評価したリスクへの適切な対応を行う。 イ 個人情報推進委員会を開催し、個人情報保護の周知徹底を行うための研修内容及びセルフチェックシートの内容を決定し、個人情報保護に関する研修を実施するとともにセルフチェックシートによる自己点検を行い個人情報の意識向上を図る。

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】 ア 内部統制体制の整備 リスクへの適切な対応を行うため、令和 2 年度に実施したリスク評価をもとに業務におけるリスクを再確認し、適宜見直しを行った。また、市が選任した会計監査人による監査業務（会計実務指導や内部統制等）に係る指摘についても適切に対応を行った。 イ 職員の意識向上 個人情報保護の研修を実施するとともに、当日に参加できなかった職員向けに 院内ポータルサイトに研修動画をアップし、個人情報保護に対する意識向上に努めたうえで、院内ポータルサイトによる個人情報に関する自己点検を行った。 個人情報保護推進委員会を開催し、今年度の研修結果を振り返り、来年度の個人情報保護研修内容について協議した。

【評価結果】

ア 内部統制体制の整備

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	2	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

イ 職員の意識向上

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	2	3	3
最終評価	3	2	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供

(4) 患者サービスの向上

中期目標	ア 患者が利用しやすい病院を目指すため、職員の接遇向上、院内の快適性（院内清掃等）向上及び待ち時間の短縮など、患者の視点に立ったサービスの向上に取り組むとともに、その結果を定量的に把握するよう努めること。 イ インフォームド・コンセント、セカンド・オピニオンの充実など患者に寄り添った良質な医療を提供することにより市民との信頼関係を築き、患者に選ばれる病院を目指すこと。 ウ ボランティアの受入れを推進し、病棟など多様な分野へのボランティア活動の拡充を図ること。
中期計画	ア 患者の視点に立ったサービスの提供 （ア）患者アンケートや声の箱などに寄せられた意見の活用により、患者ニーズの的確な把握に努め、患者サービスの改善に繋げる。 （イ）患者や家族の視点に立った丁寧な接遇を心掛けるとともに、接遇に関する研修を実施し、質の向上を図る。 （ウ）新病院における患者とスタッフの動線の配慮や患者利便施設の活用などにより、患者の療養環境の快適性向上に努めるとともに、患者が待ち時間を快適に過ごすことができる環境を整備する。 （エ）かかりつけ医への逆紹介や外来予約の推進などを引き続き行い、待ち時間の短縮に努める。 イ 患者に寄り添ったサービスの提供 説明手順に沿った標準的でわかりやすく質の高いインフォームド・コンセントを実施するとともに、セカンド・オピニオンを積極的に推進し、患者に選ば

	れる病院を目指す。 ウ 院内ボランティア活動への支援 ボランティアの積極的な受入れに引き続き努めるとともに、ボランティアが活動しやすい環境の整備などにより、患者の療養環境の向上を図る。
年度計画	ア 患者の視点に立ったサービスの提供 (ア) 患者アンケートや声の箱に寄せられた患者の意見・要望に関して、患者ニーズを的確に把握し、患者サービスの向上・改善に努める。 (イ) 診療現場における親切・丁寧な対応が実践できるよう、継続的に接遇研修を実施する。 (ウ) 患者利便施設（売店、レストラン、カフェ、自動販売機）の事業者に対して、声の箱に寄せられた患者の意見を伝えることで利便性が高まるよう努める。 (エ) かかりつけ医への逆紹介や外来予約の推進などを引き続き行い、待ち時間の短縮に努める。 イ 患者に寄り添ったサービスの提供 説明手順に沿った標準的で分かりやすく質の高いインフォームド・コンセントを実施するとともに、セカンド・オピニオンについては積極的に推進し、当院への依頼だけでなく他院への希望についても丁寧に対応することで、患者に選ばれる病院を目指す。 ウ 院内ボランティア活動への支援 ボランティアが活動しやすい環境を引き続き維持するとともに、積極的な受け入れに努め、患者サービスの向上を図る。

【関連指標】

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
声の箱投書件数	実績	332 件	84 件	116 件

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
患者満足度調査結果	実績	—	—	1 回 337/1,490

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
セカンド・オピニオン対応件数	実績	9 件	3 件	4 件

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
ボランティア登録人数	実績	59 人	60 人	61 人

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 患者の視点に立ったサービスの提供

（ア）声の箱に寄せられた様々な要望・意見を医療改善委員会で検討し、患者サービスの向上・改善を図った。

入院患者の患者満足度を把握するために退院患者アンケートや外来患者満足度調査を実施した。令和3年度の退院患者アンケートでは、職員の接遇について「よい」の評価が91.2%、「ふつう」が8.7%、「わるい」が0.1%との結果であった。

外来患者満足度調査について、全国の傾向（ベンチマーク）と比較して、診療の内容や診察時間、医師・看護師の対応などについては満足度が高く、「親しい方にすすめられる病院」と回答のあった結果が全国平均より高かった。

（イ）4月に新規採用者を対象に接遇研修を実施し、21名が参加した。患者対応において常に親切・丁寧な説明を心掛け、患者サービスの向上に努めた。

（ウ）患者利便施設（売店、レストラン、カフェ、自動販売機）の事業者に対して、商品やメニューの要望、従業員の接遇改善など声の箱に寄せられた患者の意見を伝えて対策を講じるよう要請している。主な改善例として感染対策の意見があり、レストランのテーブルにアクリルによる遮へい板を設置した。また、利用者の要望でレストランでの営業開始時間を早めモーニングサービスを開始した。

（エ）院内ポータルサイトで月毎の患者の待ち時間を周知し、待ち時間短縮の意識付けを行った。また、令和4年1月より新たに皮膚科について、紹介患者・予約患者のみの紹介制外来を導入した。

イ 患者に寄り添ったサービスの提供

インフォームド・コンセントについては、当院のマニュアルに従い、分かりやすく丁寧な説明を実施した。

他院へのセカンド・オピニオンについては、22件であり、患者の希望の際には速やかに対応した。当院へのセカンド・オピニオンについてはホームページ等で周知を図っており、4件であった。

ウ 院内ボランティア活動への支援

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、院内のボランティア活動は自粛していたが、屋上庭園の花の手入れについては新型コロナウイルス感染症感染防止対策を講じながら実施した。

【評価結果】

ア 患者の視点に立ったサービスの提供

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・ 法人自己評価のとおり				

イ 患者に寄り添ったサービスの提供

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・ 法人自己評価のとおり				

ウ 院内ボランティア活動への支援

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・ 法人自己評価のとおり				

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり
 (1) 地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携

中期目標	ア 患者の状態像に応じた医療を効果的・効率的に提供するため、地域の医療機関との紹介・逆紹介を徹底すること。 イ 日常的な診療や健康管理・健康相談を受けることができるかかりつけ医定着に関する啓発を行うこと。
中期計画	ア 紹介・逆紹介の徹底 (ア) 患者支援センターや登録医制度の活用により、かかりつけ医等からの紹介患者をスムーズに受け入れるとともに、急性期を脱した患者については早期に逆紹介を行う。 (イ) 逆紹介の際には地域連携パスを活用するなど、かかりつけ医等との機能分担・連携の下、地域で切れ目なく医療を提供するとともに、逆紹介患者が急変した際には積極的に受け入れる。 (ウ) 地域の医療機関との一層の情報共有を図るため、IT を活用したシステムの導入を検討する。

	イ かかりつけ医定着に関する啓発 院内にかかりつけ医マップや、診療時間等を記した「かかりつけ医パンフレット」を設置する。また市民公開講座の開催やホームページ、広報誌など、さまざまな機会をとらえて、かかりつけ医の役割やその必要性に関する啓発を行う。
年度計画	ア 紹介・逆紹介の徹底 (ア) 紹介患者の当日受入の手続きを見直し、より円滑な受け入れができるように取り組む。また、登録医数の増加に取り組み紹介件数増につなげる。逆紹介については、新たに作成したかかりつけ医マップを活用して病院全体として積極的に推進する。 (イ) 逆紹介の際には地域連携パスを活用するなど、かかりつけ医等との機能分担・連携の下、地域で切れ目なく医療を提供するとともに、逆紹介患者が急変した際には積極的に受け入れる。 (ウ) 地域の医療機関が当院のカルテを閲覧するシステムについて、運用を目指す。 イ かかりつけ医定着に関する啓発 連携医療機関の増加に伴い、かかりつけ医リーフレット、登録医（開業医）マップ、サイネージの医療機関情報を更新し、病院を訪れた方が気軽にかかりつけ医を探しやすいようにする活用する。また、ホームページ、広報誌など、さまざまな機会をとらえて、かかりつけ医の役割やその必要性に関する啓発を行う。

【目標指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
紹介件数	年度計画目標	16,000 件	16,500 件	17,000 件
【中期計画目標】 17,000 件	実績	19,827 件	17,286 件	17,181 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
逆紹介件数	年度計画目標	10,700 件	11,100 件	11,500 件
【中期計画目標】 11,500 件	実績	13,863 件	12,287 件	12,005 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
紹介率	年度計画目標	58.0%	61.0%	64.0%
【中期計画目標】 64.0%	実績	70.1%	70.7%	72.1%

紹介率=初診紹介件数/初診患者数

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
逆紹介率	年度計画目標	78.0%	81.0%	84.0%
【中期計画目標】 84.0%	実績	57.7%	65.0%	70.0%

逆紹介率=逆紹介件数/初診患者数

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
地域連携パス実施件数	年度計画目標	60件	80件	100件
【中期計画目標】 100件	実績	120件	126件	120件

【関連指標】

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
登録医数	実績	284件	338件	427件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 紹介・逆紹介の徹底

（ア）当日の受入依頼については、返答までの時間を短縮するよう直接医師に受入の可否を確認する体制を構築した。また、開業医が当院ホームページから書類をダウンロードして活用できるようにするなど紹介時の負担軽減を図った。

登録医数は427件で、前年度末から89件増加した。

逆紹介先及びかかりつけ医の選定を目的として患者向けの登録医マップを院内7か所に掲示した。

紹介件数は17,181件、逆紹介件数は12,005件となっており、目標値をクリアした。紹介率は72.1%、逆紹介率は70.0%と昨年度より上昇した。

（イ）逆紹介については、大腿骨頸部骨折等の地域連携パスを活用し、引き続き推進することにより地域で切れ目なく医療の提供に努めるとともに逆紹介患者が急変した際にはコロナ禍においても可能な限り受け入れに努めた。

地域連携パスの実施件数は120件となり目標を達成した。

（ウ）当院のカルテを閲覧するシステムについては、国立循環器病研究センターとの運用を踏まえ、今年度から診療所との連携を試行開始した。

イ かかりつけ医定着に関する啓発

逆紹介先及びかかりつけ医の選定を目的として登録医マップを作成し、院内7か所に掲示するとともに、2階に設置しているデジタルサイネージ（電光掲示板）において、かかりつけ医定着の啓発ポスターを表示した。また、病院だよりにおいて、地域医療支援病院の取得に関する記事を掲載し、当院とかかりつけ医の役割分担の必要性について啓発を行った。

登録医の数は427件となり、前年度末から89件増えた。

【評価結果】

ア 紹介・逆紹介の徹底

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	4	3	3
最終評価	3	4	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

イ かかりつけ医定着に関する啓発

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり・				

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり
(2) 在宅医療の充実に向けた支援

中期目標	ア ケアマネジャー、主治医等に退院時カンファレンスへの参加を促すなど、在宅医療に係る関係機関との円滑な連携による退院支援を行うこと。 イ 在宅療養者の病状が急変した際には、関係機関等の求めに応じた一時的な受入れを行うなど、必要な対応を行うこと。 ウ 地域医療ネットワークの連携を強化し、切れ目のない医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、地域の医療水準の向上に努めること。
中期計画	ア 退院支援 (ア) 在宅医療の充実に向けて、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるよう、診療所や訪問看護ステーションなどとの連携を推進するとともに、入院早期より退院困難な要因を有する患者を把握し、新病院では患者支援センターにおいて、適切な退院支援を行う。 (イ) 退院支援の際には、退院した患者に起こりうる症状やその対応について患者・家族と面談を行うとともに、在宅医療及び介護・福祉関係機関と情報共有や調整を十分に図る。 (ウ) 主治医、看護師、リハビリ医療従事者など、患者に関わる全ての職種の役割分担の下、退院時に入院患者の在宅医療への移行が円滑に進むよう早期に多職種カンファレンスを行うなど、チーム医療として在宅医療体制のサポートを行う。 イ 在宅療養者の急変時の受入れ 今後増加することが見込まれる在宅医療ニーズに対応するため、在宅療養者の病状が急変した際には、円滑な受入れができるよう取り組むことで、在宅医

	療の後方支援を図るとともに、在宅療養後方支援病院の施設基準取得などの検討を行う。 ウ 地域医療ネットワークの連携強化 吹田在宅ケアネットや吹田呼吸ケアを考える会をはじめとした取組を主体的に実施することにより、在宅医療についての意識向上に努めるとともに、在宅医療に関するネットワークの連携強化を図ることで、地域の医療水準の向上に貢献する。
年度計画	ア 退院支援 (ア) 在宅療養の充実に向けて、在宅医療を行っている医師や、訪問看護ステーションの看護師、居宅介護支援事業所のケアマネ等と、連携強化を図るとともに、入院前より退院困難を有する患者の把握をおこない、適切な退院支援につなげる。 (イ) 退院支援の際には、入院時の患者の症状や疾病等に対する治療計画に基づき、多職種間で構成する医療チームで患者の療養の方針を検討し、患者の意思決定を尊重できるよう患者・家族と面談を行うとともに、在宅医療及び介護・福祉関係機関と情報共有や調整を十分に図る。 (ウ) 医師、看護師、リハビリ医療従事者など、患者に関わる全ての職種の役割分担の下、多職種間で構成する医療チームで治療の方針を検討し、在宅医療への移行が円滑に進むようカンファレンスを定期的に行うとともに、介護支援専門員等と早期から連携を図り、退院後も含め在宅医療体制のサポートを行う。 イ 在宅療養者の急変時の受入れ 今後増加することが見込まれる在宅医療ニーズに対応するため、在宅療養者の病状が急変した際には、円滑な受入れができるよう取り組む。 ウ 地域医療ネットワークの連携強化 在宅ケアネットや吹田呼吸ケアを考える会をはじめとした取組を主体的に実施することにより、在宅医療についての意識向上に努めるとともに、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、地域包括支援センターとの適切な情報交換により、ネットワークの連携強化を図ることで、地域や在宅等で提供される医療水準の向上に貢献する。

【関連指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
退院支援件数	実績	2,561 件	2,964 件	2,995 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
医療相談件数	実績	11,346 件	11,112 件	11,256 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
介護支援連携件数	実績	148 件	86 件	59 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
当日入院件数（紹介）	実績	1,651 件	1,287 件	1,062 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
吹田在宅ケアネット 開催数	実績	２回	０回	０回

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
吹田呼吸ケアを考 える会開催数	実績	１回	０回	１回

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】 ア 退院支援 （ア）訪問看護ステーションが主催した「多職種交流研修会」等、在宅医療の研修会に参加し、医師、訪問看護師、介護支援専門員（ケアマネジャー）等と情報交換し連携を図った。 また、入院前から退院困難な患者を把握し、入院早期から入退院支援部門と医療福祉相談部門が連携を図り、退院支援を行った。 （イ）入院患者の退院支援が円滑に進むよう入院診療計画に基づき、医師・看護師・リハビリスタッフ等の多職種で療養の方針を検討するとともに、患者、家族の意向を面談等で確認し、退院支援を行った。また、在宅医療の関係機関である、診療所の医師、介護支援専門員、訪問看護ステーションと入院早期から十分に情報共有し調整を図った。 （ウ）入院前から介護支援専門員等と連携を図り、入院後は週１回院内の医師、看護師、リハビリ等の多職種カンファレンスで方針の確認を行いながら退院支援を進めるとともに、在宅医療への移行が円滑に進むよう、退院前には、介護支援専門員、訪問看護師等と、カンファレンスを行い、在宅医療体制のサポートを行った。また、退院後の患者に関する相談窓口として、介護支援専門員や訪問看護師等からの問い合わせに対応するなどサポートを行った。 イ 在宅療養者の急変時の受入れ 在宅療養者が急変した場合、通常時間内では、患者支援センターの病床管理担当と地域医療連携担当が連携し、円滑に受入を実施している。時間外では救急病棟を活用するなど、救急科による受入を実施した。 ウ 地域医療ネットワークの連携強化 吹田呼吸ケアを考える会において、地域の関係機関にアンケートを実施し、要望のあった新型コロナウイルス感染症に関するセミナーをウェブで開催した。 また、地域で開催される吹田市在宅医療・介護連携協議会、吹田市ケアネット実務者懇話会等の会議に参加し、情報交換を行うことでネットワークの強化を図った。	

【評価結果】

ア 退院支援

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

イ 在宅療養者の急変時の受入れ

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

ウ 地域医療ネットワークの連携強化

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

5 健都における総合病院としての役割

(1) 国立循環器病研究センターとの機能分担・連携

中期目標	隣接する国立循環器病研究センターとの間において、医療をはじめとする病院としての機能について分担・連携を進め、相乗的な価値向上を図ること。また、この機能分担・連携について市民や地域の医療関係者などの理解が進むよう取り組むこと。
中期計画	ア 診療における連携 (ア) 国立循環器病研究センターにおいて高度急性期を脱した患者を当院で受け入れるとともに、複合的な疾患を有する患者への円滑な対応を行うなど、隣接する病院ならではの機能分担・連携を図る。 (イ) 当院の循環器内科については、診療内容の棲み分けを行うことを前提に、外科系の手術前後のケア等への対応など、総合病院としての機能を発揮するため継続して設置する。また、他の診療科についても、担っている役割の違いから診療内容の棲み分けを行うとともに、連携を図る。 (ウ) リハビリテーションにおける同センターとの連携として、急性期脳血管障

	害患者の回復期リハビリテーション医療については、新病院の回復期リハビリテーション病棟において、リハビリテーションが必要な患者の当院への受入体制を確保する。 (エ) 三次救急を担う同センターと、二次救急を担う当院における救急の役割については、循環器系疾患に係る高度急性期の患者は同センターにおいて、複合的な疾患に係る急性期の患者は当院において受け入れるという役割分担を引き続き行う。また、両施設の連携による質の高い救急医療の提供が行えないか検討する。 イ その他の連携 (ア) 両施設が連携して実施する共同研修・研究について検討するとともに、それぞれのカンファレンスへの出席等、相互交流を推進する。 (イ) 診療の質の向上を図る観点から、診療データの共有と連携のため、電子カルテの相互閲覧機能等、システムにおける両施設間の連携を推進する。 (ウ) RI 検査、PET 検査など、高度医療機器が必要な事項については、機器の共同利用を行い、医療の効率化を図る。 ウ 連携体制の周知 移転後も円滑な診療が図られるよう、総合病院としての当院の役割とともに、同センターとの機能分担や医療連携体制についても、ホームページ、広報誌等で市民や地域の診療所、消防等に対して情報発信を行う。
年度計画	ア 診療における連携 国立循環器病研究センターとの連携会議、また各診療科による協議等により決められた役割分担、医療機器の相互利用などのルールに基づき、引き続き患者への円滑な対応を行う。 イ その他の連携 両施設がそれぞれ主催するセミナーや勉強会への出席により、相互交流を推進する。電子カルテについては、国立循環器病研究センターと市民病院の双方で、相互閲覧するシステムについては、運用の課題を整理して連携が円滑に進むよう取り組む。 ウ 連携体制の周知 円滑な診療が図られるよう、総合病院としての当院の役割とともに、同センターとの機能分担や医療連携体制についても、ホームページ、広報誌等で市民や地域の診療所、消防等に対して情報発信を行う。

【関連指標】

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
国立循環器病研究センターからの紹介件数	実績	571 件	760 件	832 件

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
国立循環器病研究センターへの紹介件数	実績	385 件	534 件	697 件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】	
ア 診療における連携 診療科ごとに役割分担を整理し、国立循環器病研究センターからの消化管出血をはじめ当院で対応可能な患者の受入を行ったほか、救急対応協力のみならず同センターへの医師派遣を行った。 また、同センターの PET-CT や当院の内視鏡機器など医療機器の相互利用を進めた。 同センターから当院への紹介件数は 832 件、当院からの紹介件数は 697 件であり、前年度と比較して増加した。	
イ その他の連携 コロナ禍の状況下においてセミナーや勉強会での相互交流は進まなかった。 電子カルテの相互閲覧について、継続して連携が円滑に進むよう取り組み、連携患者数は 149 件となった。	
ウ 連携体制の周知 特定機能病院としての国立循環器病研究センターと総合病院としての市民病院がそれぞれのポテンシャルを発揮し、より良い医療提供ができるよう連携状況をホームページ等で周知を行った。	

【評価結果】

ア 診療における連携

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	4	4	4
最終評価	3	4	4	4
評価の判断理由				
・紹介件数、逆紹介件数ともに増加していること、また、緊急時における協力体制確保のためのホットラインを整備したこと等から一層連携を強めていると評価できる。 よって、法人評価のとおり、「4」（年度計画を上回って実施している。）が妥当であると判断した。				

イ その他の連携

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり・				

ウ 連携体制の周知

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

5 健都における総合病院としての役割

(2) 他の健都内事業者等との連携

中期目標	ア 健都2街区高齢者向けウェルネス住宅、健都イノベーションパーク及び駅前複合施設と連携し、それぞれが実施する市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を支援すること。 イ 健都レールサイド公園（(仮称) 健都ライブラリーを含む。）で取り組まれる事業への支援を行うこと。
中期計画	健都に立地する市立病院として、健都2街区高齢者向けウェルネス住宅、健都イノベーションパーク、駅前複合施設など、健都内事業者や市が進める事業に医療や健康づくりの観点から助言を行うなどの支援及び協力を行う。また、こうした「健康・医療のまちづくり」への支援・協力のノウハウを活かし、健都内のみならず市民の健康寿命の延伸に向けた取組に寄与することで、市民全体の福祉と健康の増進に貢献する。
年度計画	健都2街区高齢者向けウェルネス住宅、健都イノベーションパーク、駅前複合施設など、健都内事業者や市が進める事業に医療や健康づくりの観点から助言を行うなどの支援及び協力を行う。また、こうした「健康・医療のまちづくり」への支援・協力のノウハウを活かし、健都内のみならず市民の健康寿命の延伸に向けた取組に寄与することで、市民全体の福祉と健康の増進に貢献する。

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

健都まちづくり連携会議に参加し、健都を構成する産学官民がそれぞれの特色を活かし、共同で事業を行える基盤（共創プラットフォーム）について意見交換を行った。

また、吹田市の施策である「たばこの煙のないまち（スモークフリーシティ）」の取組について、院内のデジタルサイネージにおいて、啓発動画を掲載した。

【評価結果】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
5 健都における総合病院としての役割
(3) 予防医療に関する取組

中期目標	各種健（検）診の実施及び健康づくりや介護予防に関する講座の開催など、市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を行うこと。
中期計画	ア 各種健（検）診について、地域の医療機関との役割分担の下、取組を行う。 イ 疾病の早期発見のため人間ドックを引き続き実施する。 ウ インフルエンザワクチンなど予防接種を引き続き実施する。 エ 当院主催の公開講座などで健康啓発や検診、介護予防、生活習慣病・循環器病予防をはじめとした疾病予防に関する講演会を開催する。
年度計画	ア 各種健（検）診について、地域の医療機関との役割分担の下、取組を行う。 イ 生活習慣病や脳疾患などの早期発見のため、各種人間ドックを引き続き実施する。 ウ 子宮頸がんワクチンなど予防接種を引き続き実施する。 エ Web 会議システムを利用した市民公開講座や出張講座などを開催する。院内のデジタルサイネージ（電子看板）、掲示物を通じて、かかりつけ医を持つことの意義や検診の大切さなどを周知することで疾病予防の啓発に努める。

【目標指標】

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
人間ドック件数	年度計画目標	520 件	540 件	550 件
【中期計画目標】 550 件	実績	616 件	156 件	529 件

【関連指標】

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
国保特定健診件数	実績	601 件	24 件	0 件

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
後期高齢者特定健診件数	実績	240 件	0 件	0 件

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
市民公開講座実施回数	実績	1 回	0 回	1 回

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 各種検（健）診の実施

令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症感染拡大に対応するため特定健診を中止

した。そうした中であっても、マンモグラフィーなどの高度検査機器を用いた検診、また二次検診としての精密検査を地域の医療機関との役割分担の下、積極的に実施し疾病の早期発見に貢献した。

イ 人間ドックの実施

人間ドックについて、新型コロナウイルス感染症対応のため、令和２年度に休止した影響の回復に努めたものの目標の件数には至らなかった。(人間ドック実施件数 529 件(前年度 156 件)、脳ドック実施件数 158 件(前年度 45 件))

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
脳ドック	実績	188 件	45 件	158 件

ウ 予防接種の実施

子宮頸がんワクチン 3 回実施。

高齢者や妊婦を対象に新型コロナウイルスワクチン接種を実施した。(1,501 回)

エ 疾病予防に関する講演会等の開催

ウェブ会議システムにて、市民公開講座は「内視鏡検査」をテーマとし、出張講座は「糖尿病」をテーマとして開催した。また、広報誌「病院だより」にてかかりつけ医についての記事を掲載し、かかりつけ医を持つことの意義や検診の大切さなどを周知した。

【評価結果】

ア 各種検（健）診の実施

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

イ 人間ドックの実施

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
法人自己評価	3	4	3	3
最終評価	3	4	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

ウ 予防接種の実施

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

エ 疾病予防に関する講演会等の開催

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

6 地域医療への貢献

(1) 地域の医療従事者への支援

中期目標	地域の医療従事者を対象に研修会を開催するなど、地域医療に携わる医療従事者を支援すること。
中期計画	ア 地域の医療従事者の質の向上を目的とした研修の開催や、施設や設備等の共同利用などにより地域の診療所等を支援する。 イ 地域の医療従事者を対象とした吹田臨床カンファレンス、吹田在宅ケアネットや吹田呼吸ケアを考える会などを開催し、地域の医療水準の向上に努める。
年度計画	ア 地域の医療従事者の質の向上を目的とした研修の開催や、施設や設備等の共同利用などにより地域の診療所等を支援する。 イ 吹田在宅ケアネットなど地域の医療従事者を対象とした連携の会を開催し、地域の医療水準の向上に努める。

【目標指標】

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
地域の医療従事者へ向けた研修会開催回数 【中期計画目標】 36 回	年度計画 目標	36 回	36 回	36 回
	実績	31 回	6 回	7 回

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
地域の医療従事者へ向けた研修会外部参加人数 【中期計画目標】 900 人	年度計画目標	900 人	900 人	900 人
	実績	543 人	86 人	239 人

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
共同利用を行った件数 【中期計画目標】 3,700 件	年度計画目標	3,500 件	3,600 件	3,700 件
	実績	3,718 件	3,105 件	2,945 件

【関連指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
吹田臨床カンファレンス開催回数	実績	1 回	0 回	0 回

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
吹田在宅ケアネット開催回数（再掲）	実績	2 回	0 回	0 回

項目		令和元年度	令和元年度	令和３年度
吹田呼吸ケアを考える会開催回数（再掲）	実績	1 回	0 回	1 回

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）				
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】 ア 地域の診療所等への支援 新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況下において、令和３年 10 月よりウェブ配信で臨床セミナーを 5 回行った。（内容「免疫アレルギーが関連する病気」、「Advance Care Planning について」、「認知症の症候学」等） 令和４年 2 月には登録医総会をウェブ配信で開催し、講演「当院の大腸がん治療について」や各診療科紹介、意見交換等を実施した。また、令和４年 3 月には吹田呼吸ケアを考える会の研修会をオンデマンド配信にて実施した。 地域の医療従事者を対象とした研修を計 7 回実施し、参加者数は 239 人であった。 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、CT 等の高度検査機器の共同利用件数は 2,945 件で目標を下回った。（検査 2,944 件、共同診療 1 件） イ 地域の医療水準の向上 地域の医療水準の質の向上を図るため、吹田呼吸ケアを考える会において、新型コロナウイ				

ルス感染症に関するセミナーをオンデマンド配信で実施した。

【評価結果】

ア 地域の診療所等への支援

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

イ 地域の医療水準の向上

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

6 地域医療への貢献

(2) 福祉保健施策への協力・連携

中期目標	本市が実施する高齢者や障がい者（児）などへの福祉保健施策の実施に協力し、連携すること。
中期計画	ア 一般歯科医院に受診できない障がい者（児）に対しての歯科診療を引き続き行う。 イ 小児科（小児神経専門医）医師によるこども発達支援センター（わかたけ園）への往診や装具の更新、また児童発達支援事業の療育相談や会議への参加を引き続き行う。
年度計画	ア 一般歯科医院に受診できない障がい者（児）に対しての歯科診療を引き続き行う。 イ 小児科（小児神経専門医）医師によるこども発達支援センター（わかたけ園）への往診や装具の更新、また児童発達支援事業の療育相談や会議への参加を引き続き行う。

【関連指標】

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
障がい者歯科患者数	実績	1,599 人	1,486 人	1,669 人

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 障がい者（児）歯科診療の実施

特別な配慮を必要とし、一般歯科医院では対応が困難な患者の歯科診療について、新型コロナウイルス感染症対策を講じる等、安全な体制のもと実施した。

イ 小児科診療における協力・連携

小児科医師（小児神経専門医）が、毎週１回市の施設（わかたけ園）に出向き診察を行った。また、療養相談や関係者会議などに出席するなど、市の実施する療育事業への協力を行った。

【評価結果】

ア 障がい者（児）歯科診療の実施

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

イ 小児科診療における協力・連携

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 PDCAサイクルによる目標管理の徹底

中期目標	中期目標・中期計画の達成に向けて、職員がその達成度を確認できるよう、目標の進捗状況や経営に関する情報を的確に周知し、職員が一丸となって経営改善に取り組むこと。
中期計画	ア 病院として目指すべきビジョンを明確化し、的確な病院運営及び効果的な医療を行うとともに、毎月の収支報告、病院の経営分析、計画の進捗状況管理などにより、業務運営の改善を継続的に行う。また、進捗に遅れが出ている場合は、原因の分析と解決方法の検討を行い、改めて目標達成の取組を行う。 イ 各診療科で達成すべき目標を設定し、その達成に向けて取組を進めるとともに、複数診療科または多職種にまたがるような案件については、各種院内委員会において検討する。 ウ 中期目標・中期計画の達成度を職員が把握できるようにするため、具体的な数値を踏まえた計画及び事業報告を作成するとともに、目標の進捗状況や経営状況について広く周知する取組を行い、中期目標及び中期計画の達成に向けた取組への意識付けを図ることで、職員が一丸となって経営改善に取り組む。

年度計画	ア 中期計画及び年度計画に基づき、病院としての重点方針を明確化したうえで、職員に取組の徹底を周知する。また、理事会や経営戦略会議において、毎月の収支及び資金状況の報告、病院の経営分析、計画の進捗状況管理を行うことなどにより、業務運営の改善を継続的に行う。さらに、診療科別ヒアリングにより、院内の課題の抽出とその解決策を協議し、目標達成に向けた取組を推進する。 イ 診療科ごとに達成すべき目標値及びその達成に向けた取組について設定し、診療科別ヒアリングにおいて幹部職員に報告する。その進捗状況については、毎月の実績を経営戦略会議等で確認し、達成に向けた取組の実現を図る。また、複数診療科または多職種にまたがるような案件については、各種院内委員会において検討し、課題の解決を図る。 ウ 年度計画の目標の達成状況や毎月の経営指標については、電子カルテ上で職員が閲覧できるよう適宜公表する。また、事業報告書についても、できるだけ具体的な数値による報告に努め、職員に周知する。そうした取組により、中期目標及び中期計画の達成に向けた取組への意識付けを図り、職員が一丸となって経営改善に取り組む風土を醸成する。
------	---

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】	
ア 重点方針の共有及び目標達成に向けた取組	中期計画や年度計画、当年度の重点方針を全職員に通知するとともに、診療単価向上のための診療科別ヒアリングを実施した。経営戦略会議において抽出された課題に対する解決策を協議し、各課題に責任者を設定し進捗管理を行った。重点方針に掲げたもののうち、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下においても紹介率 70%、逆紹介率 65%以上を達成することができた。また、診療単価の目標を達成した。
イ 目標管理の徹底	新型コロナウイルス感染症拡大の影響がある状況においても、診療科別ヒアリングにて平均在院日数の短縮等、収益改善のための方策を確認し、経営戦略会議等で進捗管理を行った。また、診療科別ヒアリング時に確認された複数診療科または多職種にまたがるような案件については、担当責任者として副院長を設定し、各種院内委員会等において検討し課題の解決を図った。
ウ 経営改善に向けた取組	毎月の業務状況や年度計画の進捗状況、収支状況、院長通知を電子カルテ端末上で全職員が容易に閲覧できるようにしているほか、入院患者数などの状況を電子カルテトップページ上で毎日更新し、引き続き職員の経営参画意識の向上に努めた。 部長会において定期的な経営状況の報告を行ったほか、病院長のビデオメッセージにより経営改善の必要性について全職員に周知した。 経営改善に向けた取組として、全職員を対象に当院の財務状況が把握できるように他病院の経営管理指標を用いた財務分析研修を実施した。

【評価結果】

ア 重点方針の共有及び目標達成に向けた取組

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

イ 目標管理の徹底

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

ウ 経営改善に向けた取組

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

2 働きやすい職場環境の整備

(1) 医療職の人材の確保・養成

中期目標	ア 働きやすい環境の整備を図ることなどにより医療職の人材確保に努めること。 イ 医師をはじめとした医療従事者の知識と技術等の質の向上に努め、研修や指導体制の充実を図ること。
中期計画	ア 働きやすい職場環境づくり (ア) 院内保育所で一時預かり保育を実施し保育内容の充実を図るなど、子育て中の職員が働きやすい職場環境を整備し、負担軽減を図る。 (イ) 仕事と生活の両立の実現を目指し、ワークライフバランス委員会で多様な勤務体制などを研究するほか、福利厚生の充実について検討する。 イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実 (ア) 職員の研修参加の支援を行うとともに、各種学会等の専門資格取得への支援を引き続き行う。 (イ) 指導医・研修医の意見を踏まえ、専門的知識や技術の質の向上のため、研

	修プログラムの充実を図り、医学生からも選ばれる病院を目指す。
年度計画	ア 働きやすい職場環境づくり (ア) 自宅でも電子カルテを閲覧できる環境整備を進め、医師の負担軽減を図る。 (イ) 年次休暇取得の計画的付与制度の具体案を作成し、試行実施する。また、実施結果をワークライフバランス委員会等により評価し、より効果的な制度構築を進める。 イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実 (ア) 医療従事者の質向上のため、認定資格取得及び更新に係る費用や学会、研修等参加に係る費用について引き続き支援を行う。 (イ) 研修医の研修内容の改善を推進するため、臨床研修管理委員会の下部組織を立ち上げ、機動的に研修改善の検討や提案を行える体制を整える。

【目標指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
助産師看護師離職率	年度計画目標	11.5%	10.6%	全国平均以下
【中期計画目標】 全国平均以下	実績	3.7%	3.0%	8.6%

【関連指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
認定看護師数	実績	12 人	12 人	12 人

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
専門看護師数	実績	2 人	1 人	1 人

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
認定等資格更新支援件数	実績	99 件	91 件	110 件

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
看護学生実習受入数	実績	371 人	68 人	163 人

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
医学生実習受入数	実績	27 人	12 人	30 人

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】 ア 働きやすい職場環境づくり (ア) 専用タブレットを地域医療連携システムと接続し、令和３年７月から電子カルテが自宅でも閲覧可能となり、脳神経外科で運用を開始した。	

（イ）看護師を対象に誕生月は、休暇等を取得しやすくする取組を実施した。コロナ禍のため旅行等の制限があったことから来年度も引き続き取組を継続し、評価する。

イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実

（ア）医療従事者等に対して、認定医等の資格取得や研修参加に係る費用への支援を行うことで医療の質の向上を図った。

（イ）研修内容だけでなく、研修医全般に関することについて、課題毎にワーキングチームを編成することとした。優秀な医学生を募るために、研修医採用に係る情報発信力の強化を目的としたホームページの改善をワーキングチームで検討を進めた。

【評価結果】

ア 働きやすい職場環境づくり

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

2 働きやすい職場環境の整備

（2）人事給与制度

中期目標	ア 職員の給与は、地方独立行政法人法に基づき、当該職員の勤務成績や法人の業務実績などを考慮したものとする。 イ 職員の業績や能力を正當に評価し、職員の意欲を引き出す人事給与制度の運用を行うこと。
中期計画	ア 地方独立行政法人法に基づき、職員の給与は、当該職員の勤務成績、同一又は類似職種の職員給与、法人の業務実績などを考慮したうえで設定し、適切に運用する。 イ 職員のモチベーション向上により、質の高い医療サービスの提供につなげていく観点から、平成 3 2 年度までに人事評価制度を検討し平成 3 3 年度から運用することなどにより、職員の勤務成績や法人の業務実績に応じた、働きがい

	を実感でき、公平感のある人事給与制度を導入する。
年度計画	ア 地方独立行政法人法に基づき、職員の給与は、当該職員の勤務成績、同一又は類似職種の職員給与、法人の業務実績などを考慮したうえで設定し、適切に運用する。 イ 人事評価制度を試行実施し、公平かつ働きがいを感じられる制度とするため、試行から得られた課題を修正し、人事評価を開始できるよう準備を進める。

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】	
ア 職員給与の設定・運用	令和３年度の人事院勧告は期末手当の支給月数を引き下げることとなったが、国家公務員は新型コロナウイルス感染症の感染拡大下での経済の影響を考慮し、令和３年冬の期末手当では引き下げは行われなかった。当院の賞与の水準は国家公務員及び吹田市を下回っていることから、現状の水準を維持した。
イ 人事評価制度の運用	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により各科病床数が変動し目標設定することが困難であるため試行実施を延期したが、令和４年度からの試行、令和５年度からの本格実施に向けて、職員が制度を正しく理解し、公平な人事評価を行うことができるよう評価方法を示したガイドブックを各職種の意見を取り入れて作成し準備を整えた。

【評価結果】

ア 職員給与の設定・運用

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

イ 人事評価制度の運用

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の確立

中期目標	政策医療をはじめとした市立病院の役割を将来にわたって継続的に担えるようにするためには、安定した経営基盤を確立することが不可欠であることから、市立病院の機能確保・向上に努めつつ、あらゆる経営改善に取り組むこと。
中期計画	政策医療をはじめとした市立病院の役割を将来にわたって継続的に担うことができるよう、経営感覚に富む人材育成の強化、PDCA サイクルの目標管理の確実な実行など、経営改善に向けた取組を実施することで、収益の確保と費用の節減を図る。中期計画期間中にあっては、新病院建設に伴い収支状況の大幅な悪化が見込まれることからより一層の取組に努め、新病院の機能を活かした病院運営を図り、早期の黒字化を目指す。救急医療などの政策医療や不採算医療については、市からの運営費負担金の下、確実に実施し、市立病院としての役割を果たす。
年度計画	経営感覚に富む人材育成については、病院業務に精通した職員の養成が不可欠であることから、職員体制計画にもとづき、派遣職員をプロパー職員に順次置き換えるとともにジョブローテーションを実施する。また、全職員向けに経営状況の研修を行うことで職員の意識向上に努め、収益の確保と費用の節減を図れるよう、PDCAサイクルの目標管理を実行する。救急医療などの政策医療や不採算医療については、市からの運営費負担金の下、確実に実施し、市立病院としての役割を果たす。

【目標指標】

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収支比率	年度計画 目標	92.0%	96.5%	98.6%
【中期計画目標】 98.3%	実績	92.5%	102.5%	110.4%

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
医業収支比率	年度計画 目標	88.7%	92.0%	92.0%
【中期計画目標】 90.6%	実績	89.3%	88.1%	87.7%

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

経営感覚に富む人材育成のため、新規採用職員に対し会計制度等についての研修及び全職員に対しては経営状況についての研修を開催し、経営に関する知識の向上を図った。

病院業務に精通した職員の養成のため、職員体制計画のもと派遣職員をプロパー職員に置き換え、ジョブローテーションを実施した。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、医業収支比率については目標達成ができなかったが、手術件数の確保や平均在院日数の短縮等で経営改善に努めたこと及び新型コロナ

ウイルス感染症に係る補助金等により経常収支比率の目標を達成することができた。

市からの運営費負担金を受け、救急医療や障がい歯科診療等の公立病院として必要とされる医療サービスを適切に実施した。

【評価結果】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	2	3	3	3
最終評価	2	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

第4 財務内容の改善に関する事項

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

中期目標	ア 診療報酬改定及び関係法令改正等に対して迅速に対応するなど収益の確保に努めること。 イ 未収金の発生予防・早期回収に向けて対策を講ずること。
中期計画	ア 収益の確保 救急患者や紹介患者の確保に努め、病床利用率の向上を図る。また、施設基準の取得など診療報酬の改定や関係法令の改正等に迅速かつ的確に対応し、収益の確保を図る。 イ 未収金の発生予防・早期回収 限度額適用認定証などを活用した窓口負担軽減の取組や、クレジットカードの利用勧奨に努めるなど未収金発生防止に引き続き努めるとともに、未収金回収マニュアルに基づき適切な対応を行うなど、早期回収に努める。
年度計画	ア 収益の確保 二次救急医療機関として可能な限り救急患者を断ることなく受入れることや、地域のかかりつけ医等からのスムーズな紹介患者の受け入れを行うことなどにより、病床利用率の向上を図る。また、新たな施設基準の取得、平均在院日数の短縮や手術室の効率的な運用などを適切に行うことにより、診療単価の上昇に努め、収益の確保を図る。 イ 未収金の発生予防・早期回収 限度額適用認定証などを活用した窓口負担軽減の取組や、クレジットカードの利用勧奨に努めるなど未収金発生防止に引き続き努めるとともに、未収金回収マニュアルに基づき適切な対応を行うなど、早期回収に努める。

【目標指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
病床利用率 【中期計画目標】 90.0%	年度計画 目標	90.0%	90.0%	90.0%
	実績	88.3%	78.3%	72.1%

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
入院患者数（１日当たり） 【中期計画目標】 387.7人	年度計画 目標	387.7人	387.7人	387.7人
	実績	380.5人	337.5人	310.9人

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
外来患者数（１日当たり） 【中期計画目標】 1000.0人	年度計画 目標	1,000人	1,000人	1,000人
	実績	902.7人	833.9人	883.9人

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
入院診療単価 【中期計画目標】 54,170円	年度計画 目標	53,792円	59,992円	61,000円
	実績	57,733円	64,389円	69,855円

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
外来診療単価 【中期計画目標】 16,061円	年度計画 目標	14,988円	15,982円	16,061円
	実績	17,448円	18,873円	19,809円

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
新入院患者数 【中期計画目標】 9,435人	年度計画 目標	9,435人	9,435人	9,435人
	実績	10,460人	9,393人	9,140人

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）				
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】				
ア 収益の確保 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下において受入病床が制限される中、可能な限り救急患者、紹介患者の受入に努めたが、実績は前年度を下回った。				

手術件数の確保や平均在院日数の短縮などを適切に行うことにより、入院診療単価は対前年度 5,466 円（8.5%）増となり、年度目標を達成することができた。新入院患者数については新型コロナウイルス感染症患者の受入を行う病棟を設けたことで病床数が制限され、対前年度で 253 人減少し目標達成には至らなかった。

外来診療単価については、化学療法件数の増加等が要因となり、対前年度で 936 円（5.0%）増加し、目標を達成することができた。

イ 未収金の発生予防・早期回収

患者負担額が大きい入院患者に対し、限度額適用認定証の利用を奨めることにより、未収金の発生予防及び金額の抑制に努めた。

救急等で現金がない場合にも対応できるように、すべての自動精算機でクレジットカードを使用できるようにしている。

『医業未収金回収管理マニュアル』に基づき督促等を実施するなど早期回収に努めた。

【評価結果】

ア 収益の確保

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	4	4
最終評価	2	3	4	4
評価の判断理由				
・新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、病床利用率や入院患者数等の目標指標については、目標値を下回ったものの、手術件数の確保や平均在院日数を適切に短縮するといった取組等の継続により、診療報酬単価に関する各目標指標は、当初の目標値を大きく上回った。 よって、法人評価のとおり、「4」（年度計画を上回って実施している。）が妥当であると判断した。				

イ 未収金の発生予防・早期回収

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

第4 財務内容の改善に関する事項

2 収益の確保と費用の節減

(2) 費用の節減

中期目標	ア 人件費・経費などの適正化を図ること。 イ 医薬品の在庫管理の適正化や後発医薬品の積極的な採用促進などにより材料費の適正化を図ること。
中期計画	ア 人件費・経費の適正化 (ア) 医療の質及び患者サービスの向上並びに医療安全の確保に配慮のうえ、業務内容に応じた人員配置や職員の時間外勤務縮減などを図るとともに、職員数に見合った収益を確保することで、人件費の適正化を図る。 (イ) 職員のコスト意識の普及啓発を行うことにより、消耗品等の経費節減や、節電・節水の徹底による光熱水費の削減を図る。 イ 材料費の適正化 後発医薬品の積極的採用を引き続き行うとともに、医療材料の効率的使用の徹底、SPD（院内物流管理システム）による在庫管理の適正化などにより、コストの縮減を図る。また、市場調査を実施し、価格交渉に生かすことで、医薬品や医療材料の調達費用抑制を図る。
年度計画	ア 人件費・経費の適正化 (ア) 職員体制計画に基づき業務内容に応じた人員配置を図るとともに、職員の時間外勤務縮減に努めるよう啓発するなどの取組を行う。また、職員数に見合った収益を確保することで、人件費の適正化を図る。 (イ) 消耗品の経費削減として、適正使用の意識づけを引き続き徹底し、安価な商品の提案や商品切り替えに努め、業者への価格交渉を行い、費用の節減を図る。光熱水費の前年同月との比較表から増減した要因を予想し、節減に努める。また、光熱水費については、前年同月と比較し増減の要因を分析し、分析結果を職員に周知することでコスト削減意識の向上を図る。 イ 材料費の適正化 医薬品について、後発医薬品の積極的採用を引き続き行う。また、ベンチマークシステムを活用し、他施設価格と比較を行い、業者との価格交渉をすることで医薬品や医療材料の費用削減を図る。

【目標指標】

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
給与費比率	年度計画目標	56.3%	55.4%	55.7%
【中期計画目標】 54.2%	実績	56.9%	58.9%	57.6%

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
経費比率	年度計画 目標	15.7%	14.6%	14.4%
【中期計画目標】 14.0%	実績	14.4%	15.8%	15.6%

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
時間外労働時間数	年度計画 目標	16 時間 /月	15 時間/ 月	14 時間/ 月
【中期計画目標】 14 時間/月	実績	16 時間/ 月	13 時間/ 月	13 時間/ 月

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
材料費比率	年度計画 目標	27.9%	27.3%	27.5%
【中期計画目標】 28.0%	実績	28.8%	27.2%	29.3%

【関連指標】

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度
後発医薬品数量シェア	実績	88.7%	89.8%	90.3%

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】 ア 人件費・経費の適正化 （ア）引き続き、収益を考慮した適切な人員配置について検討するとともに、新たな業務に対応できるように採用計画の見直しを行った。 特定の職員に業務が集中していないか所属長に確認し、配慮するよう周知するなどの取組を実施したことにより時間外労働時間数の目標を達成することができた。 給与費比率については、人件費削減に努めたものの新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による医業収益の減少が主な要因となり目標達成には至らなかった。 （イ）消耗品の経費削減のため、中古品の在庫状況をまとめた「総務室在庫物品一覧表」を用いて、物品を新規購入するのではなく中古品を使用すること等の取組を引き続き行った。また、消耗品請求時には詳細な購入理由、用途、同等品変更への可否を記載するよう引き続き徹底を図った。 光熱水費は前年同月と比較し、消費の分析に努めた。光熱水費の前年同月の比較表を院内ポータルサイトに掲載し職員意識の普及啓発を行なった。 経費比率については、経費削減に努めたものの、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、医業収益が減少したことが主な要因となり目標達成に至らなかった。	

イ 材料費の適正化

医薬品について、12品目の後発医薬品を新たに採用したことによって、数量シェアベースにおける採用率を90.3%まで引き上げることができた。

医療材料について、採用品の価格交渉及び安価な商品への切替を実施し、費用の削減に努めた。

医薬品・医療材料について、ベンチマークシステムを活用しながら価格交渉を行い、購入単価は削減したが、高額薬剤の使用数増加に伴い、購入総額が増加したことにより、材料費比率の目標値を達成することはできなかった。

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
医薬品値引率	実績	13.04%	16.64%	13.60%
全国平均	実績	12.07%	14.97%	14.70%

【評価結果】

ア 人件費・経費の適正化

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法人自己評価	2	3	3	3
最終評価	2	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

イ 材料費の適正化

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法人自己評価	2	3	3	3
最終評価	2	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 情報の提供

中期目標	病院だよりやホームページ等により、受診内容や医療情報等の情報発信を積極的に行うこと。 また、法人の経営状況について市民の理解を深められるよう、情報提供を適切に行うこと。
中期計画	ア 病院だよりや広報誌「ともに」などを通じ、当院の特色ある診療内容の周知を積極的に行う。 イ ホームページにおいて、市民や患者に対して適切な利用の啓発に努めるとともに、受診案内や医療情報等の情報発信を行う。 ウ 市民公開講座など、直接市民への情報提供を行うことができる場を積極的に

	開催する。 エ 法人の経営状況について市民の理解を得られるよう、財務諸表や事業報告書などをホームページで公表する。
年度計画	ア 病院だより、広報誌「ともに」による情報発信に加え、各診療科のパンフレットなどを作成し、医療連携を行う診療所等に設置するとともにホームページ等に掲載することで当院の特色ある診療内容を広く周知する。 イ ホームページにおいて、検査や治療の流れを確認できるような動画や資料を掲載するなどの情報発信を行い、市民や患者に対して適切な利用の啓発に努める。また、ホームページの解析結果を当院職員へフィードバックし、広報に対する職員意識を高め、ホームページ内のコンテンツをより充実したものにしていく。 ウ Web 会議システムを利用した地域の医療関係者向けのセミナーを開催するとともに、従来の市民公開講座等のありかたを検討する。 エ 法人の経営状況について市民の理解を得られるよう、財務諸表や事業報告書などをホームページで公表する。

【関連指標】

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
病院だより発行回数	実績	4回	4回	3回

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
広報誌「ともに」発行回数	実績	2回	1回	1回

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
市民公開講座開催回数（再掲）	実績	1回	0回	1回

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
ホームページへのアクセス数	実績	1,680,798件	1,488,283件	1,563,660件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】 ア 特色ある診療内容の周知 当院の特色ある診療内容を広く周知するために、病院だより、広報誌「ともに」での情報発信に加え、動画による情報発信を行い、「内視鏡検査」、「産婦人科における産褥指導」の動画をホームページ上に掲載するとともに「吹田呼吸ケアを考える会（SRCT）」の動画を希望者へ配信した。 「脳神経内科」、「脳神経外科」、「小児外科」のパンフレットを作成し、医療連携を行う診療所等に引き続き設置し周知を図った。	

イ 市民や患者に対する啓発・情報発信

内視鏡検査における検査や治療の流れを確認できる内容について、市民公開講座をオンラインで実施するとともに、動画をホームページ上に掲載し、市民や患者が受診する際に安心して利用できるよう周知を図った。

当院のホームページの解析結果について、院内ポータルサイトで、職員へフィードバックを行うとともに閲覧者が興味をもった内容が検索しやすいページ作成に努め、コンテンツの充実を図った。

ウ 市民公開講座等の積極的な開催

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、対面での開催が制限される中、ウェブ会議システムを活用して、「内視鏡検査」をテーマとした市民公開講座、「糖尿病」をテーマとした出張講座を開催した。

エ 法人の経営状況の公表

法人の経営状況について市民の理解を得られるよう、財務諸表に加え、その用語説明や経営状況概要についてまとめた資料、過去の経営指標の推移などをホームページで公表している。

【評価結果】

ア 特色ある診療内容の周知

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

イ 市民や患者に対する啓発・情報発信

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	4	4	3	3
最終評価	4	4	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

ウ 市民公開講座等の積極的な開催

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	4	4	3	3
最終評価	4	4	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

エ 法人の経営状況の公表

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	3
最終評価	3	3	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

第5 その他業務運営に関する重要事項

2 環境に配慮した病院運営

中期目標	省エネルギー・省資源の推進などに取り組み、環境負荷を抑え、環境に配慮した病院運営を行うこと。
中期計画	ア 新病院においては、地下水、太陽光、雨水の利用など、ハード面における環境に配慮した設備を活用することにより、環境負荷を抑えた病院運営を行う。 イ 節電・節水等、普段から環境配慮に対する職員意識の普及啓発を行う。
年度計画	ア 引き続きビルエネルギー管理システム(BEMS)によって蓄積されたデータを基にエネルギーの消費量の抑制に努める。また、季節変化に応じたクールヒートピットの熱効率を考慮してエアコンを使用し、環境負荷を抑える。 イ 光熱水費の前年同月の比較表を院内ポータルサイトに掲載し職員意識の普及啓発を行う。

【関連指標】

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
電気使用量	実績	5,657,852 Kwh	5,708,012 Kwh	5,690,335 Kwh

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
ガス使用量	実績	600,107 m ³	721,722 m ³	779,022 m ³

項目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
水道使用量	実績	107,292 m ³	105,664 m ³	107,233 m ³

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 環境負荷の軽減・エネルギー消費量の抑制

毎月ビルエネルギー管理システム(BEMS)によって蓄積されたデータを基にエネルギーレポートを作成して消費量を分析し、消費量が大幅に増加した部署へ消費抑制の注意喚起を行った。また、クールヒートピットの熱効率を利用し、環境負荷を抑えている。

イ 環境配慮に対する職員意識の普及啓発

光熱水費の前年同月の比較表を院内ポータルサイトに掲載するとともに、節電・節水等の啓発ポスターを引き続き院内に掲示し、職員意識の啓発に努めた。

警備防災の夜間院内巡回時に電灯・エアコン等の消し忘れが確認された場合には、当該部署に対して注意喚起を行った。

【評価結果】

ア 環境負荷の軽減・エネルギー消費量の抑制

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	4	3	3
最終評価	3	4	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

イ 環境配慮に対する職員意識の普及啓発

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	4	3	3
最終評価	3	4	3	3
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

第 6 予算、収支計画及び資金計画

別添 財務諸表及び決算報告書を参照

第 7 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1 限度額 1,200 百万円	1 限度額 1,200 百万円	年度末借入金残高 なし
2 想定される短期借入金の 発生理由 (1) 賞与の支給等による一時 的な資金不足への対応 (2) 予定外の退職者の発生に 伴う退職手当の支給など偶 発的な出費への対応	2 想定される短期借入金の 発生理由 (1) 賞与の支給等による一時 的な資金不足への対応 (2) 予定外の退職者の発生に 伴う退職手当の支給など偶 発的な出費への対応	

第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に
関する計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	なし

第9 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
新病院への移転に伴い、市のまちづくりに配慮しつつ、病院跡地を譲渡し、円滑な引き渡しを行う。	新病院開院後に閉院となった旧病院跡地について売却に必要な手続を進める。	事業者公募を実施したが、第一次審査を通過したすべての事業者から応募辞退の届出が提出され、公募が不成立となった。

第10 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
決算において剰余金を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、研修や教育など人材育成と能力開発の充実に充てる。	決算において剰余金を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、研修や教育など人材育成と能力開発の充実に充てる。	令和3年度決算において剰余金は発生しなかった。

第11 吹田市地方独立行政法人法施行細則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

(単位：百万円)

中期計画			年度計画			実績		
施設及び設備の内容	予定額	財源	施設及び設備の内容	予定額	財源	施設及び設備の内容	決算額	財源
新病院施設整備	9,375	吹田市長期借入金等	医療機器等整備	170	自己資金等	医療機器等整備	253	自己資金等
医療機器等整備	5,293	吹田市長期借入金等						

報告第 2 3 号

地方独立行政法人市立吹田市民病院第 2 期中期目標期間の業務実績に
関する評価結果の報告について

地方独立行政法人市立吹田市民病院第 2 期中期目標期間の業務実績に関する評価
結果の報告について、地方独立行政法人法第 2 8 条第 5 項の規定により報告します。

令和 4 年 9 月 1 日

吹田市長 後 藤 圭 二

地方独立行政法人市立吹田市民病院
第2期中期目標期間の業務実績に関する
評価結果報告書

令和4年9月
吹田市

【目 次】	
はじめに	……1
第1項 全体評価	……2
第2項 大項目評価	……4
（Ⅰ）第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
（ⅰ）評価結果	……5
（ⅱ）判断理由	……5
（ⅲ）小項目評価の集計結果	……5
（Ⅱ）第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	
（ⅰ）評価結果	……9
（ⅱ）判断理由	……9
（ⅲ）小項目評価の集計結果	……9
（Ⅲ）第4 財務内容の改善に関する事項	
（ⅰ）評価結果	……10
（ⅱ）判断理由	……10
（ⅲ）小項目評価の集計結果	……10
（Ⅳ）第5 その他業務運営に関する重要事項	
（ⅰ）評価結果	……11
（ⅱ）判断理由	……11
（ⅲ）小項目評価の集計結果	……11
第3項 小項目評価	
（Ⅰ）第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割	……12
2 市立病院として担うべき医療	
2－（1） 総論	……13
2－（2） 救急医療	
ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の確保	……14
イ 初期救急医療における機能分担	……15
2－（3） 小児医療・周産期医療	
ア 小児医療	……16
イ 周産期医療	……17
2－（4） 災害医療	
ア 市の災害医療センターとしての役割	……18
イ 市及び地域の医療機関との連携体制	……19
2－（5） がん医療	
ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備	……20
イ がん予防の取組	……21

2 - (6)	リハビリテーション医療	
	ア 回復期リハビリテーション病棟を活用した在宅復帰への支援	……22
	イ 高齢化の増加に伴う疾患の増加への対応	……23
3	安心安全で患者満足度の高い医療の提供	
3 - (1)	安心安全な医療の提供	
	ア 医療の安全管理体制の確保	……24
	イ 医療安全対策の徹底	……25
3 - (2)	チーム医療の充実	
	ア チーム医療の仕組みを活用した質の高い診療・ケアの提供	……26
	イ チーム医療の質の向上	……27
3 - (3)	コンプライアンスの徹底	
	ア 内部統制体制の整備	……28
	イ 職員の意識向上	……29
3 - (4)	患者サービスの向上	
	ア 患者の視点に立ったサービスの提供	……30
	イ 患者に寄り添ったサービスの提供	……31
	ウ 院内ボランティア活動への支援	……32
4	本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり	
4 - (1)	地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携	
	ア 紹介・逆紹介の徹底	……33
	イ かかりつけ医定着に関する啓発	……35
4 - (2)	在宅医療の充実に向けた支援	
	ア 退院支援	……36
	イ 在宅療養者の急変時の受入れ	……37
	ウ 地域医療ネットワークの連携強化	……38
5	健都における総合病院としての役割	
5 - (1)	国立循環器病研究センターとの機能分担・連携	
	ア 診療における連携	……39
	イ その他の連携	……40
	ウ 連携体制の周知	……41
5 - (2)	他の健都内事業者との連携	……41
5 - (3)	予防医療に関する取組	
	ア 各種健（検）診の実施	……42
	イ 人間ドックの実施	……43
	ウ 予防接種の実施	……44
	エ 疾病予防に関する講演会等の開催	……45
6	地域医療への貢献	
6 - (1)	地域の医療従事者の支援	
	ア 地域の診療所等への支援	……46
	イ 地域の医療水準の向上	……47

6 - (2) 福祉保健施策への協力・連携	
ア 障がい者（児）歯科診療の実施	……48
イ 小児科診療における協力・連携	……48
(Ⅱ) 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	
1 PDCAサイクルによる目標管理の徹底	
ア 重点方針の共有及び目標達成に向けた取組	……49
イ 目標管理の徹底	……50
ウ 経営改善に向けた取組	……51
2 働きやすい職場環境の整備	
2 - (1) 医療職の人材確保・養成	
ア 働きやすい職場環境づくり	……52
イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実	……53
2 - (2) 人事給与制度	
ア 職員給与の設定・運用	……54
イ 人事評価制度の運用	……55
(Ⅲ) 第4 財務内容の改善に関する事項	
1 経営基盤の確立	……56
2 収入の確保と費用の節減	
2 - (1) 収益の確保	
ア 収益の確保	……57
イ 未収金の発生予防・早期回収	……58
2 - (2) 費用の節減	
ア 人件費・経費の適正化	……59
イ 材料費の適正化	……60
(Ⅳ) 第5 その他業務運営に関する重要事項	
1 情報の提供	
ア 特色ある診療内容の周知	……61
イ 市民や患者に対する啓発・情報発信	……62
ウ 市民公開講座等の積極的な開催	……63
エ 法人の経営状況の公表	……64
2 環境に配慮した病院運営	
ア 環境負荷の低減・エネルギー消費量の抑制	……65
イ 環境配慮に対する職員意識の普及啓発	……66

はじめに

本報告書は、地方独立行政法人法第28条第1項第3号の規定に基づき、地方独立行政法人市立吹田市民病院の中期目標期間（平成30年4月1日から令和4年3月31日まで）における業務実績の全体について総合的に評価を実施したものである。

地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会 委員名簿（令和4年8月2日現在）

	氏 名	団体及び役職等
委員長	高 杉 豊	大阪府保健医療財団 理事長
	御 前 治	吹田市医師会 会長
	飯 原 弘 二	国立循環器病研究センター 病院長
	竹 原 徹 郎	大阪大学医学部附属病院 病院長
	村 尾 孝 之	吹田市商工会議所 常議員
職務代理	足 立 泰 美	甲南大学 経済学部 教授
	清 水 和 也	日本公認会計士協会近畿会

第1項 全体評価

第2期中期目標期間の全体評価の結果は、
『全体として、中期目標を概ね達成した。』である。

【判断理由】

第2期中期目標期間（平成30年度から令和3年度まで）における業務実績について、以下の各項目の特筆すべき事項に基づき判断した。

第2「市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」について
特筆すべき事項は、次の6点である。

- ① 救急医療については、救急専用病床を確保し、他の医療機関との機能分担を行いながら365日24時間の受入を実施している。地域における救急医療の中心的役割を果たすため、受入を断った場合は、救急部運営委員会において原因と対策の検討を行う等の救急患者の受入率向上に向けた取組を継続したものの、第2期中期目標期間全体を通して、各目標値の達成に至らなかった。令和2年度及び令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により救急受入体制がひっ迫したことから、救急医の増員等の対策を講じたものの、目標の達成には至らなかった。
- ② 令和元年度から令和3年度にかけて新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中で、当初より市と連携し、パンデミックに対応した医療体制をとりながら、検査体制の確保や発熱外来の実施に取り組んだことは、評価できる。
- ③ がん医療については、放射線治療専門医を中心とする集学的治療を推進したことにより、患者数と治療件数それぞれについて、中期計画に掲げた各年度の目標値を大きく上回った。なお、がん診療地域連携パスの活用促進については、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり、令和元年度を除く各年度において、目標達成には至らなかったものの、開業医に対して訪問時に活用を促す等、積極的な啓発を行った。
- ④ リハビリテーション医療については、平成30年度に回復期リハビリテーション病棟を開設し、廃用症候群の予防や早期離床に努め、各年度において高い在宅復帰率を維持した。回復期リハビリテーション病棟の利用率については、増加傾向にあるものの、目標値の達成には至らなかった。
- ⑤ コンプライアンスの徹底については、令和元年度に職員が処分を受ける事案が複数件発生したが、その後、会計監査人を務める監査法人との連携のもと、業務リスクの評価を適切に実施し、業務の見直しを進めたほか、職員の意識改革としてe-ラーニングを活用した職員研修を実施する等、内部統制の徹底が進められた。
- ⑥ 地域の医療機関との連携については、開業医との機能分担を図りながら、登録医増加に向けた啓発に取り組み、紹介件数及び逆紹介件数のいずれも目標値を大きく上回った。また、令和2年度には、地域の医療機関を支援することで、地域医療の確保を図る病院として、「地域医療支援病院」の承認を受けた。

第3「業務運営の改善及び効率化に関する事項」について

特筆すべき事項は、次の2点である。

- ① 経営改善に向けた取組については、計画の進捗や経営の状況を常に全職員が確認できるようにし、市民病院で働く全職員が目標達成及び経営改善に向けて動けるように周知を積極的に行った。
- ② 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実については、資格取得や研修参加を支援し、研修医に対しては指導医がフィードバックを行える体制を作り、研修医部署を設置することで研修しやすい環境を整えた。

また、人事評価制度の運用について、令和4年度からの試行、令和5年度からの本格実施に向けて、職員が制度を正しく理解し、公正な人事評価を行うことができるよう評価方法を示したガイドブックを作成した。

第4「財務内容の改善に関する事項」について

特筆すべき事項は、次の2点である。

- ① 収益の確保については、全ての年度で1日あたりの患者数の数値目標を達成できなかったが、診療単価については、新たな施設基準の取得や手術件数の確保、平均在院日数の短縮等の取組を行ったことにより、年度ごとに増額し、目標を大幅に超えたことは評価できる。
- ② 費用の節減については、時間外労働時間の削減や、消耗品の過剰発注の抑制によるコスト削減等に取り組んだ。

第5「その他業務運営に関する重要事項」について

特筆すべき事項は、次の点である。

市民や患者に対する啓発・情報発信については、関連指標となるホームページの閲覧数が高い点を評価することができる。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、一部実施が困難なものもあったが、ホームページ以外にも、広報誌の発行や市民向けのWeb講座の開催等に取り組み、市民への啓発・情報発信を欠くことなく行っている点は評価できる。

第2項 大項目別評価

【評価基準】

S……年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて特筆すべき進捗状況にある。

（全ての小項目が 3～5 かつ市長が特に認める場合）

A……年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。

（全ての小項目が 3～5）

B……年度計画を実施し、中期計画の実現に向けて概ね計画どおり進んでいる。

（3～5 の小項目の割合が概ね9割以上）

C……年度計画を実施したが、中期計画の実現のためにはやや遅れている。

（3～5 の小項目の割合が概ね9割未満）

D……年度計画を実施しているが、中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある。（市長が特に認める場合）

【評価結果一覧】

大項目	年度評価				中期目標 期間の 評価結果
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	B	B	B	B	B
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	A	A	A	A	A
第4 財務内容の改善に関する事項	C	A	A	A	A
第5 その他業務運営に関する重要事項	A	A	A	A	A

※大項目の第1は「年度計画の期間」に関する項目であり、評価対象でないため、上記の大項目評価一覧には記載していません。

(Ⅰ) 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(ⅰ) 評価結果

B 年度計画を実施し、中期計画の実現に向けて概ね計画どおり進んでいる。

(ⅱ) 判断理由

中期目標期間中の各年度の評価は、平成30年度から令和3年度までともに「B年度計画を実施し、中期計画の実現に向けて概ね計画どおり進んでいる。」という結果であった。また、小項目評価における評価3以上の割合は、平成30年度は95.2%、令和元年度は90.2%、令和2年度は95.0%、令和3年度は95.2%であったことから、市立吹田市民病院が果たすべき役割として概ね取組が行われたことがわかる。

しかし、各年度における重点項目である救急医療においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり、時間外救急車搬送受入率及び救急車搬送受入件数が落ち込み、各年度において中期計画目標値を下回り、評価も低評価となっている。

一方で、がん医療については、令和元年度から常勤放射線治療専門医を配置したことにより、放射線治療件数が増加し、手術・化学療法・放射線治療を併用しながら質の高いがん治療を提供できたことで、がん入院患者件数、外来化学療法件数、放射線治療件数、がん手術件数いずれも令和元年度以降、目標値を達成し、順調に件数を伸ばしている。

その他評価の詳細は、前項の全体評価にて列挙したとおりである。

これらを総合的に評価した結果、「B 年度計画を実施し、中期計画の実現に向けて概ね計画どおり進んでいる。」とする。

(ⅲ) 小項目評価の集計結果

【評価基準】

5……年度計画を大幅に上回って実施している。

4……年度計画を上回って実施している。

3……年度計画を順調に実施している。

2……年度計画を十分に実施できていない。

1……年度計画を大幅に下回っている。

丸囲み数字は、当該年度において重点項目と位置付けられていた事項。

※法人の業務実績については、次項の項目別評価にて後述する。

【評価結果一覧】

		小項目評価			
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
1	大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割	—	—	—	—
2 市立病院として担うべき医療	(1) 総論	③	③	③	3
	(2) 救急医療 ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の確保	②	②	②	②
	イ 初期救急医療における機能分担・連携	3	3	3	3
	(3) 小児医療、周産期医療 ア 小児医療	3	3	3	3
	イ 周産期医療	3	3	3	3
	(4) 災害医療 ア 市の災害医療センターとしての役割	3	3	3	3
	イ 市及び地域の医療機関との連携体制	3	3	4	4
	(5) がん医療 ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備	3	4	3	4
	イ がん予防医療の取組	3	3	3	3
	(6) リハビリテーション医療 ア 回復期リハビリテーション病棟を活用した在宅復帰への支援	③	3	3	3
	イ 高齢化の増加に伴う疾患の増加への対応	③	3	3	3

		小項目評価			
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供	(1) 安心安全な医療の提供 ア 医療の安全管理体制の確保	3	3	3	3
	イ 医療安全対策の徹底	3	3	3	③
	(2) チーム医療の充実 ア チーム医療の仕組みを活用した質の高い診療・ケアの提供	3	3	3	3
	イ チーム医療の質の向上	3	3	3	3
	(3) コンプライアンスの徹底 ア 内部統制体制の整備	3	2	3	3
	イ 職員の意識向上	3	2	3	3
	(4) 患者サービスの向上 ア 患者の視点に立ったサービスの提供	3	3	3	3
	イ 患者に寄り添ったサービスの提供	3	3	3	3
	ウ 院内ボランティア活動への支援	3	3	3	3
4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり	(1) 地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携 ア 紹介・逆紹介の徹底	③	④	③	③
	イ かかりつけ医定着に関する啓発	3	3	3	3
	(2) 在宅医療の充実に向けた支援 ア 退院支援	3	3	3	3
	イ 在宅療養者の急変時の受入れ	3	3	3	3
	ウ 地域医療ネットワークの連携強化	3	3	3	3

		小項目評価			
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
5 健都における 総合病院とし ての役割	(1) 国立循環器病研究センターと の機能分担・連携 ア 診療における連携	③	④	4	④
	イ その他の連携	3	3	3	③
	ウ 連携体制の周知	3	3	3	3
	(2) 他の健都内事業者等との連携	3	3	3	3
	(3) 予防医療に関する取組 ア 各種検（健）診の実施	3	3	3	3
	イ 人間ドッグの実施	3	4	3	3
	ウ 予防接種の実施	3	3	3	3
	エ 疾病予防に関する講演会等の 開催	3	3	3	3
6 地域医療への 貢献	(1) 地域医療従事者への支援 ア 地域の診療所等への支援	3	3	3	3
	イ 地域の医療水準の向上	3	3	3	3
	(2) 福祉保健施策への協力・連携 ア 障がい者（児）歯科診療の実施	3	3	3	3
	イ 小児科診療における協力・連携	3	3	3	3
大項目評価		B	B	B	B

(Ⅱ) 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(i) 評価結果

A 年度計画を達成し、中期計画の目標に向けて計画どおりに進んでいる

(ii) 判断理由

中期目標期間中の各年度の評価は、平成30年度から令和3年度までともに「A 年度計画を達成し、中期計画の目標に向けて計画通りに進んでいる」という結果だった。

また、小項目評価における評価3以上の割合は、平成30年度から令和3年度まで、いずれも100%だったことから、業務改善の取組が欠かさず行われたことがわかる。

特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大により医療がひっ迫した状況の中でも、職員の意欲向上につながるような人事評価制度の導入に向け、職種ごとの検討部会を立ち上げ、ヒアリング等を実施し、令和4年度からの試行、令和5年度からの本格実施に向けて、評価方法を示したガイドブックを作成するなど、取組を前進させている。その他評価の詳細は、前項の全体評価にて列挙したとおりである。

これらを総合的に評価した結果、「A 年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。」とする。

(iii) 小項目評価の集計結果

		小項目評価			
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
1 PDCAサイ クルによる目 標管理の徹底	ア 重点方針の共有及び目標達成 に向けた取組	3	3	3	3
	イ 目標管理の徹底	3	3	3	3
	ウ 経営改善に向けた取組	3	3	③	③
2 働きやすい職 場環境の整備	(1) 医療職の人材確保・養成 ア 働きやすい職場環境づくり	3	3	3	③
	イ 医療従事者の質の向上と研 修・指導体制の充実	3	3	③	3
	(2) 人事給与制度 ア 職員給与の設定・運用	3	3	3	3
	イ 人事評価制度の運用	3	3	③	3
大項目評価		A	A	A	A

※法人の業務実績については、次項の項目別評価にて後述する。

(Ⅲ) 第4 財務内容の改善に関する事項

(i) 評価結果

A 年度計画を達成し、中期計画の目標に向けて計画どおりに進んでいる

(ii) 判断理由

中期目標期間中の各年度の評価は、平成30年度は「C 年度計画を実施したが、中期計画の実現のためにはやや遅れている」であったが、令和元年度から令和3年度まで、いずれも「A 年度計画を達成し、中期計画の目標に向けて計画通りに進んでいる」という結果だった。

また、小項目評価における評価3以上の割合は、平成30年度は16.7%であったが、令和元年度以降は100%だったことから、収支の改善に対する取組が行われたことがわかる。

平成30年度は新病院への移転の影響もあり、収益の確保や費用の節減に難航したが、令和元年度以降は、経常収支比率について、順調に目標値を達成し、令和2年度及び令和3年度には100%を上回っている。一方で、医業収支比率については、令和元年度には目標値を達成したものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、令和2年度以降は目標値に達することができなかった。その他評価の詳細は、前項の全体評価にて列挙したとおりである。

これらを総合的に評価した結果、「A 年度計画を達成し、中期計画の目標に向けて計画どおりに進んでいる」とする。

(iii) 小項目評価の集計結果

		小項目評価			
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
1	経営基盤の確立	②	③	③	③
2 収益の確保と 費用の節減	(1) 収益の確保 ア 収益の確保	②	③	④	④
	イ 未収金の発生予防・早期回収	3	3	3	3
	(2) 費用の節減 ア 人件費・経費の適正化	2	3	③	③
	イ 材料費の適正化	2	3	3	3
大項目評価		C	A	A	A

※法人の業務実績については、次項の項目別評価にて後述する。

(Ⅳ) 第5 その他業務運営に関する重要事項

(i) 評価結果

A 年度計画を達成し、中期計画の目標に向けて計画どおりに進んでいる

(ii) 判断理由

中期目標期間中の各年度の評価は、平成30年度から令和3年度までともに、「A 年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画通り進んでいる」という結果だった。また、小項目評価における評価3以上の割合も平成30年度から令和3年度までいずれも100%だったことから、全ての取組が評価基準を満たして行われたことがわかる。

第2期中期目標期間では、オンラインでの情報発信に注力した。平成30年度には、スマートフォン等で閲覧しやすいレイアウトにホームページをリニューアルしたことで、ホームページアクセス数が1.8倍増となり、令和元年度には、産婦人科（ベビー室）及び内視鏡センターについて、ホームページ上で入院や検査の説明等を閲覧できるようにした。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中でも、より良い情報発信を実現するため、市民公開講座や出張講座をweb開催した。その他評価の詳細は、前項の全体評価にて挙げたとおりである。

これらを総合的に評価した結果、「A 年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画通り進んでいる」とする。

(iii) 小項目評価の集計結果

	小項目評価			
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
1 情報の提供 ア 特色ある診療内容の周知	③	③	③	3
イ 市民や患者に対する啓発・情報発信	④	④	③	3
ウ 市民公開講座等の積極的な開催	④	④	3	3
エ 法人の経営状況の公表	3	3	3	3
2 環境に配慮した病院運営 ア 環境負荷の軽減・エネルギー消費量の抑制	3	4	3	3
イ 環境配慮に対する職員意識の普及啓発	3	4	3	3
大項目評価	A	A	A	A

※法人の業務実績については、次項の項目別評価にて後述する。

3 項目別評価

(I) 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小項目 評価結果	—	—	—	—

中期目標

高齢化の進展などの多様な医療需要に対応し、患者の状態像に応じて必要な医療が提供できるよう、公・民の適切な役割の下、病院間の機能分担・連携を推進すること。

これにあたっては、大阪府地域医療構想に係る豊能病床機能懇話会などでの協議の内容を踏まえて、将来の豊能医療圏の医療需要に対して不足が見込まれている医療機能のニーズへの対応を検討すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

・地域の医療機関との機能分担・連携を図りつつ、地域の診療所等では対応できない入院・手術を中心とした医療を提供するとともに、総合病院として急性期医療の提供を行うことにより、より多様な医療需要に対応した。また、大阪府地域医療構想において不足している回復期病床については、現病院への移転に伴い、一般病床の一部を回復期リハビリテーション病床（45床）に転換しており、引き続き急性期から回復期までの患者の状態像に応じた手厚いリハビリテーションを行った。

在宅医療の充実に向けた支援として、在宅医療に係る関係機関との円滑な連携による退院支援を行った。また、在宅療養者の病状が急変した際の受入を行うなどの在宅医療の後方支援を積極的に行うとともに、医療・介護・福祉のサービスが切れ目なく提供されるよう、地域医療ネットワークの連携の強化を図った。

2 市立病院として担うべき医療

2－（１） 総論

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

市立病院として、地域で必要とされる医療を切れ目なく提供できるよう、地域の医療機関との機能分担・連携を推進すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

・がん疾患については、外来化学療法及び放射線治療の実施など、集学的治療を推進し効果的な治療に努めた。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においても可能な範囲で内視鏡センターを活用し、がん疾患のほか呼吸器疾患についても質の高い治療を行うことができた。整形外科系疾患においては、リハビリテーション科で効果的なリハビリテーションを行った。

・大阪府医療計画で推進が求められている5疾病（がん、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）、4事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）については、公立病院として必要とされる医療サービスを他の医療機関との機能分担・連携の下に適切に実施するとともに、質の高い医療の提供に努めた。在宅医療については、在宅療養者の病状が急変した際には、地域のかかりつけ医と患者支援センターの病床管理担当の看護師が連携して円滑な受入を行った。また、新型コロナウイルス感染症への対応として、市及び関係機関と連携・協力し、感染流行早期の時点から帰国者・接触者外来を設置するとともに年度を通して専用病棟を設け、入院患者の受入を行うなど、公立病院として役割を果たした。

・地域医療支援病院については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下にあっても可能な範囲で開業医を訪問することで連携を密にとり、紹介率の向上に努めた。また、逆紹介においては長期間通院している患者への積極的な逆紹介に努めたことで承認要件を満たし、承認された。

2 - (2) 救急医療

ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の確保

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	2	2	2	2

中期目標

大阪府が認定する二次救急医療機関として、地域の医療機関との機能分担・連携の下、24 時間 365 日の受入れが行えるよう、円滑な救急応需体制を確保すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

（ア）二次救急医療機関として、地域の医療機関及び三次救急医療機関との連携・役割分担の下、24 時間 365 日体制の救急医療の提供を確保し、引き続き地域における救急医療の中心的役割を果たせるよう努めた。

- ・受入できなかった症例は担当副院長へ報告し、救急部運営委員会において原因の検討を行ない、救急患者を断らないよう努めた。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染が広がる状況の中、適切なゾーニングや感染管理体制の整備を行ったことにより新型コロナウイルス感染症患者やその疑いのある患者の診療対応と並行して 24 時間 365 日の医療体制を引き続き確保し、地域の医療機関及び三次救急医療機関との連携・役割分担の下、地域における救急医療提供の中心的役割を果たせるよう努めた。

（イ）二次救急患者の受入を目的とした救急専用病床（8 床）について、処置後の救急患者を救急専用病床から一般病床に円滑に移せるように、日々のベッドコントロールにより救急患者の受入を行える体制を確保した。

（ウ）救急科を新病院から新たに設置することにより初期診療体制を整え、依頼から受入までスムーズな運用を構築した。

- ・時間内の救急搬送患者対応について、救急科部長を中心に救急隊からの受入要請に対し、迅速に受入可否の判断をするとともに適切な診療科で対応するなどのスムーズな受入体制で運用した。

【目標指標】

項目	中期計画 目標値	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
時間外救急車搬送 受入率	90.0%	83.4%	77.5%	68.8%	54.8%
救急搬送受入件数	4,320 件	3,620 件	3,854 件	2,917 件	2,544 件
（時間内）	1,440 件	1,216 件	1,376 件	1,138 件	950 件
（時間外）	2,880 件	2,404 件	2,478 件	1,779 件	1,594 件
救急専用病床 稼働率	90.0%	—	43.0%	29.0%	22.3%

イ 初期救急医療における機能分担

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

初期救急医療については、地域の医療環境を踏まえた機能分担・連携を推進すること。また、市民への啓発等によりかかりつけ医定着の促進を図ること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

・地域の医療機関との連携推進やかかりつけ医定着の促進について、ホームページや広報誌、患者への啓発用チラシの配布等、初期救急医療において地域の医療機関との機能分担を図った。

2－（３）小児医療・周産期医療

ア 小児医療

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

小児救急医療について、豊能広域こども急病センターや地域の診療所と連携しながら、二次救急医療機関としての役割を果たすこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

・二次医療圏内の小児救急診療について、豊能広域こども急病センターの後送病院として週4回の二次救急輪番を務めるとともに、高い救急搬送応需率を維持し、地域に必要とされる役割を果たした。

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
小児科患者数(入院)	6,842 人	7,767 人	4,345 人	4,140 人
小児科患者数(外来)	12,835 人	11,606 人	9,164 人	9,265 人
小児救急搬送患者数	623 人	625 人	273 人	442 人
うち小児救急 入院患者数	517 人	548 人	188 人	198 人

イ 周産期医療

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

大阪府周産期緊急医療体制の参加病院として、二次救急搬送の受入体制を確保するとともに、高度機能が必要なハイリスク分娩等は、地域の周産期母子医療センターと連携を図ること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・陣痛から分娩後まで、部屋移動による負担が少なく安全なLDR（特別室）の活用に加え、多職種から専門的なサポートを受けることが出来るマザークラス（母親教室）や、助産師外来、ははとこ健診、また、新たにアロマセラピーを導入し、妊娠から産後まで幅広い支援を行い、安心してお産できる環境を継続して提供した。
- ・糖尿病等の合併症をもった妊婦、中程度のリスクのある分娩や開業医では対応の難しい妊娠管理や分娩管理が必要な妊婦の受入体制を維持した。
- ・分娩においてハイリスクを有する妊婦については、検診の段階で高次医療対応が可能な周産期母子医療センターへ紹介するなどし、安心安全な周産期医療体制を確保した。

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
分娩件数	143 件	309 件	293 件	312 件

2－（４）災害医療

ア 市の災害医療センターとしての役割

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

吹田市地域防災計画に基づき、市の災害医療センターとして大規模な災害や事故の発生に備え、災害時の医療体制や医薬品等の確保体制を整備すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

（ア）平成 30 年 6 月に大阪府北部地震が発生した際に、災害対策本部を速やかに設置し、院内の状況把握と情報共有を行うなど、昨年までの災害対策訓練を生かし、大きな混乱が生じることなく外来診療等について対応することができた。

- ・移転後初となる災害を想定した実地訓練として、10 月に防火訓練、2 月に大規模災害訓練を実施した。また、9 月に吹田市地域防災総合訓練、12 月に豊能地区医療圏の合同訓練に参加した。

- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けた令和 2 年度の大規模災害訓練は、実地訓練を縮小して災害時の指揮・統制、情報伝達の訓練と災害対策本部の設営訓練を実施し、令和 3 年度は火災時の対応を収録した動画により周知を図った。院外での訓練、研修参加については、2 月にオンラインで行われた豊能二次医療圏大規模災害時医療連携強化プロジェクト研修に参加した。

- ・災害対策委員会において、災害発生時の初動対応の迅速化、新型コロナウイルス感染症感染の疑いのある被災者の動線やトリアージなどを協議した。

（イ）防火訓練、巨大地震を想定した大規模災害訓練結果に基づき、災害対策委員会にて防災マニュアルを改訂した。

- ・防災マニュアルの改訂に併せて、部署別行動計画の追加などを内容とする事業継続計画（BCP）の改訂を行った。

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
災害訓練回数	0 回	2 回	2 回	1 回
災害訓練参加人数	0 人	173 人	122 人	85 人
災害医療院外研修参加回数	2 回	2 回	1 回	2 回

イ 市及び地域の医療機関との連携体制

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	4	4

中期目標

災害時においては、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに新たな感染症の発生等、健康危機事象が発生したときは、市の担当部署等と連携し、地域の医療機関の中心的役割を果たすこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

（ア）平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震では、地域の医療機関と連携を取り、透析が必要な患者の受入を迅速に行った。また、他病院への患者の紹介も実施した。

- ・吹田市地域防災計画に規定された当院の主な役割として、情報伝達、患者の受入等を取り入れた大規模災害訓練を行った。また、9 月の吹田市地域防災総合訓練に参加し、救護所派遣の訓練を行った。その他、豊能地区医療圏の合同訓練に参加することで、広域的な情報収集をすることができた。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインで行われた豊能二次医療圏大規模災害時医療連携強化プロジェクト研修で EMIS（大阪府救急・災害医療情報システム）の情報伝達、新型コロナウイルス感染症対策下における被災者のトリアージの机上訓練に参加し、災害時における連携体制を確認した。

（イ）新病院において、新型インフルエンザ等のパンデミック時に院内を経由せずに院外から受診対応できるように施設の整備を行った。

- ・新型コロナウイルス感染症への対応として、市及び関係機関と連携・協力し、感染流行早期の時点から帰国者・接触者外来を設置するとともに年度を通して専用病棟を設け、入院患者の受入を行うなど、市立病院として役割を果たした。

2－（５）がん医療

ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	4	3	4

中期目標

大阪府がん診療拠点病院として、集学的治療や地域連携パスを推進すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

（ア）医師、看護師、作業療法士等がチームとして症例検討会を行い、他科と連携協力し、患者にとって最良な治療方法となるよう集学的治療の推進を図った。また、緩和ケアチームによる介入を行い、精神面等のフォローも積極的に行った。

- ・がん診療地域連携パスについては、胃 ESD パスを新規に運用するなど、積極的な運用を行うように努めた。

（イ）新病院移転により 80 列と 320 列の C T、1.5 テスラの M R I 2 台を導入し、より治療の質及び精度を高めることが可能となった。

- ・令和元年度から常勤放射線治療専門医を配置したことにより、医療機器を有効活用し、放射線治療の質の向上につなげた。
- ・放射線治療における機器の精度管理を専従とする診療放射線技師の配置により、質の高い放射線治療を効率的に患者へ提供できるよう体制強化を図った。

（ウ）がんのリハビリテーションの推進を図るとともに緩和ケアチームで引き続き患者の状況に応じた介入を図ることで緩和ケアの充実を図った。

- ・がん相談支援センターの案内ポスターを院内掲示し、ホームページでも周知するとともに、医師、看護師等からがん相談の案内を引き続き行った。

【目標指標】

項目	中期計画 目標値	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
がん入院患者件数	2,120 件	2,041 件	2,236 件	2,487 件	2,772 件
外来化学療法件数	2,650 件	2,635 件	3,135 件	3,322 件	3,771 件
放射線治療件数	3,800 件	531 件	5,578 件	4,978 件	5,665 件
がん手術件数	700 件	635 件	851 件	813 件	890 件
がん診療地域連携 パス実施件数	40 件	3 件	25 件	18 件	23 件

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
がん患者リハビリテーション単位数（※）	3,679	1,066	2,294	2,709
がん相談件数	155 件	584 件	772 件	759 件
緩和ケアチーム介入件数	158 件	175 件	147 件	158 件

イ がん予防の取組

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

本市が実施する各種がん検診に積極的に協力するなど、がん予防医療の取組に努めること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

（ア）市が実施する各種がん検診に協力した。

- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によりがん検診の実施が難しい状況が続いたが、可能な限り協力した。

（イ）病院だより（No.68）に、平成30年9月1日開催の市民公開講座（乳がんの基礎知識から予防、治療）の内容を掲載した。

- ・病院だより（No.73）にて、府内医療機関のがん疾患の情報を掲載したホームページ「がん情報提供コーナー」の紹介などを行った。
- ・広報誌「ともに」（No.10）にて、消化器外科を特集し、消化器のがん情報及びがん検診の啓発などを行うとともにホームページ上で閲覧できるようにした。また、市報すいた（令和3年2月号）にて、当院のがん治療における緩和ケアについて掲載を行った。
- ・市民公開講座をオンラインにて実施し、内視鏡検査におけるがん治療及びがん検査の啓発について取り上げ、同内容の動画をホームページ上に掲載し、閲覧できるようにした。

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
がん検診受診者数	2,942 人	3,273 人	1,403 人	1,473 人

2 - (6) リハビリテーション医療

ア 回復期リハビリテーション病棟を活用した在宅復帰への支援

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

新病院における回復期リハビリテーション病棟の設置により、急性期から回復期までの患者の状態像に応じたりハビリテーションを手厚く行い、在宅復帰を支援すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・急性期患者については、引き続き廃用症候群の予防や早期離床を目的としたリハビリテーションを実施し、早期リハビリテーション単位数の増加につながった。回復期患者には、退院後の実生活での動作を想定したりハビリテーションを取り入れることで、自立度及び日常生活機能を改善した状態での在宅復帰に結びつけた。
- ・専任のリハビリテーション科医師を配置し、移転と同時に回復期リハビリテーション病棟を開設した。
- ・届出要件である新規重症入院患者に対する退院時の改善割合を充足したことにより、回復期リハビリテーション病棟入院料3を取得した。
- ・回復期リハビリテーション病床においては、365日のリハビリテーションを開始したことにより、回復期リハビリテーション病棟入院料1を取得した。また、セラピスト5名を増員するとともに新たな専任医師を配置したことでリハビリテーション実施体制の強化を図った。

【目標指標】

項目	中期計画 目標値	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
回復期リハビリテーション病棟 病床利用率	95.0%	35.0%	73.3%	75.1%	84.0%
回復期リハビリテーション病棟 在宅復帰率	80.0%	88.9%	86.9%	86.7%	94.7%

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
早期リハビリテーション単位数	30,052	41,938	54,646	55,029
がん患者リハビリテーション単位数（再掲）	3,679	1,066	2,294	2,759
呼吸器リハビリテーション単位数	6,215	2,515	2,515	2,710
脳血管疾患等リハビリテーション単位数	17,497	57,011	75,509	63,786
運動器リハビリテーション単位数	43,147	43,077	50,056	59,558

イ 高齢化の増加に伴う疾患の増加への対応

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

新病院における回復期リハビリテーション病棟の設置により、急性期から回復期までの患者の状態像に応じたりハビリテーションを手厚く行い、在宅復帰を支援すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

・がん患者や呼吸器疾患患者について、早期にリハビリテーションの介入を実施し、患者の状態等を勘案して、最も適切なりハビリテーションを提供することで、患者の自立度向上に取り組んだ。

3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供

3-(1) 安心安全な医療の提供

ア 医療の安全管理体制の確保

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

安心安全な医療を提供するため、医療の安全管理を確保する体制を整備すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

（ア）インシデント、アクシデントの事案報告等、発生要因、再発防止策を検討する医療安全管理委員会を毎月開催し、再発防止策を検討し、部長会を通じて職員へ周知を行い、アクシデント件数の減少に努めた。

- ・全インシデントの内、薬剤に関する案件が一番多く占めていたことから、新病院でのシステム更新に伴い、注射認証システム、持参薬システム等の導入や、多職種で立案した業務改善計画に基づく対策（配薬カートの導入、患者支援センターでの薬剤師による入院前支援）を実施することによりアクシデント予防に取り組んだ。

- ・組織全体で再発防止に繋げるよう、院内情報システムを活用したレポーティングシステムを導入した。

- ・アクシデント案件減少に向け、アレルギー薬剤投与に関するチェック機能のシステム更新を行った。

- ・提供した医療に起因する有害事象の報告をオカレンスレポートと定義し運用を開始した。

（イ）抗菌薬の適正使用支援の推進を目的として、抗菌薬適正使用支援チームを設置し、対象患者を週1回モニタリングし、状況把握や治療の評価を行い担当医師へフィードバックするなど、適正使用の支援を行った。

- ・麻疹が確認されたため、院内感染対策委員会において速やかに感染のおそれがある接触者をリストアップし、初期症状が確認された場合の対応を伝え、感染拡大防止に必要な対策を講じた。

- ・発熱外来でのトリアージ等、様々な新型コロナウイルス感染症対策を行い、院内感染の防止に努めた。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における標準的対応方針として、職員の健康観察、黙食の徹底など予防対策に取り組むとともに、大阪府のフェーズに合わせた院内対応方針に基づき、面会の許可制、会議や研修の制限などの取組みを徹底し、院内での感染拡大防止に努めた。

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
医療安全管理委員会開催数	12 回	12 回	12 回	12 回

イ 医療安全対策の徹底

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

医療事故の予防及び再発防止に取り組むなど、医療安全対策を徹底し、院内感染防止の取組を実施すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

（ア）病院機能評価において、医療安全対策は概ね適切と評価されたところであるが、病棟薬剤師の配薬に関する積極的な介入に関する指摘については、配薬前に看護師だけでなく薬剤師が監査を実施するよう改善を行った。

- ・病院機能評価の結果・所見を踏まえ、患者の安全確保に向けたマニュアルを適宜見直し、情報を共有できるよう周知した。また、その内容を病院機能評価の期中確認において報告した。
- ・病院機能評価の中間報告に対するサーベイヤー（評価調査者）からの意見を受け、院内で発生したインシデント・アクシデントに関し、医療事故防止対策委員会で再発防止のための検討を行い、必要に応じて、改善のための周知を行った。

（イ）医療の安全管理研修を全職員対象に実施するとともに職種別にも実施した。院外研修についても、医療安全部の職員を中心に参加した。院内感染防止対策についても、全職員を対象にした研修と職種別の研修を実施した。

- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により研修参加回数は減少したが、ウェブ配信による研修を積極的に受講し、医療安全の意識向上に努めた。

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
医療安全関係院外研修参加件数	16 件	20 件	9 件	19 件

3 - (2) チーム医療の充実

ア チーム医療の仕組みを活用した質の高い診療・ケアの提供

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

医療の質と安全性を高めるため、医師、看護師及びコメディカルスタッフなど多職種・多診療科間で編成したチーム医療の更なる充実を図ること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・多職種により構成された様々なチームが連携・協働し、それぞれの専門スキルを活用して診療・ケアにあたり、患者の療養生活のサポートを行った。
- ・認知症ケアチームにおいては、認定看護師が積極的に介入できる体制を図ることによって件数の増加に繋がった。
- ・医師や看護師、薬剤師、言語聴覚士、管理栄養士、社会福祉士が胃ろうの適応を考えるチームで、退院後の生活状況などを含め総合的に検討し、患者や家族に胃ろうの選択を考える際の支援となる活動を行った。
- ・栄養サポートチームにおいては、低栄養の患者の把握や栄養管理の提案を行い、病状の早期回復に努めた。

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
認知症ケアチーム介入件数	381 件	295 件	425 件	408 件
栄養サポートチーム介入件数	1,015 件	1,266 件	1,127 件	656 件

イ チーム医療の質の向上

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

医療の質と安全性を高めるため、医師、看護師及びコメディカルスタッフなど多職種・多診療科間で編成したチーム医療の更なる充実を図ること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・関係職員によるミーティングやラウンド等を通じて、課題の把握及び解決に努め、チーム医療の質の向上を図った。
- ・認知症ケアチームは、各病棟へのラウンドを行い、該当患者の担当看護師と共に認知症状の悪化の予防や、治療・リハビリテーションが円滑に受けられるようカンファレンスを実施した。
- ・栄養サポートチーム（NST）においては、各病棟へのラウンドを行い、個々の症例に関して最適な栄養療法についての検討を行った。

3－（3） コンプライアンスの徹底

ア 内部統制体制の整備

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	2	3	3

中期目標

医療法をはじめとする関係法令を遵守のうえ、行動規範と倫理に基づく適正な病院運営を行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・地方独立行政法人法の改正に伴い、業務方法書を改正し内部統制体制に関する基本方針やその推進に関する事項、リスク評価への対応等を定めることにより、体制の整備を図った。
- ・コンプライアンス委員会でリスク評価への対応方針を決定し、各職員が業務におけるリスクを洗い出し、業務改善に取り組むことで業務の適正化に係る意識の向上を図った。また、令和元年度に新たに契約した市が選任した会計監査人による監査業務（会計実務指導や内部統制等）に係る指摘についても適切に対応を行った。
- ・前年度に確認したリスクへの適切な対応を行うために各職員が業務におけるリスクを再確認し、適宜業務の見直しを行った。

イ 職員の意識向上

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	2	3	3

中期目標

全ての職員が個人情報を保護することの重要性を認識し、その管理を徹底すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・個人情報保護研修「医療機関における個人情報保護対策」を開催し、医師、看護師、コメディカル、事務職などが参加した。
- ・個人情報保護推進委員会において、「患者情報の保存・利用に関する要領」を見直し、患者情報利用における病院管理 USB メモリ使用を規定し、情報漏えい防止対策を行った。
- ・令和元年8月に個人情報流出事案が発生した事実を踏まえ、個人情報に対するこれまで以上の意識向上のため、e-ラーニングによる「個人情報・プライバシー」の研修、院内情報システムによる個人情報に関する自己点検及び各部署において個人情報リスク点検を行い、リスクの洗い出しと対策の検討を行った。また、「個人情報の漏えい防止」の研修を2回行い、当日参加できなかった者には、院内情報システムで録画視聴できるようにし、今後同様の事案を起こさないよう、意識向上に努めた。
- ・e-ラーニングによる「個人情報・プライバシー」の研修、院内情報システムによる個人情報に関する自己点検を行った。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により例年行っていた集合研修を中止したが、院内情報システムに研修動画をアップし、個人情報保護に対する意識向上に努めた。

3－（４） 患者サービスの向上

ア 患者の視点に立ったサービスの提供

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

患者が利用しやすい病院を目指すため、職員の接遇向上、院内の快適性（院内清掃等）向上及び待ち時間の短縮など、患者の視点に立ったサービスの向上に取り組むとともに、その結果を定量的に把握するよう努めること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

（ア）声の箱に寄せられた様々な要望・意見を医療改善委員会で検討し、患者サービスの向上・改善を図った。また、患者満足度を把握するための退院患者アンケートや外来患者満足度調査を実施した。

（イ）接遇向上研修を引き続き実施し、患者対応において常に親切・丁寧な説明を心がけ、患者サービスの向上に努めた。

（ウ）患者利便施設の事業者に寄せられた意見について、担当責任者に伝え改善を要望し、利便性の向上に努めた。

- ・新病院では、ATM やコピー機等のサービスが提供可能な売店、カフェ、自動販売機、レストランを整備し療養環境の向上に努めた。
- ・待ち時間を快適に過ごせるよう、各科の診察状況が表示される外来案内表示モニターを外来診察室前以外に7台、レストランに2台設置した。

（エ）全職員が閲覧できる共有端末で月毎の患者の待ち時間を周知し、待ち時間短縮の意識付けを行った。また、積極的に逆紹介を推進するとともにかかりつけ医からの紹介患者についてはあらかじめ予約を取ってもらうことを推進することで待ち時間の短縮に努めた。

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
声の箱投書件数	330 件	332 件	84 件	116 件
患者満足度調査結果	－	－	－	1 回 337/1,490

イ 患者に寄り添ったサービスの提供

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

インフォームド・コンセント、セカンド・オピニオンの充実など患者に寄り添った良質な医療を提供することにより市民との信頼関係を築き、患者に選ばれる病院を目指すこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・インフォームド・コンセントについては、当院のマニュアルに従い、わかりやすく丁寧な説明を実施した。
- ・他院へのセカンド・オピニオンについては、インフォームド・コンセントの際や院内掲示により案内を行い、患者の希望の際には速やかに対応した。

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
セカンド・オピニオン対応件数	2 件	9 件	3 件	4 件

ウ 院内ボランティア活動への支援

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

ボランティアの受入れを推進し、病棟など多様な分野へのボランティア活動の拡充を図ること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・新病院では、ボランティア活動支援及び作業スペースとしてボランティア控室を1階に整備した。
- ・病院負担でボランティア保険に加入し、安心して活動が行える環境を整備した。
- ・令和元年11月から新たに1団体のボランティアを受け入れた。
- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、院内のボランティア活動は自粛していたが、屋上庭園の花の手入れについては新型コロナウイルス感染症感染防止対策を講じながら実施した。

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
ボランティア登録人数	57 人	59 人	60 人	61 人

4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり

4-（1）地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携

ア 紹介・逆紹介の徹底

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	4	3	3

中期目標

患者の状態像に応じた医療を効果的・効率的に提供するため、地域の医療機関との紹介
・逆紹介を徹底すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

（ア）新病院において、紹介患者がスムーズに受付できるように紹介状窓口を1ブースから3ブースに拡充した。

・急性期を脱した患者については、各診療科と患者支援センターが連携し、早期に逆紹介できるように努めた。また、かかりつけ医リーフレット等も活用して逆紹介を推進した。

・紹介患者がスムーズに受診できるように、紹介状受付の待ち時間短縮を目的として受入手順の見直しを行った。また、部長級以上の医師が積極的に地域の医療機関訪問を行った。

・放射線検査の紹介患者がスムーズに受診できるよう、受付時の紹介状取り込み作業を検査後にすることで待ち時間の短縮を図った。

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においても可能な範囲で開業医を訪問することで連携を図った。

・当日の受入依頼については、返答までの時間を短縮するよう直接医師に受入の可否を確認する体制を構築した。

・逆紹介については、引き続き医師に徹底してもらうために会議の場など様々な機会において働きかけ、特に長期間通院している再診患者への積極的な逆紹介に努めた。

・逆紹介先及びかかりつけ医の選定を目的として患者向けの登録医マップを院内7か所に掲示した。

（イ）当院で治療が終わった患者が切れ目無く地域のかかりつけ医で医療を受けることができるように各診療科と患者支援センターが連携し、かかりつけ医を持っていない患者の相談や対応を行った。

・逆紹介を医師に徹底してもらうために会議の場など様々な機会において積極的に指導を行った。また、患者向けにも啓発ポスターを掲示するなど逆紹介を推進した。

・地域連携パスについては、がん連携パスに加え、新たに大腿骨頸部骨折パスを稼働させることにより運用件数を増加させた。

・逆紹介の際には大腿骨頸部骨折等の地域連携パスを活用し、引き続き推進することにより地域で切れ目なく医療の提供に努めるとともに逆紹介患者が急変した際には新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においても可能な限り受入に努めた。

(ウ) 地域の医療機関と一層の情報共有を図るため、カルテを共有するシステムについては、国立循環器病研究センターとの運用を踏まえ、診療所との連携を試行開始した。

【目標指標】

項目	中期計画 目標値	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
紹介件数	17,000 件	16,849 件	19,827 件	17,286 件	17,181 件
逆紹介件数	11,500 件	11,427 件	13,863 件	12,287 件	12,005 件
紹介率	64.0%	61.0%	70.1%	70.7%	72.1%
逆紹介率	84.0%	61.2%	57.7%	65.0%	70.0%
地域連携パス実施件数	100 件	18 件	120 件	126 件	120 件

【関連指標】

項目	H30 年度実績	R1 年度実績	R2 年度実績	R3 年度実績
登録医数	251 件	284 件	338 件	427 件

イ かかりつけ医定着に関する啓発

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

日常的な診療や健康管理・健康相談を受けることができるかかりつけ医定着に関する啓発を行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・かかりつけ医を探しやすいように従来から作成しているかかりつけ医リーフレットに加え、新たに登録医（開業医）マップを作成し外来エリアに掲示した。
- ・新規で開業したかかりつけ医については、すぐに訪問し情報収集を行い、かかりつけ医リーフレットに追加した。また、2階に設置しているデジタルサイネージ（電光掲示板）において、かかりつけ医定着の啓発ポスターを表示するとともに病院だよりでかかりつけ医に係る記事を掲載し、かかりつけ医の役割やその必要性に関する啓発を行った。

4－（２） 在宅医療の充実に向けた支援

ア 退院支援

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

ケアマネジャー、主治医等に退院時カンファレンスへの参加を促すなど、在宅医療に係る関係機関との円滑な連携による退院支援を行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

（ア）地域で行われる在宅医療と緩和ケアの研修会に参加し、在宅療養診療所の医師や訪問看護ステーションの看護師等と情報交換を行い、連携を図った。

また、入院時支援の際に退院困難な患者を把握し、入院早期から入退院支援部門と医療福祉相談部門が連携を図り、退院困難な患者への介入を行った。

（イ）退院支援の際には、医師が作成する入院診療計画書に基づき、医師、看護師、リハビリスタッフ等、多職種の医療チームで患者の療養方針を検討した。また、患者の意思決定を尊重するよう患者・家族と面談を行い、退院支援を実施した。

・在宅医療の関係機関への連絡を密に行い退院支援がスムーズにいくよう連携を図った。

（ウ）入院時から介護支援専門員（ケアマネジャー）等と連携を図るとともに、退院前には医師、訪問看護師、介護支援専門員等と在宅医療への移行が円滑に進むようカンファレンスを実施した。また、退院後の患者に関する相談窓口として、介護支援専門員や訪問看護師等からの問い合わせに対応するなどサポートを行った。

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
退院支援件数	2,309 件	2,561 件	2,964 件	2,995 件
医療相談件数	11,230 件	11,346 件	11,112 件	11,256 件
介護支援連携件数	137 件	148 件	86 件	59 件

イ 在宅療養者の急変時の受入れ

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

在宅療養者の病状が急変した際には、関係機関等の求めに応じた一時的な受入れを行うなど、必要な対応を行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

・在宅医療の後方支援として、在宅療養者が急変した場合、通常時間内では、患者支援センターの病床管理部門と地域医療連携部門が連携し、円滑に受入を実施した。時間外では救急部による救急応需体制により受入を実施した。

【関連指標】

項目	H30 年度実績	R1 年度実績	R2 年度実績	R3 年度実績
当日入院件数（紹介）	1,509 件	1,651 件	1,287 件	1,062 件

ウ 地域医療ネットワークの連携強化

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

地域医療ネットワークの連携を強化し、切れ目のない医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、地域の医療水準の向上に努めること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・吹田在宅ケアネットにおいては、歯科医師と管理栄養士から講演を行い、吹田呼吸ケアを考える会においては、看護師等が講演した。また、在宅医療に携わる多職種との連携を深める会を主体的に開催し、ネットワークの連携強化を図り、地域の医療水準の向上に貢献した。
- ・吹田市在宅医療・介護連携推進協議会に出席するとともに吹田市ケアネット実務者懇話会の WEB 会議に参加することで情報交換により地域のネットワークの強化を図った。
- ・吹田呼吸ケアを考える会において、地域の関係機関にアンケートを実施し、要望のあった新型コロナウイルス感染症に関するセミナーをWebで開催した。

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
吹田在宅ケアネット開催数	2 回	2 回	0 回	0 回
吹田呼吸ケアを考える会開催数	1 回	1 回	0 回	1 回

5 健都における総合病院としての役割

5－（１）国立循環器病研究センターとの機能分担・連携

ア 診療における連携

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	4	4	4

中期目標

隣接する国立循環器病研究センターとの間において、医療をはじめとする病院としての機能について分担・連携を進め、相乗的な価値向上を図ること。また、この機能分担・連携について市民や地域の医療関係者などの理解が進むよう取り組むこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・各診療科間において、連携及び役割分担等について協議し、整理した。
- ・救急対応協力においては、循環器疾患や脳卒中の疑いがある患者については原則、国立循環器病研究センターで受け入れることや、当院の循環器系の救急患者について、同センターの医師が可能な範囲で画像診断のコンサルトを行うなどの連携を図ることを確認した。
- ・診療科ごとに役割分担を整理し、国立循環器病研究センターからの消化管出血等の当院で対応可能な患者の受入を行ったほか、救急対応協力のみならず、同センターへの医師派遣を行った。また、同センターの PET-CT や当院の内視鏡機器など医療機器の相互利用を進め、相互の紹介件数の増加につながった。
- ・回復期リハビリテーション病棟において、365 日のリハビリテーションを開始したことにより、5 月に回復期リハビリテーション病棟入院料 1 を取得した。また、セラピスト 5 名を増員するとともに 9 月より新たな専任医師を配置したことでリハビリテーションが必要な患者の受入体制を確保した。

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
国立循環器病研究センターからの紹介件数	243 件	571 件	760 件	832 件
国立循環器病研究センターへの紹介件数	148 件	385 件	534 件	697 件

イ その他の連携

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

隣接する国立循環器病研究センターとの間において、医療をはじめとする病院としての機能について分担・連携を進め、相乗的な価値向上を図ること。また、この機能分担・連携について市民や地域の医療関係者などの理解が進むよう取り組むこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・ 国立循環器病研究センターの看護局主催の学習会に看護師 13 名参加した。
- ・ 電子カルテ相互閲覧システムについて、国立循環器病研究センターとの連携会議などにより、連携する対象、相互に閲覧する診療情報、導入するシステム等を確認し、運用を開始した。
- ・ 両院の医師が患者の治療方針の策定にあたり協議を行うなど連携を図った。
- ・ 同センターの PET-CT や当院の内視鏡機器など医療機器の相互利用を進めた。

ウ 連携体制の周知

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

隣接する国立循環器病研究センターとの間において、医療をはじめとする病院としての機能について分担・連携を進め、相乗的な価値向上を図ること。また、この機能分担・連携について市民や地域の医療関係者などの理解が進むよう取り組むこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

・特定機能病院としての国立循環器病研究センターと総合病院としての市民病院がそれぞれのポテンシャルを発揮し、より良い医療提供ができるよう連携状況をホームページ等で周知を行った。

5－（2）他の健都内事業者等との連携

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

ア 健都2街区高齢者向けウェルネス住宅、健都イノベーションパーク及び駅前複合施設と連携し、それぞれが実施する市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を支援すること。
イ 健都レールサイド公園（（仮称）健都ライブラリーを含む。）で取り組まれる事業への支援を行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

・吹田市主催の「健康」をテーマにしたイベント「すいた健康EXPO」で、新病院についての説明パネルを展示し、来場者への質問に対応するなど、健都のPR活動に協力した。
・北大阪健康医療都市連絡調整会議に参加し、健都のまちづくりやイベント等について協議した。

- ・ 健都まちづくり連携会議に参加し、健都を構成する産学官民がそれぞれの特色を活かし、共同で事業を行える基盤（共創プラットフォーム）について意見交換を行った。
- ・ 吹田市の施策である「たばこの煙のないまち（スモークフリーシティ）」の取組について、院内のデジタルサイネージにおいて、啓発動画を掲載した。

5－（３） 予防医療に関する取組

ア 各種検（健）診の実施

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

各種健（検）診の実施及び健康づくりや介護予防に関する講座の開催など、市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・ マンモグラフィーによる乳がん健診など、高度検査機器が必要な分野を中心に取組みを行い、一次検診の機能だけではなく、精密検査とその後の治療にも対応し、早期発見・早期治療に貢献した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大に対応するため、令和2年4月13日以降は特定健診を中止せざるを得なくなったこともあり、検診事業は大幅な件数減となった。

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
国保特定健診件数	591 件	601 件	24 件	0 件
後期高齢者特定健診件数	236 件	240 件	0 件	0 件

イ 人間ドックの実施

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	4	3	3

中期目標

各種健（検）診の実施及び健康づくりや介護予防に関する講座の開催など、市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・人間ドック・脳ドックについて、疾病の早期発見のため積極的に実施した。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、必要なスペースの確保が困難となり、およそ8ヶ月間中止したが、速やかな環境整備に努めた結果、12月に再開することができ、件数の回復に努めた。

【目標指標】

項目	中期計画 目標値	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
人間ドック件数	550 件	518 件	616 件	156 件	529 件

ウ 予防接種の実施

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

各種健（検）診の実施及び健康づくりや介護予防に関する講座の開催など、市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・市の協力医療機関として、主に高齢者や入院中患者を中心に、インフルエンザなどの予防接種を引き続き実施した。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止とその対応に注力するためにインフルエンザワクチンの集団予防接種を中止した。なお、肺炎球菌ワクチンや4種混合ワクチン等、個別接種で行う予防接種については継続して実施した。
- ・子宮頸がんワクチン3回実施。高齢者や妊婦を対象に新型コロナワクチン接種を実施した。（1,501回）

エ 疾病予防に関する講演会等の開催

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

各種健（検）診の実施及び健康づくりや介護予防に関する講座の開催など、市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・市民公開講座、出張講座を通じて、かかりつけ医を持つことの意義を説明するとともに、疾病予防に関する講演を行った。薬に頼らない、毎日できる簡単な運動等の紹介を講演の中に取り入れた。
- ・市出張講座は例年どおり高齢クラブや大学に加え、他福祉施設の専門職を対象に、かかりつけ医を持つことの意義などに関する講演や疾病予防の啓発について開催した。
- ・WEB 会議システムにて市民公開講座は「内視鏡検査」をテーマとし、出張講座は「糖尿病」をテーマとして開催した。かかりつけ医を持つことの意義や検診の大切さなどを周知するためにパンフレットを作成し掲示を行った。

（参照）目標指標及び関連指標一覧 8 ページ 関連指標

項目	H30 年度実績	R1 年度実績	R2 年度実績	R3 年度実績
市民公開講座実施回数	2 回	1 回	0 回	1 回

6 地域医療への貢献

6－（１）地域の医療従事者への支援

ア 地域の診療所等への支援

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

地域の医療従事者を対象に研修会を開催するなど、地域医療に携わる医療従事者を支援すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・地域の医療従事者の質の向上を目的として、吹田臨床セミナーや臨床病理検討会（CPC）、在宅地域看護研修などを開催した。吹田臨床セミナーでは、診療科からの演題や接遇、医療安全等をテーマに開催し、臨床病理検討会（CPC）では様々な疾患での病理検討会を実施した。また、在宅地域看護研修では「退院支援」をテーマに開催した。
- ・高度検査機器等の共同利用などについても積極的に受け入れ、地域の診療所等を支援した。
- ・地域の医療従事者の質の向上を目的として登録医総会を開催した。登録医総会では、診療科紹介や高度医療機器の案内、またスムーズな連携に繋ぐことができるように登録医との意見交換を行った。
- ・CT等の高度検査機器については、MRI装置の増設や内視鏡室の拡充によって大幅に共同利用件数が上昇した。
- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況下において、令和3年10月よりWeb配信で臨床セミナー、登録医総会を開催した。また、令和4年3月には吹田呼吸ケアを考える会の研修会をオンデマンド配信にて実施した。

【目標指標】

項目	中期計画 目標値	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
地域の医療従事者へ向けた研修会開催回数	36 回	27 回	31 回	6 回	7 回
地域の医療従事者へ向けた研修会外部参加人数	900 人	596 人	543 人	86 人	239 回
共同利用を行った件数	3,700 件	3,355 件	3,718 件	3,105 件	2,945 件

イ 地域の医療水準の向上

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

地域の医療従事者を対象に研修会を開催するなど、地域医療に携わる医療従事者を支援すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・地域の医療従事者を対象とした研修として、北摂化学療法セミナーや吹田在宅ケアネット、吹田呼吸ケアを考える会などを開催した。北摂化学療法セミナーでは、医師だけでなく化学療法に関わる薬剤師や看護師が講演し多職種の医療水準向上に努めた。また、吹田在宅ケアネット（テーマ「最後まで食べるを支える」）においては、歯科医師と管理栄養士から講演を行い、吹田呼吸ケアを考える会（テーマ「訪問看護の立場からの呼吸苦のある患者への工夫や取り組み」）においては、当院の看護師等が講演し、在宅医療に携わる他職種の医療水準の向上に努めた。
- ・地域の医療従事者を対象とした研修として、吹田臨床カンファレンス、吹田在宅ケアネット及び吹田呼吸ケアを考える会を開催した。吹田臨床カンファレンスでは、脳神経内科領域のカンファレンスを、吹田在宅ケアネットでは医療介護従事者と在宅ケアやがん患者さんについてのディスカッションを、吹田呼吸ケアを考える会ではCOPDの疾患について研修会を開催し、地域の医療水準の向上に努めた。
- ・吹田臨床カンファレンスや吹田在宅ケアネットは、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により開催中止となったが、地域の医療従事者が参加できる臨床セミナーをWEB開催した。
- ・吹田呼吸ケアを考える会において、新型コロナウイルス感染症に関するセミナーをオンデマンド配信で実施した。

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
吹田臨床カンファレンス開催回数	0 回	1 回	0 回	0 回
吹田在宅ケアネット開催回数（再掲）	2 回	2 回	0 回	0 回
吹田呼吸ケアを考える会開催回数（再掲）	1 回	1 回	0 回	1 回

6－（２）福祉保健施策への協力・連携

ア 障がい者（児）歯科診療の実施

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

本市が実施する高齢者や障がい者（児）などへの福祉保健施策の実施に協力し、連携すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

・特別な配慮が必要であり、一般歯科医院では治療が難しいことから、地域より求められている障がい者（児）の歯科診療について、新型コロナウイルス感染症対策を講じる等、安心かつ安全な体制のもと実施した。

【関連指標】

項目	H30 年度実績	R1 年度実績	R2 年度実績	R3 年度実績
障がい者歯科患者数	1,682 人	1,599 人	1,486 人	1,669 人

イ 小児科診療における協力・連携

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

本市が実施する高齢者や障がい者（児）などへの福祉保健施策の実施に協力し、連携すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

・小児科（小児神経専門医）が、毎週 1 回市の施設（わかたけ園）に出向き診察を行った。また、療養相談や関係者会議などに出席するなど、市の実施する療育事業への協力を行った。

(Ⅱ) 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 PDCA サイクルによる目標管理の徹底

ア 重点方針の共有及び目標達成に向けた取組

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

中期目標・中期計画の達成に向けて、職員がその達成度を確認できるよう、目標の進捗状況や経営に関する情報を的確に周知し、職員が一丸となって経営改善に取り組むこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・中期計画や年度計画、各年度の重点方針を全職員に通知するとともに、毎月の収支報告、病院の経営分析、計画の進捗状況管理を経営戦略会議で行った。
- ・診療科別ヒアリングを行い、各科及び各部署で目標を設定するとともに、当年度の病院の重点方針を達成するための方策や新病院移転に関連する事項について協議した。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各診療科の病床利用率の目標設定が難しい状況下においても、診療単価向上のための方策等について診療科別ヒアリングを実施し、抽出された課題解決に取り組んだ。紹介率 70%、逆紹介率 65%以上を達成することができた。また、診療単価の目標を達成した。

イ 目標管理の徹底

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

中期目標・中期計画の達成に向けて、職員がその達成度を確認できるよう、目標の進捗状況や経営に関する情報を的確に周知し、職員が一丸となって経営改善に取り組むこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・各診療科が立てた目標値の進捗状況を経営戦略会議で確認するだけでなく、新たに部長会でも報告し、目標達成に努めた。
- ・目標が達成できていない診療科については、個別に目標達成に向けた今後の方策や課題のヒアリングを行い、改善に努めた。
- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響がある状況においても、診療科別ヒアリングにて平均在院日数の短縮等、収益改善のための方策を確認し、経営戦略会議等で進捗管理を行った。また、診療科別ヒアリング時に確認された複数診療科または多職種にまたがるような案件については、担当責任者として副院長を設定し、各種院内委員会等において検討し課題の解決を図った。

ウ 経営改善に向けた取組

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

中期目標・中期計画の達成に向けて、職員がその達成度を確認できるよう、目標の進捗状況や経営に関する情報を的確に周知し、職員が一丸となって経営改善に取り組むこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・毎月の業務状況や年度計画の進捗状況、収支状況、院長通知を電子カルテ端末上で全職員が容易に閲覧できるようにしているほか、入院患者数などの状況を電子カルテトップページ上で毎日更新し、引き続き職員の経営参画意識の向上に努めた。
- ・全職員からコスト削減案を募った。全ての提案について、事務局を中心に各部署で内容を検討し、実施可否や実施方法、進捗状況を職員に周知し、費用削減と職員のコスト意識啓発に努めた。
- ・全職員を対象に当院の財務状況が把握できるように会計研修を実施した。また、後日、動画で受講できるようにするとともに習熟度チェックも行った。
- ・理事長自らが幹部職員に対して経営セミナーを実施し、経営意識の醸成に努めた。また、病院長のビデオメッセージにより経営改善の必要性について全職員に周知した。

2－（１）医療職の人材確保・養成

ア 働きやすい職場環境づくり

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

働きやすい環境の整備を図ることなどにより医療職の人材確保に努めること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

（ア）平成 30 年 4 月より院内保育所において一時保育を開始し、延べ 66 回の利用（登録園児 17 名）があり、子育て中の職員が働きやすい環境を整備した。

- ・院内保育所の保育時間を 20 時まで延長し、19 時から 20 時の時間帯で、延べ 34 人（平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月実績）の延長保育利用があった。時間外でも安心して子供を預けることができ、子供のいる職員に対して働きやすい環境作りを行った。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大への対応の中であっても、各職員の年次休暇取得状況の見える化により取得率向上に繋げるなど働きやすい環境整備に努めた。
- ・専用タブレットを地域医療連携システムと接続し、令和 3 年 7 月から電子カルテが自宅でも閲覧可能となり、脳神経外科で運用を開始した。

（イ）多様な勤務形態に対応できるように他病院の勤務体制状況を調査し、正規職員の夜勤専従制度導入に向けた運用を検討することとした。

- ・正規職員の夜勤専従勤務を希望のあった 5 名に対して試行実施し、ワークライフバランス委員会での評価を踏まえ、メンタルヘルスサポート体制の整備を行い、令和 2 年 11 月に本格実施した。

【目標指標】

項目	中期計画 目標値	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
助産師看護師離職率	全国平均以下	6.4%	3.7%	3.0%	8.6%

イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

医師をはじめとした医療従事者の知識と技術等の質の向上に努め、研修や指導体制の充実を図ること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

（ア）医療従事者等に対して、認定医等の資格取得や研修参加に係る費用への支援を行うことで医療の質の向上を図った。

（イ）臨床研修管理委員会において、初期研修中により多くの症例を体験できるよう、1年目から当直業務に従事するよう運用を改善した。

- ・臨床研修プログラムにおいて、診療科をローテートする毎に各指導医から研修医に対する評価を行い、半年ごとにプログラム責任者等からフィードバックを行うよう変更したことで、研修が不足している部分や研修医の意見を把握し、研修の質の向上を図った。
- ・医師法改正に対応した新臨床研修プログラムを適切に実施するとともに、委員会を積極的に開催し、研修内容や運用の改善を行った。また、研修医の部署を病院長直轄で設置し、研修内容や教育環境を一元的に調整できる体制を整備し、医師だけでなく他の医療職と連携した研修を行った。
- ・優秀な医学生を募るために、研修医採用に係る情報発信力の強化を目的としたホームページの改善をワーキングチームで検討を進めた。

【関連指標】

項目	H30 年度実績	R1 年度実績	R2 年度実績	R3 年度実績
認定看護師数	12 人	12 人	12 人	12 人
専門看護師数	2 人	2 人	1 人	1 人
認定等資格更新支援件数	103 件	99 件	91 件	110 件
看護学生実習受入数	142 人	371 人	68 人	163 人
医学生実習受入数	31 人	27 人	12 人	30 人

2－（２） 人事給与制度

ア 職員給与の設定・運用

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

職員の給与は、地方独立行政法人法に基づき、当該職員の勤務成績や法人の業務実績などを考慮したものとする。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

・ 厳しい経営状況であることから、平成 30 年人事院勧告に基づく給与改定は実施しなかった。

・ 新病院移転に伴い厳しい経営状況が続いているため、令和元年人事院勧告に基づき吹田市が実施した給与改定を実施しなかった。

・ 令和 2 年の人事院勧告は期末手当の支給月数を引き下げる内容であったが、給与及び賞与の水準は人事院勧告を下回っていること、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下にあっても職員のモチベーションを低下させず、公立病院としての役割を果たすために、現状の水準を維持した。

・ 令和 3 年度の人事院勧告は期末手当の支給月数を引き下げることとなったが、国家公務員は新型コロナウイルス感染症の感染拡大下での経済の影響を考慮し、令和 3 年冬の期末手当では引き下げは行われなかった。賞与の水準は国家公務員及び吹田市を下回っていることから、現状の水準を維持した。

イ 人事評価制度の運用

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

職員の業績や能力を正当に評価し、職員の意欲を引き出す人事給与制度の運用を行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・人事評価制度の構築に向け医師、看護師、医療技術員、事務職の4つの検討部会を立ち上げ、部門毎に人事評価制度に対する期待や懸念、評価項目等についてのヒアリングを丁寧に行い、部会の意見を取り入れることで、納得性の高い人事評価制度の構築を進めた。
- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大への対応に伴う業務の増大や診療制限、専用病棟設置に伴う病床の変動などの理由により、診療科による目標設定及び評価が困難であったことから、試行実施を凍結した。
- ・令和4年度からの試行、令和5年度からの本格実施に向けて、職員が制度を正しく理解し、公平な人事評価を行うことができるよう評価方法を示したガイドブックを各職種の意見を取り入れて作成し準備を整えた。

(Ⅲ) 第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の確立

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小項目 評価結果	2	3	3	3

中期目標

政策医療をはじめとした市立病院の役割を将来にわたって継続的に担えるようにするためには、安定した経営基盤を確立することが不可欠であることから、市立病院の機能確保・向上に努めつつ、あらゆる経営改善に取り組むこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・経営感覚に富む人材育成のため、新規採用職員に対し会計制度等についての研修を開催し、全職員に対しては経営状況についての研修を開催し、経営に関する知識の向上を図った。
- ・病院業務に精通した職員の養成のため、職員体制計画のもと派遣職員をプロパー職員に置き換え、ジョブローテーションを実施した。
- ・新たな施設基準の獲得や平均在院日数の短縮等の経営改善に向けた取組を実施したことで経常収支比率の改善につなげた。

【目標指標】

項目	中期計画 目標値	H30年度 実績	R1年度 実績	R2年度 実績	R3年度 実績
経常収支比率	98.3%	80.5%	92.5%	102.5%	110.4%
医業収支比率	90.6%	83.7%	89.3%	88.1%	87.7%

2 収益の確保と費用の節減

2－（１）収益の確保

ア 収益の確保

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	2	3	4	4

中期目標

診療報酬改定及び関係法令改正等に対して迅速に対応するなど収益の確保に努めること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

- ・新病院において、救急科及び救急専用病床を設置し、二次救急医療機関としての救急応需体制を確保した。また紹介状窓口を拡充し、地域の医療機関からの円滑な患者受入体制を整えた。
- ・平成 30 年度診療報酬改定においては、重症度、医療・看護必要度の判定基準見直しに迅速に対応し、急性期一般入院料 1 の届出を行った。また、入院中の看護や栄養管理等に係る療養支援計画の立案などの支援業務に対する加算である「入院時支援加算」などの届出をおこない、収益の確保を図った。
- ・看護師の夜間勤務について、配置人員を見直すことで「看護職員夜間 12 対 1 配置加算 1」の施設基準の届出を行った。また、看護補助者の夜勤体制についても雇用形態の見直しを行い「急性期看護補助体制加算 夜間 100 対 1 急性期看護補助体制加算」及び「夜間看護体制加算」の届出を行い、収益の確保を図った。
- ・地域のかかりつけ医等からのスムーズな紹介患者の受入を行うために疾患ごとに受入判断を行う医師を設定するとともに担当医がマンパワー不足で対応できない場合でも救急外来で対応できるように運用変更した。
- ・令和 2 年度の診療報酬改定に迅速かつ的確に対応するとともに、新たな施設基準の取得を行い、大幅な入院診療単価の上昇につなげた。
- ・手術件数の確保や平均在院日数の短縮などを適切に行うことにより、入院診療単価は年度目標を達成することができた。外来診療単価についても、化学療法件数の増加等が要因となり、目標を達成することができた。

【目標指標】

項目	中期計画 目標値	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
病床利用率	90.0%	77.5%	88.3%	78.3%	72.1%
入院患者数(1日当たり)	387.7人	334.0人	380.5人	337.5人	310.9人
外来患者数(1日当たり)	1000.0人	900.9人	902.7人	833.9人	883.9人
入院診療単価	54,170円	54,718円	57,733円	64,389円	69,855円
外来診療単価	16,061円	15,174円	17,448円	18,873円	19,809円
新入院患者数	9,435人	9,099人	10,460人	9,393人	9,140人

イ 未収金の発生予防・早期回収

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

未収金の発生予防・早期回収に向けて対策を講ずること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・『医業未収金回収管理マニュアル』の未収金発生防止策に基づき、患者負担額が大きい入院患者に対し、限度額適用認定証の利用を奨めることにより、未収金の発生予防及び金額の抑制に努めた。
- ・救急等で現金がない場合にも対応できるように、すべての自動精算機でクレジットカードを使用できるようにしている。
- ・『医業未収金回収管理マニュアル』に基づき督促等を実施するなど早期回収に努めた。

2 - (2) 費用の節減

ア 人件費・経費の適正化

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	2	3	3	3

中期目標

人件費・経費などの適正化を図ること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

（ア）収益を考慮した適切な人員配置について検討するとともに、新たな業務に対応し、採用計画の見直しを行った。

- ・特定の職員に業務が集中していないか所属長に確認し、配慮するよう周知するなどの取り組みを実施した。
- ・全部署に対して令和元年度比較で残業時間1割削減するように通知し、達成できていない部署に対してヒアリングを行うことで残業時間削減の意識付けを行った。

（イ）消耗品請求時には詳細な購入理由及び用途の記載を求めることで過剰発注の抑制を実施し、同等品調査や価格交渉等を引き続き実施することで経費節減に努めた。

- ・コスト削減に向けた取組（コストチャレンジ）の一環として、ペーパータオルやガーゼ、手袋等の医療用消耗品やコピー用紙等の節減、節電・節水の徹底等について全職員に周知を行い、コスト意識の向上を図った。
- ・照明及び空調稼働時間について、集中管理を実施し、光熱費の削減に努めた。
- ・光熱費の削減について、節電・節水等の張り紙を院内に貼って職員意識の啓発に努めた。また、平成30年度に実施したコストチャレンジの結果を全職員に通知し、今後、実績値を下回ることを目標に掲げて取り組むこととした。
- ・消耗品の経費削減のため、中古品の在庫状況をまとめた「総務室在庫物品一覧表」を作成し、物品を新規購入するのではなく中古品を使用すること等の取組を進めた。

【目標指標】

項目	中期計画 目標値	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
給与費比率	54.2%	64.8%	56.9%	58.9%	57.6%
経費比率	14.0%	17.8%	14.4%	15.8%	15.6%
時間外労働時間数	14 時間/月	18 時間/月	16 時間/月	13 時間/月	13 時間/月

イ 材料費の適正化

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	2	3	3	3

中期目標

医薬品の在庫管理の適正化や後発医薬品の積極的な採用促進などにより材料費の適正化を図ること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・全国自治体病院協議会の医薬品ベンチマークシステムに基づく価格交渉の結果、全国平均を上回る成果をあげることができた。
- ・医療材料について、材料委員会を年間7回開催し、新規採用物品の是非や同種同効品の集約、不動商品の採用中止について検討および実施し、在庫管理の適正化を図った。
- ・医療材料について、毎年度安価な商品への切替えを実施し、費用の削減に努めた。
- ・医薬品について、毎年度後発医薬品の採用をすすめ、数量シェアベースにおける採用率を90.3%まで引き上げることができた
- ・医薬品・医療材料について、ベンチマークシステムを活用しながら価格交渉を行い、購入単価は削減したが、高額薬剤の使用数増加に伴い、購入総額が増加したことにより、材料費比率の目標値を達成することはできなかった。

（参照）目標指標及び関連指標一覧 11 ページ 目標指標及び関連指標

項目	中期計画目標値	H30 年度実績	R1 年度実績	R2 年度実績	R3 年度実績
材料費比率	28.0%	29.8%	28.8%	27.2%	29.3%

項目	H30 年度実績	R1 年度実績	R2 年度実績	R3 年度実績
後発医薬品数量シェア	87.1%	88.7%	89.8%	90.3%

(Ⅳ) 第5 その他業務運営に関する重要事項

1 情報の提供

ア 特色ある診療内容の周知

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

病院だよりやホームページ等により、受診内容や医療情報等の情報発信を積極的に行うこと。
また、法人の経営状況について市民の理解を深められるよう、情報提供を適切に行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・新病院の機能について、市民病院だより、広報誌「ともに」において回復期リハビリ病棟や患者支援センター、手術支援ロボットダヴィンチの特集を行った。
- ・「産婦人科」、「脂肪肝」、「ロボット支援手術」、「回復期リハビリテーション」について、それぞれ動画を作成し、外来待合やホームページで閲覧できるようにした。
- ・脂肪肝外来に係わる情報を新聞、週刊誌に掲載した。また、市報にて緩和ケアについての特集記事を掲載した。
- ・「脳神経内科」、「消化器内科」、「看護局」についての動画をホームページに掲載し、当院の特色ある診療内容を周知した。
- ・「脳神経内科」「脳神経外科」、「小児外科」のパンフレットを作成し、医療連携を行う診療所等に引き続き設置し周知を図った。

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
病院だより発行回数	4 回	4 回	4 回	3 回
広報誌「ともに」発行回数	2 回	2 回	1 回	1 回

イ 市民や患者に対する啓発・情報発信

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	4	4	3	3

中期目標

病院だよりやホームページ等により、受診内容や医療情報等の情報発信を積極的に行うこと。
また、法人の経営状況について市民の理解を深められるよう、情報提供を適切に行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・スマートフォンやタブレット端末に対応したページレイアウトを採用し、より見やすいように変更した。また、更新時はCMS(コンテンツ管理システム)を用いて、各職場の職員が素早く、容易にページを更新できるようにした。
- ・ホームページにおいて、産婦人科（ベビー室）ならびに内視鏡センターの新たなコンテンツとして、患者（妊婦を含む）がスマートフォン等を用いて入院や検査の説明等を閲覧できるようにした。また、看護局ページのリニューアルを行い、看護師や各部署（病棟）の雰囲気が伝わるような情報発信を行った。
- ・「脳神経内科」、「消化器内科」について、それぞれ動画を作成し、検査や治療の流れを2階総合受付前サイネージ（電光掲示板）やホームページで視聴できるようにした。
- ・新型コロナウイルス感染症に対する当院の取組みについて、パンフレットを作成するとともにホームページに掲載し、市民や患者に対して適切な利用の啓発に努めた。
- ・職員に対してはホームページの検索ワードからわかるニーズと関心を職員へフィードバックするとともに、閲覧者が興味をもった内容が検索しやすいようなページ作成に努め、コンテンツの充実を図った。
- ・内視鏡検査における検査や治療の流れを確認できる内容について、市民公開講座をオンラインで実施するとともに、動画をホームページ上に掲載し、市民や患者が受診する際に安心して利用できるよう周知を図った。

（参照）目標指標及び関連指標一覧 11 ページ 関連指標

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
ホームページへのアクセス数	1,694,230 件	1,680,798 件	1,488,283 件	1,563,660 件

ウ 市民公開講座等の積極的な開催

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	4	4	3	3

中期目標

病院だよりやホームページ等により、受診内容や医療情報等の情報発信を積極的に行うこと。
また、法人の経営状況について市民の理解を深められるよう、情報提供を適切に行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・市民公開講座及び出張講座を行った。また、ケーブルテレビや市のイベントにおいて、積極的に新病院における診療等の情報を提供した。
- ・入院患者への癒やしの提供として、博物館展示の生中継および美術展出張展示を行ったほか、院内コンサートを開催した。
- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、対面での開催が制限される中、Web 会議システムを活用して、「内視鏡検査」をテーマとした市民公開講座、「糖尿病」をテーマとした出張講座を開催した。

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
市民公開講座開催回数（再掲）	2 回	1 回	0 回	1 回

エ 法人の経営状況の公表

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	3	3	3

中期目標

病院だよりやホームページ等により、受診内容や医療情報等の情報発信を積極的に行うこと。
また、法人の経営状況について市民の理解を深められるよう、情報提供を適切に行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

・法人の経営状況について市民の理解を得られるよう、財務諸表に加え、その用語説明や経営状況概要についてまとめた資料、過去の経営指標の推移などをホームページで公表している。

2 環境に配慮した病院運営

ア 環境負荷の軽減・エネルギー消費量の抑制

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	4	3	3

中期目標

省エネルギー・省資源の推進などに取り組み、環境負荷を抑え、環境に配慮した病院運営を行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

・新病院の設備として、太陽光発電、井水利用、BEMS（ビルエネルギー管理システム）等の各設備を計画通り、設置した。それに伴い、太陽光発電や井水利用により、電気、水道のエネルギー消費量を抑制しており、環境負荷の軽減がなされている。なお、新病院については「CASBEE」（建築環境総合性能評価システム）において、評価結果「S ランク（最上位）」を取得した。BEMS（ビルエネルギー管理システム）については平成 31 年度の各消費量を基準に運用し、活用していく。

・旧病院と比較して、免震層に取り込んだ外気をクール・ヒートレンチ（地中熱）、井水コイル（井水熱）を利用することにより空調機の電気・ガス消費量の低減、トイレ排水、植木散水などの雑用水に井水を利用することで上水道消費量の低減などで大幅なエネルギー消費量を抑制することができた。（削減割合（年間比較）電気→18.5%、ガス→17.7%、上下水道→41.8%）

・引き続きビルエネルギー管理システム（BEMS）によって蓄積されたデータを基にエネルギーの最適化に努めたが、令和元年度と比較して使用量は電気 100.9%、ガス 120.3%、上下水道は 98.5%となった。この内ガスが 20.3%の増と変動が大きい、新型コロナウイルス感染症対策により 24 時間換気の実施などが影響し消費量が増加した。

【関連指標】

項目	H30 年度実績	R1 年度実績	R2 年度実績	R3 年度実績
電気使用量	6,942,632Kwh	5,657,852Kwh	5,708,012Kwh	5,690,335Kwh
ガス使用量	729,048 m ³	600,107 m ³	721,722 m ³	779,022 m ³
水道使用量	184,400 m ³	107,292 m ³	105,664 m ³	107,233 m ³

イ 環境配慮に対する職員意識の普及啓発

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小項目 評価結果	3	4	3	3

中期目標

省エネルギー・省資源の推進などに取り組み、環境負荷を抑え、環境に配慮した病院運営を行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・年間を通じて、職員への節電、節水の注意喚起を行った。
- ・廃棄物削減のための啓発は普段から実施しているが、新病院移転時は大量の廃棄物が発生することが想定されたため、使用可能な物品はできる限り旧病院のものを使用するように周知し、廃棄物の削減に努めた。
- ・節電・節水等の張り紙を院内に貼って職員意識の啓発に努めた。また、平成 30 年度に実施したコストチャレンジの結果を全職員に通知し、今後、実績値を下回ることを目標に掲げて取り組むこととした。
- ・警備防災の夜間院内巡回時に電灯・エアコン等の消し忘れが確認された場合には、当該部署に対して注意喚起を行い職員意識の普及啓発を図った。

報告第24号

債権の放棄について

吹田市債権管理条例第9条第1項の規定により、別紙のとおり令和3年度において市の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告します。

令和4年9月1日

吹田市長	後 藤 圭 二
吹田市水道事業管理者	前 田 聡

債権放棄調書（総括表）

No. 1

債権の名称(所管)	債権の額	債権の件数
幼稚園使用料 (児童部 保育幼稚園室)	127,000 円	1 件
市営住宅使用料等 (都市計画部 住宅政策室)	4,429,300 円	4 件
水道料金・メーター料 (水道部 総務室)	3,848,191 円	551 件
合 計	8,404,491 円	556 件

(2)

債権放棄調書

債権の名称 幼稚園使用料
 所管 (児童部 保育幼稚園室) No. 2

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等		
			債権発生日	事由	事由の生じた日 備考
1	127,000 円	令和4年3月25日	平成29年8月1日 ～平成30年1月1日	破産等免責決定	令和3年6月11日 債務者 吹田市民
計	127,000 円				

債権放棄調書

債権の名称 市営住宅使用料等
所管 (都市計画部 住宅政策室) No. 3

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
1	1, 124, 800 円	令和4年2月28日	平成18年6月5日 ～平成29年2月6日	破産等免責決定	令和3年6月9日	債務者 吹田市民
2	1, 690, 500 円	令和4年2月28日	平成18年7月5日 ～平成30年6月5日	破産等免責決定	令和3年9月29日	債務者 吹田市民
3	294, 700 円	令和4年2月28日	平成14年8月5日 ～平成21年3月5日	破産等免責決定	令和3年9月29日	債務者 吹田市民
4	1, 319, 300 円	令和4年2月28日	平成13年6月5日 ～平成21年6月5日	時効期間満了	令和3年11月9日	債務者 吹田市民
計	4, 429, 300 円					

債権放棄調書

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
1	260,812 円	令和4年3月10日	令和元年6月5日 ～令和2年2月5日	破産等免責決定	令和3年1月21日	債務者 吹田市内水道使用者
2	21,284 円	令和4年3月10日	令和元年9月13日 ～令和2年2月19日	破産等免責決定	令和2年12月4日	債務者 吹田市内水道使用者
3	6,926 円	令和4年3月10日	令和2年7月14日 ～令和2年8月2日	破産等免責決定	令和3年8月4日	債務者 吹田市内水道使用者
4	5,021 円	令和4年3月10日	平成28年6月9日 ～平成28年10月10日	破産等免責決定	令和2年11月9日	債務者 吹田市内水道使用者
5	1,684 円	令和4年3月10日	令和元年6月3日	破産等免責決定	令和2年11月6日	債務者 吹田市内水道使用者
6	2,134 円	令和4年3月10日	令和元年7月5日 ～令和元年7月11日	破産等免責決定	令和3年4月23日	債務者 吹田市内水道使用者
7	9,313 円	令和4年3月10日	平成27年8月8日 ～平成28年3月25日	時効期間満了	平成29年9月19日 ～平成30年7月14日	債務者 吹田市内水道使用者
8	47,663 円	令和4年3月10日	平成28年5月6日 ～平成29年1月4日	時効期間満了	平成30年7月3日 ～平成31年3月3日	債務者 吹田市内水道使用者
9	7,192 円	令和4年3月10日	平成27年11月16日 ～平成28年7月29日	時効期間満了	平成29年12月19日 ～平成30年10月20日	債務者 吹田市内水道使用者
10	5,936 円	令和4年3月10日	平成28年5月6日 ～平成28年8月26日	時効期間満了	平成30年7月3日 ～平成30年10月20日	債務者 吹田市内水道使用者
11	6,258 円	令和4年3月10日	平成27年2月12日 ～平成27年9月30日	時効期間満了	平成29年3月21日 ～平成29年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
12	7,046 円	令和4年3月10日	平成28年9月15日 ～平成29年1月30日	時効期間満了	平成30年10月13日 ～平成31年3月19日	債務者 吹田市内水道使用者
13	1,598 円	令和4年3月10日	平成28年6月7日	時効期間満了	平成30年7月22日	債務者 吹田市内水道使用者
14	5,248 円	令和4年3月10日	平成24年5月4日 ～平成24年11月5日	時効期間満了	平成26年7月4日 ～平成26年12月30日	債務者 吹田市内水道使用者
15	6,004 円	令和4年3月10日	平成27年7月14日 ～平成28年1月14日	時効期間満了	平成29年8月21日 ～平成30年3月10日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.5

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
16	1,501 円	令和4年3月10日	平成27年5月14日	時効期間満了	平成29年6月20日	債務者 吹田市内水道使用者
17	1,350 円	令和4年3月10日	平成27年3月5日	時効期間満了	平成29年4月22日	債務者 吹田市内水道使用者
18	4,497 円	令和4年3月10日	平成23年12月8日 ～平成24年5月5日	時効期間満了	平成26年1月22日 ～平成26年6月24日	債務者 吹田市内水道使用者
19	1,501 円	令和4年3月10日	平成26年10月15日	時効期間満了	平成28年12月3日	債務者 吹田市内水道使用者
20	6,021 円	令和4年3月10日	平成27年10月12日 ～平成28年4月12日	時効期間満了	平成29年11月21日 ～平成30年9月17日	債務者 吹田市内水道使用者
21	3,196 円	令和4年3月10日	平成28年8月13日 ～平成28年10月14日	時効期間満了	平成30年9月18日 ～平成30年11月20日	債務者 吹田市内水道使用者
22	4,503 円	令和4年3月10日	平成26年12月16日 ～平成27年4月16日	時効期間満了	平成29年1月22日 ～平成29年6月3日	債務者 吹田市内水道使用者
23	6,164 円	令和4年3月10日	平成27年3月2日 ～平成27年9月1日	時効期間満了	平成29年4月22日 ～平成29年11月11日	債務者 吹田市内水道使用者
24	6,392 円	令和4年3月10日	平成28年6月8日 ～平成28年12月8日	時効期間満了	平成30年8月3日 ～平成31年2月10日	債務者 吹田市内水道使用者
25	4,720 円	令和4年3月10日	平成28年4月15日 ～平成28年8月13日	時効期間満了	平成30年5月28日 ～平成30年10月14日	債務者 吹田市内水道使用者
26	6,818 円	令和4年3月10日	平成26年5月8日 ～平成26年11月8日	時効期間満了	平成28年6月21日 ～平成28年12月11日	債務者 吹田市内水道使用者
27	4,859 円	令和4年3月10日	平成28年6月14日 ～平成28年10月14日	時効期間満了	平成30年7月22日 ～平成30年12月3日	債務者 吹田市内水道使用者
28	5,527 円	令和4年3月10日	平成27年1月12日 ～平成27年5月11日	時効期間満了	平成29年2月21日 ～平成29年5月12日	債務者 吹田市内水道使用者
29	6,309 円	令和4年3月10日	平成28年4月9日 ～平成28年10月10日	時効期間満了	平成30年5月21日 ～平成30年11月11日	債務者 吹田市内水道使用者
30	7,505 円	令和4年3月10日	平成27年4月10日 ～平成27年12月10日	時効期間満了	平成29年8月5日 ～平成30年1月8日	債務者 吹田市内水道使用者

(6)

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.6

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
31	3, 376 円	令和4年3月10日	平成28年8月17日	時効期間満了	平成30年8月18日	債務者 吹田市内水道使用者
32	4, 669 円	令和4年3月10日	平成28年1月14日 ～平成28年5月14日	時効期間満了	平成30年2月20日 ～平成30年7月3日	債務者 吹田市内水道使用者
33	9, 934 円	令和4年3月10日	平成27年7月16日 ～平成27年11月17日	時効期間満了	平成29年8月21日 ～平成30年1月6日	債務者 吹田市内水道使用者
34	8, 833 円	令和4年3月10日	平成27年12月5日 ～平成28年8月5日	時効期間満了	平成30年1月21日 ～平成30年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
35	2, 849 円	令和4年3月10日	平成28年5月5日 ～平成28年7月5日	時効期間満了	平成30年7月3日 ～平成30年9月9日	債務者 吹田市内水道使用者
36	2, 894 円	令和4年3月10日	平成28年7月8日 ～平成28年9月8日	時効期間満了	平成30年8月20日 ～平成30年10月11日	債務者 吹田市内水道使用者
37	4, 632 円	令和4年3月10日	平成27年10月16日 ～平成28年2月16日	時効期間満了	平成29年11月21日 ～平成30年4月3日	債務者 吹田市内水道使用者
38	6, 635 円	令和4年3月10日	平成28年4月12日 ～平成28年10月12日	時効期間満了	平成30年5月21日 ～平成30年12月9日	債務者 吹田市内水道使用者
39	7, 073 円	令和4年3月10日	平成28年6月11日 ～平成28年12月12日	時効期間満了	平成30年7月22日 ～平成30年12月13日	債務者 吹田市内水道使用者
40	4, 924 円	令和4年3月10日	平成27年12月7日 ～平成28年2月6日	時効期間満了	平成30年1月21日 ～平成30年3月20日	債務者 吹田市内水道使用者
41	3, 196 円	令和4年3月10日	平成28年8月13日 ～平成28年10月14日	時効期間満了	平成30年9月18日 ～平成30年11月20日	債務者 吹田市内水道使用者
42	27, 506 円	令和4年3月10日	平成20年9月5日 ～平成21年1月6日	時効期間満了	平成23年1月7日 ～平成29年4月3日	債務者 吹田市内水道使用者
43	21, 177 円	令和4年3月10日	平成28年5月11日 ～平成28年11月10日	時効期間満了	平成30年7月3日 ～平成31年1月20日	債務者 吹田市内水道使用者
44	4, 999 円	令和4年3月10日	平成26年11月17日 ～平成27年3月17日	時効期間満了	平成28年12月20日 ～平成29年5月3日	債務者 吹田市内水道使用者
45	3, 066 円	令和4年3月10日	平成27年7月4日 ～平成27年9月4日	時効期間満了	平成27年11月11日 ～平成29年8月21日	債務者 吹田市内水道使用者

(7)

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.7

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
46	2,485 円	令和4年3月10日	平成28年9月9日 ～平成28年11月9日	時効期間満了	平成30年10月21日 ～平成30年12月21日	債務者 吹田市内水道使用者
47	4,568 円	令和4年3月10日	平成27年7月6日 ～平成27年9月5日	時効期間満了	平成29年8月21日 ～平成29年10月22日	債務者 吹田市内水道使用者
48	4,503 円	令和4年3月10日	平成27年1月17日 ～平成27年5月16日	時効期間満了	平成29年2月21日 ～平成29年7月3日	債務者 吹田市内水道使用者
49	4,503 円	令和4年3月10日	平成27年6月9日 ～平成27年10月9日	時効期間満了	平成29年7月23日 ～平成29年10月10日	債務者 吹田市内水道使用者
50	10,679 円	令和4年3月10日	平成26年9月10日 ～平成27年3月11日	時効期間満了	平成28年10月22日 ～平成29年8月15日	債務者 吹田市内水道使用者
51	1,598 円	令和4年3月10日	平成28年6月6日	時効期間満了	平成31年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
52	1,987 円	令和4年3月10日	平成28年11月15日	時効期間満了	平成30年1月13日	債務者 吹田市内水道使用者
53	6,782 円	令和4年3月10日	平成28年6月6日 ～平成28年8月5日	時効期間満了	平成30年6月7日 ～平成30年8月6日	債務者 吹田市内水道使用者
54	1,598 円	令和4年3月10日	平成28年6月13日	時効期間満了	平成30年6月14日	債務者 吹田市内水道使用者
55	4,777 円	令和4年3月10日	平成28年3月1日 ～平成28年7月1日	時効期間満了	平成30年4月21日 ～平成30年10月20日	債務者 吹田市内水道使用者
56	11,533 円	令和4年3月10日	平成27年6月12日 ～平成27年10月13日	時効期間満了	平成29年7月23日 ～平成29年11月11日	債務者 吹田市内水道使用者
57	1,598 円	令和4年3月10日	平成28年11月14日	時効期間満了	平成28年11月15日	債務者 吹田市内水道使用者
58	1,598 円	令和4年3月10日	平成28年10月12日	時効期間満了	平成30年11月20日	債務者 吹田市内水道使用者
59	6,004 円	令和4年3月10日	平成27年8月6日 ～平成28年2月5日	時効期間満了	平成29年9月19日 ～平成30年3月19日	債務者 吹田市内水道使用者
60	3,196 円	令和4年3月10日	平成28年9月7日 ～平成28年11月7日	時効期間満了	平成30年9月8日 ～平成30年11月8日	債務者 吹田市内水道使用者

(8)

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
61	3, 163 円	令和4年3月10日	平成28年4月1日 ～平成28年6月1日	時効期間満了	平成30年5月21日 ～平成30年7月16日	債務者 吹田市内水道使用者
62	1, 501 円	令和4年3月10日	平成28年2月2日	時効期間満了	平成30年3月20日	債務者 吹田市内水道使用者
63	4, 233 円	令和4年3月10日	平成28年8月10日 ～平成28年10月12日	時効期間満了	平成30年9月18日 ～平成30年10月13日	債務者 吹田市内水道使用者
64	1, 521 円	令和4年3月10日	平成28年4月14日	時効期間満了	平成30年5月21日	債務者 吹田市内水道使用者
65	1, 728 円	令和4年3月10日	平成28年7月7日	時効期間満了	平成30年8月20日	債務者 吹田市内水道使用者
66	4, 503 円	令和4年3月10日	平成27年8月14日 ～平成27年12月14日	時効期間満了	平成29年9月19日 ～平成30年2月11日	債務者 吹田市内水道使用者
67	3, 293 円	令和4年3月10日	平成28年7月6日 ～平成28年9月5日	時効期間満了	平成30年7月7日 ～平成30年9月6日	債務者 吹田市内水道使用者
68	19, 344 円	令和4年3月10日	平成27年3月13日 ～平成27年11月17日	時効期間満了	平成29年7月3日 ～平成30年11月20日	債務者 吹田市内水道使用者
69	2, 514 円	令和4年3月10日	平成27年9月5日 ～平成27年10月20日	時効期間満了	平成29年10月22日 ～平成29年12月11日	債務者 吹田市内水道使用者
70	1, 082 円	令和4年3月10日	平成28年11月11日	時効期間満了	平成30年12月3日	債務者 吹田市内水道使用者
71	3, 025 円	令和4年3月10日	平成27年2月14日 ～平成27年6月11日	時効期間満了	平成29年3月21日 ～平成29年8月20日	債務者 吹田市内水道使用者
72	11, 927 円	令和4年3月10日	平成28年8月1日 ～平成29年4月10日	時効期間満了	平成30年9月17日 ～令和元年5月3日	債務者 吹田市内水道使用者
73	4, 283 円	令和4年3月10日	平成27年5月4日 ～平成27年9月7日	時効期間満了	平成29年6月20日 ～平成29年9月8日	債務者 吹田市内水道使用者
74	3, 526 円	令和4年3月10日	平成27年12月2日 ～平成28年3月7日	時効期間満了	平成30年1月21日 ～平成30年5月20日	債務者 吹田市内水道使用者
75	4, 339 円	令和4年3月10日	平成27年2月10日 ～平成27年6月30日	時効期間満了	平成29年3月21日 ～平成29年8月20日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.9

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
76	173 円	令和4年3月10日	平成28年11月21日	時効期間満了	平成30年11月22日	債務者 吹田市内水道使用者
77	17,124 円	令和4年3月10日	平成27年10月6日 ～平成28年2月23日	時効期間満了	平成29年11月21日 ～平成30年4月8日	債務者 吹田市内水道使用者
78	458 円	令和4年3月10日	平成28年1月28日	時効期間満了	平成30年2月17日	債務者 吹田市内水道使用者
79	3,800 円	令和4年3月10日	平成28年1月15日 ～平成28年4月22日	時効期間満了	平成30年2月20日 ～平成30年4月23日	債務者 吹田市内水道使用者
80	1,732 円	令和4年3月10日	平成28年2月6日 ～平成28年5月17日	時効期間満了	平成30年3月20日 ～平成30年7月21日	債務者 吹田市内水道使用者
81	6,031 円	令和4年3月10日	平成27年11月3日 ～平成28年4月19日	時効期間満了	平成29年12月19日 ～平成30年5月31日	債務者 吹田市内水道使用者
82	3,457 円	令和4年3月10日	平成28年2月8日 ～平成28年5月10日	時効期間満了	平成30年3月20日 ～平成30年5月11日	債務者 吹田市内水道使用者
83	3,291 円	令和4年3月10日	平成28年1月16日 ～平成28年3月29日	時効期間満了	平成30年2月20日 ～平成30年5月20日	債務者 吹田市内水道使用者
84	6,561 円	令和4年3月10日	平成27年4月10日 ～平成27年5月13日	時効期間満了	平成29年6月5日	債務者 吹田市内水道使用者
85	2,590 円	令和4年3月10日	平成28年9月2日 ～平成28年10月21日	時効期間満了	平成30年10月21日 ～平成30年12月18日	債務者 吹田市内水道使用者
86	2,505 円	令和4年3月10日	平成28年7月2日	時効期間満了	平成30年8月24日	債務者 吹田市内水道使用者
87	718 円	令和4年3月10日	平成28年5月2日	時効期間満了	平成30年5月3日	債務者 吹田市内水道使用者
88	3,120 円	令和4年3月10日	平成27年3月16日 ～平成27年5月15日	時効期間満了	平成29年5月21日 ～平成29年7月18日	債務者 吹田市内水道使用者
89	1,288 円	令和4年3月10日	平成28年5月31日	時効期間満了	平成30年8月19日	債務者 吹田市内水道使用者
90	8,336 円	令和4年3月10日	平成30年3月7日 ～平成30年10月22日	時効期間満了	令和2年4月21日 ～令和2年12月20日	債務者 吹田市内水道使用者

(10)

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.10

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
91	2,573 円	令和4年3月10日	平成30年3月20日 ～平成30年3月20日	時効期間満了	令和元年12月21日 ～令和2年5月19日	債務者 吹田市内水道使用者
92	1,727 円	令和4年3月10日	平成28年2月12日	時効期間満了	平成30年2月13日	債務者 吹田市内水道使用者
93	5,455 円	令和4年3月10日	平成28年4月15日 ～平成28年9月8日	時効期間満了	平成30年5月21日 ～平成30年11月19日	債務者 吹田市内水道使用者
94	1,088 円	令和4年3月10日	平成28年3月27日	時効期間満了	平成30年3月28日	債務者 吹田市内水道使用者
95	680 円	令和4年3月10日	平成28年10月15日	時効期間満了	平成30年10月16日	債務者 吹田市内水道使用者
96	1,863 円	令和4年3月10日	平成28年10月17日 ～平成28年10月27日	時効期間満了	平成31年1月20日	債務者 吹田市内水道使用者
97	959 円	令和4年3月10日	平成28年8月26日	時効期間満了	平成30年10月20日	債務者 吹田市内水道使用者
98	2,894 円	令和4年3月10日	平成29年1月4日	時効期間満了	平成31年3月19日	債務者 吹田市内水道使用者
99	1,091 円	令和4年3月10日	平成28年11月25日	時効期間満了	平成31年1月20日	債務者 吹田市内水道使用者
100	6,004 円	令和4年3月10日	平成26年6月9日 ～平成26年12月8日	時効期間満了	平成28年7月20日 ～平成29年2月4日	債務者 吹田市内水道使用者
101	1,598 円	令和4年3月10日	平成28年8月3日	時効期間満了	平成30年9月18日	債務者 吹田市内水道使用者
102	1,210 円	令和4年3月10日	平成28年3月10日 ～平成28年3月30日	時効期間満了	平成30年4月24日 ～平成30年5月20日	債務者 吹田市内水道使用者
103	3,725 円	令和4年3月10日	平成28年3月4日 ～平成28年5月31日	時効期間満了	平成30年4月21日 ～平成30年8月19日	債務者 吹田市内水道使用者
104	1,058 円	令和4年3月10日	平成26年5月26日	時効期間満了	平成28年5月27日	債務者 吹田市内水道使用者
105	21,183 円	令和4年3月10日	平成26年5月26日	時効期間満了	平成28年7月19日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.11

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
106	3,700 円	令和4年3月10日	平成27年12月8日 ～平成28年2月29日	時効期間満了	平成30年1月21日 ～平成30年5月20日	債務者 吹田市内水道使用者
107	473 円	令和4年3月10日	平成31年1月24日	時効期間満了	令和3年3月20日	債務者 吹田市内水道使用者
108	2,732 円	令和4年3月10日	平成29年2月11日 ～平成29年3月25日	時効期間満了	平成31年3月23日 ～令和元年5月19日	債務者 吹田市内水道使用者
109	4,316 円	令和4年3月10日	平成27年10月5日 ～平成28年1月21日	時効期間満了	平成30年5月27日	債務者 吹田市内水道使用者
110	2,663 円	令和4年3月10日	平成28年9月6日	時効期間満了	平成30年11月19日	債務者 吹田市内水道使用者
111	3,304 円	令和4年3月10日	平成26年7月12日 ～平成26年9月24日	時効期間満了	平成28年8月21日 ～平成28年11月20日	債務者 吹田市内水道使用者
112	5,026 円	令和4年3月10日	平成26年6月2日 ～平成26年7月4日	時効期間満了	平成28年8月22日 ～平成28年10月18日	債務者 吹田市内水道使用者
113	4,762 円	令和4年3月10日	平成27年8月11日 ～平成27年12月10日	時効期間満了	令和元年8月23日	債務者 吹田市内水道使用者
114	369 円	令和4年3月10日	平成27年10月30日	時効期間満了	平成28年12月2日	債務者 吹田市内水道使用者
115	4,603 円	令和4年3月10日	平成26年11月10日 ～平成27年3月6日	時効期間満了	平成29年2月26日 ～平成29年4月3日	債務者 吹田市内水道使用者
116	3,169 円	令和4年3月10日	平成28年5月17日 ～平成28年7月16日	時効期間満了	平成30年6月22日 ～平成30年9月17日	債務者 吹田市内水道使用者
117	2,836 円	令和4年3月10日	平成27年8月14日 ～平成27年10月7日	時効期間満了	平成29年9月19日 ～平成29年12月18日	債務者 吹田市内水道使用者
118	1,160 円	令和4年3月10日	平成27年7月31日	時効期間満了	平成29年10月21日	債務者 吹田市内水道使用者
119	290 円	令和4年3月10日	平成27年5月1日	時効期間満了	平成29年7月18日	債務者 吹田市内水道使用者
120	7,054 円	令和4年3月10日	平成28年11月5日 ～平成28年11月30日	時効期間満了	令和元年12月2日 ～令和2年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者

(12)

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.12

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
121	2,910 円	令和4年3月10日	平成28年5月9日 ～平成28年5月31日	時効期間満了	平成30年6月29日 ～平成30年8月19日	債務者 吹田市内水道使用者
122	17,649 円	令和4年3月10日	平成27年9月3日	時効期間満了	平成29年11月20日	債務者 吹田市内水道使用者
123	3,109 円	令和4年3月10日	平成28年4月13日	時効期間満了	平成30年5月21日	債務者 吹田市内水道使用者
124	8,267 円	令和4年3月10日	平成28年8月3日 ～平成28年8月17日	時効期間満了	平成30年10月20日	債務者 吹田市内水道使用者
125	3,807 円	令和4年3月10日	平成24年11月9日 ～平成24年12月29日	時効期間満了	平成26年12月20日 ～平成27年3月20日	債務者 吹田市内水道使用者
126	5,675 円	令和4年3月10日	平成28年1月16日 ～平成28年2月17日	時効期間満了	平成30年2月27日 ～平成30年4月20日	債務者 吹田市内水道使用者
127	3,978 円	令和4年3月10日	平成28年5月17日 ～平成28年6月20日	時効期間満了	平成30年6月22日 ～平成30年7月30日	債務者 吹田市内水道使用者
128	3,246 円	令和4年3月10日	平成28年3月16日 ～平成28年3月29日	時効期間満了	平成30年4月24日 ～平成30年5月20日	債務者 吹田市内水道使用者
129	6,314 円	令和4年3月10日	平成27年5月18日 ～平成27年10月29日	時効期間満了	平成29年6月27日 ～平成29年11月19日	債務者 吹田市内水道使用者
130	3,170 円	令和4年3月10日	平成28年11月11日 ～平成29年1月11日	時効期間満了	平成30年12月21日 ～平成31年3月19日	債務者 吹田市内水道使用者
131	1,936 円	令和4年3月10日	平成27年3月5日 ～平成27年3月23日	時効期間満了	平成29年4月22日 ～平成29年5月20日	債務者 吹田市内水道使用者
132	92 円	令和4年3月10日	平成28年4月30日	時効期間満了	平成30年7月21日	債務者 吹田市内水道使用者
133	11,145 円	令和4年3月10日	平成27年5月8日 ～平成27年8月26日	時効期間満了	平成29年6月20日 ～平成29年10月21日	債務者 吹田市内水道使用者
134	5,143 円	令和4年3月10日	平成26年10月13日 ～平成27年3月16日	時効期間満了	平成28年12月25日 ～平成29年5月20日	債務者 吹田市内水道使用者
135	3,661 円	令和4年3月10日	平成27年10月15日	時効期間満了	平成29年11月21日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.13

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
136	3,067 円	令和4年3月10日	平成28年5月2日 ～平成28年6月29日	時効期間満了	平成30年6月22日 ～平成30年8月19日	債務者 吹田市内水道使用者
137	5,249 円	令和4年3月10日	平成28年10月27日	時効期間満了	平成30年12月3日	債務者 吹田市内水道使用者
138	2,693 円	令和4年3月10日	平成28年12月19日 ～平成29年1月24日	時効期間満了	平成31年1月21日 ～令和元年6月23日	債務者 吹田市内水道使用者
139	2,153 円	令和4年3月10日	平成27年6月10日 ～平成27年6月29日	時効期間満了	平成29年7月23日 ～平成29年9月17日	債務者 吹田市内水道使用者
140	3,951 円	令和4年3月10日	平成27年3月9日 ～平成27年6月17日	時効期間満了	平成29年4月22日 ～平成29年8月20日	債務者 吹田市内水道使用者
141	1,598 円	令和4年3月10日	平成29年1月11日	時効期間満了	平成31年2月22日	債務者 吹田市内水道使用者
142	3,292 円	令和4年3月10日	平成27年4月16日 ～平成27年4月27日	時効期間満了	平成29年5月21日 ～平成29年6月19日	債務者 吹田市内水道使用者
143	5,098 円	令和4年3月10日	平成28年5月14日 ～平成28年7月14日	時効期間満了	平成30年6月22日 ～平成30年9月17日	債務者 吹田市内水道使用者
144	5,307 円	令和4年3月10日	平成27年4月8日 ～平成27年6月23日	時効期間満了	平成29年5月21日 ～平成29年8月20日	債務者 吹田市内水道使用者
145	1,459 円	令和4年3月10日	平成25年12月13日	時効期間満了	平成28年1月22日	債務者 吹田市内水道使用者
146	6,009 円	令和4年3月10日	平成27年4月9日 ～平成27年9月8日	時効期間満了	平成29年5月21日 ～平成29年11月20日	債務者 吹田市内水道使用者
147	5,031 円	令和4年3月10日	平成27年10月10日 ～平成28年2月10日	時効期間満了	平成29年11月21日 ～平成30年3月30日	債務者 吹田市内水道使用者
148	4,199 円	令和4年3月10日	平成27年8月12日 ～平成27年11月10日	時効期間満了	平成29年9月19日 ～平成30年1月20日	債務者 吹田市内水道使用者
149	3,008 円	令和4年3月10日	平成28年2月2日 ～平成28年3月28日	時効期間満了	平成30年3月20日 ～平成30年5月20日	債務者 吹田市内水道使用者
150	1,524 円	令和4年3月10日	平成28年2月1日	時効期間満了	平成30年4月20日	債務者 吹田市内水道使用者

(14)

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.14

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
151	1,063 円	令和4年3月10日	平成27年8月26日	時効期間満了	平成29年10月21日	債務者 吹田市内水道使用者
152	1,354 円	令和4年3月10日	平成26年6月6日	時効期間満了	平成28年8月20日	債務者 吹田市内水道使用者
153	5,014 円	令和4年3月10日	平成27年4月16日 ～平成27年8月24日	時効期間満了	平成29年5月21日 ～平成29年10月21日	債務者 吹田市内水道使用者
154	2,087 円	令和4年3月10日	平成28年6月9日 ～平成28年6月28日	時効期間満了	平成30年8月19日	債務者 吹田市内水道使用者
155	5,968 円	令和4年3月10日	平成26年8月1日	時効期間満了	平成28年9月20日	債務者 吹田市内水道使用者
156	2,995 円	令和4年3月10日	平成27年8月18日 ～平成27年8月31日	時効期間満了	平成29年9月19日 ～平成29年10月21日	債務者 吹田市内水道使用者
157	439 円	令和4年3月10日	平成28年3月3日	時効期間満了	平成30年5月20日	債務者 吹田市内水道使用者
158	1,415 円	令和4年3月10日	平成28年4月8日	時効期間満了	平成30年6月19日	債務者 吹田市内水道使用者
159	4,020 円	令和4年3月10日	平成28年7月16日 ～平成28年10月26日	時効期間満了	平成30年8月20日 ～平成30年12月18日	債務者 吹田市内水道使用者
160	3,819 円	令和4年3月10日	平成28年8月15日 ～平成28年10月31日	時効期間満了	平成30年10月5日 ～平成31年1月20日	債務者 吹田市内水道使用者
161	128 円	令和4年3月10日	平成28年6月21日	時効期間満了	平成30年8月19日	債務者 吹田市内水道使用者
162	3,422 円	令和4年3月10日	平成17年1月8日 ～平成17年3月9日	時効期間満了	平成19年3月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
163	8,689 円	令和4年3月10日	平成16年8月4日 ～平成16年10月11日	時効期間満了	平成18年10月1日 ～平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
164	6,256 円	令和4年3月10日	平成15年10月8日 ～平成16年4月8日	時効期間満了	平成17年12月1日 ～平成18年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
165	390 円	令和4年3月10日	平成16年10月7日	時効期間満了	平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者

(15)

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.15

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
166	20,478 円	令和4年3月10日	平成16年3月5日 ～平成16年10月4日	時効期間満了	平成18年5月1日 ～平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
167	7,820 円	令和4年3月10日	平成16年7月2日 ～平成17年3月2日	時効期間満了	平成18年9月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
168	9,778 円	令和4年3月10日	平成15年11月8日 ～平成16年5月25日	時効期間満了	平成18年1月1日 ～平成18年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
169	5,560 円	令和4年3月10日	平成15年6月11日 ～平成16年12月11日	時効期間満了	平成17年8月1日 ～平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
170	9,153 円	令和4年3月10日	平成16年4月9日 ～平成16年10月12日	時効期間満了	平成18年6月1日 ～平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
171	6,844 円	令和4年3月10日	平成16年8月9日 ～平成17年2月9日	時効期間満了	平成18年10月1日 ～平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
172	4,277 円	令和4年3月10日	平成16年3月5日 ～平成16年5月31日	時効期間満了	平成18年5月1日 ～平成18年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
173	4,277 円	令和4年3月10日	平成18年12月5日 ～平成19年2月28日	時効期間満了	平成21年2月1日 ～平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
174	1,711 円	令和4年3月10日	平成17年3月26日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
175	5,133 円	令和4年3月10日	平成16年11月11日 ～平成17年3月12日	時効期間満了	平成19年1月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
176	34,351 円	令和4年3月10日	平成16年5月6日 ～平成16年7月17日	時効期間満了	平成18年7月1日 ～平成18年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
177	3,849 円	令和4年3月10日	平成16年10月9日 ～平成16年12月19日	時効期間満了	平成18年12月1日 ～平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
178	2,993 円	令和4年3月10日	平成16年11月2日 ～平成16年12月27日	時効期間満了	平成19年1月1日 ～平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
179	52,856 円	令和4年3月10日	平成16年4月13日 ～平成16年6月4日	時効期間満了	平成18年6月1日 ～平成18年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
180	2,635 円	令和4年3月10日	平成16年9月28日	時効期間満了	平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者

(16)

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.16

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
181	1,564 円	令和4年3月10日	平成17年2月5日	時効期間満了	平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
182	461,154 円	令和4年3月10日	平成16年8月5日 ～平成17年2月10日	時効期間満了	平成18年10月1日 ～平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
183	4,692 円	令和4年3月10日	平成16年6月5日 ～平成16年10月5日	時効期間満了	平成18年8月1日 ～平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
184	31,624 円	令和4年3月10日	平成16年2月5日 ～平成16年5月31日	時効期間満了	平成18年4月1日 ～平成18年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
185	2,993 円	令和4年3月10日	平成16年3月10日 ～平成16年4月25日	時効期間満了	平成18年5月1日 ～平成18年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
186	3,128 円	令和4年3月10日	平成16年11月10日 ～平成17年1月9日	時効期間満了	平成19年1月1日 ～平成19年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
187	4,704 円	令和4年3月10日	平成16年11月9日 ～平成17年2月17日	時効期間満了	平成19年1月1日 ～平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
188	3,128 円	令和4年3月10日	平成16年3月11日 ～平成16年5月11日	時効期間満了	平成18年5月1日 ～平成18年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
189	3,128 円	令和4年3月10日	平成16年9月10日 ～平成16年11月10日	時効期間満了	平成18年11月1日 ～平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
190	2,346 円	令和4年3月10日	平成16年9月8日 ～平成16年9月30日	時効期間満了	平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
191	5,873 円	令和4年3月10日	平成16年11月10日 ～平成17年1月27日	時効期間満了	平成19年1月1日 ～平成19年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
192	10,406 円	令和4年3月10日	平成16年5月8日 ～平成16年8月10日	時効期間満了	平成18年7月1日 ～平成18年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
193	2,566 円	令和4年3月10日	平成17年1月10日 ～平成17年1月31日	時効期間満了	平成19年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
194	6,844 円	令和4年3月10日	平成16年5月9日 ～平成16年11月9日	時効期間満了	平成18年7月1日 ～平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
195	1,679 円	令和4年3月10日	平成17年3月31日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者

(17)

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.17

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
196	6,256 円	令和4年3月10日	平成15年12月1日 ～平成16年6月1日	時効期間満了	平成18年2月1日 ～平成18年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
197	6,420 円	令和4年3月10日	平成16年4月3日	時効期間満了	平成18年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
198	8,210 円	令和4年3月10日	平成16年2月2日 ～平成16年11月1日	時効期間満了	平成18年4月1日 ～平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
199	9,145 円	令和4年3月10日	平成16年6月30日	時効期間満了	平成18年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
200	10,593 円	令和4年3月10日	平成14年8月2日 ～平成14年10月2日	時効期間満了	平成16年10月1日 ～平成16年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
201	390 円	令和4年3月10日	平成16年6月13日	時効期間満了	平成18年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
202	3,421 円	令和4年3月10日	平成16年2月4日 ～平成16年4月19日	時効期間満了	平成18年4月1日 ～平成18年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
203	9,949 円	令和4年3月10日	平成16年8月2日 ～平成17年2月14日	時効期間満了	平成18年10月1日 ～平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
204	9,050 円	令和4年3月10日	平成16年12月3日 ～平成17年2月3日	時効期間満了	平成19年2月1日 ～平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
205	427 円	令和4年3月10日	平成16年8月8日	時効期間満了	平成18年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
206	5,474 円	令和4年3月10日	平成16年10月6日 ～平成17年2月28日	時効期間満了	平成18年12月1日 ～平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
207	3,359 円	令和4年3月10日	平成16年12月7日 ～平成17年1月31日	時効期間満了	平成19年2月1日 ～平成19年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
208	1,172 円	令和4年3月10日	平成16年5月14日	時効期間満了	平成18年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
209	4,398 円	令和4年3月10日	平成16年6月7日 ～平成16年8月7日	時効期間満了	平成18年8月1日 ～平成18年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
210	3,518 円	令和4年3月10日	平成16年6月8日 ～平成16年9月10日	時効期間満了	平成18年8月1日 ～平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者

(18)

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.18

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
211	1,172 円	令和4年3月10日	平成16年8月7日 ～平成16年8月31日	時効期間満了	平成18年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
212	1,564 円	令和4年3月10日	平成17年3月31日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
213	4,277 円	令和4年3月10日	平成15年4月3日 ～平成15年7月5日	時効期間満了	平成17年6月1日 ～平成17年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
214	6,725 円	令和4年3月10日	平成16年2月6日 ～平成16年6月30日	時効期間満了	平成18年4月1日 ～平成18年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
215	1,564 円	令和4年3月10日	平成16年10月6日	時効期間満了	平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
216	6,844 円	令和4年3月10日	平成16年8月6日 ～平成17年2月6日	時効期間満了	平成18年10月1日 ～平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
217	2,600 円	令和4年3月10日	平成16年5月2日	時効期間満了	平成18年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
218	5,133 円	令和4年3月10日	平成16年4月5日 ～平成16年7月22日	時効期間満了	平成18年6月1日 ～平成18年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
219	3,422 円	令和4年3月10日	平成16年8月7日 ～平成16年10月7日	時効期間満了	平成18年10月1日 ～平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
220	5,133 円	令和4年3月10日	平成16年12月7日 ～平成17年3月26日	時効期間満了	平成19年2月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
221	2,566 円	令和4年3月10日	平成16年8月9日 ～平成16年9月1日	時効期間満了	平成18年10月1日 ～平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
222	6,646 円	令和4年3月10日	平成16年6月10日 ～平成16年12月16日	時効期間満了	平成18年8月1日 ～平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
223	5,456 円	令和4年3月10日	平成16年8月7日 ～平成16年8月8日	時効期間満了	平成18年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
224	6,844 円	令和4年3月10日	平成16年6月12日 ～平成16年12月12日	時効期間満了	平成18年8月1日 ～平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
225	12,974 円	令和4年3月10日	平成15年7月16日	時効期間満了	平成17年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者

(19)

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.19

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
226	2,681 円	令和4年3月10日	平成17年2月12日 ～平成17年3月2日	時効期間満了	平成19年4月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
227	5,479 円	令和4年3月10日	平成16年12月11日 ～平成17年3月31日	時効期間満了	平成19年2月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
228	5,595 円	令和4年3月10日	平成15年12月11日 ～平成16年4月11日	時効期間満了	平成18年2月1日 ～平成18年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
229	2,138 円	令和4年3月10日	平成17年2月13日 ～平成17年2月18日	時効期間満了	平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
230	855 円	令和4年3月10日	平成17年1月8日	時効期間満了	平成19年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
231	3,815 円	令和4年3月10日	平成16年12月9日 ～平成16年12月17日	時効期間満了	平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
232	2,566 円	令和4年3月10日	平成16年12月8日 ～平成16年12月28日	時効期間満了	平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
233	1,711 円	令和4年3月10日	平成16年7月6日	時効期間満了	平成18年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
234	5,534 円	令和4年3月10日	平成16年7月4日 ～平成16年8月13日	時効期間満了	平成18年9月1日 ～平成18年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
235	8,807 円	令和4年3月10日	平成15年11月8日 ～平成16年4月30日	時効期間満了	平成18年1月1日 ～平成18年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
236	7,699 円	令和4年3月10日	平成16年7月4日 ～平成17年1月26日	時効期間満了	平成18年9月1日 ～平成19年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
237	2,519 円	令和4年3月10日	平成16年11月4日	時効期間満了	平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
238	1,172 円	令和4年3月10日	平成16年4月10日	時効期間満了	平成18年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
239	1,282 円	令和4年3月10日	平成16年12月16日	時効期間満了	平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
240	1,564 円	令和4年3月10日	平成16年11月5日	時効期間満了	平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者

(20)

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.20

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
241	3,128 円	令和4年3月10日	平成16年3月12日 ～平成16年5月12日	時効期間満了	平成18年5月1日 ～平成18年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
242	2,566 円	令和4年3月10日	平成16年11月11日 ～平成16年11月30日	時効期間満了	平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
243	5,474 円	令和4年3月10日	平成16年5月6日 ～平成16年9月30日	時効期間満了	平成18年7月1日 ～平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
244	7,028 円	令和4年3月10日	平成16年9月13日 ～平成17年2月10日	時効期間満了	平成18年11月1日 ～平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
245	1,564 円	令和4年3月10日	平成16年12月31日	時効期間満了	平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
246	9,406 円	令和4年3月10日	平成16年7月4日 ～平成17年1月5日	時効期間満了	平成18年9月1日 ～平成19年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
247	782 円	令和4年3月10日	平成16年5月30日	時効期間満了	平成18年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
248	14,330 円	令和4年3月10日	平成16年9月7日 ～平成17年2月24日	時効期間満了	平成18年11月1日 ～平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
249	12,550 円	令和4年3月10日	平成16年3月8日 ～平成16年8月3日	時効期間満了	平成18年5月1日 ～平成18年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
250	4,345 円	令和4年3月10日	平成17年1月11日 ～平成17年3月29日	時効期間満了	平成19年3月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
251	4,461 円	令和4年3月10日	平成17年1月12日 ～平成17年3月12日	時効期間満了	平成19年3月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
252	1,282 円	令和4年3月10日	平成16年12月24日	時効期間満了	平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
253	2,566 円	令和4年3月10日	平成16年11月1日 ～平成16年12月3日	時効期間満了	平成19年1月1日 ～平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
254	5,624 円	令和4年3月10日	平成16年5月9日 ～平成16年5月15日	時効期間満了	平成18年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
255	8,006 円	令和4年3月10日	平成16年7月11日 ～平成16年9月26日	時効期間満了	平成18年9月1日 ～平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者

(21)

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.21

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
256	7,699 円	令和4年3月10日	平成15年11月11日 ～平成16年6月9日	時効期間満了	平成18年1月1日 ～平成18年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
257	8,482 円	令和4年3月10日	平成16年11月12日 ～平成17年3月2日	時効期間満了	平成19年1月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
258	4,414 円	令和4年3月10日	平成16年7月6日 ～平成16年7月30日	時効期間満了	平成18年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
259	6,844 円	令和4年3月10日	平成16年9月6日 ～平成17年2月28日	時効期間満了	平成18年11月1日 ～平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
260	6,844 円	令和4年3月10日	平成16年5月3日 ～平成16年11月4日	時効期間満了	平成18年7月1日 ～平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
261	4,704 円	令和4年3月10日	平成15年12月28日 ～平成16年4月19日	時効期間満了	平成18年2月1日 ～平成18年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
262	6,172 円	令和4年3月10日	平成16年3月11日 ～平成16年7月11日	時効期間満了	平成18年5月1日 ～平成18年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
263	3,422 円	令和4年3月10日	平成16年7月12日 ～平成16年9月12日	時効期間満了	平成18年9月1日 ～平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
264	4,704 円	令和4年3月10日	平成16年7月12日 ～平成16年10月27日	時効期間満了	平成18年9月1日 ～平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
265	1,711 円	令和4年3月10日	平成17年3月7日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
266	3,422 円	令和4年3月10日	平成16年3月7日 ～平成16年4月30日	時効期間満了	平成18年5月1日 ～平成18年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
267	4,277 円	令和4年3月10日	平成16年11月12日 ～平成17年3月12日	時効期間満了	平成19年1月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
268	2,993 円	令和4年3月10日	平成16年5月4日 ～平成16年6月14日	時効期間満了	平成18年7月1日 ～平成18年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
269	7,916 円	令和4年3月10日	平成16年5月6日 ～平成16年10月10日	時効期間満了	平成18年7月1日 ～平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
270	5,560 円	令和4年3月10日	平成16年3月6日 ～平成16年9月16日	時効期間満了	平成18年5月1日 ～平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者

(22)

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.22

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
271	4,049 円	令和4年3月10日	平成17年2月20日	時効期間満了	平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
272	6,646 円	令和4年3月10日	平成16年2月13日 ～平成16年8月23日	時効期間満了	平成18年4月1日 ～平成18年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
273	3,910 円	令和4年3月10日	平成16年6月13日 ～平成16年9月6日	時効期間満了	平成18年8月1日 ～平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
274	9,384 円	令和4年3月10日	平成16年2月10日 ～平成16年12月9日	時効期間満了	平成18年4月1日 ～平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
275	1,564 円	令和4年3月10日	平成16年11月30日	時効期間満了	平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
276	5,616 円	令和4年3月10日	平成16年6月11日 ～平成16年7月27日	時効期間満了	平成18年8月1日 ～平成18年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
277	2,138 円	令和4年3月10日	平成16年6月10日 ～平成16年6月20日	時効期間満了	平成18年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
278	3,422 円	令和4年3月10日	平成16年6月10日 ～平成16年7月30日	時効期間満了	平成18年8月1日 ～平成18年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
279	5,133 円	令和4年3月10日	平成16年6月12日 ～平成16年10月12日	時効期間満了	平成18年8月1日 ～平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
280	3,605 円	令和4年3月10日	平成16年8月9日 ～平成16年8月25日	時効期間満了	平成18年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
281	9,658 円	令和4年3月10日	平成14年10月12日 ～平成15年4月12日	時効期間満了	平成16年12月1日 ～平成17年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
282	4,577 円	令和4年3月10日	平成16年4月12日 ～平成16年6月4日	時効期間満了	平成18年6月1日 ～平成18年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
283	5,560 円	令和4年3月10日	平成16年7月4日 ～平成16年11月21日	時効期間満了	平成18年9月1日 ～平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
284	2,336 円	令和4年3月10日	平成17年3月1日 ～平成17年3月4日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
285	1,564 円	令和4年3月10日	平成16年5月1日	時効期間満了	平成18年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.23

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
286	5,873 円	令和4年3月10日	平成16年5月1日 ～平成16年7月27日	時効期間満了	平成18年7月1日 ～平成18年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
287	7,999 円	令和4年3月10日	平成14年11月1日 ～平成15年5月1日	時効期間満了	平成17年1月1日 ～平成17年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
288	3,721 円	令和4年3月10日	平成17年3月2日 ～平成17年3月25日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
289	5,133 円	令和4年3月10日	平成16年1月7日 ～平成16年4月23日	時効期間満了	平成18年3月1日 ～平成18年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
290	1,711 円	令和4年3月10日	平成16年5月7日	時効期間満了	平成18年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
291	1,711 円	令和4年3月10日	平成16年8月30日	時効期間満了	平成18年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
292	7,075 円	令和4年3月10日	平成16年5月5日 ～平成17年1月5日	時効期間満了	平成18年7月1日 ～平成19年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
293	1,282 円	令和4年3月10日	平成16年10月13日	時効期間満了	平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
294	855 円	令和4年3月10日	平成16年9月25日	時効期間満了	平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
295	1,711 円	令和4年3月10日	平成17年3月2日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
296	7,271 円	令和4年3月10日	平成16年5月2日 ～平成16年12月21日	時効期間満了	平成18年7月1日 ～平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
297	5,029 円	令和4年3月10日	平成16年12月31日	時効期間満了	平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
298	7,699 円	令和4年3月10日	平成16年7月3日 ～平成17年1月28日	時効期間満了	平成18年9月1日 ～平成19年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
299	5,710 円	令和4年3月10日	平成16年3月3日 ～平成16年6月20日	時効期間満了	平成18年5月1日 ～平成18年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
300	3,421 円	令和4年3月10日	平成16年5月5日 ～平成16年7月31日	時効期間満了	平成18年7月1日 ～平成18年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.24

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
301	7,271 円	令和4年3月10日	平成15年11月5日 ～平成16年5月21日	時効期間満了	平成18年1月1日 ～平成18年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
302	8,126 円	令和4年3月10日	平成16年3月5日 ～平成16年11月6日	時効期間満了	平成18年5月1日 ～平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
303	2,566 円	令和4年3月10日	平成17年3月6日 ～平成17年3月25日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
304	4,704 円	令和4年3月10日	平成16年5月2日 ～平成16年10月10日	時効期間満了	平成18年7月1日 ～平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
305	3,422 円	令和4年3月10日	平成16年9月3日 ～平成16年10月25日	時効期間満了	平成18年11月1日 ～平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
306	3,422 円	令和4年3月10日	平成16年9月4日 ～平成16年11月4日	時効期間満了	平成18年11月1日 ～平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
307	7,271 円	令和4年3月10日	平成16年3月2日 ～平成16年9月12日	時効期間満了	平成18年5月1日 ～平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
308	5,988 円	令和4年3月10日	平成16年11月2日 ～平成17年3月31日	時効期間満了	平成19年1月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
309	1,711 円	令和4年3月10日	平成16年9月5日	時効期間満了	平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
310	1,711 円	令和4年3月10日	平成17年2月28日	時効期間満了	平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
311	6,646 円	令和4年3月10日	平成16年1月9日 ～平成16年7月20日	時効期間満了	平成18年3月1日 ～平成18年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
312	2,566 円	令和4年3月10日	平成16年6月3日 ～平成16年6月24日	時効期間満了	平成18年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
313	6,288 円	令和4年3月10日	平成16年8月1日 ～平成16年11月29日	時効期間満了	平成18年10月1日 ～平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
314	1,282 円	令和4年3月10日	平成17年1月11日	時効期間満了	平成19年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
315	6,844 円	令和4年3月10日	平成15年5月6日 ～平成15年11月6日	時効期間満了	平成17年7月1日 ～平成18年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者

(25)

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.25

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
316	3,849 円	令和4年3月10日	平成16年8月11日 ～平成16年10月25日	時効期間満了	平成18年10月1日 ～平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
317	3,910 円	令和4年3月10日	平成16年2月8日 ～平成16年4月30日	時効期間満了	平成18年4月1日 ～平成18年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
318	5,732 円	令和4年3月10日	平成16年10月8日 ～平成16年12月8日	時効期間満了	平成18年12月1日 ～平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
319	542 円	令和4年3月10日	平成17年2月3日	時効期間満了	平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
320	1,172 円	令和4年3月10日	平成16年7月24日	時効期間満了	平成18年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
321	1,564 円	令和4年3月10日	平成16年4月10日	時効期間満了	平成18年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
322	780 円	令和4年3月10日	平成17年2月11日 ～平成17年2月16日	時効期間満了	平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
323	3,422 円	令和4年3月10日	平成16年2月9日 ～平成16年4月7日	時効期間満了	平成18年4月1日 ～平成18年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
324	6,771 円	令和4年3月10日	平成16年8月9日 ～平成16年10月9日	時効期間満了	平成18年10月1日 ～平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
325	7,271 円	令和4年3月10日	平成15年12月11日 ～平成16年6月18日	時効期間満了	平成18年2月1日 ～平成18年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
326	6,844 円	令和4年3月10日	平成16年7月6日 ～平成16年12月27日	時効期間満了	平成18年9月1日 ～平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
327	7,652 円	令和4年3月10日	平成16年6月12日 ～平成16年12月10日	時効期間満了	平成18年8月1日 ～平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
328	6,112 円	令和4年3月10日	平成16年10月9日 ～平成16年11月12日	時効期間満了	平成18年12月1日 ～平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
329	2,138 円	令和4年3月10日	平成16年6月10日 ～平成16年6月19日	時効期間満了	平成18年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
330	7,271 円	令和4年3月10日	平成15年10月10日 ～平成16年4月21日	時効期間満了	平成17年12月1日 ～平成18年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者

(26)

No.26

(27)

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.27

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
346	6,844 円	令和4年3月10日	平成16年1月10日 ～平成16年7月10日	時効期間満了	平成18年3月1日 ～平成18年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
347	15,399 円	令和4年3月10日	平成15年11月8日 ～平成17年3月9日	時効期間満了	平成18年1月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
348	11,977 円	令和4年3月10日	平成16年1月9日 ～平成17年1月9日	時効期間満了	平成18年3月1日 ～平成19年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
349	1,711 円	令和4年3月10日	平成17年1月12日	時効期間満了	平成19年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
350	4,299 円	令和4年3月10日	平成16年5月10日 ～平成16年6月9日	時効期間満了	平成18年7月1日 ～平成18年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
351	8,555 円	令和4年3月10日	平成16年1月10日 ～平成16年9月10日	時効期間満了	平成18年3月1日 ～平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
352	8,020 円	令和4年3月10日	平成16年5月13日 ～平成16年9月13日	時効期間満了	平成18年7月1日 ～平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
353	9,879 円	令和4年3月10日	平成16年11月9日 ～平成16年12月31日	時効期間満了	平成19年1月1日 ～平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
354	2,566 円	令和4年3月10日	平成16年7月12日 ～平成16年9月13日	時効期間満了	平成18年9月1日 ～平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
355	9,291 円	令和4年3月10日	平成16年11月12日 ～平成17年3月2日	時効期間満了	平成19年1月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
356	2,138 円	令和4年3月10日	平成17年3月13日 ～平成17年3月23日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
357	2,566 円	令和4年3月10日	平成16年5月2日 ～平成16年5月30日	時効期間満了	平成18年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
358	7,074 円	令和4年3月10日	平成16年10月5日 ～平成17年3月25日	時効期間満了	平成18年12月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
359	14,520 円	令和4年3月10日	平成16年11月11日 ～平成17年3月11日	時効期間満了	平成19年1月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
360	427 円	令和4年3月10日	平成16年9月12日	時効期間満了	平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者

(28)

債権放棄調書

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
361	855 円	令和4年3月10日	平成17年3月31日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
362	4,704 円	令和4年3月10日	平成16年8月12日 ～平成16年11月17日	時効期間満了	平成18年10月1日 ～平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
363	4,731 円	令和4年3月10日	平成16年12月10日 ～平成16年12月18日	時効期間満了	平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
364	9,349 円	令和4年3月10日	平成16年2月10日 ～平成16年8月24日	時効期間満了	平成18年4月1日 ～平成18年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
365	8,576 円	令和4年3月10日	平成16年2月10日 ～平成16年8月10日	時効期間満了	平成18年4月1日 ～平成18年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
366	2,912 円	令和4年3月10日	平成16年12月27日 ～平成17年1月28日	時効期間満了	平成19年2月1日 ～平成19年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
367	6,415 円	令和4年3月10日	平成15年11月7日 ～平成16年4月25日	時効期間満了	平成18年1月1日 ～平成18年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
368	2,138 円	令和4年3月10日	平成17年2月12日 ～平成17年2月28日	時効期間満了	平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
369	5,133 円	令和4年3月10日	平成16年5月1日 ～平成16年9月1日	時効期間満了	平成18年7月1日 ～平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
370	4,760 円	令和4年3月10日	平成16年10月12日 ～平成16年10月31日	時効期間満了	平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
371	1,711 円	令和4年3月10日	平成16年10月24日	時効期間満了	平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
372	1,711 円	令和4年3月10日	平成17年2月19日	時効期間満了	平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
373	3,422 円	令和4年3月10日	平成16年6月11日 ～平成16年8月11日	時効期間満了	平成18年8月1日 ～平成18年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
374	2,993 円	令和4年3月10日	平成16年11月2日 ～平成16年12月15日	時効期間満了	平成19年1月1日 ～平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
375	2,566 円	令和4年3月10日	平成16年12月27日 ～平成17年1月25日	時効期間満了	平成19年2月1日 ～平成19年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.29

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
376	5,133 円	令和4年3月10日	平成16年7月11日 ～平成16年10月31日	時効期間満了	平成18年9月1日 ～平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
377	5,133 円	令和4年3月10日	平成16年8月11日 ～平成16年11月30日	時効期間満了	平成18年10月1日 ～平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
378	1,711 円	令和4年3月10日	平成17年3月30日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
379	1,711 円	令和4年3月10日	平成17年3月4日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
380	1,629 円	令和4年3月10日	平成17年3月12日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
381	3,422 円	令和4年3月10日	平成16年12月8日 ～平成17年2月8日	時効期間満了	平成19年2月1日 ～平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
382	6,125 円	令和4年3月10日	平成16年9月9日 ～平成16年11月30日	時効期間満了	平成18年11月1日 ～平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
383	6,844 円	令和4年3月10日	平成16年1月5日 ～平成16年7月4日	時効期間満了	平成18年3月1日 ～平成18年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
384	2,566 円	令和4年3月10日	平成17年3月1日 ～平成17年3月23日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
385	5,988 円	令和4年3月10日	平成15年11月3日 ～平成16年5月3日	時効期間満了	平成18年1月1日 ～平成18年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
386	427 円	令和4年3月10日	平成16年7月1日	時効期間満了	平成18年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
387	4,623 円	令和4年3月10日	平成16年10月10日 ～平成16年12月31日	時効期間満了	平成18年12月1日 ～平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
388	5,988 円	令和4年3月10日	平成16年11月2日 ～平成17年3月31日	時効期間満了	平成19年1月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
389	3,108 円	令和4年3月10日	平成16年12月27日 ～平成17年2月7日	時効期間満了	平成19年2月1日 ～平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
390	1,282 円	令和4年3月10日	平成17年2月12日	時効期間満了	平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者

(30)

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.30

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
391	1,711 円	令和4年3月10日	平成16年11月2日	時効期間満了	平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
392	4,392 円	令和4年3月10日	平成16年9月4日 ～平成16年11月27日	時効期間満了	平成18年11月1日 ～平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
393	8,575 円	令和4年3月10日	平成18年5月4日 ～平成18年10月31日	時効期間満了	平成20年7月1日 ～平成20年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
394	2,566 円	令和4年3月10日	平成16年6月11日 ～平成16年6月30日	時効期間満了	平成18年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
395	6,911 円	令和4年3月10日	平成16年7月5日 ～平成16年11月30日	時効期間満了	平成18年9月1日 ～平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
396	1,711 円	令和4年3月10日	平成17年3月9日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
397	2,993 円	令和4年3月10日	平成16年12月8日 ～平成17年1月13日	時効期間満了	平成19年2月1日 ～平成19年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
398	3,422 円	令和4年3月10日	平成16年8月3日 ～平成16年10月3日	時効期間満了	平成18年10月1日 ～平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
399	3,422 円	令和4年3月10日	平成17年1月7日 ～平成17年2月25日	時効期間満了	平成19年3月1日 ～平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
400	3,422 円	令和4年3月10日	平成17年1月7日 ～平成17年3月1日	時効期間満了	平成19年3月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
401	2,993 円	令和4年3月10日	平成16年9月2日 ～平成16年10月18日	時効期間満了	平成18年11月1日 ～平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
402	427 円	令和4年3月10日	平成17年1月31日	時効期間満了	平成19年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
403	855 円	令和4年3月10日	平成16年4月2日	時効期間満了	平成18年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
404	4,277 円	令和4年3月10日	平成16年5月2日 ～平成16年7月31日	時効期間満了	平成18年7月1日 ～平成18年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
405	855 円	令和4年3月10日	平成17年3月22日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.31

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
406	4,704 円	令和4年3月10日	平成16年9月3日 ～平成16年12月20日	時効期間満了	平成18年11月1日 ～平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
407	2,138 円	令和4年3月10日	平成17年2月13日 ～平成17年2月28日	時効期間満了	平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
408	1,711 円	令和4年3月10日	平成16年10月1日	時効期間満了	平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
409	4,277 円	令和4年3月10日	平成16年12月27日 ～平成17年3月25日	時効期間満了	平成19年2月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
410	2,566 円	令和4年3月10日	平成17年3月2日 ～平成17年3月24日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
411	2,503 円	令和4年3月10日	平成19年3月1日 ～平成19年3月22日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
412	2,138 円	令和4年3月10日	平成17年3月12日 ～平成17年3月25日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
413	5,133 円	令和4年3月10日	平成16年5月12日 ～平成16年9月11日	時効期間満了	平成18年7月1日 ～平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
414	5,133 円	令和4年3月10日	平成16年5月7日 ～平成16年9月7日	時効期間満了	平成18年7月1日 ～平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
415	855 円	令和4年3月10日	平成17年3月28日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
416	2,566 円	令和4年3月10日	平成16年10月11日 ～平成16年11月13日	時効期間満了	平成18年12月1日 ～平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
417	5,560 円	令和4年3月10日	平成15年10月11日 ～平成16年4月12日	時効期間満了	平成17年12月1日 ～平成18年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
418	855 円	令和4年3月10日	平成16年7月3日	時効期間満了	平成18年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
419	2,566 円	令和4年3月10日	平成16年7月3日 ～平成16年8月1日	時効期間満了	平成18年9月1日 ～平成18年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
420	2,566 円	令和4年3月10日	平成17年3月3日 ～平成17年3月30日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.32

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
421	2,566 円	令和4年3月10日	平成16年12月9日 ～平成16年12月31日	時効期間満了	平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
422	855 円	令和4年3月10日	平成16年8月30日	時効期間満了	平成18年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
423	5,133 円	令和4年3月10日	平成15年11月4日 ～平成16年2月29日	時効期間満了	平成18年1月1日 ～平成18年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
424	427 円	令和4年3月10日	平成17年3月21日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
425	5,133 円	令和4年3月10日	平成16年7月12日 ～平成16年11月12日	時効期間満了	平成18年9月1日 ～平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
426	2,253 円	令和4年3月10日	平成17年3月6日 ～平成17年3月25日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
427	20,557 円	令和4年3月10日	平成16年3月2日 ～平成16年6月27日	時効期間満了	平成18年5月1日 ～平成18年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
428	1,711 円	令和4年3月10日	平成18年3月4日	時効期間満了	平成20年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
429	3,849 円	令和4年3月10日	平成16年7月2日 ～平成16年9月4日	時効期間満了	平成18年9月1日 ～平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
430	31,779 円	令和4年3月10日	平成16年7月11日 ～平成17年1月25日	時効期間満了	平成18年9月1日 ～平成19年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
431	3,422 円	令和4年3月10日	平成17年2月8日 ～平成17年3月31日	時効期間満了	平成19年4月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
432	1,711 円	令和4年3月10日	平成16年11月30日	時効期間満了	平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
433	1,282 円	令和4年3月10日	平成16年11月15日	時効期間満了	平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
434	6,415 円	令和4年3月10日	平成16年6月11日 ～平成16年11月27日	時効期間満了	平成18年8月1日 ～平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
435	2,566 円	令和4年3月10日	平成16年8月12日 ～平成16年9月8日	時効期間満了	平成18年10月1日 ～平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.33

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
436	2,566 円	令和4年3月10日	平成17年3月7日 ～平成17年3月25日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
437	6,415 円	令和4年3月10日	平成16年7月7日 ～平成16年12月15日	時効期間満了	平成18年9月1日 ～平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
438	1,282 円	令和4年3月10日	平成16年4月17日	時効期間満了	平成18年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
439	427 円	令和4年3月10日	平成17年2月25日	時効期間満了	平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
440	3,422 円	令和4年3月10日	平成16年10月9日 ～平成16年12月10日	時効期間満了	平成18年12月1日 ～平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
441	2,993 円	令和4年3月10日	平成17年2月10日 ～平成17年3月17日	時効期間満了	平成19年4月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
442	6,415 円	令和4年3月10日	平成16年10月9日 ～平成17年3月19日	時効期間満了	平成18年12月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
443	2,057 円	令和4年3月10日	平成16年12月10日	時効期間満了	平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
444	6,844 円	令和4年3月10日	平成15年10月9日 ～平成16年4月9日	時効期間満了	平成17年12月1日 ～平成18年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
445	1,711 円	令和4年3月10日	平成16年10月29日	時効期間満了	平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
446	3,422 円	令和4年3月10日	平成16年4月7日 ～平成16年5月24日	時効期間満了	平成18年6月1日 ～平成18年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
447	11,128 円	令和4年3月10日	平成16年5月10日 ～平成16年9月10日	時効期間満了	平成18年7月1日 ～平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
448	2,566 円	令和4年3月10日	平成16年11月4日 ～平成16年12月4日	時効期間満了	平成19年1月1日 ～平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
449	1,711 円	令和4年3月10日	平成16年5月31日	時効期間満了	平成18年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
450	1,711 円	令和4年3月10日	平成17年3月31日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
451	4,276 円	令和4年3月10日	平成16年4月13日 ～平成16年8月19日	時効期間満了	平成18年6月1日 ～平成18年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
452	5,988 円	令和4年3月10日	平成16年10月11日 ～平成17年3月12日	時効期間満了	平成18年12月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
453	3,422 円	令和4年3月10日	平成16年7月2日 ～平成16年8月31日	時効期間満了	平成18年9月1日 ～平成18年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
454	1,711 円	令和4年3月10日	平成16年12月27日	時効期間満了	平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
455	855 円	令和4年3月10日	平成16年10月24日	時効期間満了	平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
456	2,993 円	令和4年3月10日	平成17年2月10日 ～平成17年3月21日	時効期間満了	平成19年4月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
457	4,704 円	令和4年3月10日	平成16年12月11日 ～平成17年3月21日	時効期間満了	平成19年2月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
458	2,993 円	令和4年3月10日	平成17年2月10日 ～平成17年3月20日	時効期間満了	平成19年4月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
459	6,415 円	令和4年3月10日	平成16年10月10日 ～平成17年3月20日	時効期間満了	平成18年12月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
460	6,137 円	令和4年3月10日	平成16年10月11日 ～平成17年2月28日	時効期間満了	平成18年12月1日 ～平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
461	5,941 円	令和4年3月10日	平成16年4月10日 ～平成16年7月31日	時効期間満了	平成18年6月1日 ～平成18年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
462	2,566 円	令和4年3月10日	平成16年8月2日 ～平成16年10月1日	時効期間満了	平成18年10月1日 ～平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
463	855 円	令和4年3月10日	平成16年12月31日	時効期間満了	平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
464	1,711 円	令和4年3月10日	平成16年9月8日	時効期間満了	平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
465	1,282 円	令和4年3月10日	平成16年12月3日	時効期間満了	平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.35

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
466	2,138 円	令和4年3月10日	平成16年10月9日	時効期間満了	平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
467	855 円	令和4年3月10日	平成16年8月31日	時効期間満了	平成18年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
468	6,201 円	令和4年3月10日	平成17年3月5日 ～平成17年3月20日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
469	1,282 円	令和4年3月10日	平成16年10月8日 ～平成16年10月30日	時効期間満了	平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
470	1,711 円	令和4年3月10日	平成17年2月3日	時効期間満了	平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
471	3,910 円	令和4年3月10日	平成16年12月3日 ～平成17年3月4日	時効期間満了	平成19年2月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
472	1,282 円	令和4年3月10日	平成16年9月20日	時効期間満了	平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
473	19,418 円	令和4年3月10日	平成16年7月9日 ～平成17年1月10日	時効期間満了	平成18年9月1日 ～平成19年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
474	1,711 円	令和4年3月10日	平成16年11月6日	時効期間満了	平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
475	2,566 円	令和4年3月10日	平成16年10月2日 ～平成16年11月1日	時効期間満了	平成18年12月1日 ～平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
476	50,736 円	令和4年3月10日	平成16年2月2日 ～平成16年5月6日	時効期間満了	平成18年4月1日 ～平成18年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
477	15,231 円	令和4年3月10日	平成16年12月1日 ～平成16年12月11日	時効期間満了	平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
478	17,996 円	令和4年3月10日	平成16年6月3日 ～平成17年2月28日	時効期間満了	平成18年8月1日 ～平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
479	7,176 円	令和4年3月10日	平成16年6月4日 ～平成16年10月19日	時効期間満了	平成18年8月1日 ～平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
480	10,247 円	令和4年3月10日	平成17年2月4日	時効期間満了	平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.36

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
481	25,171 円	令和4年3月10日	平成15年12月27日 ～平成16年7月1日	時効期間満了	平成18年2月1日 ～平成18年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
482	11,977 円	令和4年3月10日	平成15年12月7日 ～平成16年12月7日	時効期間満了	平成18年2月1日 ～平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
483	9,302 円	令和4年3月10日	平成16年2月8日 ～平成16年8月18日	時効期間満了	平成18年4月1日 ～平成18年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
484	13,117 円	令和4年3月10日	平成14年12月11日 ～平成15年4月30日	時効期間満了	平成17年2月1日 ～平成17年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
485	5,133 円	令和4年3月10日	平成16年2月12日 ～平成16年5月31日	時効期間満了	平成18年4月1日 ～平成18年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
486	427 円	令和4年3月10日	平成16年5月6日	時効期間満了	平成18年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
487	1,564 円	令和4年3月10日	平成16年5月7日	時効期間満了	平成18年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
488	10,620 円	令和4年3月10日	平成14年5月7日 ～平成14年11月19日	時効期間満了	平成16年7月1日 ～平成17年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
489	2,913 円	令和4年3月10日	平成16年7月8日 ～平成16年8月8日	時効期間満了	平成18年9月1日 ～平成18年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
490	855 円	令和4年3月10日	平成16年10月4日	時効期間満了	平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
491	5,454 円	令和4年3月10日	平成16年7月31日	時効期間満了	平成18年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
492	44,050 円	令和4年3月10日	平成15年11月7日 ～平成16年5月24日	時効期間満了	平成18年1月1日 ～平成18年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
493	6,844 円	令和4年3月10日	平成16年7月9日 ～平成17年1月9日	時効期間満了	平成18年9月1日 ～平成19年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
494	6,998 円	令和4年3月10日	平成16年5月29日	時効期間満了	平成18年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
495	1,711 円	令和4年3月10日	平成16年7月3日	時効期間満了	平成18年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者

(37)

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.37

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
496	4,264 円	令和4年3月10日	平成16年5月10日 ～平成16年6月22日	時効期間満了	平成18年7月1日 ～平成18年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
497	6,682 円	令和4年3月10日	平成16年9月11日 ～平成16年9月29日	時効期間満了	平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
498	855 円	令和4年3月10日	平成16年6月6日	時効期間満了	平成18年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
499	1,711 円	令和4年3月10日	平成17年3月12日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
500	6,646 円	令和4年3月10日	平成15年12月13日 ～平成16年6月17日	時効期間満了	平成18年2月1日 ～平成18年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
501	3,422 円	令和4年3月10日	平成17年2月10日 ～平成17年3月29日	時効期間満了	平成19年4月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
502	5,731 円	令和4年3月10日	平成16年6月12日 ～平成16年9月30日	時効期間満了	平成18年8月1日 ～平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
503	19,119 円	令和4年3月10日	平成16年8月12日 ～平成16年11月30日	時効期間満了	平成18年10月1日 ～平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
504	3,910 円	令和4年3月10日	平成16年5月2日 ～平成16年7月31日	時効期間満了	平成18年7月1日 ～平成18年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
505	6,112 円	令和4年3月10日	平成16年11月2日 ～平成16年11月6日	時効期間満了	平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
506	4,739 円	令和4年3月10日	平成15年12月27日 ～平成16年4月1日	時効期間満了	平成18年2月1日 ～平成18年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
507	855 円	令和4年3月10日	平成16年6月3日	時効期間満了	平成18年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
508	11,977 円	令和4年3月10日	平成16年3月2日 ～平成17年3月2日	時効期間満了	平成18年5月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
509	1,711 円	令和4年3月10日	平成17年3月22日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
510	2,519 円	令和4年3月10日	平成16年6月30日	時効期間満了	平成18年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.38

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
511	1,826 円	令和4年3月10日	平成17年3月3日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
512	14,607 円	令和4年3月10日	平成16年6月3日	時効期間満了	平成18年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
513	9,281 円	令和4年3月10日	平成17年1月7日 ～平成17年2月28日	時効期間満了	平成19年3月1日 ～平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
514	9,383 円	令和4年3月10日	平成16年1月6日 ～平成16年6月26日	時効期間満了	平成18年3月1日 ～平成18年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
515	4,115 円	令和4年3月10日	平成15年5月4日 ～平成15年7月4日	時効期間満了	平成17年7月1日 ～平成17年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
516	855 円	令和4年3月10日	平成16年10月1日	時効期間満了	平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
517	542 円	令和4年3月10日	平成17年1月20日	時効期間満了	平成19年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
518	9,927 円	令和4年3月10日	平成15年10月8日 ～平成16年4月20日	時効期間満了	平成17年12月1日 ～平成18年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
519	5,616 円	令和4年3月10日	平成15年10月8日 ～平成15年12月5日	時効期間満了	平成17年12月1日 ～平成18年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
520	7,271 円	令和4年3月10日	平成16年4月10日 ～平成16年10月19日	時効期間満了	平成18年6月1日 ～平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
521	8,555 円	令和4年3月10日	平成16年6月9日 ～平成17年2月8日	時効期間満了	平成18年8月1日 ～平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
522	427 円	令和4年3月10日	平成16年4月16日	時効期間満了	平成18年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
523	14,210 円	令和4年3月10日	平成16年8月7日 ～平成16年8月31日	時効期間満了	平成18年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
524	2,519 円	令和4年3月10日	平成16年10月10日	時効期間満了	平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
525	69,208 円	令和4年3月10日	平成16年2月1日 ～平成18年8月10日	時効期間満了	平成18年4月1日 ～平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者

(39)

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.39

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
526	16,032 円	令和4年3月10日	平成15年6月3日 ～平成15年9月22日	時効期間満了	平成17年8月1日 ～平成17年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
527	6,022 円	令和4年3月10日	平成16年6月3日 ～平成16年10月18日	時効期間満了	平成18年8月1日 ～平成18年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
528	5,133 円	令和4年3月10日	平成16年2月3日 ～平成16年6月3日	時効期間満了	平成18年4月1日 ～平成18年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
529	15,774 円	令和4年3月10日	平成16年10月4日 ～平成17年2月21日	時効期間満了	平成18年12月1日 ～平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
530	4,525 円	令和4年3月10日	平成16年12月4日	時効期間満了	平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
531	5,988 円	令和4年3月10日	平成16年7月9日 ～平成16年12月1日	時効期間満了	平成18年9月1日 ～平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
532	6,320 円	令和4年3月10日	平成15年1月6日 ～平成15年4月23日	時効期間満了	平成17年3月1日 ～平成17年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
533	7,537 円	令和4年3月10日	平成14年11月8日 ～平成15年5月9日	時効期間満了	平成17年1月1日 ～平成17年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
534	13,688 円	令和4年3月10日	平成16年1月13日 ～平成17年3月13日	時効期間満了	平成18年3月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
535	4,277 円	令和4年3月10日	平成17年1月5日 ～平成17年3月28日	時効期間満了	平成19年3月1日 ～平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
536	1,711 円	令和4年3月10日	平成17年1月11日	時効期間満了	平成19年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
537	855 円	令和4年3月10日	平成16年4月1日	時効期間満了	平成18年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
538	5,560 円	令和4年3月10日	平成16年2月12日 ～平成16年6月24日	時効期間満了	平成18年4月1日 ～平成18年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
539	9,837 円	令和4年3月10日	平成15年12月12日 ～平成16年9月17日	時効期間満了	平成18年2月1日 ～平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
540	2,138 円	令和4年3月10日	平成16年5月8日 ～平成16年5月19日	時効期間満了	平成18年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者

(40)

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料
所管 水道部 総務室

No.40

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
541	427 円	令和4年3月10日	平成16年9月24日	時効期間満了	平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
542	1,711 円	令和4年3月10日	平成17年2月5日	時効期間満了	平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
543	2,138 円	令和4年3月10日	平成17年2月6日 ～平成17年2月22日	時効期間満了	平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
544	855 円	令和4年3月10日	平成17年1月6日	時効期間満了	平成19年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
545	3,422 円	令和4年3月10日	平成16年12月8日 ～平成17年1月30日	時効期間満了	平成19年2月1日 ～平成19年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
546	2,138 円	令和4年3月10日	平成16年9月13日 ～平成16年9月22日	時効期間満了	平成18年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
547	4,277 円	令和4年3月10日	平成16年9月5日 ～平成16年11月30日	時効期間満了	平成18年11月1日 ～平成19年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
548	855 円	令和4年3月10日	平成17年3月23日	時効期間満了	平成19年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
549	2,993 円	令和4年3月10日	平成16年4月12日 ～平成16年5月25日	時効期間満了	平成18年6月1日 ～平成18年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
550	5,987 円	令和4年3月10日	平成16年2月11日 ～平成16年8月13日	時効期間満了	平成18年4月1日 ～平成18年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
551	5,988 円	令和4年3月10日	平成16年8月11日 ～平成17年2月11日	時効期間満了	平成18年10月1日 ～平成19年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
計	3,848,191 円					

吹田市高年齢職員の部分休業に関する条例の制定について

吹田市高年齢職員の部分休業に関する条例を次のとおり制定します。

令和 4 年 9 月 1 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市高年齢職員の部分休業に関する条例（案）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 26 条の 3 の規定に基づく高年齢職員の部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（高年齢職員の年齢）

第 2 条 法第 26 条の 3 第 1 項の条例で定める年齢は、55 歳とする。

（高年齢職員の部分休業の承認）

第 3 条 高年齢職員の部分休業の承認は、1 週間につき 19 時間を超えない範囲内で、30 分を単位として行うものとする。

（休業時間の延長）

第 4 条 任命権者は、既に高年齢職員の部分休業をしている職員から休業時間（高年齢職員の部分休業の承認を受けた 1 週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）の延長の申出があった場合であって、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業の時間の延長を承認することができる。

（高年齢職員の部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮）

第 5 条 任命権者は、高年齢職員の部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合であって、当該職員の同意を得たときは、高年齢職員の部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。

（高年齢職員の部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第6条 職員が高年齢職員の部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、吹田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年吹田市条例第165号）第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

（退職手当の取扱い）

第7条 職員が高年齢職員の部分休業の承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を吹田市職員の退職手当に関する条例（昭和39年吹田市条例第3号）第7条第1項から第7項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合における同条第8項及び第10項の適用については、同条第8項中「前各項」とあるのは「吹田市高年齢職員の部分休業に関する条例（令和 年吹田市条例第 号）第7条」と、同条第10項中「前各項」とあるのは「吹田市高年齢職員の部分休業に関する条例第7条」とする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、高年齢職員の部分休業に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（吹田市水道事業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

2 吹田市水道事業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和31年吹田市条例第280号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「勤務日又は」、「おいて」及び「、その勤務しないことにつき」を削り、「承認があつた」を「定める」に、「日又は時間」を「時間」に改め、同条第2項中「おいて」及び「、前項の規定にかかわらず」を削り、同条に次の1項を加える。

3 職員が高年齢職員の部分休業（当該職員が55歳に達した日から当該職員に係る定年退職日（地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて所定の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない時間につき、給与を減額する。

第20条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（吹田市水道事業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改

正に伴う経過措置)

- 3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、前項の規定による改正後の吹田市水道事業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第２０条の規定を適用する。

（提案理由）

地方公務員法第２６条の３の規定に基づく高年齢職員の部分休業に関し必要な事項を定めるため必要があるので、本案を提出するものです。

（３）

議案第 8 1 号

吹田市学校給食費条例の制定について

吹田市学校給食費条例を次のとおり制定します。

令和 4 年 9 月 1 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市学校給食費条例（案）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号）の規定に基づき本市が実施する小学校の学校給食に要する経費のうち、同法第 1 1 条第 2 項の規定により保護者が負担する経費（以下「学校給食費」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（学校給食費の納付等）

第 2 条 学校給食を受ける児童の保護者は、規則で定めるところにより学校給食費を納付しなければならない。

2 学校給食費の額は、規則で定める。

（学校給食費の減額又は免除）

第 3 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

- (1) 保護者が、震災、風水害、火災その他の災害によりその財産について損害を受け、学校給食費を納付することができないと認めるとき。
- (2) その他市長が特に必要があると認めるとき。

（委任）

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

学校給食費の徴収に関し必要な事項を定めるため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 8 2 号

吹田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 4 年 9 月 1 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

吹田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年吹田市条例第 1 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」を「第 2 2 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 6 条の 2 を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第 6 条の 2 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の等級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項の規則で定める勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 1 8 条第 2 項第 1 号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第 2 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 2 2 条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項及び第6項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間職員」に改める。

第29条の2第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「第28条第4項及び第5項」を「第28条第5項及び第6項」に、「同条第5項」を「同条第6項」に改める。

第37条（見出しを含む。）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の8項を加える。

（60歳を超える職員の給料月額の特例）

2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の等級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- (2) 公衆衛生業務に従事する医師
- (3) 吹田市職員の定年等に関する条例（昭和59年吹田市条例第29号）第5条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
- (4) 吹田市職員の定年等に関する条例第10条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により当該勤務の期限を延長することとされている職員（同条例第8条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

（管理監督職勤務上限年齢調整額）

4 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 5 前項の規定による給料を支給される職員であつて、当該支給される額と附則第2項の規定により受ける給料月額との合計額がその属する職務の等級における最高の号給の給料月額を超えるものに対する前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額と附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員（附則第4項の規定による給料を支給される職員を除く。）に限る。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、附則第2項の規定により受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して、附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、附則第2項の規定により受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第4項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第9条の2第1項及び第3項並びに第28条第5項及び第6項（第29条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第4項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」とする。

（委任）

- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、60歳を超える職員の給料月額の特例及び管理監督職勤務上限年齢調整額に関し必要な事項その他これらの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	441,000	389,900	356,800	315,100	274,600	255,200	215,200

別表第3（備考を除く。）を次のように改める。

別表第3

医 療 職 給 料 表 (1)

職員の 区分	職務の等級 号 給	1 等 級 給料月額	2 等 級 給料月額	3 等 級 給料月額	4 等 級 給料月額	5 等 級 給料月額
		円	円	円	円	円
定年前	1	566,500	471,700	399,000	335,000	249,800
再任用	2	569,600	474,000	401,900	338,000	252,300
短時間	3	572,700	476,200	404,500	340,900	254,800

勤務職員以外 の職員	4	575,800	478,500	407,200	343,800	257,300
	5	578,700	480,700	409,800	346,500	259,500
	6	581,100	482,900	412,200	349,700	263,300
	7	583,500	485,100	414,900	352,800	267,100
	8	585,900	487,300	417,300	355,900	270,900
	9	588,100	489,300	419,500	358,700	274,500
	1 0	589,600	491,400	422,200	361,400	278,500
	1 1	591,100	493,500	424,800	364,500	282,500
	1 2	592,600	495,600	427,500	367,700	286,500
	1 3	594,100	497,700	429,900	370,600	290,300
	1 4	595,200	499,800	432,400	374,100	294,300
	1 5	596,300	501,900	434,800	377,100	298,200
	1 6	597,200	504,000	437,300	380,700	302,100
	1 7	598,400	506,100	439,300	384,300	305,800
	1 8	599,400	508,100	441,700	387,000	309,400
	1 9	600,400	510,100	444,000	389,500	312,900
	2 0	601,400	512,100	446,400	392,100	316,500
	2 1	602,400	513,900	447,900	394,900	320,100
	2 2		515,700	450,300	397,200	323,800
	2 3		517,600	452,600	399,700	327,300
	2 4		519,500	454,900	401,800	330,600
	2 5		521,200	456,900	403,800	334,100
	2 6		523,000	459,200	406,100	336,800
	2 7		524,800	461,400	408,300	339,400
	2 8		526,600	463,700	410,600	342,000
	2 9		528,200	465,800	412,900	344,800
	3 0		530,000	468,100	415,000	346,700
	3 1		531,800	470,400	417,000	348,900
	3 2		533,600	472,600	419,100	351,300
	3 3		535,200	474,600	421,000	353,500
	3 4		537,000	476,700	422,800	355,800
	3 5		538,700	478,800	424,600	357,900
	3 6		540,500	480,900	426,600	360,200
	3 7		542,100	483,000	428,500	362,400
	3 8		543,700	484,800	430,500	364,800
	3 9		545,100	486,600	432,400	367,000
	4 0		546,700	488,400	434,400	369,000
	4 1		548,200	490,100	436,200	371,300
	4 2		549,600	491,900	438,000	372,500
	4 3		551,000	493,700	439,700	373,900
	4 4		552,300	495,500	441,500	375,000
	4 5		553,500	497,100	443,300	376,200
	4 6		554,500	498,800	445,100	377,600
	4 7		555,500	500,600	446,900	379,100
	4 8		556,500	502,400	448,600	380,600
	4 9		557,500	504,000	450,400	381,700
	5 0		558,400	505,300	452,100	382,700
	5 1		559,300	506,600	453,900	383,700
	5 2		560,200	507,900	455,700	384,500
	5 3		561,000	508,900	457,600	385,400
	5 4		561,900	510,200	458,800	386,300

	5 5		562,800	511,500	460,000	387,000
	5 6		563,700	512,800	461,200	387,900
	5 7		564,600	513,800	462,400	388,600
	5 8		565,500	514,600	463,400	389,500
	5 9		566,400	515,400	464,400	390,300
	6 0		567,100	516,200	465,400	391,100
	6 1		568,000	517,100	466,200	391,600
	6 2		568,900	517,900	466,900	392,100
	6 3		569,800	518,800	467,600	392,500
	6 4		570,700	519,600	468,300	393,000
	6 5		571,600	520,500	469,000	393,300
	6 6			521,400	469,700	
	6 7			522,100	470,400	
	6 8			523,000	471,000	
	6 9			523,900	471,300	
	7 0			524,700	472,000	
	7 1			525,600	472,700	
	7 2			526,500	473,400	
	7 3			527,300	473,800	
	7 4			528,200	474,400	
	7 5			529,100	475,100	
	7 6			529,800	475,800	
	7 7			530,600	476,200	
	7 8			531,500	476,800	
	7 9			532,400	477,400	
	8 0			533,300	477,900	
	8 1			534,100	478,500	
	8 2			535,000	479,000	
	8 3			535,900	479,500	
	8 4			536,800	480,000	
	8 5			537,600	480,400	
	8 6			538,500	481,000	
	8 7			539,400	481,400	
	8 8			540,300	481,900	
	8 9			541,100	482,400	
	9 0				483,000	
	9 1				483,600	
	9 2				484,000	
	9 3				484,500	
	9 4				485,100	
	9 5				485,700	
	9 6				486,300	
	9 7				486,800	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 565,900	円 466,000	円 393,000	円 338,600	円 296,200

別表第４の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		441,000	389,900	356,800	315,100	274,600	255,200	215,200

別表第5の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		441,000	389,900	356,800	315,100	274,600	255,200	215,200

別表第6の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		441,000	389,900	356,800	315,100	274,600	255,200	215,200

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第29条の2第4項の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

(勤務延長職員の経過措置)

- 2 この条例による改正後の吹田市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）附則第2項から第9項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(暫定再任用職員の経過措置)

- 3 暫定再任用職員（改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の等級に応じた額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第6条の2、第18条第2項並びに第22条第2項及び第4項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第28条第3項及び第6項、第29条の2第3項並びに第37条の規定を適用する。
- 6 新条例第5条及び第6条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（提案理由）

職員の定年引上げに伴い、60歳を超える職員の給料月額の特例等を定めるため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 83 号

吹田市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 4 年 9 月 1 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（案）

吹田市職員の分限に関する条例（昭和 26 年吹田市条例第 167 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を削る。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（書面の交付）

第 7 条 職員の意に反する降任（法第 28 条の 2 第 1 項本文の規定による他の職への降任を除く。）若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

管理監督職勤務上限年齢制による降任について、書面の交付を要しないこととするため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 84 号

吹田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

吹田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定します。

令和 4 年 9 月 1 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例（案）

吹田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 26 年吹田市条例第 168
号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「に係る」を「、その発令の日に受ける」に改め、同条に後段として次の
ように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及び地域手当の合計額又は基
本報酬及び地域報酬の合計額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該 10 分の
1 に相当する額を減ずるものとする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

給料等の額が減少する場合における減給の効果について定めるため必要があるの
で、本案を提出するものです。

議案第 85 号

吹田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 4 年 9 月 1 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

吹田市職員の退職手当に関する条例（昭和 39 年吹田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された者」を「第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 3 項中「次項において同じ。）が 18 日未満（」を「以下「勤務日数」という。）が 18 日（初日から末日までフルタイム会計年度任用職員として在職する場合において、」に、「（以下「勤務日」という。）が 18 日」を「が 20 日」に、「その月の勤務日の日数未満。次項において同じ。）」を「18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）（以下「職員みなし日数」という。）未満」に改め、同条第 4 項中「その者について定められている正規の勤務時間の全部を勤務した日が 18 日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

第 2 条の 2 中「第 6 条の 4」を「第 6 条の 5」に改める。

第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項中「第 2 条」を「第 8 条」に、「第 4 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項」に改める。

第 5 条の 3 中「10 年」を「15 年（公衆衛生業務に従事する医師にあつては、10 年）」に改める。

第 10 条第 2 項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（条例又

はこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改め、同条第4項中「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が市長の定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則を次のように改める。

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和30年1月1日以後の退職による退職手当について適用する。

(長期勤続者等に対する暫定措置)

- 2 35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、当分の間、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2項」とする。
- 3 36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 35年を超える期間勤続して退職した者で、第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。

(国立大学法人等職員として在職した場合の勤続期間の計算の特例)

- 5 平成16年3月31日に国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則別表第1の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)に使用される者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等(国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)に使用される者(以下「国立大学法人等職員」という。)となり、かつ、引き続き国立大学法人等職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

(国立大学法人等に復帰した職員に対する退職手当に係る特例)

- 6 旧機関に使用される者が、第7条第6項に規定する事由によつて引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等職員と

なつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準により、当該国立大学法人等職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、市長が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

（給料月額の変額改定があつた場合の給料月額の特例）

- 7 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額改定前の給料月額と変額改定後の給料月額との差額に相当する額を給料として支給されたときは、市長が定める場合を除き、退職手当の算定の基礎となる給料月額には、当該差額に相当する額を含まないものとする。

（フルタイム会計年度任用職員として退職した者に対する退職手当の特例）

- 8 当分の間、第2条第2項及び第7条の2の規定の適用については、同項及び同条第2号中「12月」とあるのは、「6月」とする。
- 9 前項の規定により読み替えて適用する第2条第2項の規定により職員とみなされた者（引継対象任用期間が12月を超えるに至つた者を除く。）に対する退職手当の額は、第2条の3から第6条の5までの規定により計算した額に100分の50を乗じて得た額とする。

（令和7年3月31日以前に退職した職員に対する失業者の退職手当の特例）

- 10 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号ア中「該当し」とあるのは「該当し又は同法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し」と、「同項」とあるのは「同法第24条の2第1項」とする。

（11年以上25年未満勤続後の60歳以後退職者の退職手当の基本額の特例）

- 11 当分の間、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第4条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）は、同条第1項に規定する者とみなす。

（25年以上勤続後の60歳以後退職者の退職手当の基本額の特例）

- 12 当分の間、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第5条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）は、同条第1項に規定する者とみなす。

（給料月額の変額改定の特例）

- 13 当分の間、第5条の2第1項の規定の適用については、同項中「条例又は規程による改定」とあるのは、「条例又は規程による改定（吹田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年吹田市条例第165号）附則第2項の規定による職員の給料月額の変定を除く。）」とする。

(定年前早期退職者に係る特例)

- 14 当分の間、第5条の3の規定の適用については、同条中「退職の日において定められているその者に係る定年から15年(公衆衛生業務に従事する医師にあつては、10年)」とあるのは、「60歳から10年(公衆衛生業務に従事する医師にあつては、退職の日において定められているその者に係る定年から10年)」とする。

(勸奨退職等の場合の定年前早期退職者の退職手当の基本額に係る特例)

- 15 当分の間、第5条第1項に規定する者(定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者を除く。)に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に達する日から6月前までに」とあるのは「60歳に達する日までに」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

(整理退職等の場合の60歳前定年前早期退職者の退職手当の基本額に係る特例)

- 16 当分の間、第5条第1項に規定する者(定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に限る。)が60歳に達する日前に退職した場合における第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(整理退職等の場合の60歳以後定年前早期退職者の退職手当の基本額に係る特例)

- 17 当分の間、第5条第1項に規定する者(定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に限る。)が60歳に達した日以後に退職した場合における第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当

する年数で除して得た割合」とする。

（退職手当の基本額の特例の適用除外）

- 18 附則第11項及び第12項並びに前3項の規定は、公衆衛生業務に従事する医師が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第10条第4項の改正規定及び附則の改正規定（附則第1項から第10項までに係る部分に限る。）並びに附則第3項の規定 公布の日

(2) 第2条第3項及び第4項並びに第10条第2項及び第11項の改正規定並びに附則第4項の規定 令和4年10月1日

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に対するこの条例による改正後の吹田市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員及び同法」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された者及び地方公務員法」とする。

- 3 新条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市長が定める職員に該当するに至った者について適用する。

- 4 新条例第2条第3項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

（提案理由）

職員の定年引上げに伴う退職手当の基本額の特例を定めるとともに、フルタイム会計年度任用職員の退職手当の対象期間の要件の緩和等を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

吹田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 4 年 9 月 1 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）

吹田市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年吹田市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「）第 28 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 28 条の 3」を「。以下「法」という。）第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項及び第 2 項並びに第 28 条の 7」に改める。

第 5 条を第 11 条とする。

第 4 条第 1 項中「第 2 条」を「第 8 条」に、「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務に従事させるため引き続いて」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 5 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、同条第 1 項又は第 2 項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

第 4 条第 1 項第 1 号中「その」を「当該」に、「より」を「よる当該職員が占める職の欠員を容易に補充することができず、」に、「とき」を「こと」に改め、同項第 2 号中「その職員」を「当該職員」に改め、「よる」の次に「当該職員が占める職

の」を加え、「できないとき」を「できず、公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改め、同条を第10条とする。

第3条中「60歳」を「65歳」に改め、同条ただし書を削り、同条を第9条とし、第2条を第8条とし、第1条の次に次の6条を加える。

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる職）

第2条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、吹田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年吹田市条例第165号）第11条の2第1項に規定する職員の職（公衆衛生業務に従事する医師が占める職を除く。以下「管理監督職」という。）とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第3条 法第28条の2第2項の条例で定める年齢（以下「管理監督職勤務上限年齢」という。）は、60歳とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第4条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（以下「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等をする事。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、当該上位職職員の降任等に係る職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等をする事。ただし、当該

上位職職員について、第1号に掲げる基準に従い当該職員の降任等に係る職が属する職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等をするものを妨げるものではない。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第5条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に第8条第1項に規定する定年退職日（以下この項及び次項において「定年退職日」という。）がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等による当該職員が占める職の欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による当該職員が占める職の欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等

の事情があるため、当該職員の他の職への降任等による当該管理監督職の欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第6条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任し、又は転任する場合（降給を伴わない転任をする場合を除く。）には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第7条 任命権者は、第5条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第11条の次に次の2条を加える。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、60歳に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員の退職を除く。）をした者（以下「60歳以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。）に採用することができる。ただし、60歳以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

（定年に関する経過措置）

- 2 次の表の左欄に掲げる期間における第9条の規定の適用については、同条中「65歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳

- 3 公衆衛生業務に従事する医師については、前項の規定は、適用しない。

附則に次の1項を加える。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び公衆衛生業務に従事する医師を除く。以下同じ。）が60歳に達する日の属する年度の前年度（以下「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が60歳に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（吹田市職員の再任用に関する条例の廃止）

- 2 吹田市職員の再任用に関する条例（平成13年吹田市条例第5号）は、廃止する。

（準備期間における情報の提供及び勤務の意思の確認の対象となる職員の年齢要件）

- 3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第2条第3項の条例で定める年齢は、60歳とする。

（勤務延長に関する経過措置）

- 4 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の吹田市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により当該勤務の期限を延長することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の吹田市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 5 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第9条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第10条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 6 新条例第10条第3項から第5項までの規定は、附則第4項の規定による期限の延長について準用する。
- （定年退職者等の再任用に関する経過措置）
- 7 任命権者は、次に掲げる者のうち、65歳に達する日以後における最初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附

則第4項の規定により勤務した後退職した者

(3) 20年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 20年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、附則第12項又は第13項の規定による採用をいう。以下同じ。）をされたことがある者

8 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第8条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第10条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 20年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 20年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

9 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

10 暫定再任用職員（暫定再任用をされた職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

11 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

12 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第7項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の

職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 13 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第8項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。以下同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 14 附則第9項から第11項までの規定は、前2項の規定により採用された職員の任期について準用する。

(旧条例定年の定まっていない職及び年齢の取扱い)

- 15 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 16 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(短時間勤務の職における旧条例定年の定まっていない職及び年齢の取扱い)

- 17 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 18 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じ

た同項に規定する職に係る年齢とする。

（基準日以後新たに設置された職等に係る暫定再任用の取扱い）

- 19 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第７項から第１４項までの規定が適用される間における各年の４月１日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第２１項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

- 20 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

- 21 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職員は、附則第１９項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

- 22 任命権者は、基準日（令和７年４月１日、令和９年４月１日、令和１１年４月１日及び令和１３年４月１日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の３月３１日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第９条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第１２条に規定する６０歳以上退職者となった者（基準日前から新条例第１０条第１項又は第２項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を新条例第１２条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第１２条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を昇任し、降任し、又は転任することができない。

（吹田市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正）

- 23 吹田市職員の勤務時間等に関する条例（昭和２６年吹田市条例第１６９号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第3項」に、「短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

第6条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

（吹田市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 24 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、前項の規定による改正後の吹田市職員の勤務時間等に関する条例第2条第2項第1号の定年前提任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（吹田市職員定数条例の一部改正）

- 25 吹田市職員定数条例（昭和33年吹田市条例第320号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第3項」に、「短時間勤務の職を占める職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

（吹田市職員定数条例の一部改正に伴う経過措置）

- 26 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、前項の規定による改正後の吹田市職員定数条例第1条第2号の定年前提任用短時間勤務職員とみなす。

（提案理由）

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制等について定めるため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 87 号

吹田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 4 年 9 月 1 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第 1 条 吹田市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年吹田市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア中「いう。）」の次に「（当該子の出生の日から第 7 条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 5 条に規定する場合に該当する場合にあっては当該子が 2 歳に達する日）」を加え、同条第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤の職員が第 4 条第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている非常勤の職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(3) その養育する子の 1 歳 6 か月到達日において育児休業をしている非常勤の職員であって、第 5 条に規定する場合に該当して当該子の 1 歳 6 か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 4 条第 3 号中「次のいずれかに該当する場合であって、育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当するとき」を「1 歳から 1 歳 6 か月に達するまでの子を養育する非常勤の職員が、次

に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第6条第7号に掲げる事情に該当するときであってはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合であってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号アからウまでを次のように改める。

ア 当該非常勤の職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤の職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤の職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該非常勤の職員の育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者の育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して育児休業をする場合にあっては、当該育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤の職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤の職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤の職員の配偶者が当該子の１歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合

ウ 当該子の１歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第4条第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤の職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤の職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第5条中「非常勤の職員又はその配偶者が当該育児休業に係る子について1歳6か月到達日において育児休業をしている場合であって、育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当するとき」を「1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤の職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときにあつ

ては第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 当該非常勤の職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤の職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して育児休業をする場合にあっては、当該育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該非常勤の職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤の職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤の職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第6条を削る。

第7条の見出し中「再度の」を「2回を超える」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「非常勤の職員」を「任期を定めて採用された職員」に改め、同号を同条第7号とし、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（2回を超える育児休業をすることができる最初の育児休業の取得に係る期間）
第7条 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第8条中「次に掲げる事情」を「配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと」に改め、各号を削る。

第2条 吹田市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）及び会計年度任用職員（同法第22条の2第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）（以下「非常勤の職員」と総称する。）であって、次の各号のいずれにも該当しないもの」を「次に掲げる職員」に改め、各号を次のように改める。

- (1) 吹田市職員の定年等に関する条例（昭和59年吹田市条例第29号）第5条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
- (2) 吹田市職員の定年等に関する条例第10条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により当該勤務の期限を延長する

こととされている職員

- (3) 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び会計年度任用職員（同法第22条の2第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）（以下「非常勤の職員」と総称する。）であって、次のいずれにも該当しないもの

ア 次のいずれにも該当する非常勤の職員

- (7) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第7条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第5条に規定する場合に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）まで引き続き在職する見込みがないことが明らかでないこと。

- (イ) 所定の勤務日数が規則で定める日数以上であること。

イ その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤の職員が第4条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下イにおいて同じ。）において育児休業をしている非常勤の職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
ウ その養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤の職員であって、第5条に規定する場合に該当して当該子の1歳6か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

エ その任期の末日において育児休業をしている非常勤の職員であって、当該育児休業に係る子について、引き続き任期の初日から育児休業をしようとするもの

第13条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に育児休業計画書を提出した職員に対する第1条の規定による改正前の吹田市職員の育児休業等に関する条例第7条（第5号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項

又は第２項の規定により採用された職員は、第２条の規定による改正後の吹田市職員の育児休業等に関する条例第２条第３号の定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（提案理由）

非常勤の職員の育児休業の取得要件の緩和等を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 88 号

吹田市職員の公益的法人等への派遣に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

吹田市職員の公益的法人等への派遣に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 4 年 9 月 1 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市職員の公益的法人等への派遣に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（吹田市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正）

第 1 条 吹田市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成 14 年吹田市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第 2 号中「地方公務員法」の次に「（昭和 25 年法律第 261 号）」を加え、同項第 4 号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「（昭和 59 年吹田市条例第 29 号）第 4 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項」に改め、「同条第 2 項の規定により」の次に「当該勤務の」を加え、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 吹田市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年吹田市条例第 29 号）第 5 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（吹田市職員の外国の地方公共団体の機関等への派遣に関する条例の一部改正）

第 2 条 吹田市職員の外国の地方公共団体の機関等への派遣に関する条例（平成 19 年吹田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条

の４第１項又は第２８条の６第１項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第２号中「地方公務員法」の次に「（昭和２５年法律第２６１号）」を加え、同項第４号を同項第５号とし、同項第３号中「（昭和５９年吹田市条例第２９号）第４条第１項」を「第１０条第１項」に改め、「同条第２項の規定により」の次に「当該勤務の」を加え、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

(3) 吹田市職員の定年等に関する条例（昭和５９年吹田市条例第２９号）第５条第１項から第４項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（吹田市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正）

第３条 吹田市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成２６年吹田市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、法第２２条に規定する条件付採用になっている職員及び吹田市職員の定年等に関する条例（昭和５９年吹田市条例第２９号）第４条第１項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第２項の規定により期限を延長することとされている」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- (2) 法第２２条に規定する条件付採用になっている職員
- (3) 吹田市職員の定年等に関する条例（昭和５９年吹田市条例第２９号）第５条第１項から第４項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
- (4) 吹田市職員の定年等に関する条例第１０条第１項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第２項の規定により当該勤務の期限を延長することとされている職員

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（吹田市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

２ 令和１４年３月３１日までの間における第１条の規定による改正後の吹田市職員の公益的法人等への派遣に関する条例第２条第２項の規定の適用については、同項第１号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項又は第２項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

（吹田市職員の外国の地方公共団体の機関等への派遣に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

３ 令和１４年３月３１日までの間における第２条の規定による改正後の吹田市職員

の外国の地方公共団体の機関等への派遣に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員を除く。））」とする。

（提案理由）

職員の定年引上げに伴い、派遣等を行うことのできない職員の範囲を変更するため必要があるので、本案を提出するものです。

（ 3 ）

議案第 89 号

吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 4 年 9 月 1 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市市税条例の一部を改正する条例（案）

吹田市市税条例（昭和 25 年吹田市条例第 121 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 2 第 1 項の表第 1 号オ中「第 292 条第 1 項第 4 号の 5」を「第 292 条第 1 項第 4 号の 2」に改める。

第 16 条第 12 項中「特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 18 条第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 18 条の 2 第 1 項の確定申告書を含む。）」を「前年分の所得税に係る第 18 条の 2 第 1 項に規定する確定申告書」に改め、「（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書を削り、同条第 14 項中「特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 18 条第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 18 条の 2 第 1 項の確定申告書を含む。）」を「前年分の所得税に係る第 18 条の 2 第 1 項に規定する確定申告書」に改め、「（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削り、同項後段を削る。

第 16 条の 6 第 1 項中「第 4 条の 7」を「第 4 条の 3」に改める。

第 16 条の 7 の 2 第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第16条の8の2第1項中「申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第16条の8の4第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第16条の8の6第2項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税」を「前年分の所得税」に、「につき前項」を「につき同条第1項」に、「受けようとする旨の記載のある第16条第12項に規定する申告書を提出した」を「受けた」に改め、「（同項ただし書の規定の適用があるとき又は当該申告書がいずれも提出された場合において当該申告書に記載された事項その他の事情を勘案して前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときを除く。）」及び「ものとし、所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第16条の4の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削る。

第16条の13の5第2項を削る。

第16条の13の6第1項中「年の末日の属する年度の翌年度の市民税」を「年分の所得税」に、「第18条第1項の規定による申告書」を「所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2第9項（同法第37条の13の2第10項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。以下この条において「確定申告書」という。）」に、「市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む」を「租税特別措置法第37条の12の2第1項の規定の適用がある場合に限る」に改め、同条第2項中「附則第35条の2の6第12項」を「附則第35条の2の6第9項」に、「第6項」を「第5項」に改め、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「年の末日の属する年度の翌年度の市民税」を「年分の所得税」に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第18条第1項又は第3項の規定による申告書（第8項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）」を「確定申告書」に改め、「（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を削り、「年度分の市民税」を「年分の所得税」に、「これらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」を「確定申告書」に改め、「提出しているとき」の次に「（租税特別措置法第37条の12の2第5項の規定の適用があるときに限る。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「第5項の規定の適用があ

る場合における」を「第４項の規定の適用がある場合における」に、「第１６条の１３の６第５項」を「第１６条の１３の６第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第８項及び第９項を削る。

第１８条第１項中「所得税法第２条第１項第３３号の４に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第１８条の２第１項中「本条」を「この条」に、「本章」を「この章」に改め、同条第２項中「記載された事項」の次に「（総務省令に定める事項を除く。）」を加え、「附記された事項」を「付記された事項（総務省令に定める事項を除く。）」に改め、同条第３項中「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第２３条第３項中「４分の３」を「５分の４」に改め、同条第４項第１号中「附則第１５条第２７項第１号」を「附則第１５条第２６項第１号」に改め、同項第２号中「附則第１５条第２７項第２号」を「附則第１５条第２６項第２号」に改め、同項第３号中「附則第１５条第２７項第３号」を「附則第１５条第２６項第３号」に改め、同条第５項中「附則第１５条第３０項」を「附則第１５条第２９項」に改め、同条第６項中「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」に改め、同条第７項中「附則第１５条第３５項」を「附則第１５条第３４項」に改める。

第３０条の３第２項中「附則第７条第１１項」を「附則第７条第１３項」に改める。

第７５条の２第１項中「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」に改め、同条第２項中「附則第１５条第３５項」を「附則第１５条第３４項」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 第１６条の８の４の改正規定 令和５年１月１日

- 第１６条、第１６条の８の２及び第１６条の８の６第２項の改正規定、第１６条の１３の５第２項を削る改正規定、第１６条の１３の６、第１８条第１項及び第１８条の２の改正規定並びに次項の規定 令和６年１月１日

（個人の市民税に関する経過措置）

- 前項第２号に掲げる規定による改正後の吹田市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税における住宅借入金等特別税額控除の特例措置の適用期限の延長等を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 90 号

吹田市立教育・保育施設条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市立教育・保育施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 4 年 9 月 1 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市立教育・保育施設条例の一部を改正する条例（案）

吹田市立教育・保育施設条例（平成 27 年吹田市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 9 条第 1 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

岸部保育園を民営化するため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 91 号

吹田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 4 年 9 月 1 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）

吹田市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年吹田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「附則第 5 条第 1 項」を「附則第 3 条第 1 項」に改める。

第 6 条の見出しを「（督促手数料）」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項中「発付した」を「発した」に改め、同項を同条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

督促状の発付期限及び督促状で指定する期限の変更を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 92 号

吹田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 4 年 9 月 1 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市営住宅条例の一部を改正する条例（案）

吹田市営住宅条例（昭和 27 年吹田市条例第 182 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項第 8 号及び第 9 号を次のように改める。

(8) 吹田市営岸部中南住宅 吹田市岸部中 1 丁目 8 番

(9) 吹田市営岸部中西住宅 吹田市岸部中 1 丁目 12 番
第 1 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(10) 吹田市営岸部中東住宅 吹田市岸部中 1 丁目 26 番
第 22 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(3) 他の入居者又は周辺の住民に迷惑を及ぼす行為をしたとき。

第 27 条第 1 項中「毀損」を「毀損」に改め、同条第 2 項中「第 22 条若しくは法第 32 条第 1 項及び第 2 項（同条第 1 項第 3 号を除く。）の規定に該当し、又は第 24 条」を「第 22 条第 2 項、第 24 条第 1 項又は法第 32 条第 2 項」に改める。

第 30 条に次の 1 号を加える。

(3) 第 22 条第 1 項各号のいずれかに該当したとき。

第 31 条中「第 22 条第 1 項第 2 号、第 24 条第 1 項第 1 号及び第 27 条第 1 項」を「第 24 条及び第 27 条」に改め、後段を削る。

第 35 条第 3 号中「毀損」を「毀損」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(1)

（提案理由）

岸部中住宅の一部及び岸部北住宅の廃止等を行うとともに、明渡請求事由の規定の明確化を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 93 号

吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 4 年 9 月 1 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（案）

吹田市建築基準法施行条例（平成 12 年吹田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項の表第 26 号中「第 85 条第 5 項」を「第 85 条第 6 項」に改め、同表第 26 号の 2 中「第 85 条第 6 項」を「第 85 条第 7 項」に改め、同表第 33 号の 2 中「第 87 条の 3 第 5 項」を「第 87 条の 3 第 6 項」に改め、同表第 33 号の 3 中「第 87 条の 3 第 6 項」を「第 87 条の 3 第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の一部改正に伴う規定整備を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 4 年 9 月 1 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市手数料条例の一部を改正する条例（案）

吹田市手数料条例（平成 1 2 年吹田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 0 項の表第 1 号中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同号ア(7)中「適用される住宅」を「適用される新築の住宅」に、「新築基準適用住宅」を「新築基準適用新築住宅」に改め、同号ア(イ)中「又は」を「若しくは」に改め、「いう。）」の次に「又は長期使用構造等基準のうち住宅を新築しようとする場合の基準が適用される既存の住宅（以下この表において「新築基準適用既存住宅」という。）」を加え、同表第 3 号及び第 4 号の規定中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、「新築基準適用住宅」を「新築基準適用新築住宅」に改め、「増改築基準適用住宅」の次に「又は新築基準適用既存住宅」を加え、同表第 5 号中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、「第 5 条第 6 項第 4 号」を「第 5 条第 8 項第 4 号から第 7 号まで」に改め、同号ア中「新築基準適用住宅」を「新築基準適用新築住宅」に改め、「増改築基準適用住宅」の次に「又は新築基準適用既存住宅」を加える。

別表第 1 2 項の表の備考第 2 項中「（共同住宅又は複合建築物（共同住宅部分とみなす部分を有するものに限る。）であって、当該建築物の全ての部分が認定等の申請に係る部分であり、法第 5 4 条第 1 項第 1 号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に基づく住宅部分の設計 1 次エネルギー消費量に当該住宅部分の共用部分に係る設計 1 次エネルギー消費量を含まないもの（以下この表において「共用部分を評価しない共同住宅等」という。）については、当該認定等の申請に

係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積)」を削り、同表の備考第3項中「（共用部分を評価しない共同住宅等については、当該増加に係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積。以下この項において同じ。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の吹田市手数料条例別表第12項の規定は、令和4年10月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定の申請等に対する審査手数料の設定等を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 95 号

千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 4 年 9 月 1 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例（案）

千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 22 年吹田市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 25 号を第 26 号とし、第 9 号から第 24 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 藤白台 5 丁目に係る地区整備計画（以下「藤白台 5 丁目地区整備計画」という。）

第 5 条第 1 号及び第 6 条第 1 項第 1 号中「藤白台 3 丁目第 3 地区整備計画」の次に「、藤白台 5 丁目地区整備計画」を加える。

第 7 条に次の 1 項を加える。

3 藤白台 5 丁目地区整備計画の区域内においては、住宅の用途に供する建築物の敷地面積は、150 平方メートル以上でなければならない。

第 8 条第 2 項第 3 号中「津雲台 5 丁目第 2 地区整備計画」の次に「及び藤白台 5 丁目地区整備計画」を加える。

第 11 条中「第 20 号、第 22 号及び第 23 号」を「第 21 号、第 23 号及び第 24 号」に改める。

第 13 条第 1 項第 7 号及び第 9 号中「第 7 条」を「第 7 条第 1 項」に改め、同項中第 18 号を第 19 号とし、第 17 号を第 18 号とし、同項第 16 号中「第 7 条」を

「第7条第1項」に改め、同号を同項第17号とし、同項中第15号を第16号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 藤白台5丁目地区整備計画 第5条、第6条第1項、第7条第3項、第8条第2項及び第11条本文の規定

第13条第2項中「から第7条まで」を「、第6条、第7条第1項」に、「、第9条」を「及び第9条」に改める。

第14条第1項第3号中「津雲台5丁目第2地区整備計画」の次に「、藤白台5丁目地区整備計画」を加え、同項第5号中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

北部大阪都市計画千里ニュータウン地区地区計画に新たに追加した地区整備計画の区域内における建築物に関する制限を定めるため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 9 6 号

円山町 1 号橋拡幅改良工事請負契約の締結について

本市は、円山町 1 号橋拡幅改良工事の請負契約を次のとおり締結します。

令和 4 年 9 月 1 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 工 事 名 円山町 1 号橋拡幅改良工事
- 2 工 事 概 要 円山町 1 号橋拡幅改良
構造物土工一式、仮設工一式、函渠設置工一式、擁壁工一式、排水構造物工一式、道路施設工一式、舗装工一式、橋梁撤去工一式、河川構造物撤去工一式
- 3 工 事 場 所 吹田市円山町地内
- 4 工 期 着工 令和 4 年 9 月市議会議決後
完成 令和 6 年 5 月 3 1 日
- 5 請 負 金 額 2 5 6 , 8 5 0 , 0 0 0 円
- 6 請 負 者 吹田市江坂町 3 丁目 3 番 1 号
株式会社紙谷工務店
代表取締役 紙 谷 繁 夫

議案第 9 7 号

吹田市南消防署南正雀出張所建設工事（建築工事）請負契約の締結
について

本市は、吹田市南消防署南正雀出張所建設工事（建築工事）の請負契約を次のとおり締結します。

令和 4 年 9 月 1 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 工 事 名 吹田市南消防署南正雀出張所建設工事（建築工事）
- 2 工 事 概 要 (1) 構造・階数 鉄筋コンクリート造、地上 4 階
(2) 延床面積 8 4 7 m²
(3) 工事内容 新築工事
電気設備工事、機械設備工事及びガス設備工事は別途発注
- 3 工 事 場 所 吹田市南正雀 4 丁目 6 0 9 番 1
- 4 工 期 着工 令和 4 年 9 月市議会議決後
完成 令和 5 年 9 月 1 日
- 5 請 負 金 額 2 3 6 , 4 0 1 , 0 0 0 円
- 6 請 負 者 吹田市原町 1 丁目 4 番 1 3 号
株式会社エーユー
代表取締役 小 川 翔 輝

議案第 9 8 号

広域消防指令情報システム構築業務委託契約の締結について

本市は、広域消防指令情報システム構築業務の委託契約を次のとおり締結します。

令和 4 年 9 月 1 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 業 務 名 | 広域消防指令情報システム構築業務 |
| 2 | 業 務 概 要 | 5 市による広域消防指令情報システムの構築 |
| 3 | 業 務 場 所 | 豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市の各消防署・消防出張所 |
| 4 | 委 託 期 間 | 着手 令和 4 年 9 月市議会議決後
完了 令和 6 年 5 月 3 1 日 |
| 5 | 委 託 金 額 | 3, 1 3 5, 0 0 0, 0 0 0 円 |
| 6 | 受 託 者 | 大阪府中央区城見 1 丁目 4 番 2 4 号
日本電気株式会社関西支社
関西支社長 菅 原 一 郎 |

議案第 99 号

吹田市資源循環エネルギーセンター 2 号灰溶融炉整備用耐火物部品購入契約の締結について

本市は、吹田市資源循環エネルギーセンター 2 号灰溶融炉整備用耐火物部品の購入契約を次のとおり締結します。

令和 4 年 9 月 1 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- | | | |
|--------|--|----|
| 1 購入概要 | (1) 定型耐火物（耐火レンガ） | 一式 |
| | (2) 不定型耐火物（耐火モルタル） | 一式 |
| | (3) その他（取付部材） | 一式 |
| 2 納入場所 | 吹田市資源循環エネルギーセンター
（吹田市千里万博公園 4 番 1 号） | |
| 3 納期 | 着手 令和 4 年 9 月市議会議決後
完了 令和 5 年 3 月 31 日 | |
| 4 契約金額 | 87,890,000 円 | |
| 5 納入者 | 東京都台東区台東 4 丁目 26 番 8 号
大同環境エンジニアリング株式会社 東京支店
支店長 藤 井 俊 直 | |

議案第100号

教育用Windowsタブレット（GIGAスクール構想対応用）
追加購入契約の締結について

本市は、教育用Windowsタブレット（GIGAスクール構想対応用）
の追加購入契約を次のとおり締結します。

令和4年9月1日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 購入概要 | 教育用Windowsタブレット（GIGAスクール構想
対応用）
1,985台 |
| 2 | 納期 | 着手 令和4年9月市議会議決後
完了 令和4年11月30日 |
| 3 | 契約金額 | 108,900,000円 |
| 4 | 納入者 | 大阪府中央区和泉町2丁目2番2号
株式会社内田洋行大阪支店
執行役員大阪支店長 岡 野 清 吾 |

議案第 101 号

吹田市北部消防庁舎等複合施設建設工事請負契約の一部変更について

本市は、吹田市北部消防庁舎等複合施設建設工事請負契約（令和 3 年 6 月 28 日議決第 70 号）の一部を次のとおり変更します。

令和 4 年 9 月 1 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

変更部分

項 目	変 更 前	変 更 後
5 請負金額	8, 198, 410, 000 円	8, 892, 884, 000 円

変更理由

国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）の適用により請負金額が変更になるため。

令和 4 年度吹田市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 4 年度吹田市の一般会計の補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 2 1 5, 1 6 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 4, 8 0 4, 8 6 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 1 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		32,504,986	654,621	33,159,607
	1 国庫負担金	25,373,135	654,621	26,027,756
15 府支出金		11,158,972	89,629	11,248,601
	2 府補助金	2,108,332	89,629	2,197,961
18 繰入金		12,192,787	470,917	12,663,704
	1 基金繰入金	12,192,787	470,917	12,663,704
歳入合計		153,589,699	1,215,167	154,804,866

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		15,925,516	1,215,167	17,140,683
	1 保健衛生費	9,693,081	1,215,167	10,908,248
歳出合計		153,589,699	1,215,167	154,804,866

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 衛 生 費 国 庫 負 担 金	966,909	654,621	1,621,530
計	25,373,135	654,621	26,027,756

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

3 衛 生 費 府 補 助 金	136,879	89,629	226,508
計	2,108,332	89,629	2,197,961

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	9,069,059	470,917	9,539,976
計	12,192,787	470,917	12,663,704

歳 入 合 計	153,589,699	1,215,167	154,804,866
---------	-------------	-----------	-------------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 感染症予防事業費負担金	18,957	基本額 37,914×1/2
3 感染症発生動向調査事業負担金	345,006	基本額 690,012×1/2
6 感染症患者入院医療費負担金	290,658	基本額 387,544×3/4

9 新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金	89,629	基本額 89,629×10/10

1 財政調整基金繰入金	470,917	

--	--	--

(款) 14 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金
～ (款) 18 繰入金 (項) 1 基金繰入金

歳出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
14 予 防 費	3,479,241	1,215,167	4,694,408	744,250		
計	9,693,081	1,215,167	10,908,248	744,250		

歳 出 合 計	153,589,699	1,215,167	154,804,866	744,250		
---------	-------------	-----------	-------------	---------	--	--

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
470,917	10 需 用 費	1,131	消耗品費 919 印刷製本費 212
	11 役 務 費	10,599	通信運搬費 540 手数料 10,059
	12 委 託 料	815,514	新型コロナウイルス感染症検査業 務委託料ほか
	17 備 品 購 入 費	377	事務処理センター用書庫購入費ほ か
	19 扶 助 費	387,546	新型コロナウイルス感染症入院医 療費助成金
470,917			
470,917			

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

令和 4 年度吹田市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 4 年度吹田市の一般会計の補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 9 , 8 2 8 千 円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 4 , 8 2 4 , 6 9 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		12,663,704	19,828	12,683,532
	1 基金繰入金	12,663,704	19,828	12,683,532
歳入合計		154,804,866	19,828	154,824,694

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		15,805,158	19,828	15,824,986
	1 教育総務費	4,275,027	19,828	4,294,855
歳出合計		154,804,866	19,828	154,824,694

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	9,539,976	19,828	9,559,804
計	12,663,704	19,828	12,683,532

歳 入 合 計	154,804,866	19,828	154,824,694
---------	-------------	--------	-------------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	19,828	

--	--	--

(款) 18 繰入金 (項) 1 基金繰入金

歳出

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 教育委員会費	1,453,213	19,828	1,473,041			
計	4,275,027	19,828	4,294,855			

歳 出 合 計	154,804,866	19,828	154,824,694			
---------	-------------	--------	-------------	--	--	--

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	11 役 務 費	9,653	通信運搬費
	12 委 託 料	10,175	口座振替のオンライン受付サービス構築業務委託料
19,828			
19,828			
19,828			

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費

令和 4 年度吹田市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 4 年度吹田市の一般会計の補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 9 1 , 5 2 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 5 , 6 1 6 , 2 1 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は「第 4 表 地方債補正」による。

令和 4 年 9 月 1 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		33,159,607	880	33,160,487
	2 国庫補助金	6,907,667	880	6,908,547
15 府支出金		11,248,601	279,597	11,528,198
	2 府補助金	2,197,961	279,597	2,477,558
18 繰入金		12,683,532	499,446	13,182,978
	1 基金繰入金	12,683,532	499,446	13,182,978
20 市債		7,013,200	11,600	7,024,800
	1 市債	7,013,200	11,600	7,024,800
歳入合計		154,824,694	791,523	155,616,217

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		735,669	672	736,341
	1 議 会 費	735,669	672	736,341
3 民 生 費		74,458,423	542,530	75,000,953
	1 社 会 福 祉 費	25,349,584	383,398	25,732,982
	2 児 童 福 祉 費	35,047,116	159,132	35,206,248
4 衛 生 費		17,140,683	2,998	17,143,681
	1 保 健 衛 生 費	10,908,248	2,998	10,911,246
8 土 木 費		16,671,602	2,189	16,673,791
	6 住 宅 費	951,413	2,189	953,602
10 教 育 費		15,824,986	193,134	16,018,120
	2 小 学 校 費	2,253,592	144,664	2,398,256
	4 幼 稚 園 費	1,076,479	35,000	1,111,479
	5 社 会 教 育 費	4,397,376	13,470	4,410,846
13 予 備 費		190,000	50,000	240,000
	1 予 備 費	190,000	50,000	240,000
歳 出 合 計		154,824,694	791,523	155,616,217

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費
1 0 教 育 費	4 幼 稚 園 費

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間
本 庁 舎 改 修 工 事	令 和 4 年 度 ～ 令 和 7 年 度
小 学 校 遊 具 ・ 体 育 器 具 更 新 業 務	令和5年度
吹 三 地 区 公 民 館 解 体 撤 去 工 事	令和5年度

事業名	金額
公立保育所管理事業	千円 4,500
公立幼保連携型認定こども園管理事業	7,000
公立幼稚園管理事業	35,000

限度額	備考
千円 2,744,829	
139,232	
29,204	

第 4 表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の 方 法	利率	償	
				区 分	償 還 期 限
高 齢 者 い こ い の 間 業 整 備 事 業	千円 1,500	普通貸借 または 証券発行	%以内 5.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 15

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前							
	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法				
				区分	償還 期限	据置 期間	償 還 方 法	そ の 他
地 区 公 民 館 整 備 事 業	千円 260,800	普通貸借 または 証券発行	%以内 5.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 15	年以内 3	半年賦元利均等、年賦元利均等、当初発行額の3%以上半年賦、半年賦元金均等、年賦元金均等、満期一括	市財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、もしくは繰上償還し、または低利に借換えすることができる。

還 の 方 法			備 考
据 置 期 間	償 還 方 法	そ の 他	
年以内 3	半年賦元利均等、年賦元利均等、当初発行額の3%以上半年賦、半年賦元金均等、年賦元金均等、満期一括	市財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、もしくは繰上償還し、または低利に借換えすることができる。	

補 正 後							
限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法				
			区分	償還期限	据置期間	償 還 方 法	そ の 他
千円 270,900	普通貸借 または 証券発行	%以内 5.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 15	年以内 3	半年賦元利均等、年賦元利均等、当初発行額の3%以上半年賦、半年賦元金均等、年賦元金均等、満期一括	市財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、もしくは繰上償還し、または低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 民 生 費 国 庫 補 助 金	2,348,892	880	2,349,772
計	6,907,667	880	6,908,547

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

2 民 生 費 府 補 助 金	1,907,192	279,597	2,186,789
計	2,197,961	279,597	2,477,558

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	9,559,804	499,446	10,059,250
計	12,683,532	499,446	13,182,978

(款) 20 市債

(項) 1 市債

2 民 生 債	664,000	1,500	665,500
6 教 育 債	1,005,200	10,100	1,015,300
計	7,013,200	11,600	7,024,800

歳 入 合 計	154,824,694	791,523	155,616,217
---------	-------------	---------	-------------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 障害者自立支援給付 審査支払等システム 事業補助金	880	基本額 1,760×1/2

14 介護施設等の整備に 関する事業補助金	47,180	基本額 47,180×10/10
18 介護サービス事業所 等に対するサービス 提供体制確保事業補 助金	232,417	基本額 232,417×10/10

1 財政調整基金繰入金	499,446	

6 高齢者いこいの間整 備債	1,500	吹三地区高齢者いこいの間整備事 業
3 公 民 館 整 備 債	10,100	吹三地区公民館整備事業

--	--	--

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金
～ (款) 20 市債 (項) 1 市債

歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 議 会 費	735,669	672	736,341			
計	735,669	672	736,341			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 社会福祉総務費	1,359,896	6,016	1,365,912			
3 老 人 福 祉 費	1,071,342	347,947	1,419,289	279,597		
12 障害者福祉費	615,262	27,360	642,622	880		
17 吹三地区高齢者いきいの間整備費	—	2,075	2,075		1,500	
計	25,349,584	383,398	25,732,982	280,477	1,500	

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
672	12 委 託 料	672	字幕付ライブ議会映像配信システム導入業務委託料ほか
672			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
6,016	22 償還金、利子及び割引料	6,016	過年度府支出金返還金
68,350	18 負担金、補助及び交付金	347,947	介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金、物価高騰応援金ほか
26,480	12 委 託 料	1,760	障がい福祉システム改修業務委託料
	18 負担金、補助及び交付金	25,600	物価高騰応援金
575	14 工 事 請 負 費	2,075	吹三地区公民館解体撤去工事費
101,421			

(款) 1 議会費 (項) 1 議会費
～ (款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 児童福祉総務費	2,103,850	147,632	2,251,482			
3 保 育 園 費	3,108,498	4,500	3,112,998			
14 幼保連携型認定こども園費	576,386	7,000	583,386			
計	35,047,116	159,132	35,206,248			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 保健衛生総務費	3,832,658	2,998	3,835,656			
計	10,908,248	2,998	10,911,246			

(款) 8 土木費

(項) 6 住宅費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 住 宅 管 理 費	380,083	2,189	382,272			
計	951,413	2,189	953,602			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	18 負担金、補助及び 交付金	51,500	物価高騰応援金
	22 償還金、利子及び 割引料	96,132	過年度国庫支出金返還金
4,500	17 備 品 購 入 費	4,500	遊具購入費
7,000	17 備 品 購 入 費	7,000	遊具購入費
159,132			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	22 償還金、利子及び 割引料	2,998	過年度国庫支出金返還金
2,998			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	12 委 託 料	2,189	公営住宅管理システム改修業務委 託料
2,189			

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費
～ (款) 8 土木費 (項) 6 住宅費

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 小学校管理運営費	1,854,508	144,664	1,999,172			
計	2,253,592	144,664	2,398,256			

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 幼稚園費	1,076,479	35,000	1,111,479			
計	1,076,479	35,000	1,111,479			

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
13 吹三地区公民館整備費	25,946	13,470	39,416		10,100	
計	4,397,376	13,470	4,410,846		10,100	

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	12 委 託 料	144,664	遊具・体育器具更新業務委託料
144,664			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	17 備 品 購 入 費	35,000	遊具購入費
35,000			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	14 工 事 請 負 費	13,470	吹三地区公民館解体撤去工事費
3,370			

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費
～ (款) 10 教育費 (項) 5 社会教育費

(款) 13 予備費
(項) 1 予備費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 予 備 費	190,000	50,000	240,000			
計	190,000	50,000	240,000			

歳 出 合 計	154,824,694	791,523	155,616,217	280,477	11,600	
---------	-------------	---------	-------------	---------	--------	--

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
50,000	28 予 備 費	50,000	予備費
50,000			

499,446			
---------	--	--	--

(款) 13 予備費 (項) 1 予備費

令和 4 年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度吹田市の公共用地先行取得特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 9 4 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 6 0 6, 7 4 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 9 月 1 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地開発基金借入金		532,500	2,942	535,442
	1 土地開発基金借入金	532,500	2,942	535,442
歳 入 合 計		2,603,800	2,942	2,606,742

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地取得費		2,603,800	2,942	2,606,742
	1 用地取得費	2,603,800	2,942	2,606,742
歳 出 合 計		2,603,800	2,942	2,606,742

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間
千里丘朝日が丘線用地取得事業用地購入費用	令和5年度
千里丘朝日が丘線用地取得事業用地取得費用	令和5年度

限 度 額	備 考
千円 3 9, 6 3 3	
1 3 6, 7 8 8	

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 土地開発基金借入金

(項) 1 土地開発基金借入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土 地 開 発 基 金 借 入 金	532,500	2,942	535,442
計	532,500	2,942	535,442

歳 入 合 計	2,603,800	2,942	2,606,742
---------	-----------	-------	-----------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 土地開発基金借入金	2,942	

--	--	--

(款) 1 土地開発基金借入金 (項) 1 土地開発基金借入金

(7)

歳出

(款) 1 用地取得費

(項) 1 用地取得費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 千里丘朝日が丘線用地取得費	532,500	2,942	535,442			2,942
計	2,603,800	2,942	2,606,742			2,942

歳 出 合 計	2,603,800	2,942	2,606,742			2,942
---------	-----------	-------	-----------	--	--	-------

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	16 公 有 財 産 購 入 費	△68,424	用地購入費
	21 補償、補填及び賠償金	71,366	支障物件移転補償費

--	--	--	--

(款) 1 用地取得費 (項) 1 用地取得費

